

平成 2 1 年 度 予 算 (案)
主 要 新 規 事 項 等 の 概 要

平成 2 0 年 1 2 月

環 境 省

平成21年度環境省予算(案)主要新規事項等の概要

事 項	平成21年度 予算額(案)	担当局(部)課(室)名	頁
1. 低炭素社会・日本、低炭素の世界の実現			
国内排出量取引推進事業	2,500	地球環境局地球温暖化対策課	1
カーボン・オフセット推進事業	146	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	4
(新) 世界に貢献する環境経済政策の研究	400	総合環境政策局環境計画課	6
(新) 低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定調査費	150	地球環境局総務課研究調査室、地球温暖化対策課	8
地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	3,805	地球環境局地球温暖化対策課	10
地球環境研究総合推進費	3,955	地球環境局総務課研究調査室	13
(新) 地方における環境調査研究機能強化費	4	総合環境政策局総務課環境研究技術室	15
環境研究・技術開発推進費(競争的資金)	1,160	総合環境政策局総務課環境研究技術室	17
(新) 環境表示の信頼性確保のための検証事業費	300	総合環境政策局環境経済課	20
国等における環境配慮契約等推進経費	47	総合環境政策局環境経済課	23
環境金融普及促進事業	22	総合環境政策局環境経済課	26
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	236	総合環境政策局環境経済課	28
(新) 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費	30	総合環境政策局総務課、総務課環境研究技術室	30
(新) 地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業	100	総合環境政策局総務課、環境計画課	33
太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	1,000	地球環境局地球温暖化対策課	36
(新) 高濃度バイオ燃料実証事業費	151	地球環境局地球温暖化対策課	38
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,167	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課	40
廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業	50	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	42
二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業	156	地球環境局環境保全対策課	44
(新) 温暖化防止最新技術大規模事業に係る環境影響評価技術手法検討調査費	14	総合環境政策局環境影響評価課	46
低公害車普及事業	147	水・大気環境局自動車環境対策課	48
エコポイント等CO ₂ 削減のための環境行動促進事業	370	総合環境政策局環境経済課	50
温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	160	地球環境局地球温暖化対策課	53
地方公共団体対策技術率先導入補助事業	900	地球環境局地球温暖化対策課	55
(新) 冷媒フロン類排出抑制推進費	18	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	57
(新) フロン代替製品普及推進事業費	7	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	59
(新) 新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費	16	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	61
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	46	地球環境局総務課研究調査室	63
(新) 森林保全活動に対する民間資金の導入方策検討調査費	14	地球環境局環境保全対策課	65
(新) 低炭素社会国際研究ネットワーク事業	118	地球環境局総務課研究調査室	67
地球環境保全試験研究費	312	地球環境局総務課研究調査室	69
地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	134	地球環境局総務課研究調査室	71
(新) 気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業	13	地球環境局総務課研究調査室	73
京都メカニズム運営等経費	165	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	75
地球規模生物多様性モニタリング推進事業	297	自然環境局生物多様性センター	77
(新) 気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費	12	水・大気環境局水環境課	79
(新) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務	70	地球環境局地球温暖化対策課	82
地球温暖化対策推進法施行推進経費	46	地球環境局地球温暖化対策課	84
低炭素地域づくり面的対策推進事業	990	総合環境政策局環境計画課、環境影響審査室	85
低炭素社会モデル街区形成促進事業(うちクールシティ中枢街区パイロット事業)	700	地球環境局地球温暖化対策課水・大気環境局大気生活環境室	89
地域協議会民生用機器導入促進事業	340	地球環境局地球温暖化対策課	91

事 項	平成21年度 予算額(案)	担当局(部)課(室)名	頁
クールシティ推進事業	187	水・大気環境局大気生活環境室、水環境課、地下水・地盤環境室	93
エコ住宅普及促進事業	100	地球環境局地球温暖化対策課	95
建築物等エコ化可能性評価促進事業	8	総合環境政策局環境経済課	97
E.S.T.・モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進	135	水・大気環境局自動車環境対策課	100
国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業	170	総合環境政策局環境教育推進室	102
(新)持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業	55	総合環境政策局民間活動支援室	109
21世紀環境教育AAAプラン推進事業(新)クールアーススクール事業を含む)	204	総合環境政策局環境教育推進室	112
地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業	778	地球環境局地球温暖化対策課	115
次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費	137	地球環境局地球温暖化対策課	116
(新)日中環境協力推進費	24	地球環境局環境保全対策課環境協力室	119
京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	1,284	地球環境局地球温暖化対策課 水・大気環境局総務課	120
(新)クリーンアジア・イニシアティブ推進費	171	地球環境局環境保全対策課環境協力室	124
貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	32	地球環境局総務課	127
(新)アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	153	廃棄物・リサイクル対策部企画課	128
(新)アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	28	廃棄物・リサイクル対策部企画課	131
日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	22	水・大気環境局総務課	132
(新)クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費	80	地球環境局環境保全対策課	135
東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業	32	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	137
(新)日本モデル環境対策技術等の国際展開	151	水・大気環境局環境管理技術室、総務課	139
(新)アジア水環境パートナーシップ事業(第2期)	62	水・大気環境局水環境課	141
島嶼国を始め世界各地との環境連携強化費	51	地球環境局環境保全対策課環境協力室	143
途上国におけるフロン等対策支援事業費	47	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	145
(新)上海国際博覧会関係費	21	総合環境政策局環境計画課	147
自然公園等事業費(公共)	11,048	自然環境局自然環境整備担当参事官室	149
2. 自然と人間が共生する社会の実現			
SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	92	自然環境局自然環境計画課	151
(新)国連大学拠出金(国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業)	110	自然環境局自然環境計画課	153
(新)アジア保護地域パートナーシップ構築事業	5	自然環境局国立公園課	155
アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	53	自然環境局自然環境計画課	157
南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	26	地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	159
第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	42	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	161
生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	26	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	163
生物多様性条約拠出金	29	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	165
(新)生物多様性国際対話推進費	40	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	167
「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	24	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	169
生物多様性保全推進支援事業費	130	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	171
自然再生活動推進費	35	自然環境局自然環境計画課	173
(新)自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費	4	自然環境局総務課	175
(新)生物多様性関連技術開発等推進事業費	36	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	177
(新)世界自然遺産地域の順応的保全管理費	48	自然環境局自然環境計画課	179
(新)世界自然遺産登録推進調査費	30	自然環境局自然環境計画課	181
生物多様性総合評価推進費	40	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	183
(新)農業生物多様性影響調査	10	水・大気環境局農業環境管理室	185

事 項	平成21年度 予算額(案)	担当局(部)課(室)名	頁
未確立環境影響予測モデル検討調査費	12	総合環境政策局環境影響評価課	187
国立公園内生物多様性保全対策費	25	自然環境局国立公園課	189
海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	6	自然環境局国立公園課	191
(新)奄美地域国立公園指定推進調査費	24	自然環境局国立公園課	193
特定民有地買上事業費	244	自然環境局国立公園課	195
エコツーリズム総合推進事業費	126	自然環境局総務課	197
『五感で学ぼう!』子ども自然体験プロジェクト	21	自然環境局総務課	199
希少野生動物野生順化特別事業費	90	自然環境局野生生物課	201
希少固有動植物等保全特別総合点検事業	25	自然環境局野生生物課	203
絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備	216	自然環境局野生生物課	205
特定外来生物防除等推進事業	327	自然環境局野生生物課外来生物対策室	207
(新)カルタヘナ議定書対策事業	25	自然環境局野生生物課外来生物対策室	209
鳥獣保護管理に係る人材育成事業	40	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	211
特定鳥獣等保護管理実態調査	41	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	213
(新)国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備	8	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	215
野生鳥獣感染症情報整備事業費	46	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	217
渡り鳥の飛来経路の解明事業費	24	自然環境局野生生物課	219
飼養動物の安全・健康保持推進事業	10	自然環境局総務課動物愛護管理室	221
(新)愛がん動物用飼料安全対策費	35	自然環境局総務課動物愛護管理室	223
(新)マイクロチップ普及推進モデル事業	10	自然環境局総務課動物愛護管理室	225
(新)動物収容・譲渡対策施設整備費補助	100	自然環境局総務課動物愛護管理室	227
(新)ラムサール条約湿地の登録促進調査事業	7	自然環境局野生生物課	229
3. 資源を繰り返し活かす循環社会への転換			
リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進費	18	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	231
容器包装に係る3R推進事業費	49	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	233
(新)電気電子機器のリユース推進事業	5	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	235
(新)第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査	27	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	237
(新)使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	100	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	240
使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進等調査費	16	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	242
市町村の3R化改革加速化支援事業	19	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	244
容器包装3R高度化等推進事業	96	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	246
(新)使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進 循環型社会形成推進科学研究費補助金 (循環型社会形成推進研究費補助金(新)レアメタル回収技術特枠)を含む)	1,803	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	248
(新)安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	7	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	253
ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	159	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	254
低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業	23	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	256
(新)低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	64	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	257
廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金等)(公共)	73,019	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	259
廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	262
(新)し尿処理システム国際普及推進事業	21	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課浄化槽推進室	264
不適切な輸出入とアジアにおける適切な資源循環の管理 ・パーゼル条約対策費 ・アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 ・コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金	99	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	266

事 項	平成21年度 予算額(案)	担当局(部)課(室)名	頁
産業廃棄物適正処理推進費	60	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室、産業廃棄物課	269
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	33	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	270
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	272
産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業	6	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	273
P C B 廃棄物対策推進費補助金	2,000	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	274
循環型社会形成推進交付金(公共・浄化槽分)	14,344	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	275
4. 安心して暮らせる安全で豊かな環境の確保			
(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査	52	環境保健部企画課化学物質審査室	276
官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費	31	環境保健部企画課化学物質審査室	278
農薬リスク総合評価システム確立・推進事業	27	水・大気環境局農業環境管理室	280
(新) 環境影響高懸念物質評価・管理手法調査	43	環境保健部企画課化学物質審査室	282
小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	193	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	284
(新) 環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査	3	環境保健部環境安全課	286
国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	69	環境保健部環境安全課	288
(新) 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	8	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	290
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	323	水・大気環境局自動車環境対策課	292
公害防止管理実施状況調査対策検討	8	水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課	294
微小粒子状物質(P M 2 . 5) 対策等調査費	121	水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課	296
光化学オキシダント動向等調査費	32	水・大気環境局大気環境課	298
(新) 地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコネフィット技術等の評価検討費	10	水・大気環境局大気環境課	300
交通公害防止等調査検討費	64	水・大気環境局自動車環境対策課	302
オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	44	水・大気環境局自動車環境対策課	305
自動車公害実態調査・対策検討費	110	水・大気環境局環境管理技術室、総務課	307
(新) 新たな水質管理指標に係る類型指定調査	11	水・大気環境局水環境課	310
(新) WET手法を活用した排水規制手法検討調査	37	水・大気環境局水環境課	312
3 R の概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	20	水・大気環境局水環境課	314
(新) 水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費	21	水・大気環境局水環境課	316
(新) 油汚染等地下水汚染対策調査	11	水・大気環境局地下水・地盤環境室	318
硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	15	水・大気環境局地下水・地盤環境室	321
(新) 次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査	16	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	324
里海創生支援事業	21	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	326
(新) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	34	水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室	328
熱中症予防情報の提供及びモニタリング	17	水・大気環境局大気生活環境室	330
(新) やすらぎの水環境再生事業費	3	水・大気環境局水環境課、地下水・地盤環境室	332
(新) 皇居外苑濠環境保全調査	-	自然環境局総務課、水・大気局水環境課	334
漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	196	地球環境局環境保全対策課	336
海洋基本計画推進経費	93	地球環境局環境保全対策課	339
国際連合地域開発センター拠出金	30	水・大気環境局自動車環境対策課	341
日中水環境パートナーシップ	195	水・大気環境局水環境課、地下水・地盤環境室	344
(新) アフリカにおける水環境改善	18	水・大気環境局水環境課	346
搬出汚染土物流管理対策検討調査	70	水・大気環境局土壌環境課	348
(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査	20	水・大気環境局土壌環境課	350

事 項	平成 21 年度 予 算 額 (案)	担当局 (部) 課 (室) 名	頁
水俣病総合対策関係経費等	11,471	環境保健部企画課特殊疾病対策室 水俣病発生地域環境福祉推進室	352
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	700	環境保健部企画課保健業務室	354
被認定者に関する医学的所見等の解析調査	45	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	356
一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	94	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	358
(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	15	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	360
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	362
有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	241	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	364

国内排出量取引推進事業(エネ特会)

2,500百万円(250百万円)

1. 事業の概要

- 自主参加型国内排出量取引制度第3期～第5期を運営するとともに、排出量モニタリング・検証システムを一層効率化するための方法論改善と組織的な検証能力の向上と検証人の人材育成を図る。これにより、2008年の秋から開始する排出量取引の国内統合市場の試行的実施及び、将来の本格的な参加義務型排出量取引制度の導入に備える。
- 義務型の国内排出量取引制度について、制度案及び諸論点の検討、経済影響分析、海外の制度の情報収集・分析、海外への情報発信等を行う。

2. 事業計画

- 試行的実施については、2008年9月中に設計を行い、10月中に開始する。
- 自主参加型国内排出量取引制度については、第3期の排出削減実施年度排出量検証及び排出枠償却、第4期の排出削減実施と排出枠の取引、第5期の設備整備と基準年排出量の検証を行う。なお、試行的実施の開始を踏まえ、第5期においては、中小企業における対策の推進を主眼とする。

3. 施策の効果

- CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムをフルに活用し、技術開発や削減努力を誘導していく。また、試行的実施の経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにする。
- 自主参加型国内排出量取引制度により、費用対効率に優れた形で確実な排出削減を実現する。

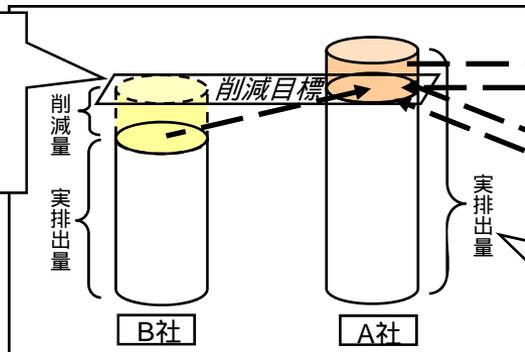
排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

国内統合市場

試行排出量取引スキーム

- ▶ 企業が自主削減目標を設定、その達成を目指して排出削減を進める。目標達成のためには、排出枠・クレジットが取引可能。
- ▶ 排出総量目標、原単位目標など様々なオプションが選択可能であり、多くの企業の参加を得て日本型モデルを検討。

自主行動計画と整合的な目標。妥当性を政府で審査の上、関係審議会等で評価・検証。



必要な排出量の算定・報告、検証等を実施。

国内クレジット

大企業等が技術・資金等を提供して中小企業等が行った排出抑制の取組を認証(国内クレジット)する制度。

協働(共同)事業

資金・技術

国内クレジット

排出削減

C社(中小企業等)

京都クレジット

〔海外における温室効果ガス削減分〕

自主行動計画への反映等を通じて京都議定書目標達成に
貢献

制度のポイント

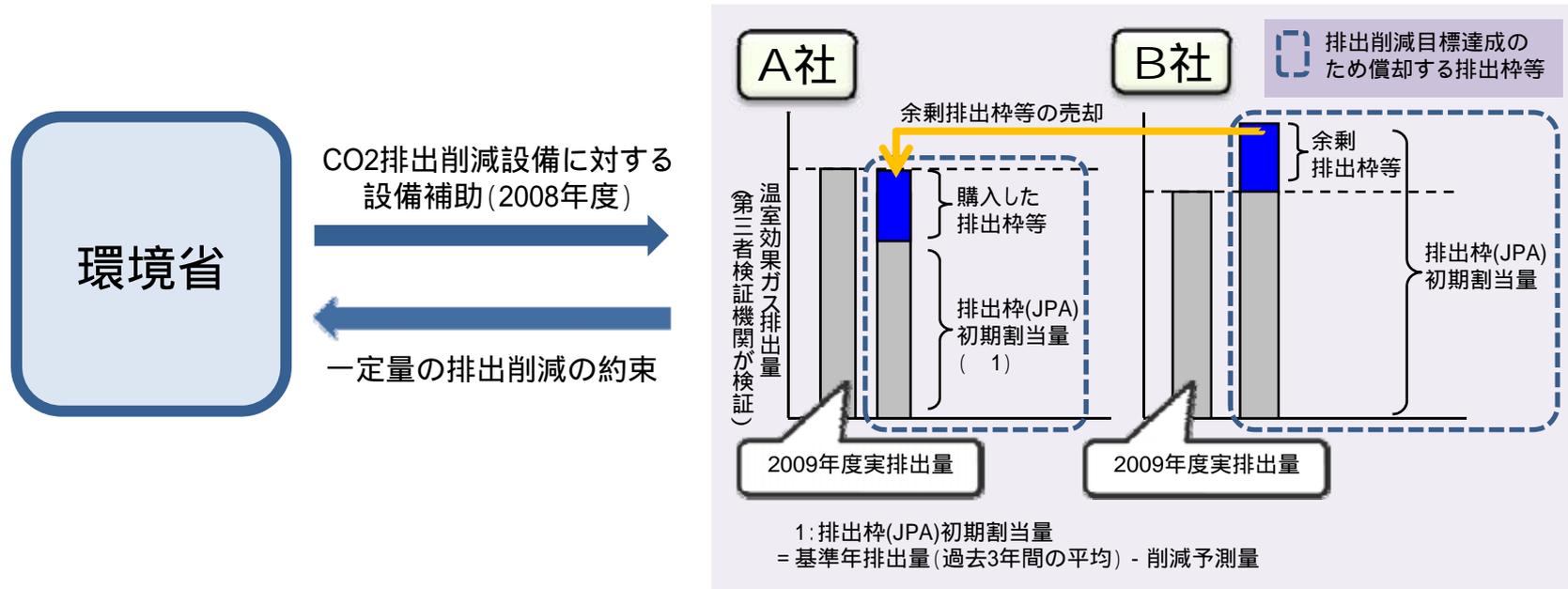
- 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、実効性のある排出削減を行うための様々なメニューを用意。
- 国内統合市場として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- 来年初頭(1~3月)及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) について

【1. 制度の概要】

環境省が2005年度から開始。

CO2排出削減設備に対する設備補助、一定量の排出削減の約束、排出枠の取引により、**積極的にCO2排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、確実に費用対効果に優れた形で削減を実現するもの。**



【2. 実績】

これまでに、**のべ222社**が参加。

第2期(2006年度)参加者は2007年度の1年間で、**基準年度排出量の25%に相当する280,192t-CO2を削減。**削減予測量(基準年度排出量の19%に相当)を大幅に上回った。

第2期の取引件数は51件、取引量合計は54,643t-CO2、取引平均価格は概ね1,250円/t-CO2であった。

排出量のモニタリング・報告・検証のためのガイドライン、排出枠管理のための登録簿システム、排出量管理システム等、制度運用に不可欠なインフラを整備。

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

- カーボン・オフセットに用いられる VER を生む国内排出削減・吸収プロジェクトのベースライン・モニタリング方法論の認定又は策定・提供業務を行うとともに、国内の排出削減・吸収プロジェクトから生ずる排出削減・吸収量に対し、VER を発行・管理する。
- カーボン・オフセット型の商品・サービスや会議・イベント、自己活動について、カーボン・オフセットの実施が適切になされているかを第三者機関が審査し、基準に適合する商品・サービス、会議・イベント等についてラベリングを行うとともに、ラベリングの管理事業を実施する。
- カーボン・オフセットフォーラムにおいて、定期的なセミナーの開催、ヘルプデスクを通じた相談支援の実施、国内外の動向の情報提供等を行う。

2. 事業計画

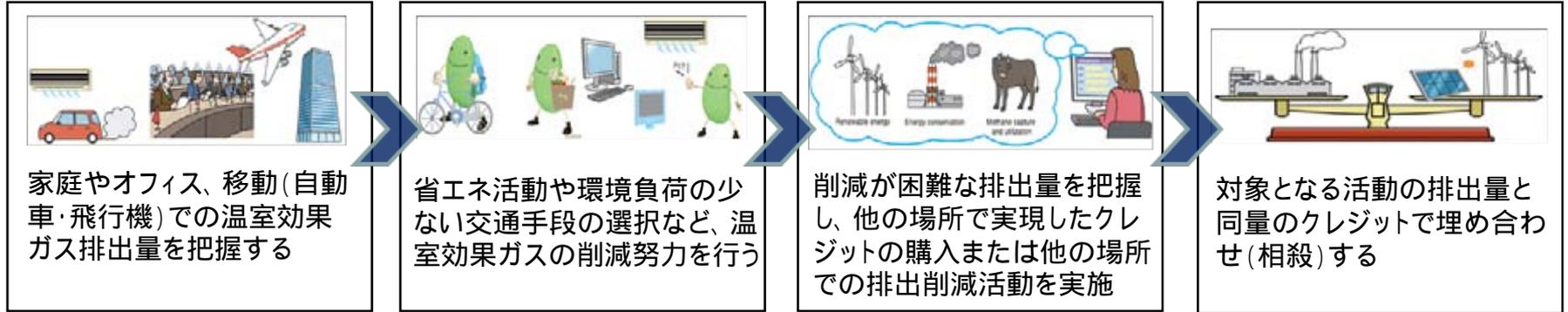
前年度までの検討結果および施行事業による知見や経験を活かし、VER認証・登録スキームの運営を行うとともに、認証事業を実施する。また、ラベリングスキーム運営等を通じてカーボン・オフセットの取組に対する信頼性を担保する。

3. 施策の効果

カーボン・オフセットの推進は、第一に自らが排出している GHG の削減努力を行うことであるという原則に基づくものであり、事業者、国民など幅広い主体による主体的な排出削減対策を強化することともに、国内における排出削減・吸収プロジェクトの実施に資金面で貢献することとなるため、本取組の推進により、京都議定書の目標達成にも資することとなる。

カーボン・オフセット推進事業

市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行うとともに、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量で埋め合わせる。これにより、市民・企業等による主体的な削減活動の実施を促進するとともに、削減・吸収プロジェクトの資金調達を促進することが期待できる。



現在の取組

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)の策定(2008年2月)

カーボン・オフセットに関する情報提供や相談支援等を行うカーボン・オフセットフォーラム(J-COF)の設立(2008年4月)

日英カーボン・オフセットの取組に係る情報交換の協力宣言文の締結(2008年9月)

カーボン・オフセットに用いる排出削減・吸収クレジットの認証基準の策定(2008年11月)

カーボン・オフセットモデル事業の実施(2008年8月に9件の事業を採択年度末に成果発表)

カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供・第三者認証・ラベリングの枠組みの策定(策定中)

今後の方向性

カーボン・オフセットの取組の普及促進・信頼性確保

(新)世界に貢献する環境経済政策の研究

400百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究を行う。

2. 事業計画

(1) 環境と経済・社会の統合的な発展のための政策研究

内外の研究者を動員し、世界経済の状況変化と地球規模の環境問題との関係等について、具体的な課題を設定し3年程度の期間で政策研究を行う。

(例) エネルギー価格や資源価格の変動等が経済及び環境に与える影響についての研究

(2) 経済・社会と環境との相互影響についての解析

我が国の社会・経済の構造と環境負荷、環境政策とのダイナミズムについて明らかにし、今後の社会・経済変化を踏まえた環境政策のあり方、効果的に環境保全と社会・経済の発展に影響を与える政策のあり方についてのマクロ経済的な検討を行う。

(例) 経済と環境との関係の構造的な把握

新しい環境像を実現する経済社会の道筋

(3) 実践的な環境経済政策についての調査

企業行動と環境政策の相互影響などについて、特定の政策を取り上げたケーススタディ等を含め、ミクロ的な分析を行う。

(例) 環境政策が技術開発、市場形成等をもたらす効果についての研究

(4) 環境と社会・経済に関する動向についての基盤的情報の把握・提供

経済に関する統計情報の活用、企業アンケート調査により、環境経済研究の推進及び企業等の環境保全活動や環境産業の発展に活用できる環境に関連する経済動向の情報を収集・提供する。

3. 施策の効果

環境と共生できる21世紀の経済社会構築の基盤形成

各種分析を踏まえた環境政策の戦略的展開

各主体に求められる行動の明確化とその促進

環境ビジネス分野の振興



世界に貢献する環境経済政策の研究

背景

経済情勢

開発途上国の経済成長
世界的な資源エネルギーの需給等

社会情勢

世界の人口増加等

「低炭素社会・日本」を目指して
(平成20年6月9日)

2050年までにCO2
排出量について現状
から60~80%の削減

政策研究の内容

環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析する。

環境と経済・社会の統合的な発展のための政策研究(地球規模政策研究)

経済・社会と環境との相互影響についての解析(日本についてのマクロ的政策研究)

実践的な環境経済政策についての調査(企業行動、政策についてのミクロ的政策研究)

環境と社会・経済に関する動向についての基盤的情報の把握・提供(環境経済情報の発信)

成果の活用

環境と共生できる
21世紀の経済社会構築の
基盤形成

各種分析を踏まえた
環境政策の戦略的展開

各主体に求められる
行動の明確化と
その促進

環境ビジネス
分野の振興

日本が先導して低炭素
の経済社会を実現し、
世界経済の発展に貢献

化石燃料制約を克服
自然と共生し、「もった
いない」を基調にした
資源の循環による安全
で心豊かな暮らし
環境保全の努力が
経済的に報われる仕
組みをビルト・インし
発展する市場経済

連携

国際研究機関

国内研究機関

(新)低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定
調査費

150百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室
地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

平成20年7月29日に閣議決定された「低炭素社会作り行動計画」では、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出量を現状から60～80%削減するという長期目標を掲げている。また、中期目標については来年(平成21年)のしかるべき時期に次期枠組みにむけた中期目標(国別総量目標)を発表することになっている。

本事業ではこれらの目標を確実に達成し、低炭素社会を実現するため、中期・長期それぞれの目標達成に向けたロードマップの策定を行うものである。

2. 事業計画

中期目標達成ロードマップについては、平成21年度に各部門の取組に係る排出削減量、費用の算定及び海外事例調査、国内対策の検討を行い、平成22年度に各政策手法について費用対効果を踏まえた検討を行い、ロードマップの策定を行う。

長期目標達成ロードマップについては平成20年5月22日に地球環境研究総合推進費「脱温暖化2050プロジェクト」が公表した「低炭素社会に向けた12の方策」の各方策について、平成21～22年度にかけて制度的課題、普及方策等を検討し、ロードマップの策定を行う。

3. 施策の効果

本事業で策定されたロードマップに沿った政策を実施することで低炭素社会の実現に資する。

低炭素社会づくりのための 中・長期目標達成ロードマップ策定調査費

〔京都議定書
目標達成計画〕

- 6%達成
(~2012年)

【現状】

中期目標 ロードマップ 2013年以降の目標

(低炭素社会づくり行動計画(2008.7.29閣議決定)に基づき、来年のしかるべき時期に発表予定)

【事業内容】

産業、業務、家庭等各部門の取組に係る排出削減量、費用の算定及び海外事例調査

各部門ごとにヒアリングを踏まえた国内対策の検討

各政策手法について費用対効果を踏まえた検討

ロードマップの策定

長期目標 ロードマップ 2050年-60~-80%

(低炭素社会づくり行動計画(2008.7.29閣議決定)に基づき、2050年までに現状から60~80%の削減を行う)

【事業内容】

革新的な技術の開発・普及への障害や普及への方策を明らかにするため、メーカー、ユーザー等へのヒアリング

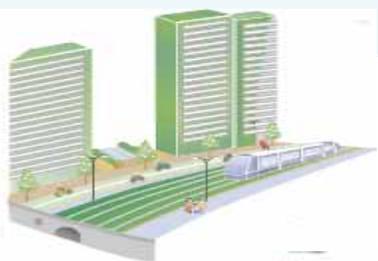
ヒアリングも踏まえて「低炭素社会に向けた12の方策(地球環境研究総合推進費「脱温暖化2050プロジェクト」により2008.5.22公表)」の実現について検討

ロードマップの策定

【2050年】

-60~
-80%
達成

低炭素社会の実現へ



地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)

3,805百万円(3,710百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発について公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行う。

2. 事業計画

以下の技術開発分野ごとに、基盤的な温暖化対策技術の開発について、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業等を公募により選定し、委託又は補助して行う。

(1) 新エネルギー総合利活用等戦略的温暖化対策技術開発【委託】

イノベーション25や環境エネルギー技術革新計画において必要な技術として位置づけられている「セルロース系資源からのバイオ燃料製造と利用」、「バイオマス資源の総合利活用」、「エネルギーの面的利用(カスケード利用)」等に基づき、新たに以下を戦略的温暖化対策技術開発と位置づけ、応募のあった提案事業について、対策効果、実用性、有望性等を評価し、選定案件の技術開発を委託により行う。

1) 新エネルギー面的利用技術開発

太陽光発電、風力発電など地域に賦存している新エネルギーのうち、未利用部分を含め、効率的な地産地消型のエネルギー利用を面的に進めることによって、地域全体における省CO2化を実現する技術開発を行う。

2) 第二世代(セルロース系資源由来等)バイオ燃料製造・利用技術開発

廃棄物などに含まれるセルロース系資源からの効率的なバイオ燃料の製造およびそのエネルギー利用等の第二世代のバイオ燃料に関する技術開発を行う。

3) 地域におけるバイオマス資源総合利活用システム技術開発

地域に即したバイオマスの高度利用システムの構築を図る技術開発や、草木質バイオマス系のエネルギー利用及び持続可能型地域バイオマス利用システムに関する技術開発を行う。

(2) 地球温暖化技術開発

1) 重点的に取り組む技術開発 (委託事業)

省エネ対策技術実用化開発

省エネ対策技術の分野において、実用化できる省エネ対策技術開発。

再生可能エネルギー導入技術実用化開発

再生可能エネルギー導入技術における技術開発。

都市再生環境モデル技術開発

都市の特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策に係る技術開発・実証。

2) 重点的に取り組む技術開発 (補助事業)

循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

循環資源由来エネルギーによる高効率発電技術等の実用化に係る技術開発・実証。

製品化技術開発

上記のカテゴリーにおいて、これまでの技術開発の成果により、製品化が十分期待できる有望な技術を対象として、技術開発を行う。

【補助内容等】

補助先 民間企業等

補助率 1 / 2

3. 施策の効果

早期実用化可能な、新たなエネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発。

地球温暖化対策技術開発事業（エネルギー対策特会）

新エネルギー総合利活用等戦略的温暖化対策技術開発（委託事業）

・環境エネルギー技術革新計画において、「短中期的対策（2030年まで）に必要な技術」に位置付けられた技術開発、イノベーション25において社会還元加速プロジェクト、及び研究開発ロードマップに位置づけられた技術開発に対する支援。

計画等における位置づけ

イノベーション25

・社会還元加速プロジェクト

【環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用】

・研究開発ロードマップ

【効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術】

環境エネルギー技術革新計画

地産地消型の自然エネルギー利用

セルロース系資源からのバイオ燃料製造と利用

エネルギーの面的利用（エネルギーのカスケード利用）、

他の技術との連携により効果がより一層拡大される技術

洞爺湖サミット

「第二世代のバイオ燃料の研究開発」の重要性を指摘

H21年度本事業における戦略的技術開発

(1) 新エネルギー面的利用技術開発

(2) 第二世代（セルロース系資源由来等）
バイオ燃料製造・利用技術開発

(3) 地域におけるバイオマス資源総合利
活用システム技術開発

地球温暖化対策技術開発事業

基盤的な省エネ・代エネに係る温暖化対策技術の開発及び効果的な温暖化対策技術の実用化に対する支援。

重点的に取り組む技術開発（委託事業）

- (1) 省エネ対策技術実用化開発
- (2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発
- (3) 都市再生環境モデル技術開発

重点的に取り組む技術開発（補助事業）

- (4) 循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発
- (5) 製品化技術開発

地球環境局総務課研究調査室

1．事業の概要

地球環境問題は、地球と人間活動との複雑な相互作用により生じるものであるため、地球温暖化の例にみられるように、その原因や将来の動向には大きな不確実性を伴う場合が多い。このため、地球環境政策の適時・適切な推進には、科学的知見の集積と科学的側面からの支援が不可欠である。

本施策は、地球環境保全のための政策を科学的側面から支援することを第1の目的とする“政策貢献指向型の競争的研究資金”として特徴づけられ、地球環境保全施策の立案・推進に対し重要な科学的知見を提供している。

研究の区分は、戦略的研究開発領域、地球環境研究問題対応型研究領域、地球環境研究革新型研究開発領域、国際交流研究で、対象分野は以下の4つとしている。

- (1) 全球システム変動
- (2) 越境汚染(大気・陸域・海域・国際河川)
- (3) 広域的な生態系保全・再生
- (4) 持続可能な社会・政策研究

2．事業計画

平成21年度は、4つの区分の研究課題を引き続き実施するほか、新たにトップダウン型の研究として、アジア諸国の低炭素社会実現のためのビジョンとロードマップを描く「アジア低炭素社会プロジェクト」(仮称)及び越境大気汚染物質の削減と地球温暖化の防止を図る共便益(コベネフィット)アプローチによる「東アジア広域大気汚染防止プロジェクト」(仮称)の2つの戦略プロジェクトを立ち上げる。

3．施策の効果

- ・地球環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見を集積し、研究活動及び成果を通じて地球環境政策を科学的側面から支援

地球環境研究総合推進費

背景と目的

- ・地球環境政策の立案・推進には、
科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化
→問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効かつ重要なものの一つ

地球環境政策を科学的に支える研究を総合的に推進し、
地球環境問題の解決に寄与

IPCC(気候変動に関する政府間パネル):地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

近年の成果

- ・将来の温室効果ガス排出量と対策効果を統合評価モデル(AIM)により定量的に予測・評価
- ・今世紀末までを対象に、主要な5分野(水資源、森林、農業、沿岸域、健康における温暖化影響予測と経済評価を実施
- ・温室効果ガスを1990年に比べて70%削減した低炭素社会実現の可能性について提示
- ・50%を超える大幅なCO2削減を現実のものとする低炭素社会づくりのための12の方策を提言
- ・外来生物が脆弱な海洋島の生態系に及ぼす影響について解析し、小笠原諸島における「森林生態系保護地域」の設定に貢献

制度の特徴

- ・地球環境保全施策に貢献する先導的・独創的な研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**
- ・**ボトムアップ**的公募と**トップダウン**的公募の双方を活用し、地球環境研究を総合的に推進
- ・推進費専属の**プログラムオフィサー(PO)**による指導助言体制(平成17年度より)
- ・若手研究者(40歳未満)を対象とした革新型研究開発領域を設定(平成18年度より)
- ・有識者を含む**アドバイザリーボード**会合開催による課題の効率的かつ効果的な進行を促進(平成18年度より)
- ・低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定(平成20年度より)

今後、期待される成果

- ・京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供
- ・温暖化に伴う日本及びアジアの中長期的(50~100年)な多様な分野の影響予測を提示
- ・気候変動シナリオと社会経済シナリオの連携により、IPCCでの新しい排出シナリオ作成への貢献
- ・低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる政策立案に対する科学的知見を提供

1. 事業の概要

地域で発生する環境問題を各地域で解決していくためには、相応の地域環境力(地域全体として環境保全に向けた活力)を維持することが必要。また、地域の活性化という側面からも、総合科学技術会議により「科学技術における地域活性化戦略」(20年5月)が決定され、地域主体の自立的発展を国として後押しすべきこと等が意見具申されたところ。一方、地方公共団体の環境研究機関は、昨今の厳しい財政状況等を背景に、そのポテンシャルの低下が危惧されている状況。

このような状況に鑑み、国として、地方公共団体の環境研究・技術開発ポテンシャルを維持、向上させ、環境施策に係る住民サービスの向上を図り、地域における環境ビジネスを活性化させるための調査を行い、これらをもとに地方環境研究機関の今後のあり方に係る提言をとりまとめるもの。

2. 事業計画

2.1 年度：地方環境研究機関の環境研究・技術開発等に係る最近の主要成果、施設、調査能力、優良取組事例、環境調査業務の特性等の調査

2.2 年度：地域のノウハウ、リソース等を活かした活性化策、ネットワーク化、住民ニーズが高い分野の強化等について具体的提言(提言例)・各地域における産業、行事等に与える地球温暖化の影響と適応策に係る検討の推進

- ・GC/MS等計測機器の利用・更新に関する地域間の連携
- ・公害防止技術の利用等に関する環境アドバイス機能の充実・強化

3. 施策の効果

アウトプット：ポテンシャル、住民の期待等を踏まえた地方環境研究機関の取り組みのあり方を提言

アウトカム： 地域における環境問題解決能力の維持、向上
環境施策に係る住民サービスの向上
地域における環境ビジネスの活性化

⑧ 地方における環境調査研究機能強化費 4百万円

【背景】

- 地方公共団体の厳しい財政状況等を背景に、地方環境研究機関のポテンシャルが低下。
- 地域で発生する環境問題を各地域で解決していくためには、相応の地域環境力を維持することが必要。
- 一方、第3期科学技術基本計画(平成18年閣議決定)において、地域の科学技術の振興について、活力ある地域作りへの貢献等の観点から、国としての積極的推進を規定。

調査



地方環境研究所の環境研究・技術開発等に係る

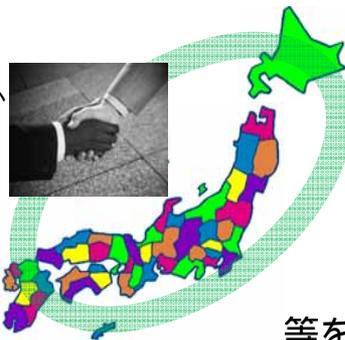
- 主要成果
- 施設、調査能力
- 調査業務
- 優良取組事例

等を調査

検討

全国環境研協議会と連携し、

- 地域のノウハウ、リソース等を活かした活性化策
- 近隣研究機関とのネットワーク化
- ニーズが高い分野の強化



等を検討

地方環境研究所における取り組みのあり方を提言

～ 地域の環境研究・技術開発の活性化 ～

- 地域における環境問題解決能力の維持、向上 (例: 緊急時連携、地球温暖化の影響と適応策)
- 環境施策に係る住民サービスの向上 (例: 空気、河川、製品の環境性能等の依頼測定)
- 地域における環境ビジネスの活性化

(改)環境研究・技術開発推進費(競争的資金)

1,160百万円(1,289百万円)

20年度予算額にはナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業(453百万円)分を含む。

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

社会的要請や行政課題等を踏まえて重点的に実施すべき研究・技術開発分野を特定し、広く民間企業、大学、国立試験研究機関、独立行政法人、地方公共団体の試験研究機関等から研究・技術開発課題の提案を募り、学識経験者より構成された総合研究開発推進会議における厳正な事前評価により実施課題を決定し、その研究・技術開発を支援するもの。

2. 事業計画

研究・技術開発成果の社会還元の効率化を図るため、「環境技術開発等推進費」と「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」の統合を図った上で、戦略指定領域(トップダウン型)の拡充、戦略一般領域(ボトムアップ型)における「統合的・総合的研究枠」の新設を行い、21年度から実施。それに伴い、事項名を環境研究・技術開発推進費に改称。

a) 戦略指定領域の拡充

新規課題分の予算のうち、分野ごとに1/2程度を戦略指定領域に配分し、

- ・社会ニーズを尊重して募集課題、採択課題を決定
- ・研究実施者と行政部局の連携を緊密に行い、政策への反映を効率化という仕組みにより、研究・技術開発成果の社会還元を効率化。
- ・土壌汚染に係る迅速かつ低コストな定性・定量法の開発
- ・人的・農林業被害が拡大している一方、絶滅のおそれが高まっているクマ類の保安全管理に資する個体数推定法の確立

等の公募を予定。

b) 戦略一般領域における「統合的・総合的研究枠」の新設

戦略一般領域の優先採択枠として「統合的・総合的研究枠」を新設し、自然科学のほか、社会科学又は人文科学の視点での研究提案を引き出し、

研究・技術開発成果の社会還元を効率化。例えば、

- 製品の全ライフサイクルを通じた環境リスク低減手法
- 健全な水循環を実現するための管理手法

等の提案を期待。

3. 施策の効果

- 環境分野に係る研究・技術開発成果の社会還元を効率化。
- 環境問題に係る、自然科学者と人文・社会科学者の交流、又は複眼的科学者の育成を図り、科学技術による環境問題解決力を向上。

改 環境研究・技術開発推進費 1,160百万円

(20年度 環境技術開発等推進費 + ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業1,290百万円)

【総合科学技術会議総括的見解(平成19年10月)】

- 科学技術振興と所管分野の政策推進を一体的に行うことが重要。
- 日本がリードできる分野や社会的ニーズの高い分野に集中すべき。
- 人文社会分野の調査研究に力を入れて、科学技術を環境問題解決に活かす方法を明確にし、効果を上げる。
- 制度の整理・統合が必要 (科学技術に関する予算等の資源配分の方針、毎年6月)。



1. 戦略指定領域(トップダウン型)を拡充し、社会的ニーズが高い課題に重点化



- 新規課題分の予算のうち、1/2程度まで拡充。
- 社会的ニーズを尊重して募集課題・採択課題を決定。
- 研究実施者と行政部局の連携による政策への反映を効率化。

2. 戦略一般領域(ボトムアップ型)においても「統合的・総合的研究枠」を設け、社会科学の視点での制度や技術の普及に係る研究提案を誘導

- 既設の地域枠、若手枠に加えて「統合的・総合的研究枠」を新設。
- これに伴い、事業名称を「環境研究・技術開発推進費」に改称。



3. 「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」を統合



環境研究・技術開発成果の社会還元の効率化

(新) 環境表示の信頼性確保のための検証事業費

300百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進し、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達に関する法律(以下「グリーン購入法」という)」が制定され、平成13年4月から全面施行されている。同法においては、国等の各機関は「基本方針」(閣議決定)に基づき、毎年度、調達方針を作成し、グリーン購入を推進することが求められている。

しかしながら、一連の環境偽装により、環境配慮製品の信頼性は低下し、グリーン購入の着実な推進に大きな影響が生じており、可及的速やかに信頼回復のための取組が必要となっている。グリーン購入制度の運用については、消費者と供給側との相互の信頼関係に基づいているが、環境配慮製品の偽装はリサイクル材料等、消費者等が直接確認しにくいものが多く、長期間にわたり偽装が見逃され蔓延している事例も発覚している。このため、製造者の自己宣言に任せるだけではなく、一定量の抜き取り調査(エコテスト)を行って実態を把握し、不正事案の公表も含め、調査結果に基づき的確に情報提供を行う必要がある。これにより、偽装の抑止効果及びグリーン購入制度の信頼性の確保を図る。

2. 事業計画

エコテストを実施する対象品目の選定、及びテストの実施要領作成
エコテストの結果を公表するに当たっての情報発信手法等の検討
エコテストの実施(特定調達品目18分野237品目の中から偽装の蓋然性の高い品目等を選定して実施)
テスト結果の公表及び情報提供の実施
将来に向けたテスト結果の蓄積(データベース化)の検討
テスト結果データベース(蓄積情報)の維持・更新

3. 施策の効果

平成16年度の調達実績の取りまとめ結果によると、国等の機関による特定調達物品の調達実績は年間で約6,000億円に達しており、現状はさらに品目数が増加している。また、既に都道府県及び政令指定都市の全て、その他の地方公共団体の約3割が、環境配慮製品の普及のために国に準じたグリーン購入を実施しており、合計で数兆円に及ぶグリーン購

入製品の信頼性を高める効果があるとともに、環境市場全体の信頼性向上にもつながるものとなる。あわせて、信頼性の高い製品検証手法を確立、提示することで、自主的な検証または第三者による検証の実施を促進させ、環境情報の信頼性が高まる。

また、特定調達品目に係る判断の基準作成時において、エコテストの結果によって明確で検証可能な基準作成が実現される。

エコテストの進め方

製品サンプリング

- 分類の出荷状況、シェア、環境配慮の表示確認
- 消費者団体、Web評価等から対象製品サンプリング
- 当該事業者基礎情報把握

製品概要把握

- 製品スペック確認

使用状況確認

- 製品を一定期間使用し状況確認

基礎データ確認

- 重量、寸法、使用電力等

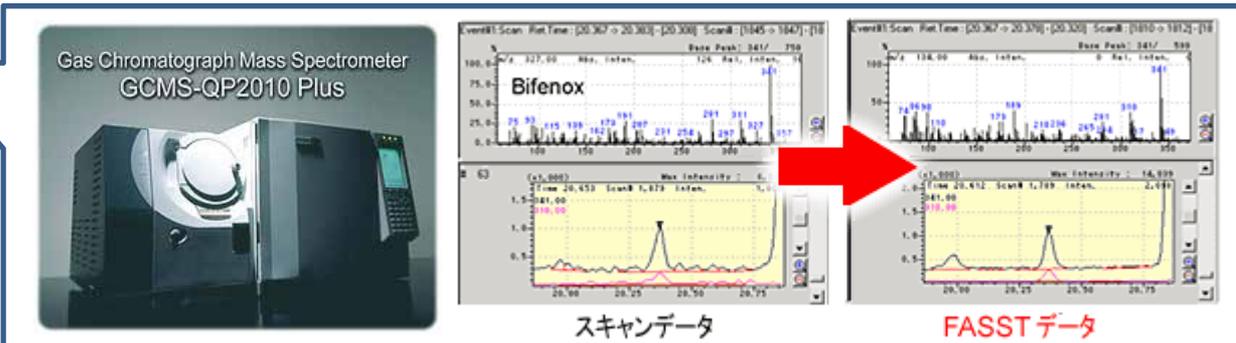
基礎環境性能調査

- VOC等

分解

- 簡便に分解できる範囲を実施し、基本的な製品構成を把握

ガスクロマトグラフによる成分分析



最新鋭機による詳細成分分析(主要部分のみ)

特種な試験等

- 製品に固有な環境性能確認試験

実態把握(リサイクル品)

- 再生材料の把握ができない場合には、資材納入状況の追跡調査

結果公表

- 事業者に対し、一定期間の不服申立て時間を設定した結果を送付し、所定の期間が経過したのち調査結果の公表

1. 事業の概要

平成19年11月に施行された「環境配慮契約法」及び環境配慮契約法に基づく「基本方針」(平成19年12月7日閣議決定)においては、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人等の公的機関(以下「国等」という。)は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進が求められている(法第3条、第6条、第11条等)。

基本方針及び内容を詳述した解説資料(以下「基本方針等」という。)について、最新の知見に基づき、既存契約類型の修正や新規契約類型の追加等を検討する。

また、取組が遅れている地方公共団体について、課題等を分析するとともに、先進事例の情報提供等により、環境配慮契約の普及推進を図る。

さらに、公的機関に対する継続調査を行うことにより、環境配慮契約の効果を明らかにし、その結果を地方公共団体や海外に提示し、更なる取組を引き出す。

世界でも類を見ない環境配慮契約法に係る取組を発信し世界規模での温室効果ガス等の削減に貢献するとともに、自由貿易体制の中で環境配慮契約を推進していくために、国際会議等の場を活用し日本の取組について共通理解を得る。

2. 事業計画

(1) 環境配慮契約法基本方針等の検討調査

基本方針等の見直しのための検討会、契約類型ごとのワーキンググループを設置し、技術開発の動向、市場における環境配慮製品の普及状況等、最新の知見に基づき、契約が円滑に推進されるよう十分に検討を行い、既存契約類型の修正や新規契約類型の追加等を検討していく。また、環境配慮契約の分析・評価手法を検討し、効果を検証することで、更なる取組に繋げる。

(2) 環境配慮契約取組状況調査

地方公共団体も地球温暖化対策を率先実行する必要性があり、また、契約方式を工夫する必要性は国の機関と同様であるが、取組が遅れている。そのため、地方公共団体の取組状況に係る調査を行い、実施状況や課題等について分析するとともに、先進事例の情報提供等により、地方公共団体等への環境配慮契約の普及推進を図る。

(3) 地方公共団体等への環境配慮契約の推進

全国に点在する国等の機関を対象として、全国各地において普及説明会を

実施し、義務機関においては着実な実施を、努力義務機関においては積極的な取組を、推進する。

(4) 環境配慮契約の国際的な普及

海外の公共機関についても、契約方式を工夫する必要性は我が国の公共機関と同様であるが、契約方法を見直し環境負荷低減を求める環境配慮契約法は世界でも類を見ないものであり、この先進的な取組を世界に発信し世界的規模での温室効果ガス等の削減に貢献するとともに、自由貿易体制の中で環境配慮契約を推進していくために、国際会議等の場を活用し日本の取組について共通理解を得る。

3. 施策の効果

原則として入札価格により契約相手を選定してきた従来の方式を見直し、環境性能をも考慮して契約相手を選定することにより、環境負荷の低減を図ることに加え、ランニングコストも含めたトータルでの国等の支出を低減することができる。

国等における環境配慮契約等推進経費

環境配慮契約法の目的（第1条） 平成19年11月22日施行

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築

→

- ・国等の環境負荷(温室効果ガス等の排出)の削減
- ・環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国及び独立行政法人等(義務)
:基本方針に従った環境配慮契約の実施
(第3条、第6条)

「基本方針」の策定・見直し(第5条)
・重点的に配慮すべき契約類型
・電力契約でのCO2排出量等の考慮
・自動車の購入における燃費の考慮
・ESCO事業の推進
・設計契約での環境配慮

環境配慮契約に関する状況等について、整理、分析、情報提供(第10条)

(1)基本方針等の検討調査
・既存契約類型の修正
・新規契約類型の追加
環境配慮契約の分析・調査手法の検討→効果の検証

(3)地方公共団体等への環境配慮契約の推進
・国の地方機関・国立大学法人・地方公共団体等を対象とした全国各地での普及説明会

(2)環境配慮契約取組状況調査
・取組状況を調査し、実施状況や課題を把握・分析
先進事例を調査し、情報提供

(4)環境配慮契約の国際的な普及
・世界規模での温室効果ガス等の排出削減に貢献
・自由貿易体制の中で、日本の取組について共通理解を確保

地方公共団体等(努力義務)
・環境配慮契約の実施(第4条)
・環境配慮契約推進方針の作成(第11条)

地方公共団体は取組が遅れている。
➢ 方針策定団体は都道府県・政令指定都市の僅か19%
(取組が進まない理由)
❖効果が不明な中、新たな財政支出は困難。
❖他の団体の取組方法が不明。

一層の取組を引き出す

諸外国
:公共機関の環境配慮契約の必要性は日本と共通

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

低炭素社会を実現するための方策の一つとして、近年「金融」が注目されている。金融は事業活動の血流であり、金融の流れを環境に配慮したものにすることにより、事業活動における環境配慮の抜本的な促進が期待される。

このため、環境省では平成18年に「環境と金融に関する懇談会」を開催し、「環境等に配慮した『お金』の流れの拡大に向けて」という提言を取りまとめ、環境金融の拡大に向けた基本的な方向性を示した。その後、環境金融の概念整理や、国内外における社会的責任投資その他の環境金融の実態の調査を行ってきた。

特に平成20年度に入ってから、地球温暖化に関する懇談会、低炭素社会づくり行動計画、改正地球温暖化対策推進法附則等において、金融機関の投融資に当たっての環境配慮の促進、事業者による投資家への環境情報の提供のための措置導入など、環境金融の促進が各方面から強く求められている。

このため、平成21年度においては、日本版環境金融の行動原則の策定()等の、金融機関による環境配慮の取組を促進するための各種措置を検討・実施するとともに、環境金融を促進するための基盤的施策として、投資家が投資判断を行うために必要な各事業者の環境情報が適切に投資家に提供されるための仕組みについて検討・試行する。

()国際的には、UNEP 金融イニシアティブによる「責任投資原則(PRI)」(投資における環境や社会への配慮等を求める原則)等があるが、国内における環境金融のより一層の促進を図るためには、我が国の実情を踏まえつつ、投融資を幅広く対象とした日本版の環境金融行動原則を策定し、国内のみで活動する金融機関も含め幅広い参加を得ることが有効と考えられる。

2. 事業計画

(1) 金融機関支援事業(平成21年度～)

- ・我が国金融機関の環境に配慮した行動を促すため、日本版環境金融原則を策定し、これを踏まえた取組を各金融機関に促す。
- ・プロジェクトファイナンスにおける環境配慮の在り方について検討する。

(2) 投資家のための環境情報提供検討事業(カーボンディスクロージャー)(平成20年度～)

- ・平成 20 年度に引き続き、投資家が投資判断を行うために必要な各事業者の環境情報の類型を整理する。これを踏まえ、平成 21 年度においては、これらの情報が投資家に効果的に提供されるための仕組みの在り方について見解をまとめる。
- ・さらに、上記の仕組みについて、企業の自主的参加を得て試行事業を行うとともに、事業者及び投資家の理解を深めるための説明会を開催する。

3 . 施策の効果

環境金融の促進により、企業の環境保全の取組が抜本的に強化され、低炭素社会の構築が促進される。また、環境金融の促進を通じた低炭素社会の構築は、途上国のモデルともなる。

1．事業の概要

「金融」は事業活動にとっての血流であり、金融の流れを環境に配慮したものとすることにより、事業者の地球温暖化対策の抜本的促進を図ることができる。平成20年度に入ってから、地球温暖化問題に関する懇談会（総理懇談会）、低炭素社会づくり行動計画等において、環境金融の促進の重要性が重ねて指摘されている。

環境に配慮した金融の一形態として、「環境格付け融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付け融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付けと低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付け融資の取組を促進するとともに、環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進するため、環境格付け融資を行う金融機関に対し利子補給を行う事業として、平成19年度より実施しているものである。

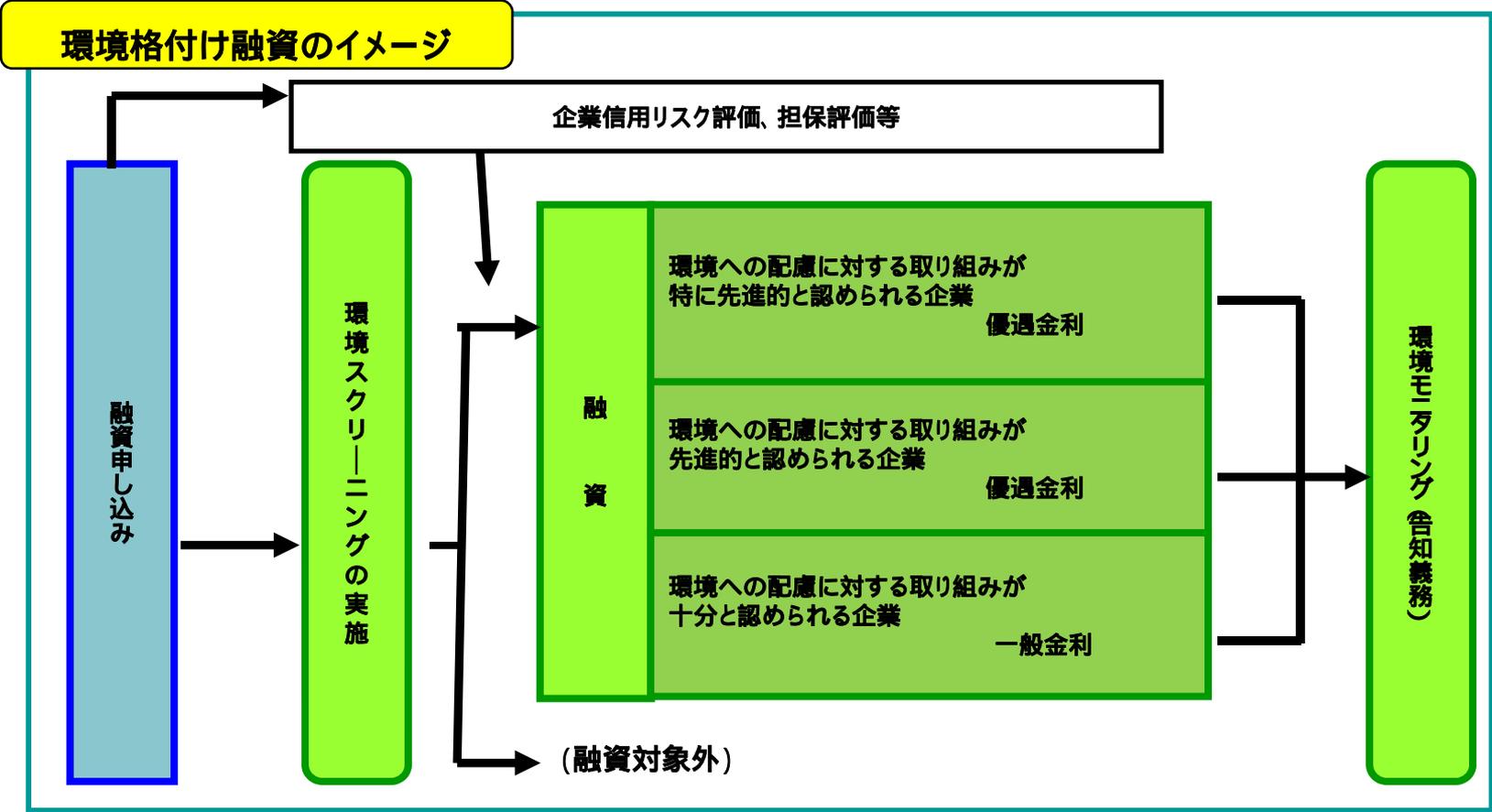
2．事業計画

民間金融機関が行う、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う事業（環境格付け融資）において、当該事業により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5カ年以内にCO₂を5%以上削減（原単位の改善）することを目標として誓約することにより、当該案件に係る融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

3．施策の効果

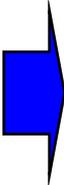
多くの民間金融機関が環境格付け融資を実施することにより、企業の環境対策が抜本的に促進される。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



融資対象
地球温暖化対策

利子補給誓約条件
融資を受けた年から5ヶ年以内に「CO2削減効果が5%以上」を達成



利子補給
融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利 - 1%)で融資が受けられます。

環境スクリーニングにより決定された優遇金利
優遇金利 ・ 一般金利

(新) 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費

30百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課・環境研究技術室

1. 事業の概要

平成20年7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画では、太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進めることが決定されている。

こうした状況を踏まえ、太陽光首位奪還戦略委員会を設置し、以下の調査分析等を行い、早急に首位奪還戦略を策定する。

各方面における検討状況に留意しつつ、海外における電気事業政策、技術開発支援政策、金融政策等及び大規模太陽光発電事業の実現に向けた経済ツールの活用方策等に関する基礎的情報の整理(必要に応じた追加情報の収集、整理)

集合住宅に対する太陽光発電設備の普及方策の検討

各都道府県において

- ・自然的・社会的条件を踏まえた大規模太陽光発電事業の適地抽出調査を実施
- ・太陽光発電の普及を促進する「太陽光発電促進地域戦略」を策定

2. 事業計画

平成21～23年度：上記 ～ について調査等を行う。

平成23年度以降：調査結果を踏まえ、大規模太陽光発電事業の実現、投資環境の整備、太陽光発電促進地域戦略のレビュー、更新等を実施。

3. 施策の効果

海外と比べ立ち遅れている大規模太陽光発電をビジネスとして自立させ、太陽光発電設備の大量導入を推進する。また、「太陽光発電促進地域戦略」の考え方等を整理することで、各地方において、各地方の特色を生かした太陽光発電の導入を促進する。これらの取組等により、生産量、累積導入量及び年間導入量において世界一を奪還し、我が国における太陽光発電による温室効果ガスの削減が期待される。

【参考】低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月）

革新的技術開発と既存先進技術の普及

2 既存先進技術の普及

(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。そこで、太陽光発電世界の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を 2020 年に 10 倍、2030 年には 40 倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。・・・（以下略）

新 太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費

30百万円

【背景】平成20年7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画において「太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。」こと等が規定。

これはメガワットソーラー等公共・業務と住宅で半々でシェアするとすれば

- ・メガワットソーラー等 18,000ha ... 東京都金町浄水場700カ所分
- ・住宅 860万戸 ... 戸建住宅ストックの三分の一

という目標。



太陽光首位奪還戦略委員会の設置

- ・各方面における検討状況に留意しつつ海外状況、経済ツールの活用方策等に関する基礎的情報の整理 (必要に応じた追加情報の収集、整理)
- ・集合住宅への太陽光発電設備の普及方策の検討
- ・各都道府県における適地抽出調査、太陽光発電促進地域戦略の策定 等

【技術的課題】

エネルギー変換効率の向上
シリコン使用量の低減及び原料の安定確保
屋根材等との一体化、耐久性等製造技術の向上
蓄電池をはじめとする系統安定化対策
初期コストの低減

低炭素社会 日本
太陽光発電世界一奪還戦略

【制度的課題】

経済的メリットの創出
・設置支援と税制優遇
・グリーン電力証書の活用
・固定価格買取制度
系統安定化対策
施工、保守に係る信頼性の確保
大規模施設への設置誘導

(新) 地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業

(エネ特会)

100百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課、環境計画課

1. 事業の概要

近年、自らが排出する温室効果ガスを相殺(カーボン・オフセット)する目的のためにグリーン電力証書(注)を購入する事業者や、グリーン電力証書付きの製品・サービスの提供を行う事業者が急速に増加しつつあり、グリーン電力証書の需要が急拡大している。一方、太陽光発電由来のグリーン電力証書化ビジネスに関しては、ノウハウ不足等によりビジネスモデルとして経済的に自立するに至っていない。

(注)グリーン電力証書:電気を生成する際にCO2排出がないこと等の環境価値を証書化し、売買出来るようにしたもの。

そこで、本モデル事業においては、地域において住宅用太陽光発電由来のグリーン電力証書の供給と需要を結びつけ、その販売代金を発電設備の設置費用回収に充当することにより、自立的な太陽光発電の普及を目指す。具体的には、自治体が中心となり地元商工会議所等に呼びかけて「ソーラーのまちづくり推進協議会」を設立する。同協議会の下で太陽光発電新規設置世帯を広く募集し、その自家消費分電力を大口単位でとりまとめてグリーン電力証書化し、協議会参加企業はこれをカーボン・オフセットに活用する仕組みを構築する(証書の購入代金は企業が負担)。

初年度は、当該事業の立ち上げに必要な経費(発電世帯の募集等に要する事務経費、発電世帯における計量法適合メーターの設置支援、グリーン電力証書の認証取得費用、販路の開拓、広告宣伝費用等)を支援し、その自立的な展開を後押しする。また、普及のためのシンポジウムの開催等を行う。

2. 事業計画

平成21年度:検討会を立ち上げ、具体的な事業スキームの検討に基づき、参加事業者、太陽光発電世帯を公募し、事業を開始(事業期間は3カ年)

平成22年度:モデル事業の実施状況をモニターし、必要に応じ事業内容を改善。

平成23年度:モデル事業の検証を行い、ビジネスモデルとして自立を図る上でのノウハウや課題を抽出。報告書として取りまとめ公表し、次年度以降の自立的な全国的普及展開につなげる。

3．施策の効果

太陽光発電のグリーン電力証書化ビジネスの経済的自立化を支援し、カーボン・オフセット目的のグリーン電力証書の需要拡大と太陽光発電由来のグリーン電力証書の供給拡大とを結びつけることにより、市場メカニズムを通じた民間主導による太陽光発電普及の急速な進展が期待できる。

【参考】低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月）

革新的技術開発と既存先進技術の普及

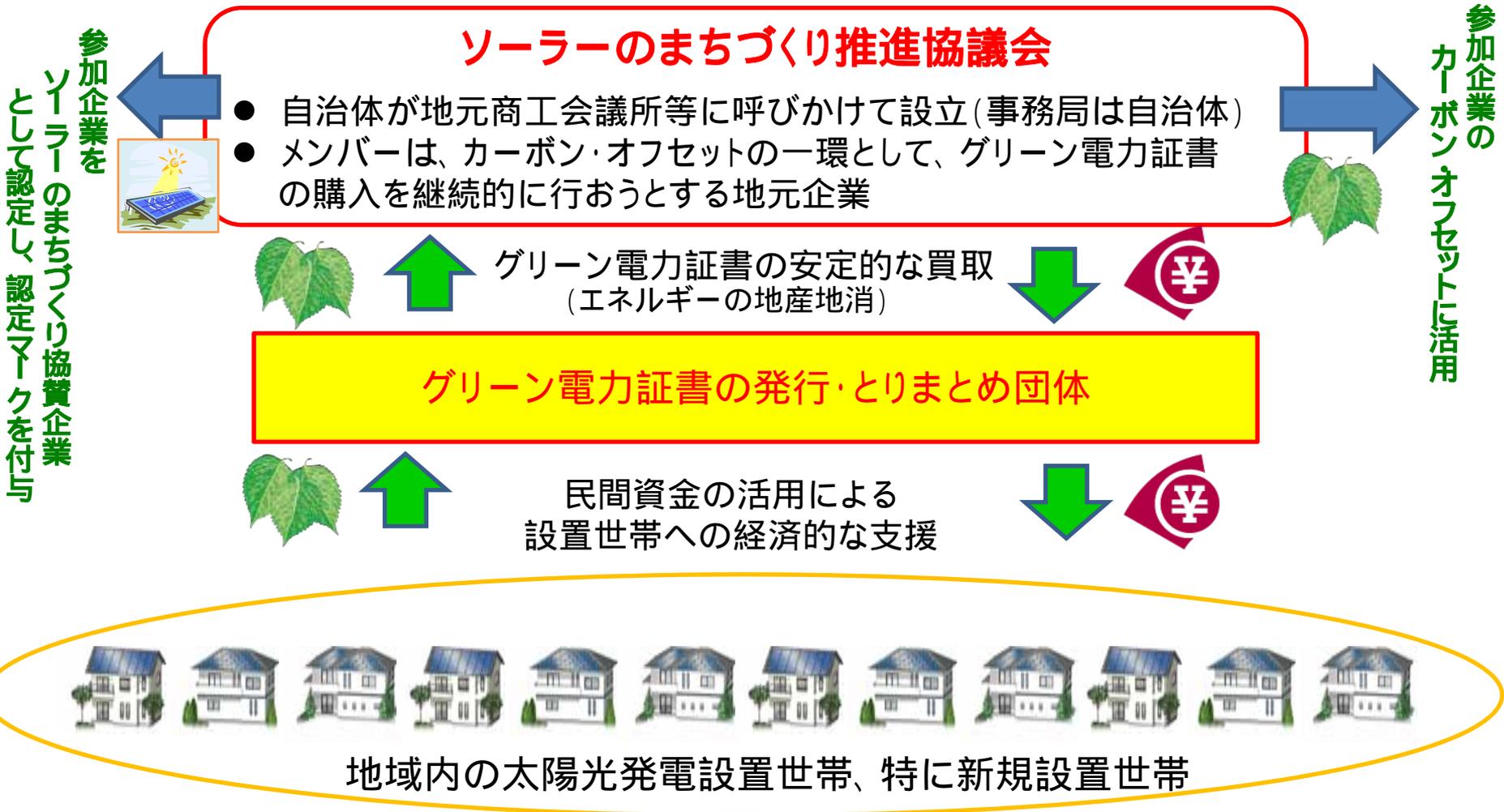
2 既存先進技術の普及

(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。そこで、太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。・・・（以下略）

モデル事業の概要

ソーラーのまちづくり推進協議会を設立し、地元市内の太陽光発電設置世帯、特に新規設置者から優先的にグリーン電力証書を調達(購入費は参加企業が負担)協議会参加企業は、当該グリーン電力証書を自らのカーボン・オフセットに活用



太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業（エネ特会）

1,000百万円（250百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地域に賦存する太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの活用を促進し、地域の独自性を活かしたモデル的取組や地域で共同利用する取組などを提示することにより、全国的に太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を加速する。

2. 事業計画

(1) 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

(平成20～22年度)

住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備等の導入を支援する地方公共団体の先進的な手法による取組に対して支援する。

(新)(2) ソーラー環境価値買取事業（平成21～25年度）

大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置者が設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件とし、環境省の事務事業から発生するCO2排出量を順次オフセットすることを目的として、設置者に対して支援を行う。

(新)(3) 市民共同発電所推進事業（平成21～24年度）

市民参加型のNPO等が地方公共団体等と連携し、公共施設や公益的施設に市民からの出資により小水力発電利用設備を設置する事業に対し支援を行う。また、こういった活動を技術面、手続き面からサポートする取組を行う。

3. 施策の効果

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの新たな活用策を通じ、京都議定書目標達成計画における導入目標を確実に達成するとともに、太陽光発電について、導入量の世界一位の復活に向けた取組に貢献する。

太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業 (住宅用)

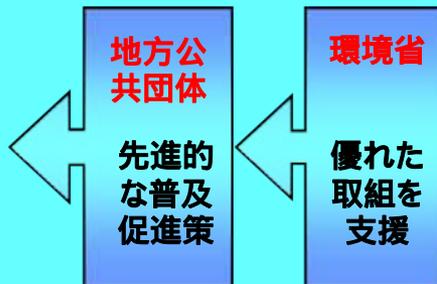
再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な手法による取組に対して支援



太陽光発電



太陽熱利用



当該事業は平成20年度からの継続事業

市民共同発電推進事業

市民主導によるNPO等が地方公共団体等と連携し、公共施設や公益的施設において、小水力発電設備を設置する共同発電事業に対して支援

市民

出資



設備整備
や活動を
支援

環境省

ソーラー環境価値買取事業(業務用)

大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、定額補助を実施。ただし、設置者は、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件とし、環境省の事務事業から発生するCO2排出量を順次オフセット(2 MW分/年)



事業者

30万円/kW補助

5年間グリーン電力証書を譲渡

環境省

【効果】

- ・業務用太陽光発電の普及
- ・グリーン電力証書の普及
- ・環境省の事務事業における率先行動
- ・事業者による自家消費用途の工夫

(新) 高濃度バイオ燃料実証事業費 (エネ特会)

151百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

今後の低炭素社会への転換のためには、高濃度のバイオ燃料の混合燃料の使用が可能な社会を作ることが不可欠であるが、E10等の高濃度混合について、燃料の製造、供給体制について対応がなされておらず、また、車両等についても高濃度等への対応がなされていない状況にある。

そのため、モデル地域での実証を通じて高濃度の混合等を図るための、安全、環境、社会的課題を抽出し、解決策を導き出すことにより、高濃度混合等の推進を図る。

2. 事業計画

(1) バイオ燃料高濃度利用導入可能性調査

バイオ燃料の高濃度利用を行うため、地域において、安全、環境、社会的課題を抽出し、高濃度バイオ燃料の供給体制など実用化するためのシステムの構築を検討する。

(2) バイオ燃料高濃度利用モデル事業

E10等のバイオ燃料の高濃度利用を実証するため、(1)での検討を踏まえつつ、数カ所の地域においてバイオエタノールやBDFの高濃度利用のための供給拠点を設け、高濃度混合用に調整した燃料を供給し、車両を運行し、バイオ燃料の高濃度利用の導入のための検証を行う。

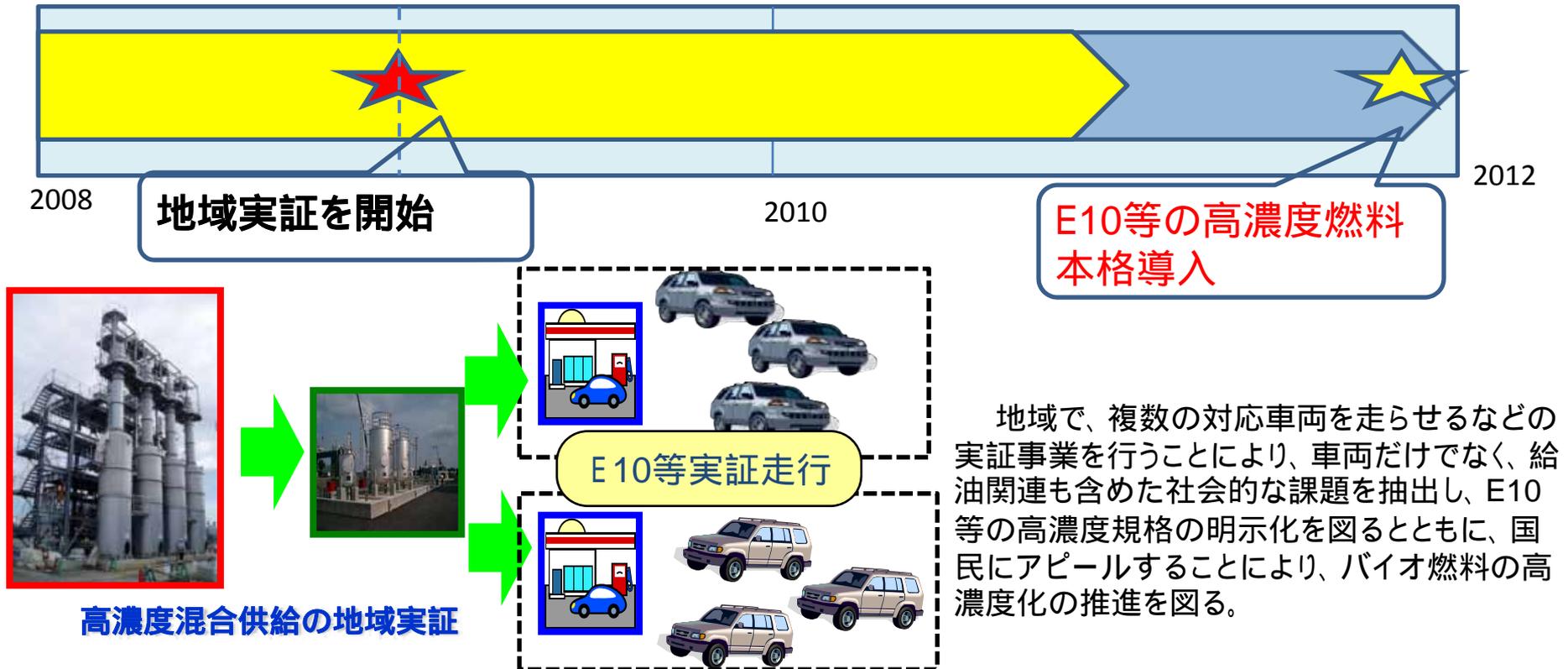
3. 施策の効果

複数の地域において供給体制を整備し、対応車両を走らせるなどの実証事業を行うことにより、車両だけでなく、給油関連も含めた社会的な課題を抽出し、E10等の高濃度規格の明示化を図るとともに、国民にアピールすることにより、バイオ燃料の高濃度化利用の推進が図られる。

高濃度バイオ燃料実証事業費

- 早期の実証によるE10等の高濃度燃料導入環境の整備 -

バイオ燃料の高濃度化により、さらに大幅なCO2削減効果が生じる。
諸外国においては、エタノールについては、E5以上の高濃度利用が進んでいる
(例: 米国、ブラジルなど) また、BDFについても同様に高濃度利用の取組が進められている。



廃棄物処理施設における温暖化対策事業（エネルギー対策特会）

2,167百万円（2,117百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課

1．事業の概要

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

また、工場単位でバラバラに行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化(最適化)する「ごみ発電ネットワーク事業」及び廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず需要側の施設に車両で輸送する「熱輸送システム事業」について補助を行うものである。

2．事業計画

（1）補助対象となる事業（一定以上の効率のもの）

- （ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業
- （イ）廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業
- （ウ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業
- （エ）ごみ発電ネットワーク事業
- （オ）熱輸送システム事業

（2）補助額

上記（ア）～（ウ）： 施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

上記（エ）、（オ）： 補助対象となる施設整備費の1/2を限度。

（3）補助先

民間事業者等（上記（ア）～（ウ）は廃棄物処理業を主たる業とする事業者に限る。）

3．施策の効果

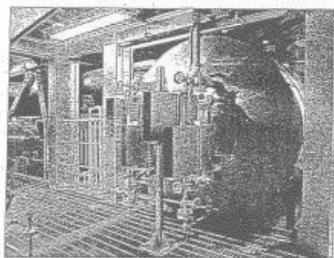
二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

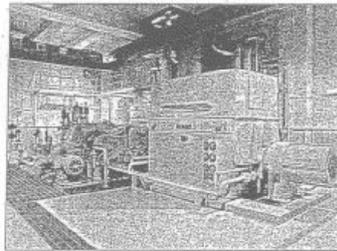
1. 事業の概要

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物発電施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、発電効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

<廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例>



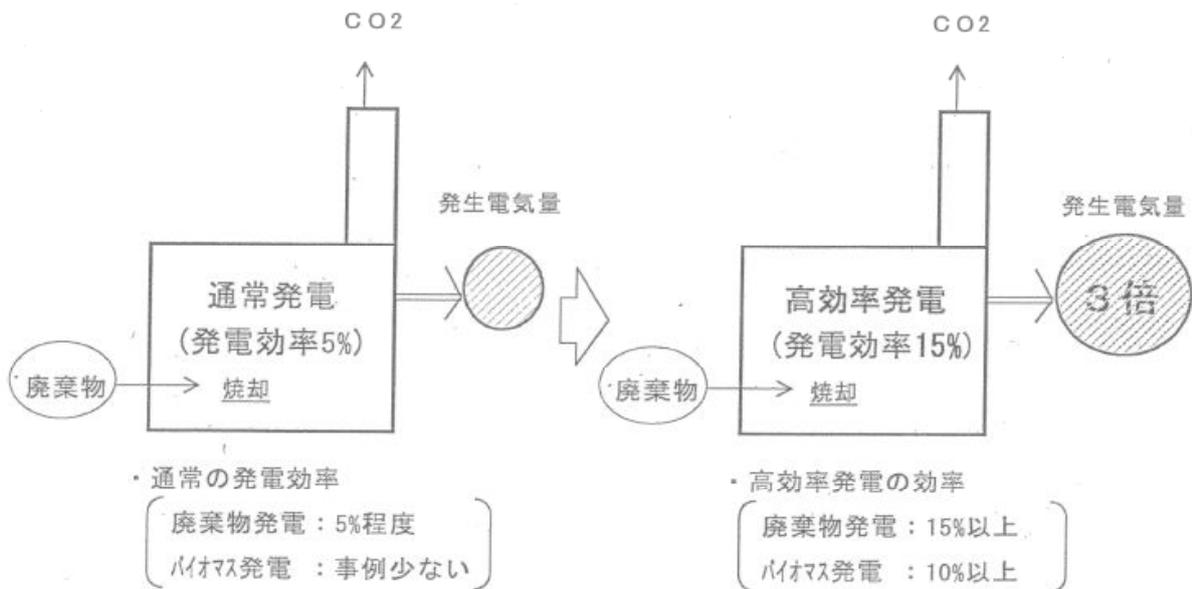
ボイラ



タービン発電機

- ・腐食防止のための材質向上
- ・焼却炉タイプの種類の改善
- ・ボイラ・タービン効率向上
- など

2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5% 15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。

廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 50百万円（50百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1．事業の概要

平成20年度から京都議定書目標達成計画の第一約束期間が始まったが、廃棄物分野においては、廃棄物発電等によるエネルギー回収を差し引いた温室効果ガス排出量が平成18年度で基準年比8.4%増となっている。本分野においても、これまでの対策に加え、第一約束期間の目標達成に資する追加的な対策が直ちに求められているため、以下の事業を行う。

- ・ 廃棄物分野における温室効果ガスの削減方策の調査、検討（技術面、エネルギー効率、費用対効果等の評価）
- ・ 抜本的な削減方策についてのモデル実証の実施
- ・ 廃棄物発電の普及に係る課題や廃棄物燃料製造の現況の把握方法の検討など、温室効果ガス排出抑制に資する各種調査、検討の実施
- ・ 実証結果や調査結果を踏まえた普及事業を行う専門技術支援チームの派遣等の実施、廃棄物処理施設における温暖化対策事業でのメニュー化

2．事業計画

平成21年度

- ・ 協力自治体におけるモデル実証と事業評価
- ・ 廃棄物発電の普及に係る課題や廃棄物燃料製造の現況の把握方法の検討など、温室効果ガス排出抑制に資する各種調査、検討の実施
- ・ 専門技術支援チームの結成と成果の普及

平成22年度

- ・ モデル実証全体の評価
- ・ 専門技術支援チームの派遣、温暖化対策事業のメニュー化等による普及

3．施策の効果

廃棄物分野における温室効果ガス排出量削減対策を検討・実証するとともに、その成果を普及することにより、京都議定書目標達成計画における数値目標の達成に貢献する。

廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業

地球温暖化対策が急務となっている中、廃棄物分野における温室効果ガスの排出量は増加傾向(平成18年度において1990年比8.4%増)



京都議定書目標達成計画第一約束期間の
目標達成に資する廃棄物分野での対策が必要！

廃棄物処理プロセスにおける具体的対策の評価・検討、モデル実証

- ・具体的対策についてのケーススタディ、多角的な評価
- ・モデル実証の実施
(白煙防止装置の停止、市町村合併・広域化に伴う収集・運搬の効率化、中低温排熱の新しい熱利用システム、ごみの低カロリー化に対応した焼却施設の運転方法の改善 etc...)

温室効果ガス排出抑制対策に資する各種調査、検討の実施

- ・廃棄物処理における各プロセスにおいて発生する温室効果ガスの排出実態を把握するための調査
- ・廃棄物発電の普及に係る課題の整理、具体策の検討
- ・廃棄物燃料製造の現況の把握方法の検討 etc...

これらの結果を普及させることにより、第一約束期間の目標達成に貢献

二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業(エネ特会)

156百万円 (200百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

二酸化炭素回収・貯留 (CCS) は、地球温暖化対策として重要なオプションと位置づけられている。

二酸化炭素海底下貯留 (海底下 CCS) については、平成 19 年の海洋汚染防止法の改正により原則禁止となり、環境大臣の許可制の下で実施されることになった。同法においては、申請者に対して事前の海洋環境影響評価、モニタリング等を義務付けているが、これらについては精度や効果、コストの面で課題があり、今後、海底下 CCS を本格的に普及させるためには、これらの課題を対処していく必要がある。

このため、海底下 CCS に係る環境影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する開発を行うとともに、我が国における海底下 CCS の導入可能性調査を行う。

2. 事業計画

(1) 海底下 CCS に係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

貯留海域の特性に応じた精度の高い予測を行うため、CO₂ 漏出ケースシナリオ設定手法の検討やシミュレーションモデルの開発等を行う。

(2) 海底下 CCS に係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

海底下 CCS に係るモニタリング手法について、低コスト化・高度化のための技術開発を行う。

(3) 我が国における海底下 CCS の導入可能性調査

国内外の CCS の関連制度の情報収集、我が国における海底下 CCS の導入可能性に関する調査を行う。

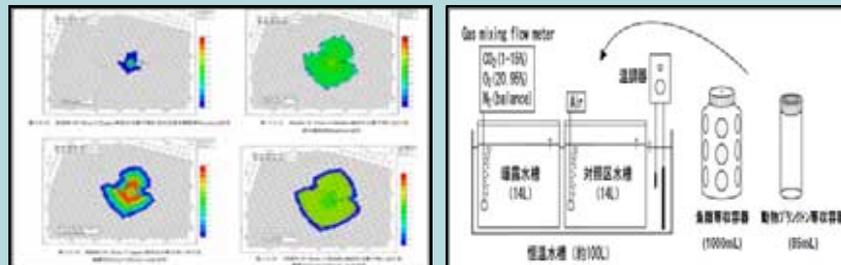
3. 施策の効果

海洋環境保全上、効果的で、透明性が高く、低コストで精度の高い海底下 CCS の管理システムを確立し、将来の CCS による大幅な CO₂ 削減クレジットの獲得に貢献する。

二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業概要

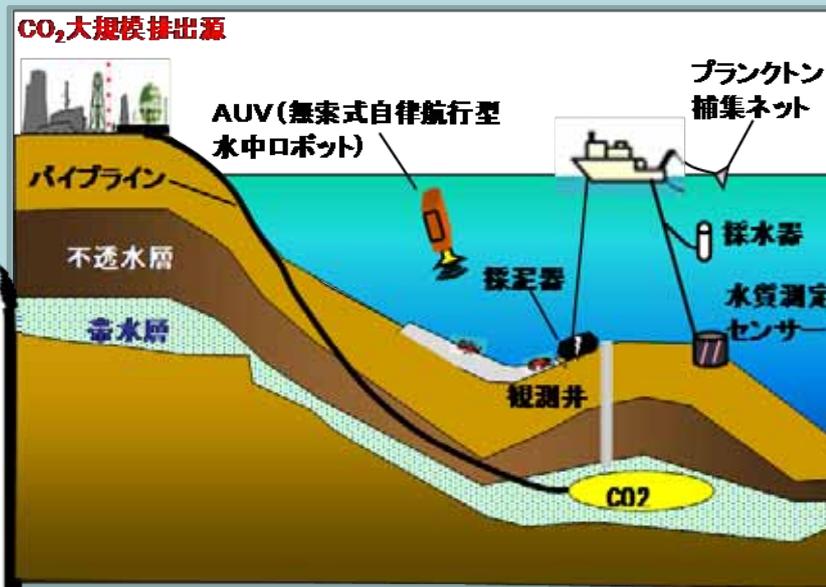
(1) 二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

CO2漏洩シナリオ開発、環境影響評価手法の開発

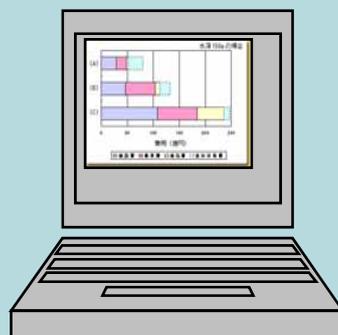


(2) 二酸化炭素海底下地層貯留に係るモニタリング手法の低コスト化・高度化に関する技術開発

海洋中のCO2濃度、海洋生物等のモニタリング手法



(3) 我が国における海底下CCSの導入可能性調査



(新) 温暖化防止最新技術大規模事業に係る環境影響評価技術手法 検討調査費	14百万円(0百万円)
--	-------------

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画には温暖化防止のために推進すべき事業・技術として「原子力発電の着実な推進に必要不可欠なバックエンド事業（高レベル放射性廃棄物最終処分場等）」、「CO₂回収・貯留・隔離技術」等が規定されており、実施に向けた技術開発・実証試験等が進められている。

これら温暖化防止に資する事業については、大深度地下を含めた土地の改変が大規模となり、施設の設置場所によっては環境への影響が生ずるおそれも想定されるが、実プラントとして設置された際に生じうる環境影響の種類及び程度を的確に調査・予測・評価する技術手法は確立されていない。

環境影響評価制度を活用し、これら温暖化防止のための最新技術大規模事業に対して適切な環境配慮を求めていくため、事業特性に応じた環境アセスメント技術手法の検討を行う。

2. 事業計画

国内外における温暖化防止に資する事業の内容、生じうる環境への影響、調査・予測・評価に必要な技術に関する情報を収集・分析するとともに、各分野の専門家等の意見を聴取しつつ、これら事業の特性に応じた調査・予測・評価の技術手法を検討する。

事業概要	H21	H22	H23
・温暖化防止最新技術大規模事業に関する環境アセスのあり方の検討			
・調査研究資料の収集・整理			
・調査・予測技術の整理・検討、現地調査による検証	-----		
・環境アセス技術手法とりまとめ		-----	

3. 施策の効果

温暖化防止に資するこれら事業の特性に応じた調査・予測・評価手法が確立され、環境影響評価技術が向上し、より適切な環境影響評価が行われるとともに、事業計画に適切な環境配慮が盛り込まれる。

温暖化防止最新技術大規模事業に係る 環境影響評価技術手法検討調査の概要

環境影響評価法第51条

「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする」

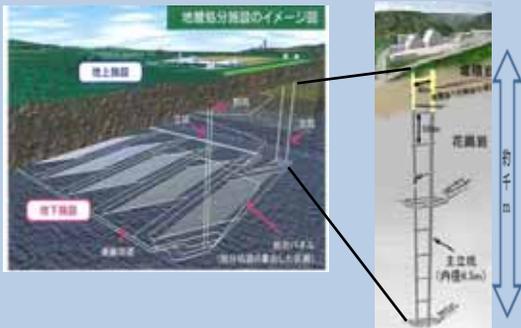
- ・最新の科学的知見に基づいた技術手法の開発及び改良
- ・環境保全措置に関わる技術についての開発等

環境影響評価制度の観点からの、温暖化防止に資する 大規模事業の環境影響評価の技術手法の確立

環境影響の種類及び程度
調査・予測・評価の手法

実プラント整備に向けた動きが加速

高レベル放射性廃棄物 最終処分場



CO₂回収・貯留施設



大深度地下を含めた大規模な土地の改変
施設の設置場所によっては環境への影響が生ずるおそれ

第一約束期間がスタート

京都議定書目標達成計画

温暖化防止のために推進すべき事業・技術の
実施に向けた技術開発・実証試験等の推進

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことは、自動車部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものである。

現在、運輸部門のCO₂排出量は、1990年度比で約20%増加しており、京都議定書目標達成計画に定める目標達成のためには、地域への低公害車の導入を加速させることが必要不可欠である。

特に、1台当たりのCO₂排出量が多い車両総重量3.5t超の重量車に、エネルギー効率に優れた低公害車を導入することで、大きな削減効果が見込まれる。

また、平成21年度以降、市場投入が予定されている電気自動車の導入を促進することで、さらなるCO₂排出削減を図ることができる。

さらに、究極の低公害車と言われる燃料電池自動車をはじめ、ジメチルエーテル(DME)自動車、水素自動車の次世代低公害車については、今後の一層の普及を促進する必要がある。

については、車両総重量3.5t超の重量車である低公害車や3.5t以下の電気自動車、次世代低公害車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図る。

2. 事業計画

地方公共団体及び第三セクターが行う、
車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業(購入、リース)
次世代低公害車の導入事業(リース)
車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入事業(リース)
に対して、その費用の一部を補助する。

<補助率> 通常車両価格との差額の1/2
導入(リース)費用の1/2
導入(リース)費用(初年度分に限る)の1/2

3. 施策の効果

低公害車、次世代低公害車の導入により、自動車から排出されるCO₂や大気汚染物質を削減するとともに、電気自動車の初期需要創出による価格低減を図る。

低公害車普及事業

車両総重量3.5t超の車両に
低公害車を導入する事業

(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)



塵芥車 等

次世代低公害車を導入する事業



燃料電池自動車



水素自動車



DME自動車

車両総重量3.5t以下の電気自動車を
リース導入する事業

拡 充



地方公共団体等による導入に対して補助

通常車両との価格差の1/2

< 補助率 >

リース料の1/2

については、
初年度分に限る

エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業 (一般会計・エネ特会)	370百万円(360百万円)
---	----------------

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

エコポイントとは、省エネ家電等の温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や家庭での節電等の省エネ行動によりポイントが貯まり、商品等と交換できる仕組みである。

家庭における温室効果ガス削減行動を誘導する切り札として、平成20年度より、全国型3件・地域型9件のエコ・アクション・ポイントモデル事業を推進している。

全国型の3件は、複数又は異業種の事業者が参加して共通のエコ・アクション・ポイントを発行するプラットフォーム型の事業である。平成21年度においては、幅広い業種の企業が数多く参画する事業として本格展開するためにシステムの機能拡充を行い、広く国民の参加を促進する。

地域型の9件は、商店街を中心とした地域ぐるみの事業、省エネ型集合住宅開発事業と一体化した事業等の多様な事業となっている。平成21年度においては、平成20年度のモデル事業の成果の他地域での普及・拡大を図る。

2. 事業計画

(1) エコポイントフォーラム事業費(一般会計)

エコポイント等国民のCO2削減のための環境行動を促進する取組を全国的に普及させるため、エコポイントフォーラムを開催するとともに、各地域、企業等が活用しうるエコポイント等に係る成功ポイント集を策定する。

(2) エコポイントモデル事業(特別会計)

全国型事業は、法人会員対応や地域型事業者との連携機能の開発等、幅広い企業が参画する事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進する。

地域型事業は、20年度モデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内での拡大等を通じて他地域での普及・拡大を図る。

さらに、全国型事業・地域型事業とも、20年度モデル事業とは異なる先進的な事業モデルの立ち上げを新たに支援する。

3．施策の効果

モデル事業の実施等を通じ、幅広い国民の参加を得たエコポイントを本格展開し、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減を図り、低炭素社会を形成する。

「エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業」

エコ・アクション・ポイント:

温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組み



平成20年度

1. モデル事業の立ち上げ
全国型 3 件、地域型 9 件

脱温暖化型商品の例

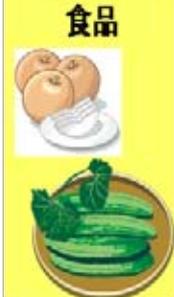


省エネ型家電製品

省エネ型住宅設備



地産地消型食品



省エネ行動の例



平成21年度

エコ・アクション・ポイントの本格展開

【全国型】
幅広い企業が参画する事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進する。

H20 1事業者あたり10~20社

H21 同 50社程度(目標)

【地域型】
20年度モデル事業の成果を踏まえ、他地域への普及・拡大を図る。

脱温暖化型商品の購入・利用や省エネ行動

消費者

エコ・アクション・ポイントの付与



貯めたエコ・アクション・ポイント



ポイント還元

温暖化対策事業への寄付



省エネ商品に交換



鉄道利用その他商品に交換



個人のCO2排出量をオフセット



温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(エネ特会)

160百万円(50百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

6%削減約束を達成するため、更には、第一約束期間以降も見据えた低炭素社会の構築のために、対策・施策の一層の強化が必要である。福田内閣総理大臣スピーチ(平成20年6月9日)にある、2050年までに現状から60~80%の削減を達成するためには、長期的・継続的に排出削減を行う必要があり、その手段として、国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量等について見える化・指針化を図り、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革につなげることが重要である。

本事業では、商品やサービスの製造等に伴う温室効果ガス排出量を定量的に消費者に示す「見える化」の実現のための検討を行うとともに、地球温暖化対策推進法第21条に規定する排出抑制等指針の更なる拡充を図る。

2. 事業計画

(1) 温室効果ガス排出量見える化推進事業(平成20~22年度)

平成20年度に策定する、商品やサービスの製造・使用段階等における温室効果ガス排出量の算定等に関するガイドラインを踏まえ、平成21年度から「見える化」に関する試行的実験を行うことを目指す。

(2) 排出抑制等指針策定事業(平成20~21年度)

排出抑制等指針において示している、排出抑制のためのメニューや、業種別の原単位による、事業者が達成することが望ましい水準の更なる拡充等を行う。

3. 施策の効果

温室効果ガスの排出量等について見える化・指針化を進めることを通じて、事業者や国民の温室効果ガス排出削減に対する意識を変革し、具体的な行動を惹起させることにより、あらゆる部門の温室効果ガス排出量を削減する。

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業

排出抑制等指針の策定

業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項
(産業部門等については順次策定)

効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集・整理
- ・PDCAの実施

排出の抑制等に係る措置

熱源設備、空調設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示
排出原単位の望ましい水準(今後策定予定)

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

事業者が講ずべき一般的な措置

- ・エネルギー消費効率が高い製品等の製造
- ・カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の活用
- ・「見える化」の活用による情報の提供
- ・地方公共団体等との連携等

事業者が講ずべき具体的な措置

照明機器、冷暖房機器等ごとに、日常生活用製品等の製造等について講ずべき措置を提示

◆ 検討スケジュール

平成20年度

7月2日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第1回)
8月 アンケート調査の実施
9月～10月 実態調査結果及び指針案のとりまとめ
11月1日～30日 パブリックコメント
11月5日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第2回)
12月12日 排出抑制等指針公表
産業部門等における指針策定に向けた検討・普及等

平成21年度

産業部門等における指針策定に向けた検討・普及等

見える化の推進

温室効果ガス排出量「見える化」推進戦略会議

✓ 「見える化」を行う対象商品、サービスの選定

例:環境家計簿の拡充を含めた日常生活CO2情報提供ツールの提供により、家庭からのCO2排出量の「見える化」を推進

・カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の施策と連携し、事業者の提供する商品・サービスのうち、その選択によってCO2排出量の削減に資するものの「見える化」を推進

✓ 対象商品・サービスのCO2排出量の計算・表示・活用方法のガイドライン化

- 「見える化」対象商品・サービスの拡大
- 試行的実験の実施
- 「見える化」された商品・サービスの普及啓発

平成20年度

第1回会議: 7月1日
第2回会議: 8月11日
第3回会議: 9月8日
日常生活分科会: 10月16日
: 12月9日
事業者分科会 : 10月31日

平成21年度

■ エネルギーの「見える化」 ・ 電気・ガス事業者の情報提供に関する検討等



地方公共団体対策技術率先導入補助事業（エネ特会）

900百万円（800百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

我が国は京都議定書において温室効果ガス排出量の6%削減を約束したが、依然として二酸化炭素排出量の増加は著しく、特に増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策を推進する必要がある。このため、地方公共団体が実施する業務部門における温室効果ガス排出量削減のための率先した取組に対して、費用の一部を補助することにより、確実な削減を推進する。

2. 事業計画

地方公共団体が所有する業務用施設に、先進的な新エネ・省エネ設備整備等の率先的な導入を行う取組に対して、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

地方公共団体が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、新エネ・省エネ設備導入を行う事業に対して支援する。なお、シェアード・セイビングス・エスコ事業により、自らの施設の高いレベルでの省エネ化を行う場合は、事業を行う民間事業者を補助対象とする。

【補助内容】

補 助 先	地方公共団体 または地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて省エネ化を行う民間事業者
補 助 率	1/2

3. 施策の効果

地方公共団体自ら先進的、率先的な温暖化対策技術を導入し、模範的な先行事例を民間事業者や国民に対して示すことにより、業務部門における省CO2モデルを構築し、温暖化対策の実践を促すとともに、導入効果を検証し、民間事業者への普及手法の検討材料とする。

地方公共団体対策技術率先導入補助事業

地方公共団体



策定

事務事業に関する
実行計画

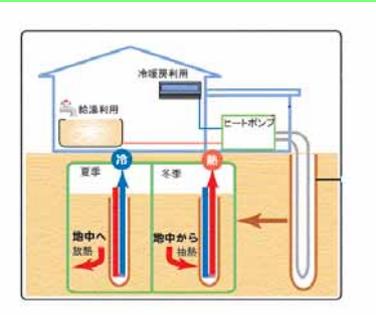


実施

実行計画に基づく、地方公共団体の施設の省エネ・代エネ設備の整備

補助の条件：
補助対象：地方公共団体
(直接補助)
国による補助率：1 / 2

(例)

<u>太陽光発電</u> 	<u>地中熱ヒートポンプ</u> 	<u>小水力発電</u> 	<u>ESCO事業による庁舎の省エネ化</u> 
--	--	--	---

シェアード・エスコを含む

エネルギー起源
CO2排出抑制

成果

- 事業者としての積極的な取組推進
- 地域住民に対する普及啓発
- 実行計画の策定促進

(新)冷媒フロン類排出抑制推進費

18百万円(0百万円)

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フロン類は、家庭用・業務用の冷蔵・冷凍・空調機器、カーエアコンなどに冷媒として幅広く使われているが、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであるため、その排出抑制対策はオゾン層保護及び地球温暖化防止を図る上で不可欠である。このため、フロン回収・破壊法に基づくフロン類の回収・破壊を推進するとともに、現場設置型機器やカーエアコンの使用時の冷媒漏洩対策に向けた実態把握等を推進する。

2. 事業計画

フロン回収・破壊法の確実な施行を図るためフロン回収業者・機器所有者等を対象とした普及啓発を行うと共に、機器使用中のフロン類の漏洩について、漏洩実態調査等を行い、この結果を踏まえて冷媒漏洩防止対策の検討等を図る。

3. 施策の効果

アウトプット 京都議定書目標達成計画、フロン回収・破壊法等に対応した冷媒フロン類排出抑制対策を推進する。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

冷媒フロン類排出抑制対策

現状

冷蔵・冷凍・空調機器

機器廃棄時

フロン回収・破壊法等に基づき、冷媒フロン類の回収・破壊を実施
回収率の低迷

機器使用時

平成19年10月 改正フロン回収・破壊法施行

・行程管理制度(書面によるフロン類の捕捉制度)の導入等

・機器整備時のフロン回収義務の追加等

今後必要な施策

フロン回収・破壊法の確実な実施に向けた普及啓発活動

機器使用中におけるフロン類漏洩実態調査に基づく管理体制強化検討

冷媒フロン類排出抑制
オゾン層保護・地球温暖化防止の双方に貢献

(新)フロン代替製品普及推進事業費

7百万円 (0百万円)

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フロンは、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであることから、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る上で、その排出削減のためには、フロンを使用しない（ノンフロン）製品（フロン代替製品）への転換を促進することが重要。

このため、フロン代替製品の普及啓発、普及促進方策の検討を行う。

2. 事業計画

フロン代替技術・製品が開発されているが普及が進んでいないダストブロワー（ほこり飛ばしスプレー）等について、関係事業者、関係団体等に対する普及啓発を行うとともに、フロン代替製品の普及を妨げている要因の調査を行い、その対処方策の検討等を図る。

3. 施策の効果

アウトプット オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書を踏まえたH C F C（ハイドロクロロフルオロカーボン）等の生産・消費の全廃、京都議定書目標達成計画を踏まえたH F Cの排出抑制を図る。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

フロン代替製品の普及促進

フロン(オゾン層破壊や地球温暖化を促進)を使わない製品

開発されているが普及が進んでいない

ダストブローワー
(ほこり飛ばしスプレー)

住宅用断熱材

自動販売機

普及啓発・
情報提供

普及阻害要因等の調査把握

普及阻害要因
対処方策、導入
促進方策の
検討

対処方
策・導入
方策の
促進

関係事業者・団体等

(製造者、輸入者、販売者、使用者等)

オゾン層保護 地球温暖化防止

(新)新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費

16百万円 (0百万円)

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フッ素系物質のうち、代替フロン等3ガス(HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF6(六フッ化硫黄))については、温室効果ガスとして京都議定書の対象とされている。

2007年にとりまとめられた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(AR4)では、京都議定書の対象外であるNF3(三フッ化窒素)、HFE(ハイドロフルオロエーテル)等のフッ素系物質について地球温暖化係数が示された。現在、ポスト京都議定書に係る国際的な議論においては、これらの新たなフッ素系物質の取扱いについて検討が行われている。

このため、これらの物質の使用実態、地球温暖化に及ぼす寄与の度合い等の調査を行い、その結果等を踏まえ排出抑制対策の検討を行う。

2. 事業計画

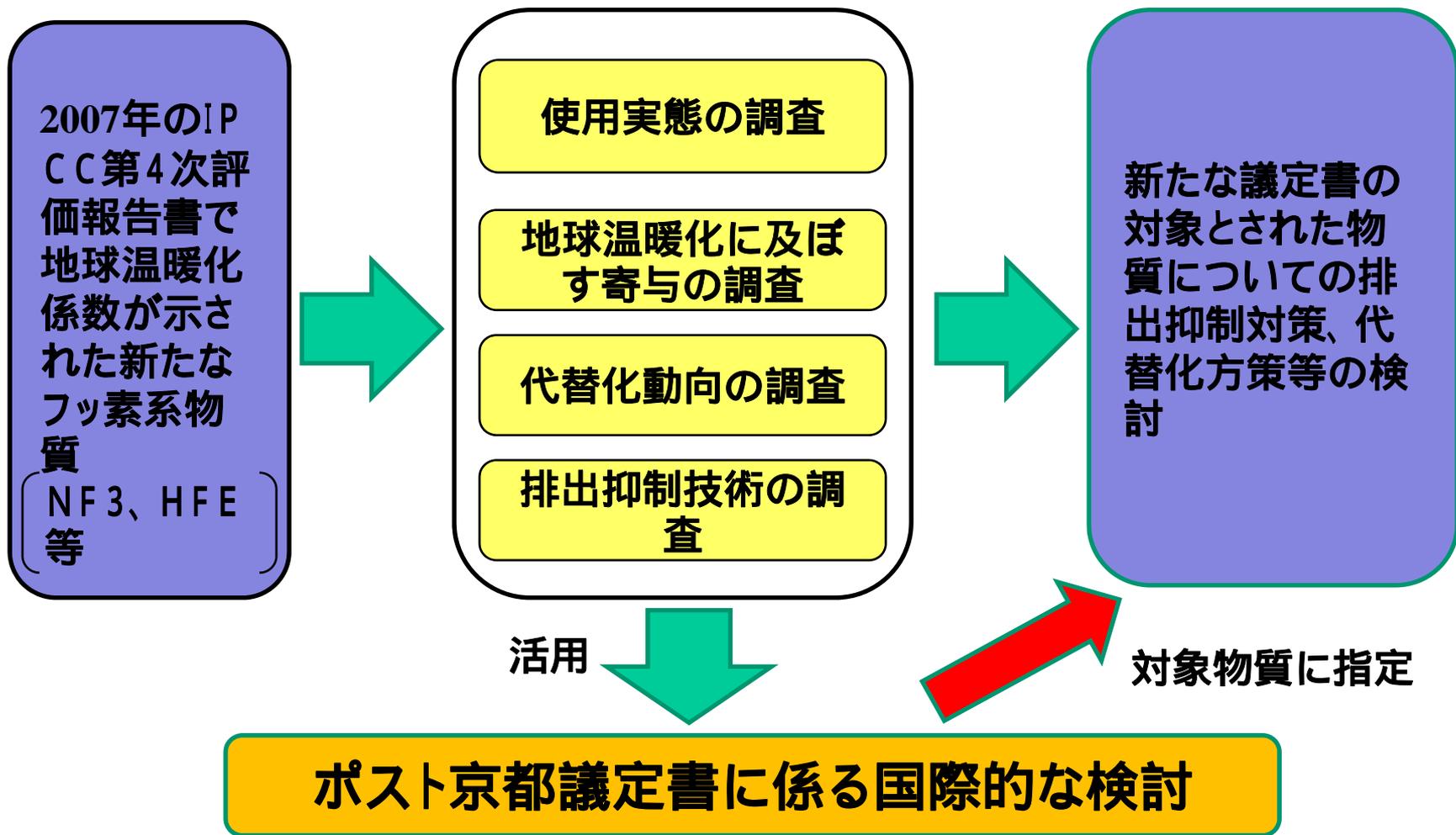
ポスト京都議定書への国内外の対応に向け、NF3、HFE等AR4に示されている京都議定書対象外のフッ素系物質の使用実態、地球温暖化に及ぼす寄与等の調査を行い、その結果を踏まえて、排出抑制対策の検討等を図る。

3. 施策の効果

アウトプット ポスト京都議定書に対応した国内外の検討に資する。

アウトカム 地球温暖化防止を図る。

新フッ素系物質に係る地球温暖化対策



森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

46百万円（56百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1．事業の概要

COP7(第7回気候変動枠組条約締約国会議)のマラケシュ合意により、我が国の森林経営による二酸化炭素の吸収量は、京都議定書第一約束期間(2008～2012年)において1,300万炭素トン(対基準年比3.8%)算入できるとされ、「京都議定書目標達成計画」でも、その確保が目標とされている。

さらに、平成21年末に予定されているCOP15において京都議定書第一約束期間後の枠組みにつき合意を得ることとなっており、今後は、京都議定書第二約束期間(2013年～)以降の吸収源に関するルールづくりについても、国際交渉が本格化する。

これらの背景を踏まえ、本事業では、現行の京都議定書第一約束期間(2008～2012年)における吸収量目標の達成が確実となる体制の構築及び、京都議定書第二約束期間以降(2013年～)における吸収源の計上方法に関し我が国としての総合的な戦略構築を図る。

2．事業計画

京都議定書第一約束期間における吸収量目標の達成のため、国際的に認められる森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計や報告・検証に必要なデータ整備等を行う。

京都議定書第二約束期間における吸収計上オプションの検討を行うとともに、世界銀行が設立した森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)に係る技術的支援等を行う。

3．施策の効果

2008年からスタートしている京都議定書第一約束期間における吸収量の正確な計上及び吸収量目標の達成に必要な態勢が構築される。

また、京都議定書第二約束期間における吸収源の計上方法に関する我が国としての総合的な戦略構築することができる。

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

本事業

国際交渉

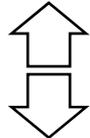
吸収源分野のインベントリの作成・評価、修正

- ・ 国際的に認められるために森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制を設計
- ・ 報告・検証に必要なデータ整備について検討
- ・ 上記の結果を元にして森林吸収量を試算
＜確保すべき森林＞

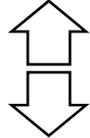
- 1) 森林・林業基本計画に基づく林地
- 2) 緑の政策大綱等に基づく都市公園等の緑地
- 3) 民生部門が保有する緑地

森林減少活動管理手法の試行的運用、検証

- ・ 国土数値情報をベースとして森林減少活動を捕捉



対応方針の評価・分析結果
国内体制の調査結果



吸収源問題に関する検討委員会

計上方法の調査結果
調査結果の評価・検討

第2約束期間以降の吸収量計上オプションの検討

- ・ 伐採木材の計上方法の分析調査
- ・ 直接的人為的影響の分離に関する検討

FCPFに関する情報収集及び検討委員会の運営

- ・ モニタリング方法等の技術的な情報収集
- ・ 技術的課題の検討及び計画書審査のサポート

決定事項

国際交渉において
我が国が必要する
情報を提供

国際交渉
支援資料作成

検討事項

技術的な
サポート

第1約束期間に関する交渉

2001年 COP7 マラケシュ合意

森林等の吸収源活動の取り扱いについて
合意＜我が国は3.8%が計上可能＞

2004年12月 COP10

吸収源活動の計上に関する国際的指針の承認
＜指針に基づく測定・推計・評価が必要＞

第2約束期間以降に関する交渉

2005年 COP11以降

第2約束期間以降の吸収源に関する
検討事項

- 伐採木材の計上方法の検討
- 直接的・人為的影響と自然影響等を分離するための方法の開発
- REDDの取り扱いに関する検討

UNFCCCの技術的
指針等を提供
(ただし、現在は未整備)

知見を
フィードバック

森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)

- ・ 2007年9月世界銀行理事会で設立が承認
- ・ 森林の保全による排出削減を「炭素クレジット」として転移できるようにするためのパイロットプロジェクトを支援
- ・ 日本も1000万米ドルの拠出を表明
- ・ UNFCCCから独立したガバナンスで実施
(京都クレジットとは連動しない)

(新)森林保全活動に対する民間資金の導入方策検討調査費

14百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

- ・森林保全活動に対する効用を極大化させるため、資金力を有する民間企業等と技術・知見を有する環境NGOや大学・研究機関等が連携し、共同事業の実施を促すための方策を検討。

(背景)

- ・企業等による植林等の環境投資意欲が高揚しているものの、技術力が不足し、必ずしも効果が上がっていない。一方、環境NGOや大学・研究機関等は技術・知見を持ち合わせているものの、一般に資金が不足。
- ・世界的な森林保全活動に、ODA等国費のみではなく、民間からの資金の導入を促進することは、国連森林フォーラム（UNFF）等世界的な課題。プロジェクトベースで熱帯林の持続可能な森林経営を推進している国際熱帯木材機関（ITTO）においても構造的な課題。

2. 事業計画

- (1) 企業、業界団体等のCSR等の取組としての環境貢献活動に関する情報（予算規模を含む。）の収集、森林保全分野の活動とその課題について情報収集。
- (2) 環境問題に取り組む多様な主体（主なNGO、NPO、公益法人、研究機関等）の環境保全活動に関する情報（予算規模を含む。）、森林保全分野の活動とその課題について情報収集。
- (3) ITTOから、プロジェクトについての情報を収集し、それぞれの概要を作成等。
- (4) 企業・業界団体等と環境問題に取り組む多様な主体の情報を効果的にマッチングするためのプラットフォームの構築に向けた検討。
- (5) プラットフォームの情報の更新等のメンテナンス、プラットフォームのPR及び事業継続のための方策の検討。

3. 施策の効果

世界的な森林保全活動に対する民間資金の導入方策を検討し、我が国の官民併せた世界の森林保全への取組の極大化を目指す。

(新規) 森林保全活動に対する民間資金の導入方策検討調査費 14,000千円

全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)(UNFF7, 2007)

「VI. 国際協力及び実施手段(抄): 民間・公共・国内・国際的財源からの新たな追加的財源措置を講じる」

企業(民間資金)

- ・CSR活動の高まり
- ・森林保全活動への関心
- ・豊富な資金
- ・ノウハウの欠如

情報集約

NGO、研究機関

- ・技術・知見の蓄積
- ・資金難
- ・小規模な活動

情報集約

国際熱帯木材機 関(ITTO)

- ・持続可能な森林
経営プロジェクト
- ・多くのプロジェクト
が資金提供待ちの
状態

気候変動枠組条約

- (京都議定書)
- ・植林CDM
- ・REDD(森林減少・劣
化に起因する温室効果ガ
スの排出抑制)

プラットフォーム構築 事業内容と資金投資のマッチング

(WEBページ、ポータルサイト、検索・コンサルティングシステム等)

企業-NGO共同プロジェクト実施、企業→ITTOの拠出等
官(ODA)・民による世界の森林保全への取組(投資)の促進、効果の極大化

(新)低炭素社会国際研究ネットワーク事業

118百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、化石燃料に依存し続ける社会では、今世紀末に約4℃気温上昇するとシナリオ予測されている。

こうした中、日本政府は、2005年以来、グレンイーグルスプロセスの一部として、英国政府と低炭素社会に関する共同研究を立ち上げた。

さらに、本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合において、低炭素社会に関する国際研究ネットワーク化が合意されており、本事業では、国内の低炭素社会に関する研究成果を取りまとめるとともに、我が国がリーダーシップをとり国際研究ネットワーク活動を支援することにより、低炭素社会に関する国際研究を推進する。

2. 事業計画

国際ネットワーク活動を支援し、さらに、わが国の関連の研究機関・大学・産業界・市民などに広く呼びかけ、国際的な研究成果や最新の動向に関する情報の共有・各主体の行動への反映などを行う。

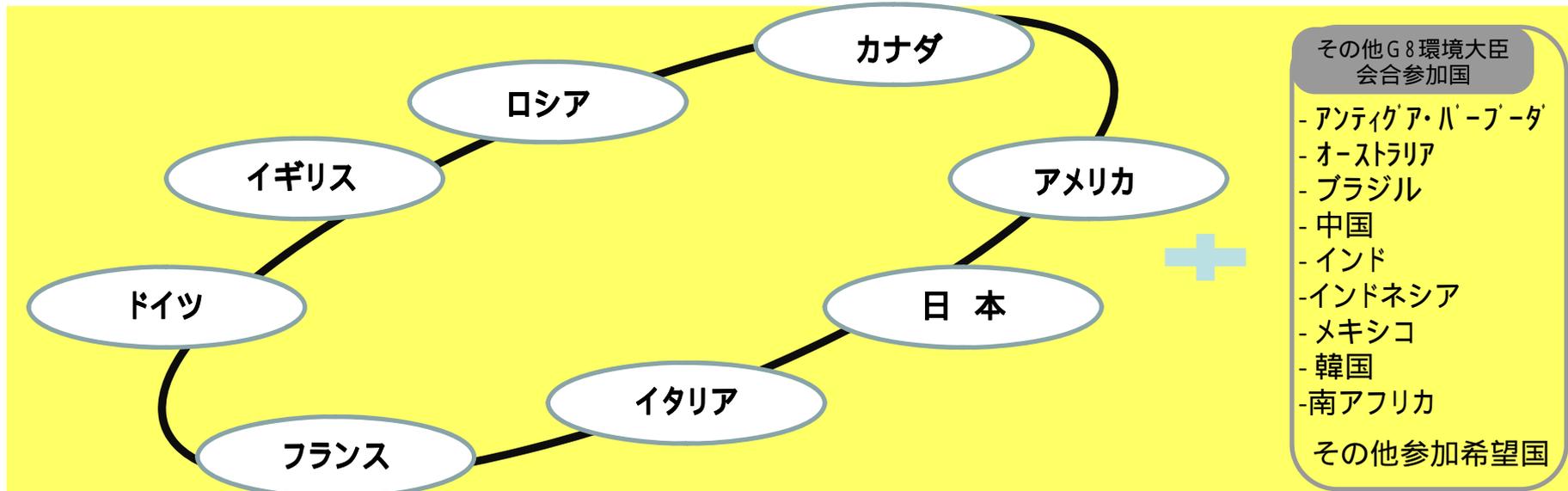
3. 施策の効果

G8国の枠に加え、広く各国の研究機関がそれぞれ展開している低炭素社会に関する研究の成果や情報の共有を進め、今後のG8環境大臣会合や気候変動に関する国際交渉プロセスに貢献できる。

低炭素研究に関する国際ネットワーク

コンセプト

- ・ G 8 神戸環境大臣会合のフォローアップとして、低炭素社会づくりのビジョンの確立に向けた研究協力と情報交換を推進する
- ・ ネットワークは、各国政府が指名した研究機関によって構成される



参加研究機関が実施する自主的な活動には、以下のものが含まれるであろう

- ・ 研究協力の推進
- ・ 情報交換の推進
- ・ 教育、普及啓発資料の作成
- ・ 訓練、能力開発の実施

地球環境局総務課研究調査室

1．事業の概要

環境省設置法第4条第3号の規程に基づいて、関係府省の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究費を環境省において一括して予算計上し、その配分を通じて国の環境保全に関する試験研究の総合調整を図るものである。

研究対象は、地球環境保全のうち、各府省が中長期的計画的かつ着実に、関係研究機関において実施すべき研究(中長期的な観測研究、条約に対応した科学的パラメータ算出のための研究など)としている。

平成18年度には、「地球観測の推進戦略」(平成16年12月 総合科学技術会議意見具申)を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測体制の整備のため、「地球観測モニタリング支援型」を創設した。

2．事業計画

平成21年度は、研究目標の達成に向け、平成20年度以前に開始した研究のうち7課題を継続して着実に実施する。

また、温暖化適応策を導くための森林動態データ観測ネットワークの構築や、大気中酸素及び炭素同位体の長期観測による二酸化炭素の全球収支解明など、地球観測モニタリングを担う課題5つの研究を新たに開始する。

3．施策の効果

・モニタリングデータは、国立環境研究所の地球観測連携拠点等を通じ、関係省庁・機関に提供されるほか、気候変動影響の監視評価、国民への情報提供に資する。

・地球環境保全を目的とした試験研究経費に関する関係行政機関間の適切な役割分担と政府全体としての整合性の確保を図りつつ、地球温暖化研究を政府全体として強化することができる。

地球環境保全試験研究費(地球一括計上)

施策の概要

国の研究機関(所管の研究機関を含む)を対象に、地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、行政課題の解決を科学的側面から支援することを目的に平成13年に創設。

・外部有識者委員による審査(事前・中間・事後評価)

特に、中長期的な視点から関係行政機関(所管の研究機関を含む)が主導的かつ着実に進めるべき研究を行う。

環境省の他の研究資金(地球環境研究総合推進費など)への成果の受け渡しにより、温暖化に関する研究の進展が効率的・効果的になることが期待される。

近年の成果

東アジアのハロゲン系温室効果ガスの排出を観測



タワーから大気の定期的な採取

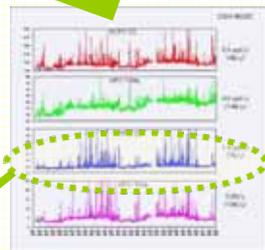


現場での分析

・波照間観測ステーションにおけるハロゲン系温室効果ガスの観測から、経年増加と中国・日本・台湾・韓国などからの影響による汚染ピークが認められた。

・波照間で観測される化合物の濃度変化を利用することにより、東アジアの地域ごとの排出量をある程度推定することが可能となった。
→たとえば中国からのHFC-23排出量は年間11Ggにのぼる可能性がある。

分析データの時系列化



ピークの検出と東アジアの排出実態の解析

地球一括計上の成果は、気候変動予測の精度向上に大きく寄与

平成18年度から、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測体制整備のため、「地球観測モニタリング支援型」を創設

長期的な観測を行うことにより、初めて見えてくる時系列の変動もあり、**将来の地球環境研究にとって重要な基礎的な研究と観測調査**である

「21世紀環境立国戦略」では、温暖化に関するモニタリングを長期に着実に実施することが明記されていることから、「地球一括計上」の果たす役割は大きい

IPCCの次期報告書への科学的知見の提供という観点からも、中長期的な視点に立った「地球一括計上」の成果は重要な役割を果たせる

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

134百万円(111百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、関係21ヶ国が参加し、地球変動研究を推進するネットワークであり、政策ニーズと科学的な研究ニーズに基づいて、共同研究・能力開発プログラムへの研究資金の支援等を行っている。

2008年1月のダボス会議で表明されたクールアースパートナーシップを踏まえ、本事業では、既存のプログラムに加えて、気候変動による影響予測に焦点をあてた特別枠を新たに創設し、途上国における影響予測を踏まえた適応能力の向上を図る。

2. 事業計画

平成21年3月に開催予定の政府間会合・科学企画委員会において、「影響予測」についての研究・能力開発ニーズを把握。平成21年度から、共同研究プログラム及び能力開発プログラムに「影響予測」枠を創設する。

プロジェクトの公募を行い、気候変動影響に対する脆弱性評価、地域的な影響予測などのプログラムを着実に実施する。

3. 施策の効果

途上国自らが温暖化の将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力が高まる。

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN) - 関係21ヶ国が参加し、地球変動研究を推進するネットワーク - へ既存のプログラムへ加えて、気候変動による「影響予測」枠を新たに創設し、途上国における影響予測を踏まえた適応能力の向上を図る。



APNの枠組を利用した、アジア各国の研究ニーズの把握、計画的な研究の実施

公募型共同研究(1998～2008年度実績) 126案件
研究者数概ね450人

キャパシティ・ビルディング型研究
(2003～2008年度実績) 52案件
研究者数:概ね130人以上

新たに「影響予測」枠を創出

[背景]

- 「21世紀環境立国戦略」において、温暖化の影響を受けやすい地域(特に途上国)への対策が必要、と言及。
- IPCC 第4次評価報告書: 自然資源に経済を依存する途上国は、気候変動に対して脆弱。

[施策の効果]

- 途上国自らが温暖化に将来予測や地域の環境・経済・社会状況に基づく適切な脆弱性評価を実施し、リスクを同定し、その回避・低減方策を検討する能力を高める。

(新)気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業

13百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

環境省が平成20年6月に公表した「気候変動への賢い適応」報告書では、国内でも国民生活に関係する広い分野で将来の一層大きな影響が予想されるとされている。

このため、本事業では、食料、水環境・水資源、自然生態系、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活、途上国の各分野ごとの今後の温暖化による影響予測に関する情報を収集、整理し我が国における、今後の効果的、効率的な適応策を推進するため、適応指針の策定を行うものである。

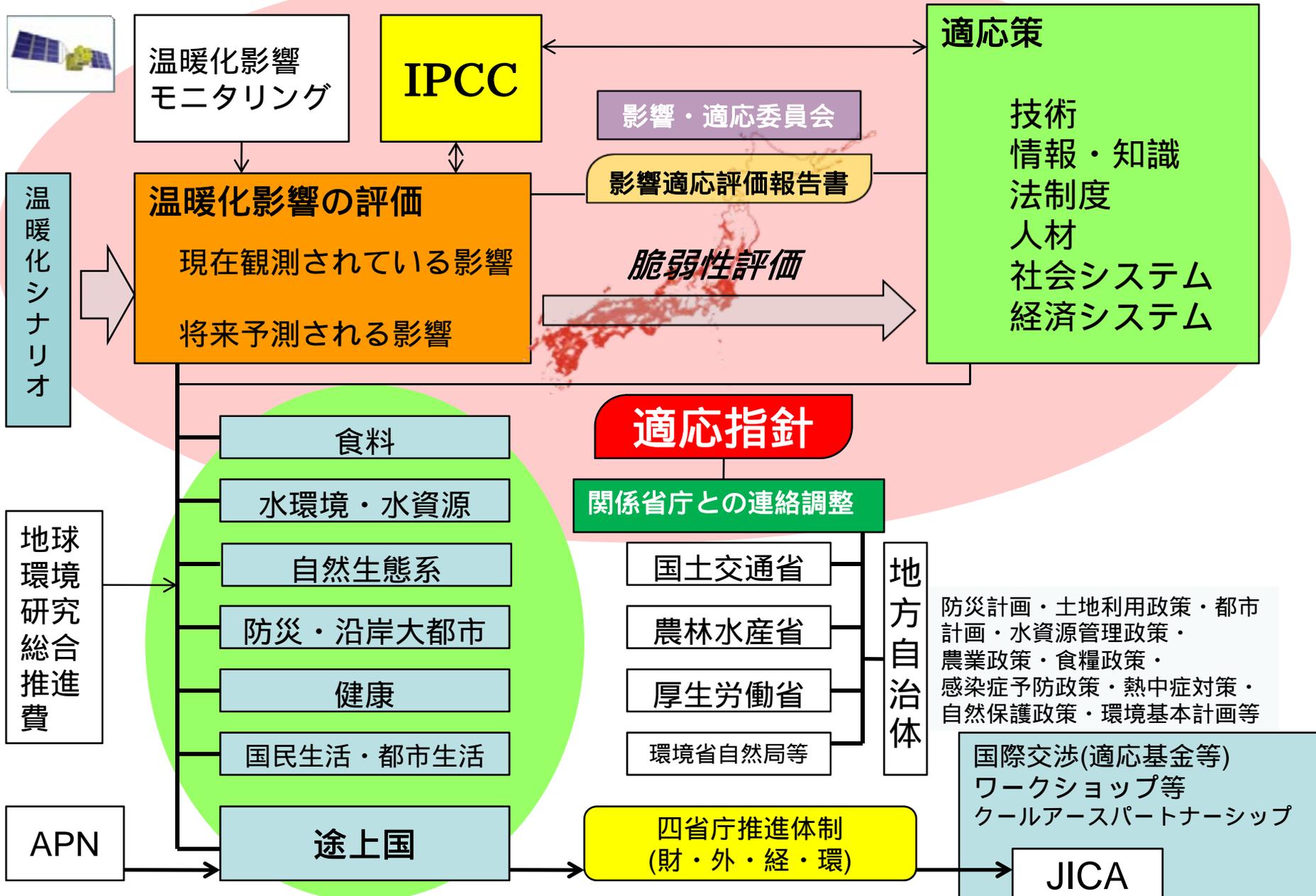
2. 事業計画

平成21年度から主に気候変動影響・適応に関する、情報収集を開始し、定期的に評価報告書として取りまとめるとともに、適応策に関する指針を検討する。

3. 施策の効果

気候変動に対し精緻な予測の下、早期に計画的な取組体制を確立することが可能となり、気候変動による被害の大幅な低減が期待できる。

気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業



京都メカニズム運営等経費

165百万円(68百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

国別登録簿は、京都議定書に基づき附属書 I 国が各国ごとに設置しなければならない義務を有するものであるだけでなく、償却口座に移転された排出枠・クレジットの量により我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守が決められること、その整備が京都メカニズム活用の必要要件であることから、我が国が議定書の削減目標を達成する上で極めて重要な基盤である。

国別登録簿の運営管理を引き続き適切に実施していくとともに、京都クレジットの取引システムとして積極的に活用されるよう、登録簿が本来備えるべき機能の追加・拡充を図る。そして、取引市場(取引所等)との将来的な取引の連携等も視野に入れた、システム基盤の強化及び機能追加を行う。

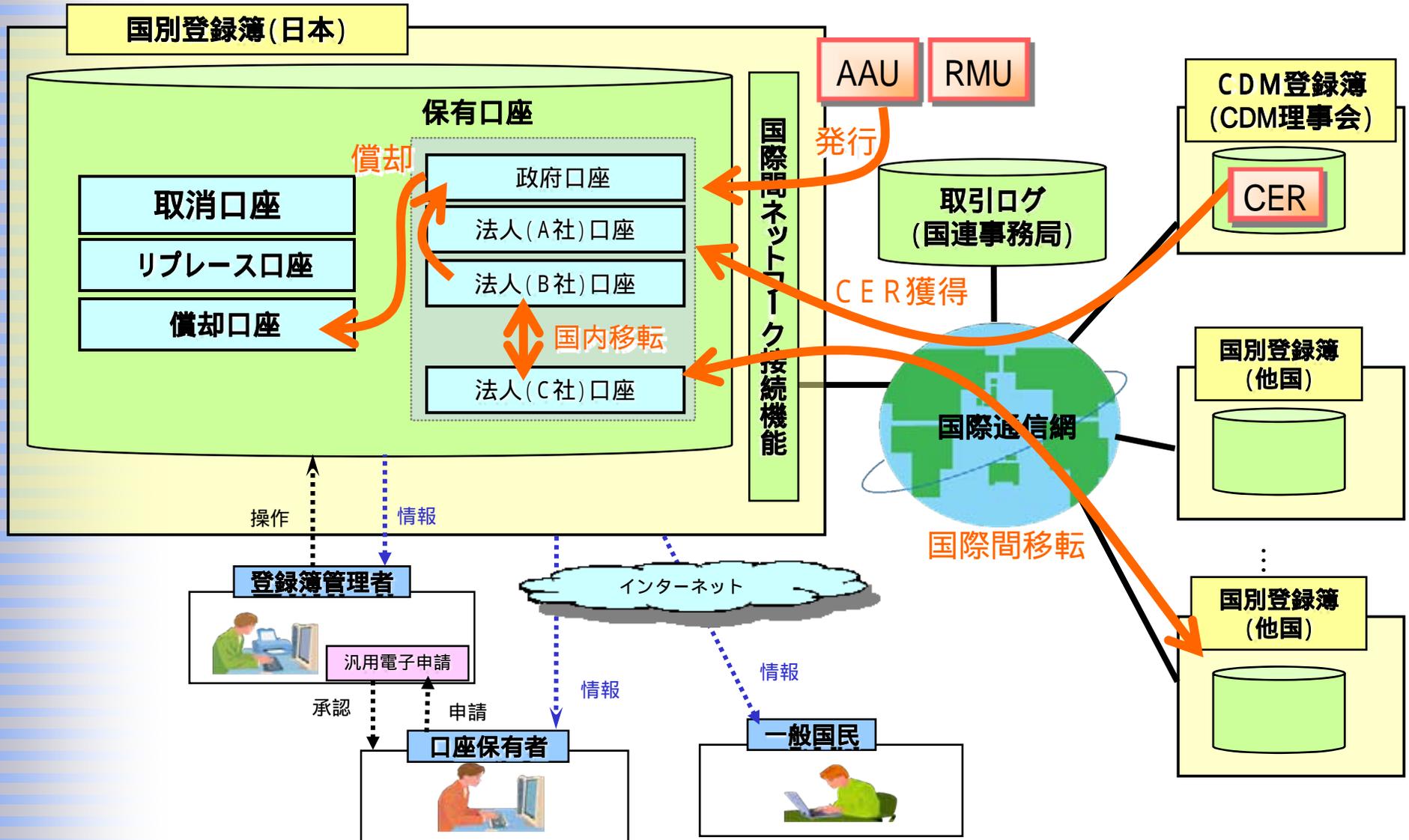
2. 事業計画

- ・ 登録簿システムの運営
- ・ CER、ERU 等各クレジットの移転
- ・ 諸外国における登録簿システムに関する 動向調査
- ・ システム基盤の強化
- ・ 登録簿システムの機能追加・改修（事業者支援機能の充実、等）

3. 施策の効果

- ・ 国別登録簿を適切に運用・管理し、当該システムを京都クレジットの取引システムとして活用することにより、京都議定書目標の達成に資する。

日本国別登録簿システム～システム概要



地球規模生物多様性モニタリング推進事業費（一部新規・拡充）
297百万円（290百万円）

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の概要

全国約1,000カ所のモニタリングサイトを中心とした総合的・継続的な生態系モニタリング事業の強化を行う。

新たに、アジア太平洋地域の各国政府、国際機関との連携により地球規模での生物多様性モニタリング体制の構築を進める。

平成20年度に開始したアジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブの拡充を行う。

2. 事業計画(平成21年度～平成23年度)

平成21年度 (2009) 高山帯等での定点自動撮影による温暖化影響観測開始
地球規模の生物多様性に関する調査データの集約・総合的解析・予測手法の検討、各国政府及び国際的枠組みとの連携方策検討
生物インベントリー構築のための国際会合開催、生物分類キャパシティ・ビルディングの行動計画案作成及びパイロット研修プログラムの実施

平成22年度 (2010) 前年度事業の継続実施
前年度事業の継続実施の他、アジア地域での研修プログラムの実施、COP10へのインプット
COP10におけるアジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブの正式発足と参加国増加促進、生物分類キャパシティ・ビルディング行動計画の実施

平成23年度以降
～ 前年度事業の継続実施

3. 施策の効果

関係省庁・各調査研究機関との生物多様性情報の共有・連携
効率的かつ精度の高い生態系の総合監視・予測評価・モニタリングの実施による生物多様性保全の推進（温暖化影響の把握・保全対策を含む）
ミレニアムアセスメント（MA）、世界生物多様性概況（GB03）の実施支援
生物多様性条約GTI（世界分類学イニシアティブ）作業計画への成果提供
地球規模での生物多様性の科学的把握・モニタリング体制の構築に関する我が国のイニシアティブ発揮
2010年に開催される生物多様性条約COP10への日本からの情報発信・貢献

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)

温暖化による各生態系への影響を、より確実に把握
データロガー及び定点撮影によるモニタリングの実施
情報・標本管理体制の整備



高山生態系の変化把握



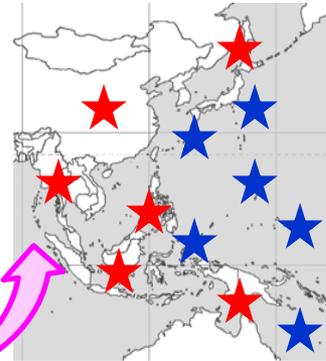
積雪量と雪解け時期を記録

情報・標本管理体制の整備



モデル手法

国際連携による地球規模生物多様性モニタリング体制の構築支援



- ★ 森林サイト
- ★ サンゴ礁サイト

気候変動等による地球規模の生態系変化の把握

各種データの収集と統合的解析
地球規模モニタリング体制構築のための枠組み構築(国際ワークショップ開催)
統一的モニタリング手法の開発と研修の実施

アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進事業

生物多様性保全施策に必要な生物情報インベントリー整備
分類学能力向上研修プログラムの開発・実施

地球規模生物多様性モニタリング・ネットワーク・イニシアティブの推進

MA及びGBO3実施支援、GEOSS、GBIF登録等へのデータ提供、GTIへの貢献

(新)気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費

12百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

現在、気温上昇や温排水などにより、都市部やその周辺を中心に水温上昇による水環境の悪化が見られ始めている。たとえば、多摩川での外来熱帯魚等の繁殖、琵琶湖等の湖沼における下層低酸素状態の進行、底泥からの栄養塩や有害物質の溶出、底層生物の斃死、東京湾等内湾における貧酸素化の進行、シャコ等の漁獲量減少等が指摘されている。

IPCC報告によると地球規模の気候変動により一定の気温上昇は避けられないと予測されている。今後、気温上昇に伴う河川、湖沼、海域の水温上昇により、多くの地域で、日本固有の在来生態系の消失や、アユ・ワカサギ漁など日本において重要な内水面漁業に甚大な影響を生じるおそれがある。また、水量減少に伴う河川での排水希釈効果の減退や水温上昇による水中有機物の酸素消費速度の増加により、排水基準値設定や、有機物を中心とする生活環境項目基準値設定の考え方を見直す必要も生じると考えらる。

そこで、気候変動により引き起こされる水温上昇による影響の発生状況に関する水域毎の予測を行い、特に現段階から対策を必要とする水域を抽出するとともに、水環境保全や生態系保全等の観点からあるべき水温の目安を設定するとともに、一定の水温上昇を前提とした水質保全策としての健康項目や生活環境項目の排水規制のあり方の検討と水温上昇の緩和策としての温排水管理や下層への溶存酸素供給等の実行可能な対策手法を検討し、公共用水域における水温上昇による様々な悪影響を緩和あるいは防止する施策のあり方について検討を進める必要がある。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23	H24	H25	H26
・気候変動による水質等影響に係る関係調査						
・気温上昇が実環境中の水生生物の生息に及ぼす影響調査						
・水温及び水質の変動による生態系への影響予測手法の検討						
・水質・生態系に対する要対策検討エリア抽出調査						
・水温、水量等の変化に伴う排水規制等のあり						

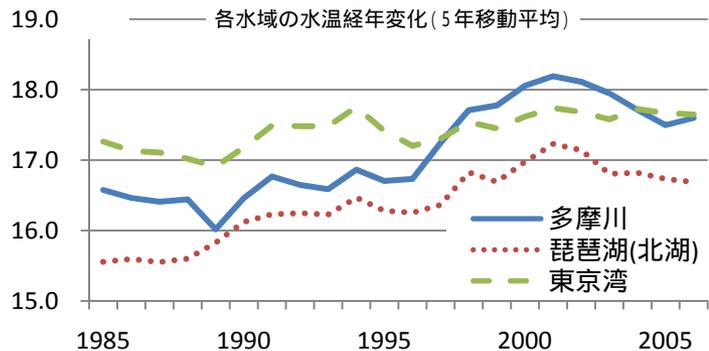
方検討 ・目標とすべき水温の設定 ・気候変動による水質影響に対する実行可能な 対応策の検討						

3 . 施策の効果

気候変動に伴う水温上昇等の影響を水域毎に予測を行い、特に現段階から対策を必要とする水域を抽出するとともに、あるべき水温の目安や、一定の水温上昇を前提とした水質保全策としての健康項目や生活環境項目の排水規制のあり方の検討と水温上昇の緩和策としての温排水管理や下層への溶存酸素供給等の実行可能な対策手法を検討し、水温上昇による公共用水域の水質悪化等の影響緩和・防止を図る。

気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査

公共用水域における水温上昇



水温上昇による影響の一部顕在化

- ・多摩川への熱帯魚の侵入
- ・琵琶湖の全循環不全、下層低酸素化、生物斃死
- ・東京湾の貧酸素化、シャコの減少 等

水温上昇・水量減少による影響拡大の懸念

- ・アユ・ワカサギ等の内水面漁業への甚大な影響
- ・希釈水量減少による排水基準値設定の考え方の見直し
- ・有機物量に対する溶存酸素消費量の関係の変化

水温上昇による影響の把握と影響対応策の検討

水質

- ・既存調査結果の整理
- ・長期トレンドデータ解析
- ・メカニズム解明等の検討

水生生物

- ・水生生物生息と気温上昇の関連性調査
- ・生態系への影響予測手法検討及び予測

対策の検討

- ・水温、水量等の変更に伴う排水規制等の施策への影響調査
 - ・目標とすべき温度の目安の設定
 - ・水域毎に課題となる水域の抽出
 - ・一定の水温上昇を前提とした実行可能な対策手法の検討
- [水質保全策例] 排水規制のあり方の検討
[水温上昇緩和策例] 温排水管理、下水・発電の廃熱利用

水温上昇による公共用水域の水質悪化等に対する影響対応策の確立

(新)地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務

70百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

平成20年6月に成立した改正地球温暖化対策の推進に関する法律では、一定規模以上の地方公共団体に対して、実行計画（旧地域推進計画）の策定が義務づけられることとなった。しかし、活動量の把握が困難等の理由により、域内の排出量の推計が困難な自治体も多いことから、国が市町村別の推計を行い、データが必要な自治体に提供できる仕組みを作る。

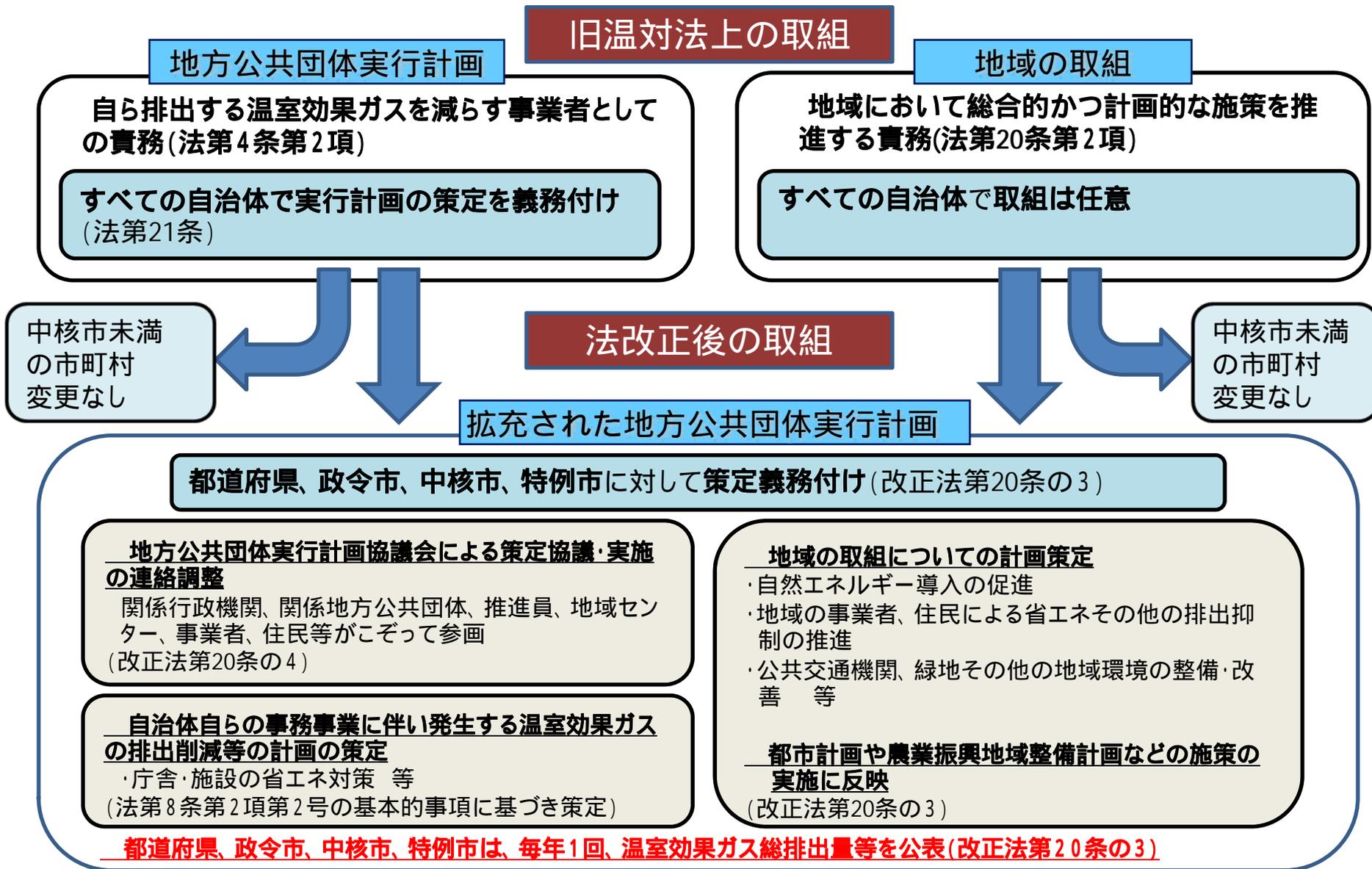
2. 事業計画

地方公共団体毎に、住民一人あたり、勤労者数あたり、自動車台数あたりなどの排出単位あたりの温室効果ガス排出量を、国内排出量を踏まえ、数ヶ月以内で集計して公開する仕組みを構築する。

3. 施策の効果

主に家庭部門と運輸部門のうちの旅客輸送による二酸化炭素排出量の推移を自治体および国民に周知させ、行政区毎の目標達成の程度を示すことが出来る。

(新) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務



→域内の排出量の推計が困難な自治体も多いことから、国が市町村別の推計を行い、データが必要な自治体に提供できる仕組みの構築を検討

地球温暖化対策推進法施行推進経費((新)地方公共団体実行計画策定支援)

46百万円(4百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

改正前の温対法では、地方公共団体は、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの削減計画(旧地方実行計画)の策定が義務づけられるとともに、区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画(地域推進計画)を策定する(任意)こととされていた。

今回の法改正では、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、地方実行計画(新実行計画)の中に区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画(地域推進計画)を盛り込むことが義務づけられた。

一方、特例市未満の自治体においては、旧地方実行計画の策定率が、45%(平成19年12月調査)と進んでいない。特に、規模の小さな自治体において、「人員が十分でない」、「策定手順や策定方法のノウハウがない」などの理由により策定が進んでいないとの回答を得ている。

本事業においては、新実行計画(特例市以上)及び旧実行計画(その他市区町村)のそれぞれについて、策定のためのマニュアルを作成し、地方環境事務所のブロックごとに説明会の開催等を実施し、実行計画の策定向上に努めていく。

2. 事業計画

- (1) 新実行計画策定マニュアル作成
- (2) 新実行計画策定等説明会(8ブロック)
- (3) 旧実行計画策定等説明会(8ブロック)
- (4) 実行計画策定アドバイザーの設置(8ブロック)

3. 施策の効果

新・旧実行計画の策定方法について説明するとともに、自治体における地球温暖化施策ベストプラクティスの研究、模擬計画策定ワークショップを通じて問題点を解消し、事項計画の策定率の向上を図る。

(改) 低炭素地域づくり面的対策推進事業(エネルギー特会)

990百万円(400百万円)

総合環境政策局環境計画課
・環境影響審査室

1. 事業の概要

平成20年3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策のため「点から面へ」が掲げられており、都市や地域の構造、公共交通インフラを含め、都市構造・社会構造を変革し、低炭素社会を実現することとしている。

このため、平成20年6月に改正された地球温暖化対策推進法においても、地域の自然的社会的条件に応じた地方公共団体の総合的かつ計画的な施策の実施を充実するため、特例市以上での計画策定が義務づけられたところである。

また、政府では、温室効果ガスを大幅に削減する低炭素の地域づくりのモデルを我が国で構築し、国内外に広く発信・普及させていくために、平成20年7月に環境モデル都市を選定したところであり、今後の取組を加速させていくための具体的な支援策が必要となっている。

特に中長期の温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、緑地の保全や風の道の確保など、自然資本を活用しながら、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や未利用エネルギーの活用等、面的な対策群の実施により、都市構造に影響を与え、環境負荷の小さい地域づくりを実現する取組が重要である。

また、全国各地の都市部で急速に行われている都市再開発に先立ち面的な対策を取り入れて、温暖化事業評価を実施することにより、都市再開発の機会をとらえて効果的に温室効果ガスの削減を行うことが可能となる。

以上のことから、具体的には、低炭素型の地域づくりを行う地域を公募し、地方公共団体・地域住民・NPO・事業者等が参加する地球温暖化対策地域協議会を組織し、CO2削減等に係る目標の設定やCO2削減計画策定、そのために必要な調査やシミュレーションを行うとともに、当該計画や環境モデル都市に位置づけられた事業に対して支援を行う。

また、低炭素地域づくりの一つのツールとして、公募・選定した都市再開発を行う民間事業者に対し、事業設計及び温室効果ガス削減効果の評価等

の支援を行い、温暖化事業評価実施を通じた積極的なCO2削減を推進することで、都市再開発を低炭素型に誘導する。

2．事業計画

平成19～23年度の5年間（1地域あたり原則3年間）

平成21～23年度の3年間

3．施策の効果

地域づくりの計画や具体的事業に低炭素の概念を加え、シミュレーション等を行うとともに効果的に面的対策を行うことで、実効的なCO2削減計画を策定でき、中長期的なCO2削減効果が期待できる。

低炭素地域づくり面的対策推進事業

[21年度予算案 990百万円]

低炭素地域づくり面的対策推進事業

21年度予算案950百万円(20年度400百万円)

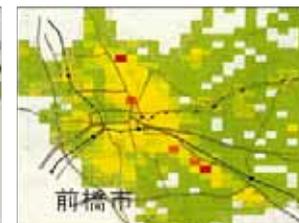
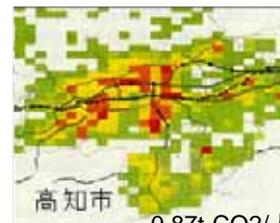
【目的】 自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

- 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化

【背景】 地球温暖化対策推進法改正(平成20年6月)

地方公共団体実行計画に以下について盛り込む

- ・自然エネルギー導入の促進
 - ・事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善 等
- 都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映



濃い色のほうが人口密度が高い

(平成18年版環境白書より)

拠点集約型の都市のほうが運輸旅客部門の1人当たりCO2排出量が少ない

環境省

支援

地球温暖化対策地域協議会

地方公共団体・交通事業者・大規模商業施設・地域住民 等

助言

国交省

初年度

次年度

以降

CO2削減目標の設定

CO2削減シミュレーションの実施

複数施策を面的に盛り込んだ低炭素地域づくり計画を策定

低炭素地域づくり計画

- CO2削減目標の設定
目標達成のための施策
- ・自動車交通需要の抑制策
 - ・公共交通機関の利便性向上策
 - ・効率的な土地利用の促進策
 - ・未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用
 - ・エネルギーの効率的利用の促進策
 - ・自然資本の活用による低炭素化 等

計画に位置づけられた面的な対策の実施

- 委託 4.5億円
- ・新規:2,000万円×10箇所
 - ・継続:1,000万円×25箇所
 - ・委託先:地域協議会又は地域協議会に参画する民間事業者
- 補助金 5億円【新規】内訳はイメージ
- ・大規模:2億円×1箇所
 - ・中規模:1億円×2箇所
 - ・小規模:5000万円×2箇所
 - ・交付先:計画又は環境モデル都市に位置づけられた事業の実施者
 - ・負担割合:1/2(最長3年)



ICカード導入とCO2削減量の見える化による公共交通機関の利用促進



コミュニティ・サイクルやカーシェアリングの導入



トランジットモールやパークアンドライドの導入



太陽熱供給システムを導入した集合住宅の整備



再開発を機とした地域冷暖房の導入



風の通り道や地域冷暖源となる緑地の確保

【目的】

低炭素地域づくりの一環として、都市再開発に着目し、そのプロセスに温暖化事業評価を取り入れることにより、民間事業者による積極的なCO2排出削減を誘導する。

【背景】

全国各地での急速な都市再開発

京都議定書第一約束期間

低炭素社会への転換

- ・再開発による都市環境への大きな影響の可能性
- ・業務部門における温室効果ガスの削減が喫緊の課題
- ・「環境モデル都市」構築支援の必要性

特に 都市再開発 に着目

サステイナブル都市再開発ガイドラインの策定(H20年6月)

民間事業者(デベロッパー等)の協力を得て、都市再開発における自主的な温暖化事業評価の具体的な方法をとりとまとめ。

○サステイナブル都市再開発モデル事業(H21 - 23年度)

都市再開発に際して、積極的なCO2排出削減を図ろうとする民間事業者を対象に、温暖化対策に係る事業設計、温室効果ガス削減効果の評価、温暖化対策の取組を住民等へ周知するための措置等の取組に要する費用について支援

→ 初期のインセンティブを付与することにより、モデルとなる事業の立ち上げ

都市再開発の機会をとらえ、低炭素社会へ積極的に誘導

- ・自主的な温暖化事業評価を通じ温室効果ガスの削減対策を徹底
- ・再開発による一連の建築物群を対象に、建築物単体への対策に加え、面的対策を推進
- ・温室効果ガスに係るミティゲーション(CDMクレジット、グリーン電力等)を積極的に導入

低炭素社会モデル街区形成促進事業

(エネルギー特会)

(クールシティ中枢街区パイロット事業)

700百万円(700百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

ヒートアイランド現象は都市特有の環境問題として注目されており、特にその中心となる市街地においては対策の実施が急務となっている。

また、京都議定書目標達成計画(平成20年3月)において「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化」が盛り込まれるなど、ヒートアイランド現象が問題となっている都心部においては、熱環境改善対策を積極的に導入し、都市のヒートアイランド現象を緩和すると同時に低炭素社会の推進を図ることは重要かつ効率的であると考えられる。

そこでヒートアイランド現象の顕著な街区に対して、緑化や保水性建材、高反射率塗装など複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一体的に実施することで、都市部にクールスポットや冷気誘導のための風の通り道を創出し、ヒートアイランド現象の緩和を図るパイロット事業を実施する。また、特に重要な風の道に面する敷地における緑地・霧噴射装置等を整備する。

(補助の内容)

負担割合 国1/2、民間事業者1/2 (補助)

補助先 民間事業者

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
クールシティ中枢街区パイロット事業					

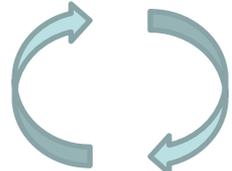
3. 施策の効果

都心部においてパイロット事業を実施することにより、建築物からのエネルギー起源二酸化炭素排出量を直接的に削減するとともに、都市のヒートアイランド現象の緩和を図る。また、先導的に対策技術を導入し効果を実証することにより、ヒートアイランド対策を通じた省CO₂対策の普及促進を図る。

ヒートアイランド対策

対策計画策定ガイドライン（平成20年度作成）

→自治体等における対策計画の策定手法を提案、長期的・計画的実施の指針を提示



自治体の対策等から
得られた知見の
更なる蓄積

・自治体への対策推進
・対策効果の定量化

民間企業への
対策推進

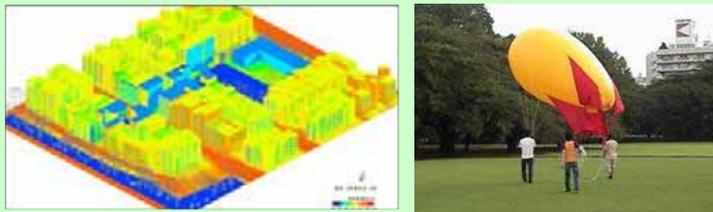
民間企業の対策から
得られた知見の
更なる蓄積

クールシティ推進事業

対策評価手法の確立

→都市熱環境のモニタリング

→シミュレーションによるメカニズム解析

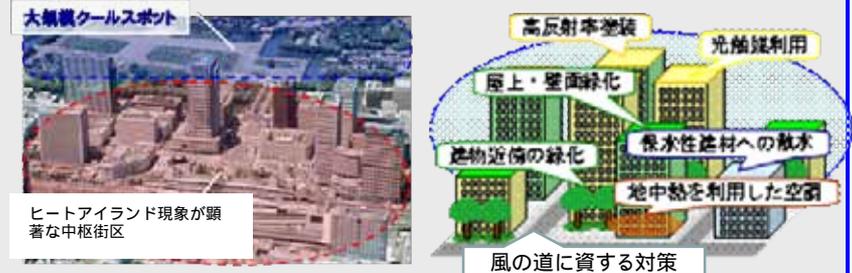


熱環境改善効果の指標化・定量化
現状把握手法・評価手法の確立
熱中症予防情報の充実

クールシティ中枢街区パイロット事業

集中的・一体的な対策事業の実施

→民間によるモデル街区での集中的な事業



建築物の省CO2化
他の事業者への実用性・有効性PR

世界に誇るクールシティの創出

地域協議会民生用機器導入促進事業（エネ特会）

340百万円（280百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

「京都議定書」の6%削減約束を確実に達成するためには、増加傾向にある民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するための効果的な対策を導入しなければならない。このため、地域において住民や事業者等の日常生活における取組を推進する「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、二酸化炭素の排出量削減に役立つ高断熱住宅へのリフォームや、業務用省エネ型冷蔵・冷凍機・空調一体システム、LED照明等の省エネ機器等や、バイオマス燃料燃焼機器等の代エネ機器を地域において率先導入する事業を推進し、対策技術の導入拡大を図る。

2．事業計画

地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の行う以下の事業を支援する。

高断熱住宅へのリフォームや業務用省エネ型冷蔵・冷凍機・空調一体システム、LED照明等の省エネ機器や省エネ資材等の省エネ機器を地域にまとめて導入する事業

民生用バイオマス燃料燃焼機器、民生用小型風力発電システム、民生用太陽熱利用システムといった代エネ機器を地域にまとめて導入する事業

【補助の内容】

補助先：設置者等（民間）

負担割合：国1/3、設置者等（民間）2/3

3．施策の効果

地域協議会による温暖化対策技術の集団的な導入を推進し、先進的な技術の大幅拡大等を図る。

地域協議会民生用機器促進事業

温暖化対策に効果のある設備導入や、住宅リフォーム時に省CO₂型資材を導入するなどのエコリフォームの実施等、地域における取組を行う地域協議会に対して補助する。

主な導入設備

住宅等への省CO₂型資材の導入

・高断熱住宅へのリフォームや、高効率空調システム、省エネ照明等の省エネ機器や省エネ資材等の省エネ機器を大規模に導入する。

↓断熱資材(複層ガラス)



↑LED照明

民生用バイオマス燃料燃焼機器

・家庭等で利用可能な木質ペレットなどのバイオマス燃料の燃焼機器を地域にまとめて導入する。



↑木質ペレットストーブ

民生用太陽熱利用システム

・家庭等で利用可能な太陽熱利用システムを地域にまとめて導入する。



↑太陽熱利用システム

水・大気環境局 大気生活環境室
 水環境課
 地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

(1) ヒートアイランド現象に関する調査及び観測

都市におけるヒートアイランド現象は、未だその発生メカニズムや環境影響等に未解明な部分が多く、ヒートアイランド対策推進の妨げとなっているため、メカニズム、環境影響及び対策効果の定量的評価等の調査・検討を進める。また、ヒートアイランド対策の知見を広く普及し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

- ・ 環境影響の調査、気温等の広域測定、現象に関する適応策検討調査
- ・ ヒートアイランド対策に関する普及啓発

(2) 環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証

ヒートアイランド現象が顕著な都市部において、水や緑を活用したヒートアイランド対策の効果や環境影響の検証を行う。

(3) 熱中症予防情報の提供及びモニタリング

ホームページにより熱中症に関する予防情報の提供を行う。また熱中症と暑熱環境の指標であるWBGT（湿球黒球温度）速報値の提供の充実を図る。

(4) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証

モデル地域において未利用水・未利用エネルギーの有効利用手法の検証を行い、クールシティの実現及びCO2の排出抑制による地球温暖化防止に役立てる。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
環境影響の調査、気温等の広域想定、適応策検討調査					
ヒートアイランド対策に関する普及啓発					
環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証					
熱中症予防情報の提供及びモニタリング					
モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検討					

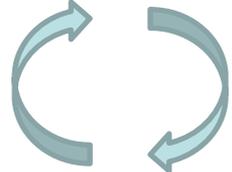
3. 施策の効果

ヒートアイランド現象、及びその影響、対策効果等は現段階では定量的な評価が困難である。本事業によって、定量的な施策目標を作成・実行するための影響指標や評価手法を検討し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

ヒートアイランド対策

対策計画策定ガイドライン（平成20年度作成）

→自治体等における対策計画の策定手法を提案、長期的・計画的実施の指針を提示



自治体の対策等から
得られた知見の
更なる蓄積

・自治体への対策推進
・対策効果の定量化

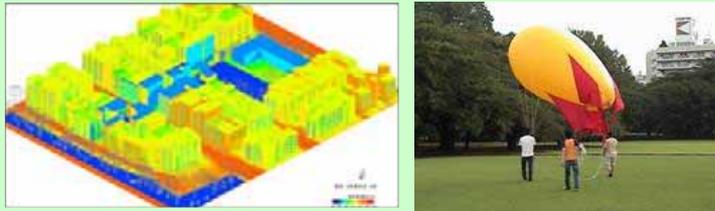
民間企業への
対策推進

民間企業の対策から
得られた知見の
更なる蓄積

クールシティ推進事業

対策評価手法の確立

- 都市熱環境のモニタリング
- シミュレーションによるメカニズム解析



熱環境改善効果の指標化・定量化
現状把握手法・評価手法の確立
熱中症予防情報の充実

クールシティ中枢街区パイロット事業

集中的・一体的な対策事業の実施

→民間によるモデル街区での集中的な事業



建築物の省CO2化
他の事業者への実用性・有効性PR

世界に誇るクールシティの創出

1．事業の概要

家庭の省CO₂化を図るためには、住宅の省CO₂性能を向上させることが必要不可欠であり、リフォームなどの機会を捉えて代エネ・省エネ設備や省エネ資材等の導入拡大を図ることが重要である。

省CO₂性能が高い住宅（以下、エコ住宅という。）の構築に関しては、新築については省エネ法や住宅性能表示制度による進展は見られるものの、リフォームについては対策技術はあるものの、実態としては進んでいない。このため、一部の環境問題に熱心な層への限定的な普及になっており、全国的な広がりを見せていないのが現状である。

そこで、エコ住宅の普及を加速化させ、家庭部門における大幅な二酸化炭素削減を図るため、地球温暖化対策地域協議会やリフォーム業界、部材メーカーなどから構成される「エコリフォームコンソーシアム」を設立して、リフォーム目的に応じた簡単なエコリフォームに誘導する普及啓発事業や家庭できるエコリフォーム技術の発掘などを行うとともに、地域協議会の連携による普及啓発能力アップを行う。

2．事業計画

地域協議会、リフォーム業者や部材メーカーなどからなる「エコリフォームコンソーシアム」の運営及び技術情報収集・実証、普及啓発手法検討、普及啓発の実施、フォーラムの開催

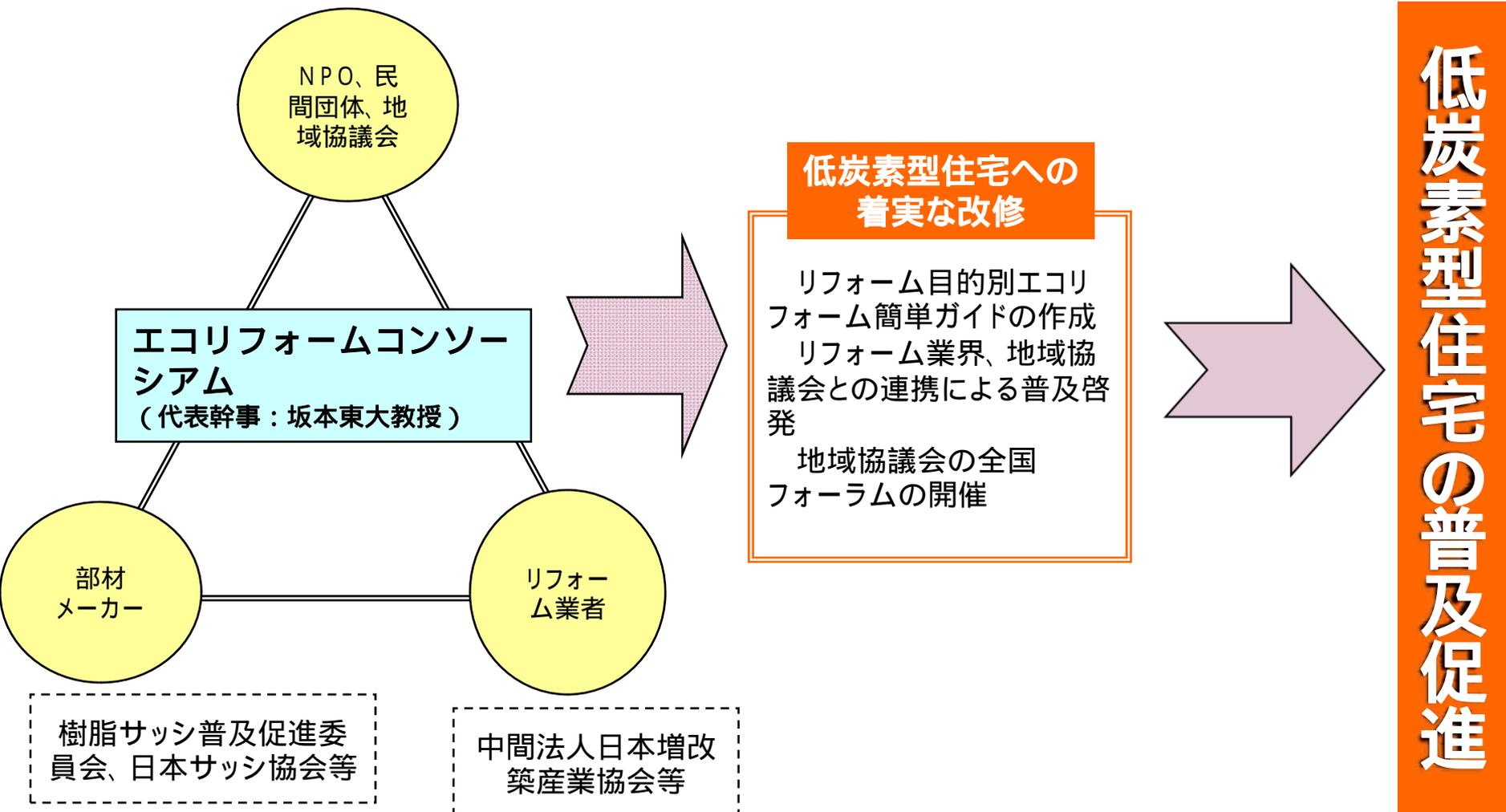
3．施策の効果

住宅分野での低炭素住宅への転換を促進することで第1約束期間における家庭部門の排出量削減に資する。

2050年の低炭素住宅のモデルを示すことによって、クールアース50を牽引する。

エコ住宅普及促進事業

エコ住宅の普及を図るため、平成20年度に設立した「エコリフォームコンソーシアム」において費用性を考慮しリフォーム内容に応じた「エコリフォーム簡単ガイド（シチュエーション編）」等を作成するとともに関係業界や地域協議会、NPO等と連携した普及啓発を実施することによりエコリフォームの着実な実施につなげる。



総合環境政策局環境経済課

1．事業の概要

我が国では、戦後、1960年代から大量の集合住宅・オフィスビルが建設されたが、それらの集合住宅が更新期を迎えている。

その際、基本的に、元の住宅・ビルを解体・廃棄して「新しい建築物を建設（スクラップアンドビルド）」、当分の間「現状維持」、元の住宅・ビルの構造を活用して「改築・改修（リニューアル）」の3種類の対応方法があるが、そのような建築物の利用形態を修正しながらの利用に関するライフサイクル全体から評価する手法は十分確立していないため、改築・改修することが環境面からも経済的にも価値が高い場合においても、十分な検討がなされることなく、新しい建築物の建設や現状維持を選択するケースが多い。

そこで、生産から廃棄までの付加的環境負荷及び追加投資と、当該事業計画による住宅・ビルの予想残存活用期間やエネルギー使用量との関係を簡便に評価するための手法開発を行うことで、建築物の省エネ化を含む改築・改修を促進するとともに、既存建築物の構造の有効利用を図るものである。

2．事業計画

(1) ケース・スタディ調査

20年度に作成した評価手法を実在する建築物にあてはめて評価を行い、それぞれのケースについて環境負荷や経済性に関する試算を行う。試算結果の分析を行い、評価手法の妥当性を検証し、内容を実際に使用可能なものに向上させる。

(2) 検証調査・調査分析

上記のケース・スタディ調査を踏まえ、ゼネコン・設計事務所・施主等による検討会でディスカッションを行い、一般化に向けた障害の解決に向けた検討を進める。

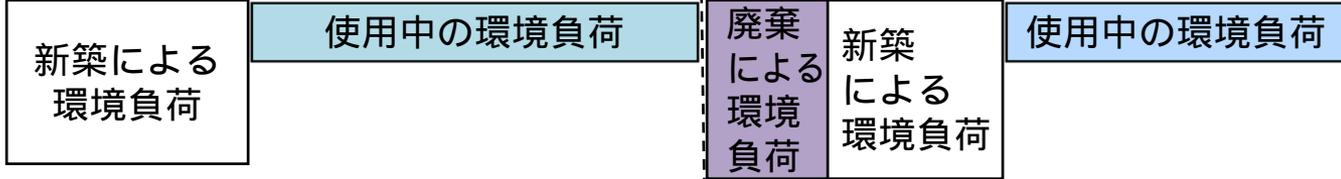
	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 内外事例調査				
(2) ケース・スタディ調査				
(3) 検証調査、調査分析				
(4) モデル事業の実施				

3．施策の効果

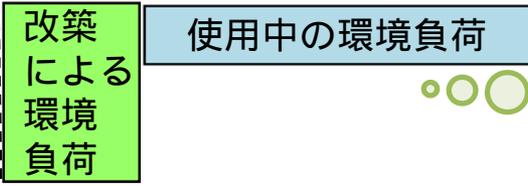
未確立のリニューアルに対する評価手法を確立して公表することにより、建築物所有者がリニューアルを含めた選択肢を比較検討することが容易になる。その結果、建築物のリニューアルが促進され、スクラップアンドビルドに取って代わることで、建築・廃棄時の環境負荷の低減が図れる。

建築物等エコ化可能性評価促進事業

Case1:スクラップアンドビルド(廃棄&新築)

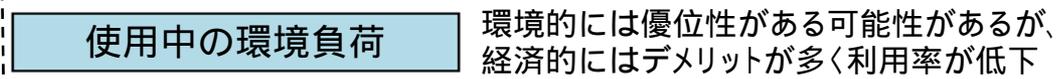


Case2:リニューアル(改築・改修)



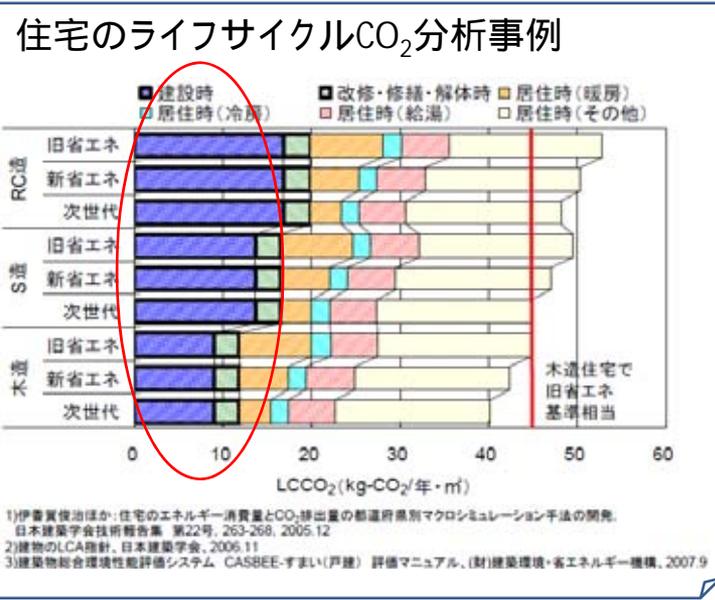
リニューアルがなされると、長寿命化により、廃棄・新築に伴う環境負荷が低減される

(Case3:現状維持)



▲
現在

1960年代頃に建てられた集合住宅・オフィスビルが更新期を迎えつつある



< 建築物は、新築・廃棄段階の環境負荷が高い >

現状: リニューアルをすることが環境面からも経済的にも価値が高い場合においても、十分な検討がなされることはなく、スクラップアンドビルドが選択されることが多い。

事業: 建築後一定期間経過した集合住宅・オフィスビルについて、リニューアルの場合とスクラップアンドビルドの場合とを比較するために、ライフサイクルでの環境負荷を簡便に評価する手法及び、経済的な側面を含めた評価手法を構築する。それにより、建物所有者にストックの有効活用を促す。

EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進
(エネ特会)

135百万円(100百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

環境に優しい交通の実現には、供給者側のハード面の整備だけでなく、需要者側の個人レベルで自動車から公共交通機関等への転換を促すことが重要である。「21世紀環境立国戦略」においても、地球温暖化対策など環境に配慮した美しい都市の実現に向けた世界最先端の環境モデル都市づくり、及び環境汚染のない安心して暮らせる都市づくりが掲げられており、公共交通機関等への転換はそうした都市の実現に向けた重要な施策の一つである。このため、国土交通省・警察庁・環境省による環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域を支援する「ESTモデル事業」や、ESTの更なる普及展開を図る「EST普及推進地域」における個人々の取組喚起を促す普及啓発活動等を引き続き実施する。

また、「京都議定書目標達成計画」にも位置付けられている通勤交通マネジメントに関し、公共交通利用推進等マネジメント協議会において公募が始まった「モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤」に取り組む市町村や企業に対し支援を行い、MM普及促進を図る。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
・「ESTモデル事業地域」における普及啓発活動(継続)	→		
・「EST普及推進地域」における普及啓発活動(継続)			→
・「MMによるエコ通勤」実施地域におけるモデル事業の推進(新規)			→

3. 施策の効果

環境に優しい交通の実現に取り組む自治体や企業等を支援することで、その取組の全国への波及を促し、低炭素社会の実現を目指す。

EST、モビリティ・マネジメント（MM）による環境に優しい交通費



環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域を、関係省庁、関係部局の連携により集中的に支援
自治体、地元経済界、交通事業者、道路管理者、警察関係者、NPO等、地元の幅広い関係者が参加して事業を推進
通勤交通マネジメントにおける「モビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤」をH21より実施。
TFPやエコ通勤社会実験を行い、さらなる環境負荷の少ない交通行動や生活様式への変容を図る。

ESTのメニュー例

自動車交通流の円滑化

道路整備等、交通規制等

交差点改良等、路上工事の縮減
ボトルネック踏切の解消
バス専用・優先レーン、違法駐車対策の推進



バス専用・優先レーン

低公害車の導入

低公害車等の導入

CNGバスの導入、促進
低公害車両の優遇



CNGバス等の低公害車の導入

通勤交通マネジメント

モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤(H21~)

従業員のマイカー通勤の自粛
企業バスの運行実験、
自転車利用促進実験、TFP 実施

TFP
(トラベル・フィードバックプログラム)
・自動車利用のもつ個人的・社会的なデメリットを情報提供
・居住地ごとに公共交通機関等利用するための情報やアドバイスを提供
・交通行動が変化



普及啓発

広報活動の実施、
市民参画活動の支援、評価の支援

公共交通機関の利用促進

バスの活性化

オムニバスワンサービス改善
PTPS、バス停改善
バスロケーションシステム
ノンステップバス、ICカード



バスロケーションシステム

LRTの整備・鉄道の活性化等

LRTプロジェクトの推進
ICカードの導入
交通結節点整備



LRTプロジェクトの推進

歩行者・自転車対策

関連の基盤整備等

歩道、自転車道、駐輪場等の整備
地域の合意に基づくトランジットモールの導入



歩道、自転車道の整備

国連持続可能な開発のための教育（E S D）の10年促進事業
アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業

138百万円（75百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1．事業の概要

大学におけるE S Dを推進し、経済社会のグリーン化に主体的に取り組む人材（環境人材）の育成は、「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」の中で初期段階の重点的取組事項に位置付けられている。また、平成20年5月のG8環境大臣会合及び7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいて、先進国と途上国が連携して高等教育を通じた環境人材育成に取り組むこと等が合意され、その対応が求められている。

そこで本事業では、平成19年度に策定したアジア環境人材育成ビジョンに基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すコンソーシアムの立ち上げ、アジア地域の大学等で活躍する環境リーダーの育成支援等により、高等教育機関における環境人材の育成を行う。

2．事業計画

平成21年度：

(1)産官学民連携環境人材育成コンソーシアム事業（平成21年度～）

(2)、(3)で開発した環境人材育成モデルプログラムを国内外の大学に普及させる他、インターンシップ等による社会の現場と人材育成側とのマッチング支援や環境人材育成モデルプログラムのデータベース構築、学生と教員の交流支援等を実施する。

(2)アジア規模で活躍する環境リーダー育成支援（平成20年度～）

環境系の大学院において、アジア規模で活躍する環境技術者、環境政策立案者等の環境リーダー育成のための教材、プログラムを開発する。平成21年度は新たに2分野を採択する。

(3)一般学部・大学院の学生を対象とした環境教育プログラムの開発・実証（平成20年度～）

環境以外の専門分野の各学部・大学院教育に環境の視点を統合した環境人材育成のためのモデルプログラムを開発し、国内外への普及を図る。平

成21年度は新たに2分野を採択する。

平成22年度以降：平成21年度までに開発・改良された人材育成プログラムを用いて、人材育成事業を展開。

3．施策の効果

アジア規模で活躍する環境リーダーをアジア各国で育成し、持続可能なアジアの経済発展に貢献する。また、これらの者が専門家やリーダーになり、自ずと環境配慮を組み込んだ業務等を遂行することが期待され、経済社会のグリーン化が進み、持続可能な社会づくりに貢献する。

アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業

機密性2

環境人材育成のニーズ

持続可能なアジアの実現には、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材(環境人材)が不可欠。企業等でも、温暖化、希少資源の枯渇等の環境面でのリスクに対応するため企業活動等をグリーン化できる環境人材が求められている。

2つの閣議決定と国際会議での取扱

- ・21世紀環境立国戦略「アジアの環境リーダー育成イニシアティブ」の展開(2007年6月)
- ・イノベーション25「世界の環境リーダー育成」(2007年6月)
- ・2008年5月のG8環境大臣会合、7月のG8洞爺湖サミットにおいて、先進国と途上国が連携してESD・環境人材育成に取り組むこと等が合意

平成19年度事業

基礎調査(企業の人材ニーズ調査、大学における環境教育の現状調査等)
環境人材育成ビジョンの策定

平成20年度事業

産官学民コンソーシアムの制度設計とその立ち上げ
参加大学、企業、NPO等の募集
環境リーダー育成のためのプログラムの開発・実施
一般学生への環境教育プログラムの開発・実施



産学官民連携による環境人材育成(平成21年度~)

- ・研修・実習先提供
- ・講師派遣
- ・コース共同開発
- ・学生と教師の交流支援

産：
自動車、電機、食品、流通
エネルギー、建設等の企業
学：大学
官：都道府県、市町村、国
民：環境NPO、開発NPO等

マッチング
(事務局)

環境系大学院

アジアで活躍する環境リーダー育成支援

環境リーダー育成のためのプログラムの開発・実施(継続)
日本における研修や実習先、講師派遣のコーディネート
アジア各国への環境リーダー育成に貢献

全学部

一般学生への環境教育プログラム開発/実践

環境教育プログラムを開発・実施(継続)
必要に応じてコンソーシアムからの講師派遣や教材の開発支援

産学官民連携コンソーシアム

教育プログラムの開発・実証

国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年促進事業
地域におけるESDの取組強化推進事業

31百万円（23百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1．事業の概要

平成17年から、日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育（以下「ESD」）の10年」が世界で開始された。国連ESDの10年国内実施計画（平成18年3月30日関係省庁連絡会議決定）では地域における取組支援を初期段階の重点事項として挙げており、さらに、本年のTICAD及びG8北海道洞爺湖サミットにおいてESDの重要性が確認され、また、G8環境大臣会合の議長サマリーにおいて関係主体間の協働による取組事例等の各国の優良事例を共有することの有効性が確認されたところであり、その対応が求められている。

これまでのモデル事業の結果、ESDを効果的に実施するためには、地域の教育機関・NPO・企業・自治体等をつなげるコーディネーターの育成、多様な関係者の連携による推進体制の構築の必要性が明らかになり、また、既存の環境保全活動・環境教育等の取組にESDの視点を入れて再評価することで、活動を発展させ得ることが明らかになった。

これらを踏まえ、平成21年3月には、「国連ESDの10年」の中間年の国際会議がドイツで開催されることに伴い、会議の場において、これまでの成果を共有し、また、「国連ESDの10年」の後半の5年間に、国際的にESDを普及させるため、同種のESDの先進的取組を行う諸外国等と連携し、我が国から発信すべき事業「地域から未来を拓くESDプロジェクト」として、全国事務局において各施策を効果的・体系的に連動させ、展開する。

2．事業計画

(1) ESD推進フォーラム（継続）

各地方環境事務所ブロック内のESDを推進する多様な関係者が優良事例等を学びあう場（ESD推進フォーラム）にて、経験交流のための会合の開催等により、関係者間のネットワークづくりを行い、各現場における活動の展開を推進する。

(2) ESD実施団体登録制度（平成21年度～）

既にESDの取組を実施している又は環境保全活動や環境教育等の取組を中心にESD的に展開しようとする団体を、その体制やテーマ（環境以外の側面も含む）等の自己申告により、ESD実施団体として登録する制度を構築する。

(3) ESDコーディネーター育成のあり方検討調査（平成21年度～）

学校、NPO、企業、自治体等の多様な関係者をつなげ、地域におけるESDを推進するESDコーディネーターの育成のあり方（求められる能力・果たすべき役割の要素等）について調査し、平成22年度以降に育成手法を検討・試行する。また、平成23年度以降、(2)の登録団体に所属する者を対象とした研修を実施する。

3．施策の効果

地域に根ざした参加型のESDの実践により得られた成果を、各ブロックのESD推進フォーラム開催・ESDコーディネーター育成や団体登録制度等により、全国にESDの普及・浸透を図り、国内におけるESDの取組が促進されるとともに、優良事例の共有等により、国際的なESDの推進に資する。

国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年 促進事業 地域におけるESDの取組強化推進事業 「地域から未来を拓くESDプロジェクト」

平成18～20年度

平成21年度

平成22年度～

必要なこと
ESDを推進する上で、
地域課題解決のため、

既存の環境教育・環境
保全活動等をESDの
視点で捉え直すこと

多様な関係者を結びつけ
る担い手を育成すること

多様な関係者が参加する
協議会などの組織・体制
を構築すること

ESD実施団体登録制度

ESDコーディネーター育成
あり方検討調査

検討・
試行

研修

地域拠点
立ち上げ
支援

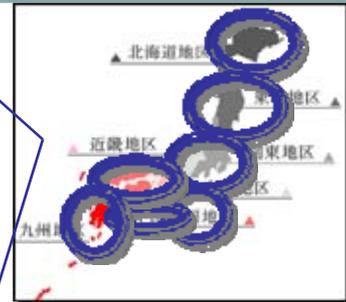
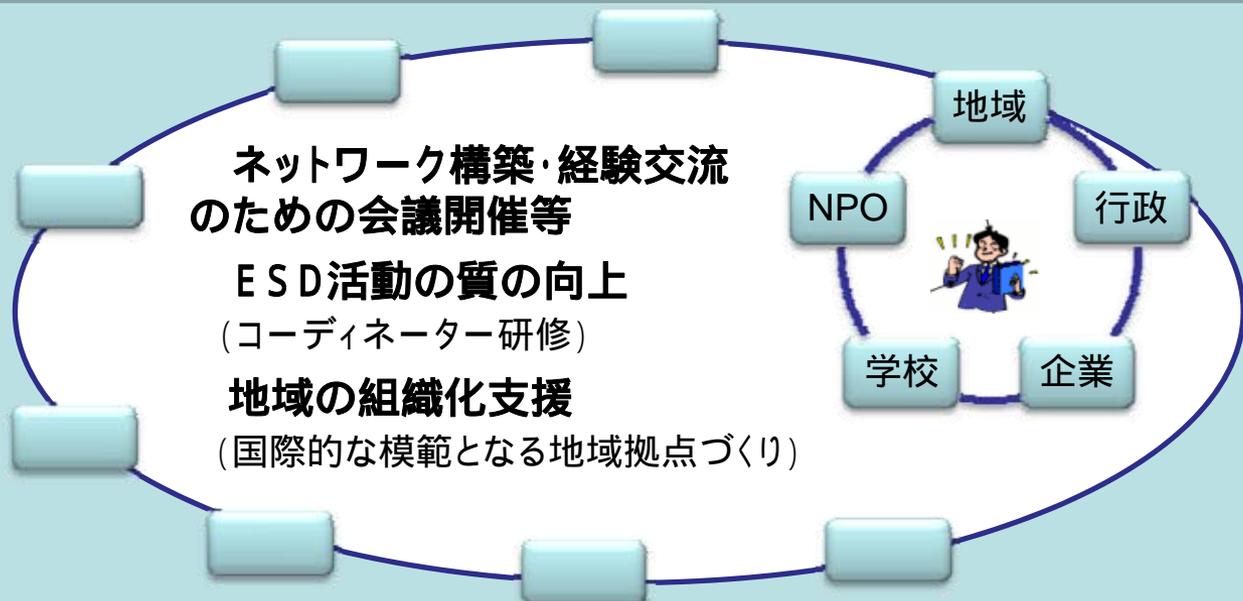
持続可能な地域・
社会づくりへ

地方ESD推進フォーラムの機能

ネットワーク構築・経験交流
のための会議開催等

ESD活動の質の向上
(コーディネーター研修)

地域の組織化支援
(国際的な模範となる地域拠点づくり)



は、登録制度による
登録団体を含むESD実施者
及びESD支援者等の多様な
フォーラムの参加者

地域におけるESDの普及・促進

「地域から未来を拓くESDプロジェクト」の展開

ESD実施団体登録制度

対象：環境保全活動・環境教育等の取組を中心にESD的な活動を展開しようとしている団体
方法：自己申告に基づき、ESD実施団体として登録
効果：地域のESD活動を顕在化、裾野を広げる

自己申告

- 体制
- テーマ
- ……

事例共有

ESD推進フォーラム

ESD実施団体間等の地域におけるネットワークを構築
→地域間の学びの場として情報・意見交換、コーディネーター研修、推進拠点立ち上げ支援等を実施

成熟期

(地域の推進拠点)

発展期

(自立的・体系的な発展等)

充実期

(複数の関係団体との連携体制の構築等)

初期

(既存の活動をESDとして捉え直す等)

福祉

防災

環境

開発

国際

etc

ESD推進拠点立ち上げ支援

ESDコーディネーターを核とし、地域の関係者の参画を促して、国際的な模範となるESD推進拠点の立ち上げを支援

ESDコーディネーター育成のあり方 検討調査・研修

多様な関係者を結び付けるコーディネーターの育成のあり方を調査・検討し、各地域にて研修を実施

(新) 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間
支援スキーム事業

55百万円(0百万円)

総合環境政策局民間活動支援室

1. 事業の概要

低炭素で持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業の活躍が必要不可欠である。しかし、多くの環境NPOは公的資金等に依存し、自立した事業活動を行っているものは非常に少なく、事業型の環境NPOや社会的企業であっても、ビジネスの知見や事業展開に必要なネットワークを備えていない場合が多い。

したがって、事業型環境NPO等のビジネス活動を促進していくためには、公的資金のみに依存しない資金調達手法及び経営ノウハウを習得することがまず求められている。また、事業活動として経営が成り立つ形にしていくための地域資源の発掘・収集、地域の流通機関を含む関係主体との連携等の観点からの支援が必要である。このような形で環境NPOを事業型環境NPOや社会的企業として発展させていくための支援ツールの開発・整理及び新たな中間支援のスキームを確立していくことが求められている。

2. 事業計画

(1) 事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアルの作成

環境NPOが環境保全のための事業やビジネス活動を行うことができるようNPO内部の組織体制や経営・マネジメント能力を向上させるとともに、地域の企業や行政等との協働によりビジネス性を向上させていくための手法及びそれを中間支援する際の手法を検討、整理し、事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアルを作成する。

(2) 事業型環境NPO・社会的企業サポート、地域事務局の立ち上げ支援

事業型環境NPO等を支援する地域事務局を全国4箇所(地方環境パートナーシップオフィス)において立ち上げる。

地域事務局においては、商工会等の経済団体、中小企業診断士、弁護士やNPO等のネットワーク構築し、事業型環境NPO等を支援する。また、環境NPOと上記ネットワークの支援者となる自治体、地域金融機関、コミュニティ・ファンド等との意見交換の場の設定、ネットワーク化等を行

なう。

(3) 低炭素社会を担う事業型環境NPO又は社会的企業の間接支援活動の実証事業

自然エネルギーや自然資源を活用して低炭素社会づくりに資する事業を
広域で展開しようとする事業型NPO、社会的企業の立ち上げを行う事業
を選定し、地方環境パートナーシップオフィスのサポートのもと、当該N
POを支援する企業、自治体、金融機関の参画を得て、当該事業型NPO
等の事業計画の策定を行うモデル事業を行う。事業計画の策定支援にあた
っては、上記(1)の事業型環境NPO・社会的企業中間支援マニュアル
を活用し、その実証を行うこととする。

3. 施策の効果

本事業の実施を通じ、低炭素社会に必要不可欠な新しい経済セクターとし
ての事業型環境NPO・社会的企業の普及・確立及びこれらのセクターの経
済的自立化を進めることにより、環境と経済の好循環を実現する新しいまち
づくりを全国的に展開広げ、もって低炭素社会を地域レベルから構築する。

事業型環境NPO・社会的企業のGEIC / 地方EPOによる中間支援事業

環境NPOの現状

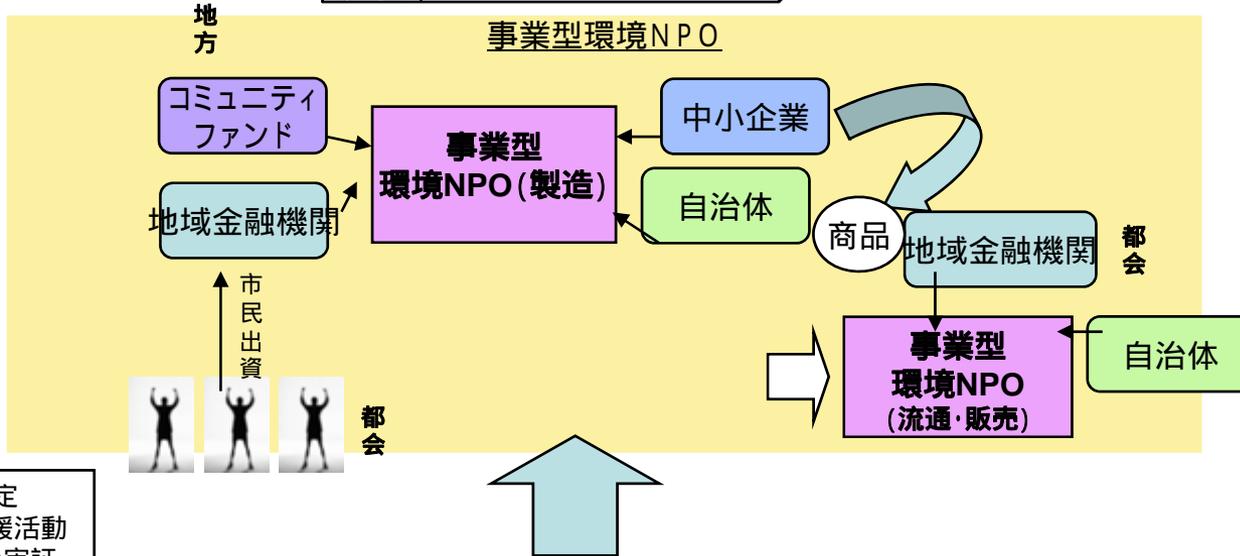
資金：行政、企業等からの助成金に依存しがち
活動：ボランティアによる普及啓発活動、環境改善活動が主

事業化に向けた課題

近年、環境保全型の事業を展開し経済的自立を目指す団体も増えてきているが経営ノウハウ不足、資金調達の困難性ネットワーク不足等の課題を抱えている。また、上記を支援できる中間支援団体も少ない。

必要な施策

- ・環境NPOにする経営・マネジメント能力の向上支援
- ・事業型環境NPO等に対する資金支援の仕組みづくり(CF)
- ・経済性の高い事業化に向けたネットワーク構築



H21 計画策定
H22-24 支援活動
マニュアルの実証

サポート地域事務局(地方EPO)

サポートネットワークの構築

流通関連事業

中小企業診断士
関連団体

弁護士協会

事業型環境NPO・社会的企業中間支援
マニュアルの作成(H21)・改良(H24)

(新)クールアーススクール事業	41百万円(0百万円)
21世紀環境教育AAAプラン推進事業(204百万円(199百万円))に含まれる。	

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成20年7月に策定された低炭素社会づくり行動計画等において「学校教育における低炭素社会づくり等のための具体的手法を学び実践する取組の充実」が盛り込まれたこと等を踏まえ、学校教育の中で、各教科や総合的学習の時間、委員会活動やクラブ活動等の学校教育のあらゆる過程、場面において、CO2削減を中心とした環境保全のための学び及び実践を全国の学校で普及を促す。そのため、クールアーススクール事業全国事務局を立ち上げ、クールアーススクール(地球温暖化をはじめとする環境問題に配慮した学校)登録システムを導入するとともに、登録システム構築のため、以下の取組を実施する。

クールアーススクール登録システムの検討及び実践ガイドライン・事例集の策定

平成21年度は、欧州や豪州等海外の学校における同種の取組の登録システムについて調査を行ったうえで、我が国で適用可能なクールアーススクールの登録制度の在り方を検討し、登録の手順書を作成する。

また、クールアーススクールを実践するため、学校の教科、総合的学習、課外活動、遠足等の学校活動全体におけるCO2削減に資する学びや実践の具体的手法に係るガイドライン・事例集を策定し、ウェブサイトを通じて施策の普及を図る。

クールアーススクール地域支援実証事業

地域レベルでクールアーススクールの実践を支援するため、3地域(市町、村等)を選定して、学校関係者、地域内NGO、企業、自治体の関係部局等によって構成される「地域環境教育支援協議会(仮称)」を設置し、当該地域内の10学校程度において企業、NGO等地域の環境教育リソース(講師、教材、活動フィールド等)の提供等により、クールアーススクールを支援する仕組み等を実証する。

2．事業計画

平成21年度：全国事務局の立ち上げ、クールアーススクール登録システムの
検討、ガイドライン・事例集の作成、地域支援実証事業の実施

平成22-23年度：実証事業、実証事業を踏まえた登録システム・ガイドライン
の改良、副教材の作成、E-learningシステムの構築・運用

平成24年度以降：クールアーススクール登録制度の推進、全国での普及

3．施策の効果

学校内及び地域を活動の場とした体験学習等によるCO₂削減を中心とした環境保全のための学びを通じて、2050年に向けた低炭素社会づくりを担う人材育成を目指すとともに、学校活動全体におけるCO₂等の環境負荷の削減を推進する。

クールアーススクール事業

地域の核としての学校を中心とした地域ぐるみのCO2削減の取組の推進

クールアーススクールの登録(認証)校

ホールスクールアプローチによる
低炭素社会づくりに向けた環境教育の実践と地域への発信

教科・総合的学習を通じた
環境教育の実施

Co2削減対策のPDCAサイクルによる
計画的実践・検証

学校生活全般における
エコライフの実践

地域のエコフィールドの活用
外部のゲスト講師
による実践型学習

(仮称)地域環境教育支援協議会

低炭素社会づくり・環境教育を
地域で支える仕組み

- ・NGO、企業、自治体等が持つ環境教育リソース(人、もの等)と学校とのマッチング
 - ・地域・行政が持つ環境教育フィールド情報の共有と提供
 - ・構成メンバーのリソースの補完と学び会による相互研鑽
- 学校支援地域本部等との連携(文部科学省施策)



企業



環境NGO・専門家



自治会等



PTA等



公民館



大学



博物館

自治体環境部局等



自治体教育委員会

クールアーススクール登録(認証)
登録手順書 実施マニュアル整備
事例集 副教材の提供
支援ウェブの作成
普及方策の検討(表彰制度等)

実証モデル事業として支援
自治体 地域単位での取組モデル構築
地区内の複数登録校と
それを支える仕組み作りが対象

地域 家庭の低炭素社会づくりの推進に貢献

地域等への取組の普及

地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業(エネ特会)

778百万円(650百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、政令指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターの指定、地球温暖化防止活動推進員の委嘱が可能となったことから、地球温暖化防止活動推進センター等の取組や地球温暖化防止活動推進員等の取組の支援を拡大する。

2. 事業計画

①地域の普及啓発活動の核となる地球温暖化防止活動推進員及び地域地球温暖化防止活動推進センター職員等に対し、研修を行う。

さらに、地球温暖化防止活動推進員の活動を効果的に推進するため、推進員による支援を求めている学校、事業所、団体等の需要を的確に把握し、ニーズに応じた推進員を派遣するとともに、推進員の活動を評価することにより研修プログラムの改善に努めていく。

②全国地球温暖化防止活動推進センターにおける情報発信及び地域地球温暖化防止活動推進センターが行う普及啓発・広報に係る経費を補助する。

3. 施策の効果

NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を構築する。

次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

137百万円(137百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間が終了する 2013 年以降の次期枠組み構築に向け、国際的な議論が活発化しており、2008 年の北海道洞爺湖サミットにおいても主要議題となった。また、早晩、気候変動枠組条約締約国会合（COP）において、本格的な交渉が開始されると予測される。

我が国は 2007 年から 2008 年にかけて、「クールアース推進構想」（福田総理）等の総理提案や「低炭素社会づくり行動計画」（閣議決定）において、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減させ、また 2050 年までに我が国の排出量を現状から 60～80%削減する長期目標、中期目標設定のための方法論、実効性のある次期枠組み構築に当たっての原則等を示し、北海道洞爺湖サミットでは 2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減させる長期目標等に合意するなど、リーダーシップを発揮した。今後我が国が更なるリーダーシップを発揮し、次期枠組み交渉を加速化することが期待される。

COP 等での本格的交渉に備え、先進国間で公平な目標設定のための方法論を確立するとともに、我が国自身の中期目標を明らかにする必要がある。さらに次期枠組みについて具体的な構成を示していくとともに、中国・インドなどの主要途上国が参加する実効的枠組みを構築するため、開発政策と両立する温室効果ガス削減対策（コベネフィット）、技術移転、適応対策によるインセンティブの付与が不可欠である。

このため、①主要国の考えを踏まえつつ、次期枠組みの具体的内容に関し、我が国の案を作成・発表し、国際議論をリードするとともに、②途上国へインセンティブの内容について検討し、途上国に提示し、実効ある次期枠組みへの参加を促すための事業を行う。

2. 事業計画

2008 年（平成 20 年）	2009 年（平成 21 年）	2010 年（平成 22 年）
I 次期枠組みに関する国際合意推進経費		
		
II 気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費		
		

3. 施策の効果

気候変動枠組条約及び京都議定書締約国会合等における次期枠組みに関する交渉において、我が国提案としてインプットを行い、交渉を加速化するとともに、我が国のリーダーシップを発揮する。G8北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえつつ、G8プロセスに対し引き続き我が国としてのインプットを行うほか、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ等へのインプットも行い、主要排出国における対策の充実・強化を図るとともに、次期枠組み交渉についても、進展を促す。

次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費

2007年から2008年にかけての総理提案

- ・2050年に全世界の排出量を半減、世界全体の排出量を10~20年くらいの間にピークアウト
- ・2050年までに我が国の排出量を60~80%削減
- ・2009年の然るべき時期に我が国の中期の国別総量目標の公表、中期目標設定に当たってのセクター別積み上げ方式に関する共通の方法論の確立
- ・次期枠組みに向けた3原則(主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること、 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること、 省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること
- ・途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組

次期枠組みに関する国際合意推進経費

- ・我が国の排出量見通しの検討及び世界全体の影響分析
我が国の排出量見通しについて、技術や対策を織り込んだセクター別の積み上げをベースとした方法により算定。併せて、世界全体での排出量の見返しとそれに係わる世界全体における担当影響について分析
- ・次期枠組みの基本的要素に関する検討
3原則を具体化し、各国の削減義務の形式、基準年、目標年等を検討

気候変動枠組条約・京都議定書強化のための将来要素開発経費

- ・開発政策と両立する温室効果ガス削減対策(コベネフィット)の推進
- ・技術移転促進方法の検討
- ・途上国における適応策検討支援

途上国の参加へのインセンティブ付与

米・中・印を含む全ての主要排出国が参加する実効ある枠組の構築

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

中国は近年の経済急成長で環境の悪化が進み、中国のみならず世界的に甚大な影響を及ぼしている。従って、中国環境に対する取組強化は地球環境保全の点で非常に重要である。我が国は、これまで官民各レベルで対中環境協力を強力に実施してきたが、昨年来の温家宝総理訪日、福田総理訪中、胡錦濤主席訪日など首脳レベルの協議において、日中間の環境協力はODAに代えて「互惠型協力」を行う必要性が認識されている。

中国の環境政策にインパクトを与える観点からは、中国の最重要国家計画である5カ年計画において有効な環境政策を盛り込むことが不可欠であり、次期の当該計画(2011年開始の第12次5カ年計画)へのインプットを通じて日中協力を推進することが効率的かつ効果的である。

上述状況下、中国の環境政策の実施状況全般をレビューし、特に現行の第11次5カ年計画の実施状況の分析、環境問題の背景となる経済社会的変化も踏まえ、中国がとるべき環境政策を検討する。立案した政策案をもとに中国政府や研究機関と協議を行い、今後の環境政策立案に貢献する。

2. 事業計画

平成21年度(2009年度)	平成22年度(2010年度)	平成23年度(2011年度)
現行第11次5カ年計画 実施状況等調査	第12次5カ年計画策定プ ロセスへのインプット	第12次5カ年計画実施 促進

3. 施策の効果

施策の効果として、環境に配慮した5カ年計画の完成と、当該計画実施を通じた中国及び世界の環境への悪影響軽減が期待できる。

京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策の
コベネフィット実現支援等事業(エネ特会) 1,284百万円(1,270百万円)

- I. {
- ・ 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業調査
 - ・ アジア新エネ・省エネプログラム CDM 事業調査
 - ・ 京都メカニズム相談支援事業
 - ・ 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業

818百万円(970百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の概要

温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等にも資する、いわゆる「コベネフィット」(相乗便益)を達成する対策を実施する。

2. 事業計画

○省エネルギー、再生可能エネルギー関連 CDM の推進に向けて、CDM 理事会におけるプロジェクト審査の迅速化、方法論の統合化等について国際的な働きかけを行う。

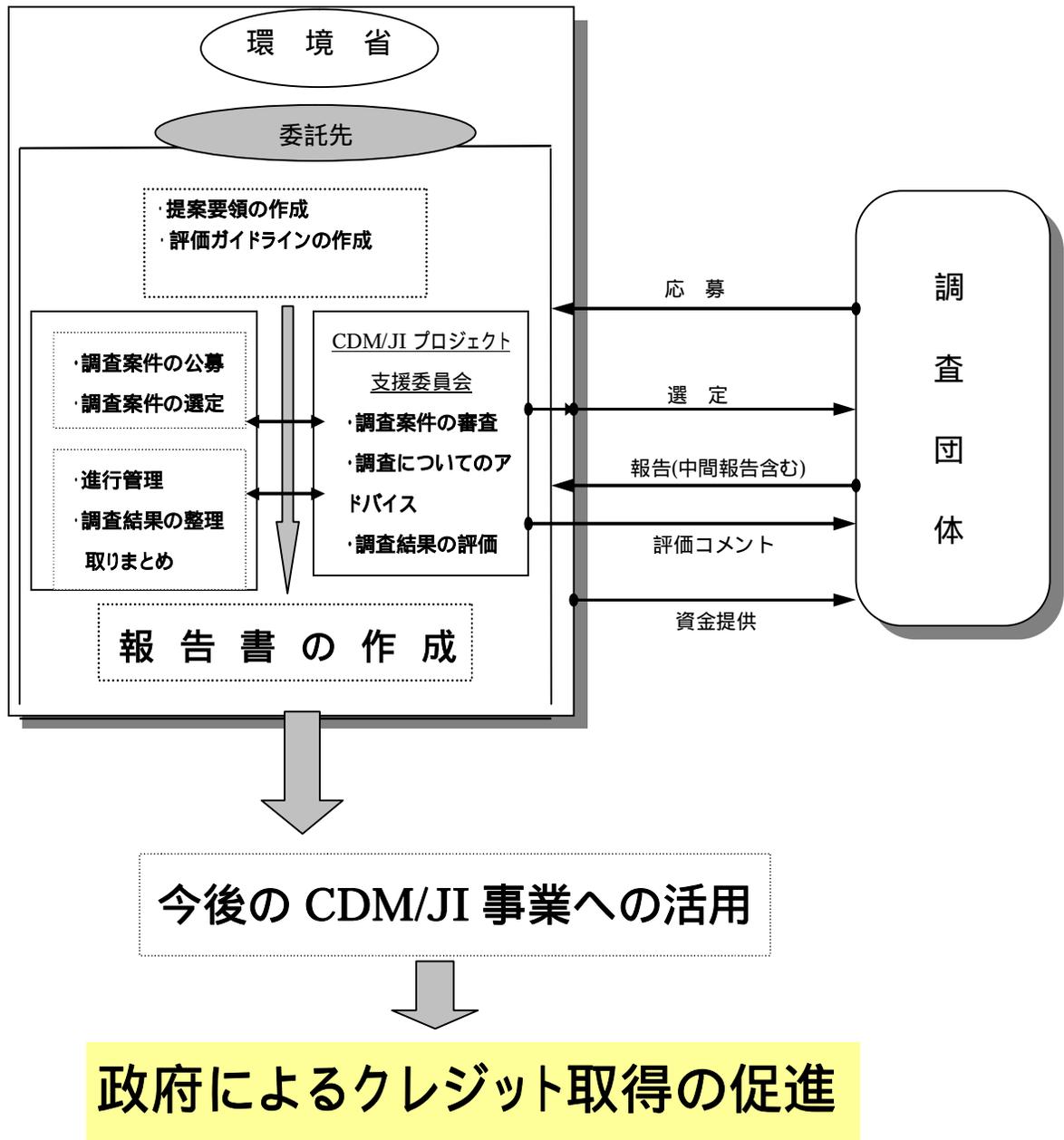
○CDM・JI・GIS プロジェクトの発掘や形成を促進し、我が国がそれらのプロジェクトからクレジットを取得できるよう取組を進める。また、プロジェクトの円滑な実施に向けて、事業が行われるホスト国における京都メカニズムの理解を深めるとともに、ホスト国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、国内制度等に係る体制整備支援を行う。

○政府間協議やセミナー等の開催、技術協力等を通じて、ホスト国における重点分野の把握を図るとともに、ホスト国における京都メカニズムの知識の普及、政府承認の策定支援や人材育成などの体制整備への支援を進める。

3. 施策の効果

○途上国等にコベネフィットを目指すプロジェクトの有効性を証明することができ、我が国の民間事業者がプロジェクト実施に当たって途上国等の協力を得られやすくなる。また、我が国の安価なクレジット調達にも資する。

京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策の
コベネフィット実現支援等事業



コベネフィットCDMモデル事業

466百万円(300百万円)
水・大気環境局 総務課

1. 事業の概要

2008年から京都議定書の第1約束期間に入り、CDMクレジットの確保は喫緊の課題である。しかしながら、アジア各国にとってはCDMクレジット事業は一般的に経済的なメリットはあるものの各国の国内問題の解決にはつながらない。一方で、アジア各国では、経済発展に伴い、大気汚染、水質汚濁等の環境問題も喫緊の課題として顕在化しつつある。このようなアジア各国の国内に抱える環境問題の解決とCDMクレジットの同時確保を実現するため、地球温暖化対策効果と環境汚染対策効果を併せ持つコベネフィットCDM事業を行う。

モデル事業補助経費 466百万円(3事業)

コベネフィットCDMに該当する事業に1/2補助を行うことで、当該事業により発生するクレジットの50%~100%を日本企業から取得する。特に長期的に取得することと、温室効果ガス削減以外の事業ニーズが存在することから今後高騰が予想されるクレジットの市場価格よりも安く取得できる。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
コベネフィットCDM事業			

3. 施策の効果

各国での環境汚染対策により開発途上国におけるローカルなニーズが満たされるとともに、CDMクレジットの取得につながる。また、2013年以降の次期枠組みについての国際的な議論が進む中、現在、京都議定書上の目標達成義務を負っていない開発途上国・新興国による地球温暖化対策への関与を促すことができる。。

現状の問題点と課題

アジア各国の経済発展に伴い、各国の大気汚染、水質汚濁等の環境問題も顕在化
地球温暖化対策のアジア諸国への普及

施策の方向

我が国の有する環境対策技術をアジア各国の状況に合わせて実地に適用し、各国内の事業者にも周知する拠点とすることにより各国の環境対策の推進の支援・アジア各国への環境技術の移転
地球温暖化対策効果と公害対策効果を併せ持つ事業（コ・ベネフィットCDM）を行うことにより、CDMクレジットの確保も同時に実現

アジア各国での公害対策

公害対策での技術支援
水質汚濁対策
大気汚染対策
悪臭防止対策
など

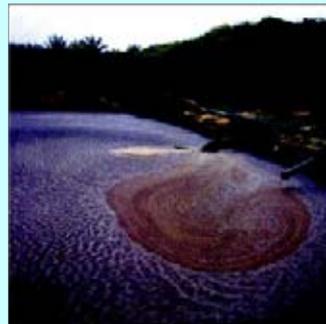
CDM

コ・ベネフィット
CDM

温暖化対策ガスの削減

想定される事例

大気汚染防止にもつながる
バイオマス燃料転換事業
排水（廃棄物）対策により
メタンガスの発生を防止する
事業
家畜糞尿を燃料として、発電を行う事業等



パームオイル工場からの廃液（マレーシア）

必要な予算措置

モデル事業補助経費（1/2補助）
現地政府連絡員駐在費
アジア関係国との連携のための
国際会議開催経費

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

「骨太の方針 2008」に位置づけられるクリーンアジア・イニシアティブ (CAI) は、アジアにおける①低炭素・低公害型社会の実現、②循環型社会の実現、③自然共生型社会の実現、④市場のグリーン化の促進を具体的な政策目標として、我が国の優れた技術・組織・制度等をアジアに移転し、アジアにおける公害防止と温暖化対策を同時に実現 (コベネフィット) すること等を目指し、各種施策をパッケージとして推進するものである。

本事業においては、(1)「クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局」を設置して各施策の進行管理と普及・広報活動を行うとともに、(2)「アジア環境研究・研修ネットワーク」を構築して共同研究・研修の実施によりアジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る。また、東アジア首脳会議[EAS:ASEAN 10カ国、日、中、韓、印、豪、NZ]の下に本年より設置される環境大臣会合を、本イニシアティブ推進に係る多国間の合意形成の場として活用することを念頭に、(3)EAS 環境大臣会合局長級準備会合及び(4)フォローアップのための事務レベル会合を開催する。

さらに、日本とASEAN 諸国間の二国間協力の推進のため、昨年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で設立が合意された(5)日 ASEAN 環境対話及び(6)日 ASEAN 環境大臣会合を開催する。

2. 事業計画

(1) 「クリーンアジア・イニシアティブ (CAI) 推進事務局」の設置

・事務局を設置し、各施策の進行管理、広報ホームページの作成、アジア環境研究・研修ネットワークのワーキング・グループの活動の統括等を行う。

(2) 「アジア環境研究・研修ネットワーク」の構築

・各国専門家のワーキング・グループを分野別に設置し、共同調査研究・共同研修を行うことにより、アジア各国とビジョン・ノウハウの共有を図る。

(3) 東アジア首脳会議 (EAS) 環境大臣会合局長級準備会合の開催

・第 2 回以降の EAS 環境大臣会合の準備のため、局長級会合を開催する。

(4) 東アジア首脳会議 (EAS) 環境大臣会合フォローアップ会合

・環境大臣会合の合意事項やアクション・プラン等のフォローアップのため、

事務レベル会合を開催する。

(5) 日 ASEAN 環境対話の開催

・ ASEAN 諸国との具体的な環境協力について事務レベルで議論を行う。

(6) 日 ASEAN 環境大臣会合の開催

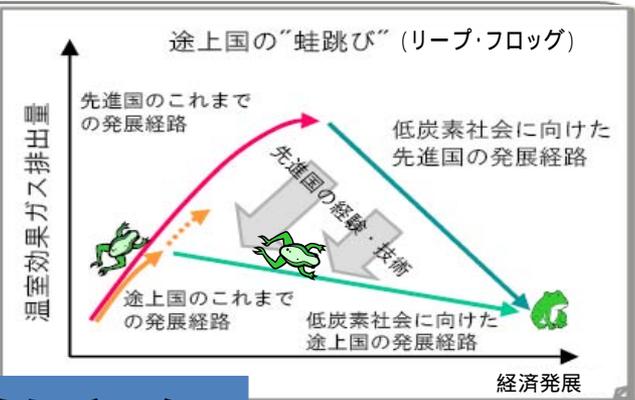
・ ASEAN 諸国との環境協力について閣僚レベルで議論を行う。

3. 施策の効果

本事業によりクリーンアジア・イニシアティブの諸施策を有機的・効率的に推進するとともに、同イニシアティブに係る合意形成の場として東アジア首脳会議及び日 ASEAN 環境対話の枠組みを活用することにより、アジアにおいて経済発展と環境保全が両立した低炭素・低公害型社会を実現する。

クリーンアジア・イニシアティブ ～ アジア経済環境共同体構想の軸として～

低炭素型 & 資源循環型のアジアモデル
環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会を構築



政策目標・施策の基本的方向

低炭素型・低公害型 社会の実現

低炭素社会への移行を加速するためのビジョンの共有
公害対策と温暖化対策を同時に実現するコベネフィット型の開発を推進

循環型社会の実現

東アジア循環型社会ビジョンの策定
我が国の技術等を活用し、各国内の3Rを支援。不適正な循環資源の国際移動を防止
アジア全体での循環資源の有効利活用を推進

気候変動に適応し、 自然と共生する社会の実現

自然共生モデルの提唱
適応対策のためのソフト&ハードインフラの整備
観測及び研究による影響・脆弱性の把握・予測

横断的目標;市場のグリーン化の促進

グリーン購入、サプライチェーンのグリーン化推進
金融資本市場における環境配慮型経済活動の推進

連携の基盤確立

- 自然共生社会を支えるパートナーシップの強化
- 人材の育成と活用
- 環境モニタリングや対策の標準化・ネットワーク化
- 環境と貿易の相互支持性の維持

【各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとしてアジアに展開】

東アジア首脳会議環境大臣会合、アジア環境研究・研修ネットワーク構想(仮称)等により施策を推進・支援

1. 事業の概要

- ①貿易自由化と経済のグローバル化の急速な進展による環境への影響が懸念されていることを踏まえ、EPA/FTA等の枠組による貿易自由化が環境に与える影響を調査・分析し、望ましい戦略を提示する。
- ②気候変動対策の途上国支援等に必要な資金源として、2008年6月の福田ビジョンに盛り込まれた「国際社会が連携した地球環境税」については、グローバル経済自体への課税（例えば通貨引取税）等の方法が国際的に議論されていることも踏まえつつ、現在の貿易システムに悪影響を与えない適切な制度のあり方を調査・検討する。

2. 事業計画

- ①EPA/FTAと各国の具体的な環境政策・環境問題との関係等を継続的に分析し、貿易自由化の環境影響を評価する。また、そうした評価を活用し、二国間/多国間協定や東アジアEPA構想等における環境戦略を提示する。
- ②地球環境税に関し、国内外における議論や類似税制等の動向を調査するとともに、有識者による検討会を開催し、適切な地球環境税等のあり方について検討する。

3. 施策の効果

- ①今後日本と各国が締結するEPA/FTAや、WTO等多国間の自由貿易体制のルールに適切に環境配慮が組み込まれることにより、経済発展と環境保全の統合的実現が促進される。
- ②適切な地球環境税等のあり方を検討し、国際的議論の場に提示していくことで、IPCC第四次報告書等において今後気候変動対策に必要とされている巨額の途上国支援等の資金源に道を開く。

(新) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

153百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課

1. 事業の概要

神戸で開催したG8環境大臣会合では、開発途上国の3Rの能力開発に向けてG8各国が行動をとることが「神戸3R行動計画」の中で合意された。

このため、我が国が同大臣会合で表明した「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、我が国の知見・経験を最大限活用し、温暖化対策としての効果も追求しつつ、アジア各国での3Rの戦略的实施を促進するとともに、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の創出に総合的に取り組む。これを通じて「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づく「アジア循環圏の形成」に貢献する。

2. 事業計画

(1) アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援

廃棄物の発生量が増大し質も多様化するアジア各国が温暖化対策にも配慮しつつ廃棄物管理や3Rを推進するための計画立案の支援を行う。

(2) アジアにおける3Rの優良取組事例創出のためのパイロット事業

アジア諸国の当局間の3R推進のためのネットワークを活用し、廃棄物の適正処理・3Rのパイロット事業を形成することを通じて、地域各国における優良取組事例の創出を行う。

(3) 3Rナレッジハブ整備強化事業

アジア各国での3R施策推進のための知識基盤として構築された「3Rナレッジハブ」において、3R関連の技術・政策・国際協力の人材・組織の情報整備等を行う。

(4) アジア3R・資源循環研究ネットワーク形成事業

アジアにおける3R・廃棄物管理の研究者・専門家間での連携と情報共有を目的とした3R・廃棄物管理研究ネットワークの形成、並びに資源の持続可能な管理に向けた科学的知見の普及及び研究交流を促進する。

(5) アジア低炭素・循環型社会事業化推進基礎調査

資源効率とエネルギー効率の向上を目指した、温暖化対策に資する3R・廃棄物処理関連事業等の形成促進に必要な基礎的な調査を実施する。

(6) 東アジア低炭素・循環型社会政策検討評価調査

廃棄物を含めた循環資源の国際的な流れ、各国のリサイクル制度等の政策の発展等を踏まえ、東アジア全体での循環型社会の実現に向けて、課題、政策手段の検討・評価等を行う。

3 . 施策の効果

アジア各国における 3 R ・ 廃棄物の適正処理能力の向上

我が国の先進的な 3 R 技術・システムの国際的な展開

政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化

3 R に関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化

G 8 等での 3 R 推進の取組においてリーダーシップを発揮

アジア低炭素・循環型社会構築力の強化

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

低炭素・循環型社会構築の計画的推進

各国関係省庁等との協議を通じた政策立案支援

コベネフィット型廃棄物処理 / 3R推進の基本構想

3R優良事例創出

環境と保健フォーラム作業部会(我が国が議長の政府間ネットワーク)で課題抽出

パイロット事業実施

資源循環に関する情報・知見の整備

3Rナレッジ・ハブ

専門家ネットワーク

政策研究協力

3R技術・政策・資源循環データ情報整備
政策手段の検討評価

アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業

各国で3R国家戦略の策定が進展

国連機関の専門的知見、各国政府との協力関係を活用

アジア各国で3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、「3R推進フォーラム」を開催

クリーン・アジア・イニシアティブ「アジアにおける循環型社会の構築」
G8「神戸3R行動計画」で求められた途上国の能力向上を促進

アジア諸国における 3 R の戦略的実施支援事業拠出金

28 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課

1 . 事業の概要

アジア各国における 3 R の優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案を促進するため、「アジア 3 R 推進フォーラム」を開催することとし、国連機関に必要な資金の拠出を行う。

2 . 事業計画

我が国の支援等により、ベトナム、インドネシア等アジア数カ国で 3 R 国家戦略の策定が進んでいることを踏まえ、各国における 3 R 関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、ドナー、民間セクター等が参加する「アジア 3 R 推進フォーラム」を開催するとともに、国家戦略に基づく取組を促進するためのモデル的事業計画の策定等を行うため、国連機関（国連地域開発センター (UNCRD) の予定）に対して拠出を行う。

3 . 施策の効果

従来アジア諸国では、開発政策上の優先度が低いために実績に乏しい廃棄物管理 / 3 R の分野において、具体的な行動計画の立案や、事業形成、制度立案等が促進され、アジア全体における循環型社会の構築に向けた取組が進む。また、我が国の知見・経験の国際的展開が図られる。

日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討

22百万円（10百万円）

水・大気環境局 総務課

1. 事業の概要（背景及び目的）

急速な経済成長を遂げるアジアなどにおいては、大気・水環境などの汚染があっても、モニタリングの実施体制や技術が不十分で正確な環境状況の把握ができていない状況がある。また、災害時には、環境の状況を迅速かつ正確に把握し、復興・生活環境の改善に役立てる必要がある。

一方、日本には深刻な公害を克服した経験があり、団塊の世代の自治体職員などモニタリング等についての経験・技術が豊富な人材が多いが、これらの人々は大量に退職する時期を迎えている。

そこで、これらの人材を「国境なき環境調査・協力団（仮称）」として組織し途上国等に派遣し、直接環境の状況のモニタリングを行うほか、現地の技術者に対してサンプリングや分析方法等の指導を行い、アジアなどの国のモニタリング能力等の向上・環境保全に貢献することとする。

さらに、必要に応じ環境改善案を提示し、具体的な環境保全の取り組みに結びつけることとする。

2. 事業計画

調査項目	H20	H21	H22
(1) 国内外の事例調査			
(2) 調査団のあり方検討			
(3) 環境問題調査・ニーズ把握調査			
(4) 人材データの収集・整備			

3 . 施策の効果

この事業により、アジアなどの国において環境状況についての正確なデータが得られるようになるとともに、環境保全活動の意欲と経験・技術を有する団塊の世代の退職者に対して活躍の場を提供することが可能となる。

これらのことにより、アジアなどの国において、水・大気その他の自然環境破壊や健康被害の未然防止に資するとともに、環境汚染状態の改善、災害からの復興にも資することができるようになる。

日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討

アジア等における環境汚染

法執行段階での問題

法律は一定程度整備されていても、モニタリングなど実施体制・技術の点で不十分であり、正確な環境状況の把握ができていないとは言えない。

汚染等の例

事業・生活による汚染：河川・湖沼等の大規模汚染、工場地帯・道路沿道等の大気汚染、有害廃棄物による水質・土壌汚染、廃棄物問題、温暖化問題など

災害・事故による汚染：地震、津波、ハリケーン、洪水、タンカー座礁、金採掘による有機水銀汚染など

日本の国際協力の課題・・・支援が目に見えない

- ・物資・資金援助中心で現地で活動する日本人が不在または少ない。
- ・支援のタイミングが遅い
- ・支援団の規模が小さい

日本の事情・資源

- ・団塊の世代の人々の退職・・・自治体等にモニタリング等の経験豊富な人が多い
- ・モニタリング機材等の優れた環境関連機材・技術の存在
- ・人材・関係団体とのネットワーク化、国内の人材等とアジア等の国とのコーディネイトの必要性

途上国のニーズに応じ、必要な人材を迅速に派遣。

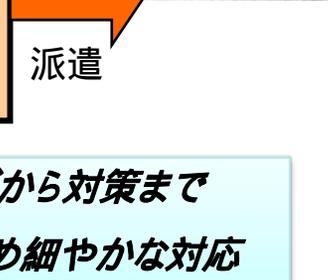
自ら環境の状況を測定するほか、現地スタッフに対するサンプリング・分析方法等の指導も行い、アジアなどの国のモニタリング能力の向上等に努める。環境汚染による水環境・大気環境・土壌環境・生態系等への影響(廃棄物問題を含む)を迅速・正確に調査し、環境改善案を提示。

環境の状況についての正確なデータが得られるようになる。アジアなどの水・大気・その他の自然環境の破壊・健康被害を未然防止するとともに、回復を容易にする。必要に応じ他の組織と連携し、環境改善事業につなげる。

途上国の
ニーズ

団塊の世代

(自治体OB等)
自治体職員
学識経験者
民間人



派遣

モニタリングから対策まで
一体的かつきめ細やかな対応

目に見える国際環境協力の実現、人材(団塊の世代等)と日本の技術の活用、アジアなどの環境の改善・保全

(新)クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費

80百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、東アジア地域においては、温室効果ガス及び大気汚染物質の排出量が急増しているが、排出目録等の基礎情報が不足しており、科学的知見に基づく効果的な大気汚染防止政策の立案が困難だけでなく、京都議定書の2013年以降の実効ある枠組みの構築にも支障となっている。

このため、温暖化対策も含むコベネフィットの観点から、東アジア地域の包括的な大気汚染防止に関する政策枠組みを戦略的に検討する。

(1) 東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討

排出現況や汚染物質削減シナリオ等の科学的知見を踏まえ、東アジア地域の大気汚染を防止する枠組みについて検討する。

(2) 東アジア大気汚染排出現況調査

東アジア各国における大気汚染排出状況について、各国政府と協働で調査を実施する。

2. 事業計画

項目	21年度	22年度	23～25年度
①政策枠組みの検討			→
②大気汚染排出現況調査			→
③パイロットスタディの実施			→

3. 施策の効果

汚染物質削減目標やその道筋等の大気汚染防止政策オプションを提示し、東アジア諸国の大気管理能力の向上を図り、東アジア首脳会議環境大臣会合等へのインプットを行い、クリーンアジアの実現を推進する。

クリーンアジア実現のための 東アジア大気汚染防止戦略検討調査費

科学的な裏付け

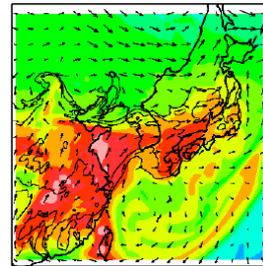
【地球環境研究総合推進費等による研究】

- ・シミュレーションモデルを活用した越境汚染の寄与度や将来影響の解明
- ・排出インベントリの精度向上
- ・効果的な東アジア大気汚染物質削減シナリオの将来推計

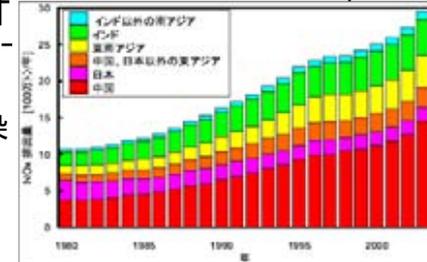
クリーンアジアイニシアティブの具現化

東アジア越境大気汚染削減戦略の策定・普及

- ・東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討
- ・東アジア大気汚染排出現況調査
- ・パイロットスタディ(対象国における戦略の具体化)



広域的なオゾン汚染



アジアのNOx排出量の増加予測

東アジア諸国への展開

- ・大気汚染物質と温室効果ガスを同時に削減するコベネフィット型プロジェクトへの反映
- ・東アジア首脳会議環境大臣会合へのインプット等

東アジア諸国における水質総量規制制度支援業務

32百万円（7百万円）

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

本事業は、急激な経済発展の過程で発生した大量の陸域負荷により、我が国の海域環境が影響を受ける程に深刻化している中国を始めとする東アジア諸国の富栄養化対策として、我が国で一定の成果を上げてきた水質総量規制制度の導入を図る取組を支援するため、我が国がこれまでに培ってきた当該制度に係る知見を効果的に提供することを目的とする。

このため、対象水域の現状把握、要因分析、陸域負荷の総量の算出、対象とすべき陸域負荷の選定、実施施策の選定及び実施計画の策定といった当該規制の一連の実施手順を取りまとめ、東アジア諸国の実情に応じた水質総量規制制度導入指針を策定するものである。

平成21年度からは、東アジア諸国の担当者にとってより実用的な導入指針とするため、富栄養化が特に深刻な中国における適用性検証のためのケーススタディを実施し、現地適用にあたって留意すべき事項として取りまとめるものである。

2. 事業計画

調査項目	H19d	H20d	H21d	H22d	H23d
文献調査					
導入指針素案の作成					
中国における適用性検証ケーススタディ					
導入指針素案の見直し					
導入指針の策定					
広報・啓発	----	-----			

3. 施策の効果

深刻な富栄養化問題を抱える東アジア諸国に対して、我が国の水質総量規制制度の知見を提供し、当該制度の導入を図ることにより、東アジア諸国の富栄養化問題の改善に貢献するとともに、我が国の環境立国としての世界での役割を果たす。

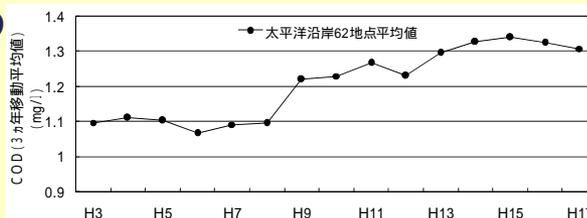
東アジア諸国における水質総量規制制度支援

現況

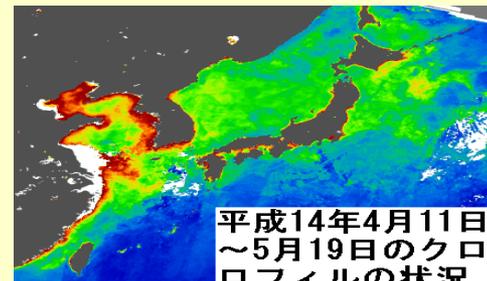
急激な経済発展の過程で発生した大量の陸域負荷により河川や海域が富栄養化



我が国の海域環境にも影響



太平洋沿岸のCOD濃度は上昇

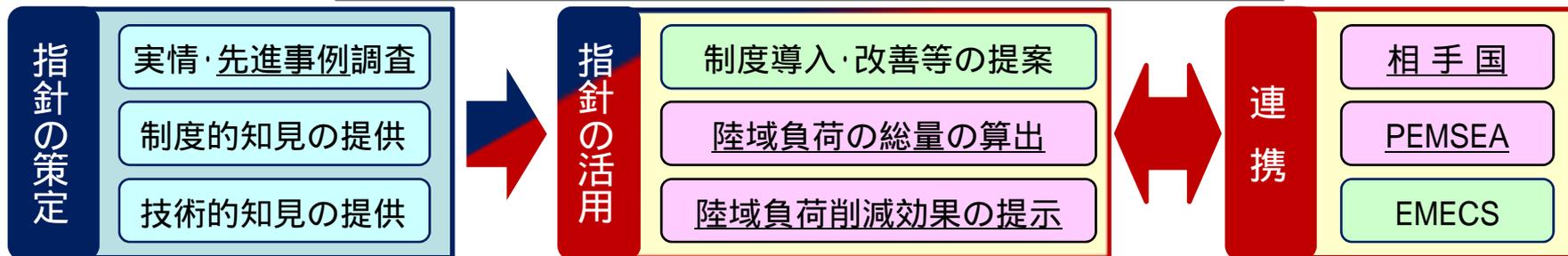


渤海・黄海周辺のクロロフィルは高濃度

課題

- ・必要な制度的・技術的知見の不足により、陸域負荷の総量の削減に係る制度は未導入か不完全導入
- ・そもそも、陸域負荷の総量が算出できず削減の効果が明らかでないため、必要性も理解されていない

陸域負荷の総量の削減に係る制度の導入支援



特に富栄養化の深刻な

中国と共同で取組を開始

下線が拡充分

我が国の海域環境の保全と東アジアにおけるプレゼンス向上

水・大気環境局環境管理技術室・総務課

1. 事業の概要

アジア諸国では経済成長に伴い、都市部を中心に大気汚染、水質汚濁、悪臭等の環境問題が顕在化しており、その対策が喫緊の課題となっている。このため、各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開を図る。

環境技術普及のための検討・調査（検討会を設置予定）

アジア諸国における現状、ニーズ、環境に関する法令等を把握・集積し、環境技術の普及方法等の検討を行う。検討に当たっては経済産業省と連携予定。

環境技術、規制方法等の普及活動及び人材協力

アジア諸国の環境省に対して、日本の規制方法等を情報提供。現地の自治体や企業等に、環境技術に関する現地説明会、モニタリングの技術支援を展開。

国際展開する技術の選定

海外展開を希望する企業が持つ優れた環境技術を選定し、エコラベルを付与。将来的には経済連携協定(EPA)などで優遇措置を検討。

環境技術を使用した装置、プラントの国際展開支援

現地で開催される環境技術に関する講習会・説明会に出展する企業に対する支援。実施に当たっては経済産業省と連携予定。

2. 事業計画（ —— : 本格実施 : 準備及び試験的な実施）

調査項目	H21	H22	H23
環境技術普及のための検討・調査			
環境技術、規制方法等の普及活動及び人材協力		
国際展開する技術の選定		
環境技術を使用した装置、プラントの国際展開支援		

3. 施策の効果

我が国の経験に基づく環境技術、規制手法をアジア各国の状況に応じて展開することにより、各国の環境問題の解決が図られる。将来的には環境分野での「アジア標準」化により、国際競争力の強化が図られる。

< 日本モデル環境対策技術等の国際展開のニーズと効果 >

日本企業ニーズ

高い技術力を持ちながらも、十分に海外への市場開拓ができない

< 背景 >

- ◆規制体制が不十分。規制があっても不徹底
- ◆現地事業者が環境対策機器導入のインセンティブなし

現地ニーズ

工場等からの環境汚染が深刻化しており、改善していない。

< 背景 >

- ◆技術力が不十分
- ◆人材が不十分
- ◆規制体制が不十分。規制があっても不徹底。

規制方法の
提供

環境対策をパッケージ化して提供

対策技術、
人材等の提供

～官民一体で「環境対策・測定技術」、
「規制体系」、「人材」などをパッケージ化
して提供～

得られる効果

(日本企業)

➤日本企業のビジネスチャンスの拡大

(国)

➤我が国の環境技術、規制方法をアジア諸国に展開

➤環境分野の「アジア標準」を策定し、国際規格競争で競争力を得る

(現地)

➤環境問題の解決

1. 事業の概要

日本における世界の水問題解決に向けた国際的取組は、「21世紀環境立国戦略」における重点施策の一つであり、水環境対策の先進国としての経験と技術を水環境問題を抱える国々に伝え支援していくことが使命である。

特に、アジアモンスーン地域では水環境の悪化が顕著な問題となっており、気候変動問題への対応も求められているが、国際的な協力体制や問題解決に向けた政策を立案するための情報や人材が不足している状況である。また本年7月に開催されたG8サミットにおいても、「グッドウォーターガバナンス」の概念を推進することが合意されている。

このため、アジア地域における水環境管理に携わる関係者間の協力体制の拡充及びアジア各国の政策課題分析を行うとともに、政策提言の策定等を支援し水環境ガバナンスの強化を図る。また、その課程において国内の大学・研究機関との連携による各国の政策立案担当者の能力向上を支援することにより、自ら水環境政策課題の分析、提言を行える人材を育成する。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25
・ 支援体制の検討 ・ 政策課題分析及び情報収集 ・ 政策提言の策定 ・ 政策立案者の能力向上支援 ・ 知識情報データベースへの集積					

3. 施策の効果

- ・ 水環境に関するアジア各国の政策立案者の能力向上
- ・ 各国における水環境保全施策の推進
- ・ 研究成果を活用したW E P A データベースの充実

アジア水環境パートナーシップ事業(第2期)

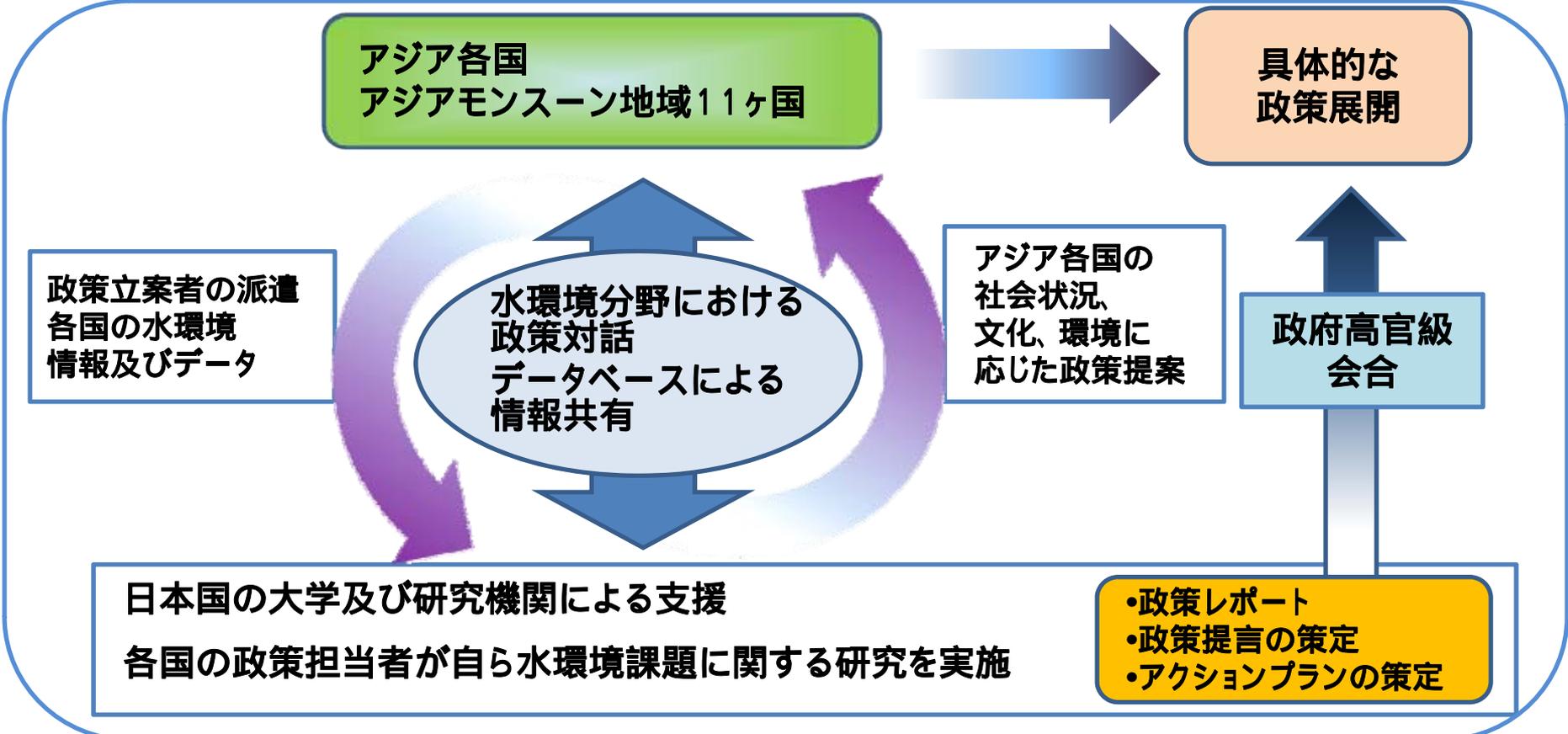
Water Environment Partnership in Asia

WEPA(第2期)

WEPA(第1期)の評価
G8サミット、環境大臣会合
等における議論

水環境ガバナンス
強化が重要

- ・支援体制の検討
- ・政策課題分析及び情報収集
- ・政策立案者の能力向上支援
- ・知識情報データベースへの集積



地球環境局環境保全対策課環境協力室

1．事業の概要

地球環境改善のためには、環境立国たる日本がリーダーシップを発揮し、途上国への協力を強化するべきである。気候変動の観点から脆弱な島嶼国や、本年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD)において環境・気候変動問題への対処が求められたアフリカ諸国、経済発展の著しい中東地域など、戦略的に重要な国々との連携強化を目的に、以下の事業を行う。

環境情報調査

当該国の環境の現状等について調査を行う。

地域環境連携方針の策定

環境情報を分析し、環境連携の方策を検討する。

国際会議の開催

戦略的に重要な国々との連携の強化をはかるとともに、日本の環境政策について協力を求めるため、国際会議を開催する。

2．事業計画（平成19年度～平成23年度）

（1）環境情報調査及び地域環境連携方針の策定（平成19～23年度）

国別援助計画の策定・改定が予定されている国を中心に、及び
について調査・検討を実施。

（2）国際会議の開催（平成21年度）

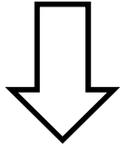
中東地域の環境大臣を招聘し、国際会議を開催。

3．施策の効果

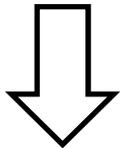
太平洋島嶼国、アフリカ諸国、中東地域等における環境の改善と、地球環境問題に関する国際的な協調体制の強化。

島嶼国を始め世界各地域との環境連携強化業務概要

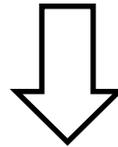
気候変動に対して
脆弱な
島嶼国



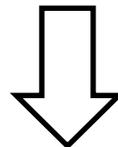
- ・環境情報調査 (H19 ~)
- ・太平洋島嶼国シンポ (H20)
- ・地域環境連携方針の策定 (H19 ~)



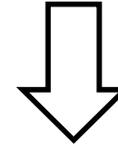
TICAD で環境・気候変動
問題への対処が求められた
アフリカ諸国



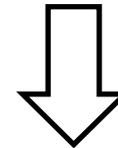
- ・外務省:TICAD (H20)
- ・環境情報調査 (H21 ~)
- ・地域環境連携方針の策定 (H21 ~)



経済発展の著しい
中東諸国



- ・環境情報調査 (H19)
- ・国際会議 (H21)
- ・地域環境連携方針の策定 (H22 ~ 予定)



期待される成果

これらの国々における環境改善と、
地球環境問題に関する国際的な協調体制の強化。

途上国におけるフロン等対策支援事業費

47百万円（20百万円）

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

1. 事業の概要

オゾン層の保護・地球温暖化防止を図るため、日本国内の対策のみならず、途上国におけるフロン等オゾン層破壊物質（温室効果ガスでもある）の生産・消費量の削減の促進・支援が必要不可欠。

このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を踏まえたアジア途上国における2010年迄のCFC（クロロフルオロカーボン）等の生産・消費の全廃、2013年以降のHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）の生産・消費の削減に向けて、対策・技術等に係る日本の経験・知見を、国際会合等も活用しつつ提供する。

また、アジア途上国において使用される冷媒フロンの排出抑制を図るため、実態等の情報整理、回収・再利用・破壊等処理対策の検討を支援する。（「クリーンアジア・イニシアティブ」の一環）

2. 事業計画

平成12年度からの事業（アジア途上国におけるモントリオール議定書対応の支援）を拡充強化。

3. 施策の効果

アウトプット 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」等を踏まえ、アジア途上国地域における2010年迄のCFC等の生産・消費の全廃等を図る。

アウトカム オゾン層保護及び地球温暖化防止並びにアジア地域における国際貢献を図る。

途上国におけるフロン等対策支援

日本

支援

アジア途上国

オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書への対応

CFC(クロロフルオロカーボン。強力な温室効果有)を1996年に生産全廃等

CFCの2010年迄の生産全廃等に向けた取組

フロンの排出抑制・回収・破壊等

フロン回収・破壊法や対策・技術により、フロン類の回収・破壊等を推進中

冷凍空調機器等に使用される冷媒用フロンの排出抑制、回収、再利用、破壊が今後課題

オゾン層保護・地球温暖化防止とアジアへの貢献

(新) 上海国際博覧会関係費

21百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の概要

上海国際博覧会は、「より良い都市、より良い生活」(Better City, Better Life)をテーマとして中華人民共和国上海市において、2010年5月1日～10月31日に開催される国際博覧会条約に基づく登録博覧会であり、資源不足や環境破壊等、都市生活が抱える共通の様々な問題を解決し、かつ持続可能な都市生活を追求すること等を目的としている。我が国は公式参加を表明しており、環境省は副幹事省となっている。

経済成長戦略大綱においては、「国際博覧会の場を通じ、2005年日本国際博覧会の『地球規模の課題解決』という理念の継承・発展も念頭におきながら、わが国のライフスタイル、価値観や哲学・文化を提示することにより、『日本ブランド』の国際的発信を行う」ことが挙げられている。また、日中両国は累次の日中首脳会談等においても、環境分野における協力を一層強化していくこととしている。

上海国際博覧会はこれらの課題に取り組む我が国の立場を示す絶好の機会である。このため、環境省としても日本館等で活用する都市環境シミュレーションコンテンツを作成・提供し、PRを図る。

2. 事業計画

事業内容	H21年度	H22年度
都市環境シミュレーションコンテンツの作成等	←→	
上海国際博覧会における展示、普及啓発		←→

3. 施策の効果

我が国がこれまでに直面してきた都市の生活が抱える共通の様々な環境問題に対する取組(日本の優れた3R技術等の環境技術や対策のノウハウ等)を広く発信し、「持続可能な21世紀型の都市生活の姿」を提示し、経済成長著しい中国をはじめとする東アジア地域及び世界の持続可能な社会に向けた取組を推進する。

(新) 上海国際博覧会関係費

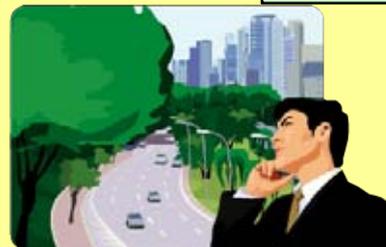
2006年 日本政府としての公式参加の閣議了解(10月)

2009年

博覧会における環境省出展物(都市環境シミュレーションコンテンツ)の作成

コンテンツのコンセプト例:
途上国の今後の発展の中で活用
できる、スタートから低炭素・循環
に基礎を置いた革新的な都市モ
デルのビジョン

展示ツール例



持続可能な都市を疑似体験でき
る大型シアター映像



持続可能な仮想都市を作る共同
参加型のネットワークソフト

2010年

上海国際博覧会(5月1日~10月31日、中国)

テーマ:「より良い都市、より良い生活」

目的:人口集中による空間の奪い合い、文化の衝突、資源不足や
環境破壊等、都市生活が抱える共通の様々な問題を解決し、かつ持
続可能な都市生活を追求すること等

映像展示等
の実施

我が国の取組(日本の優れた3R技術等の環境技術や対策のノウハウ等)を発信
東アジア、世界の持続可能な社会に向けた取組の推進

1．事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2．事業計画

（1）国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、良好な景観形成を図りつつバリアフリー化及び多言語化等を中心としたユニバーサルデザインに対応する整備を推進。加えて低炭素社会の構築に向けた二酸化炭素排出削減の視点から施設の再整備を重点的に実施。

那須の森（仮称）保全整備事業《新規》

日光国立公園那須地域において、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶための保全整備を重点的に実施。

国立公園エントランス整備、登山道整備、景観歩道整備事業

国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、山岳地域の適正な利用を推進するための登山道整備、及び国立公園の主要な歩道を対象とした安全対策、景観修復等の事業を引き続き実施。

自然再生事業

失われた自然環境を積極的に取り戻すため、自然再生事業（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）を更に推進。

国民保養温泉地整備事業

国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るため、自然とのふれあいを一層推進する施設整備（散策路、標識等）を引き続き実施。

（2）国民公園等の直轄整備

新宿御苑の観賞温室の建て替えを実施する他、皇居外苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

（3）国定公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

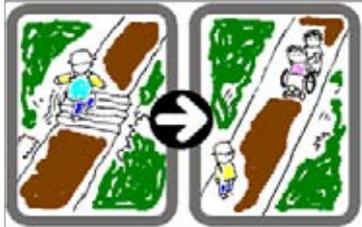
地方の行う国定公園事業、国指定鳥獣保護区における自然再生事業（既着手事業のみ）及び長距離自然歩道整備事業について支援を実施。

3．施策の効果

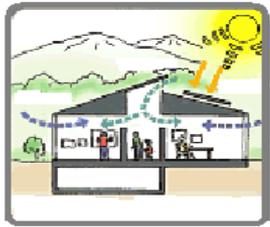
国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備を推進。自然共生社会や低炭素社会の構築にも貢献。

自然公園等整備事業

人と地球にやさしい集団施設地区整備

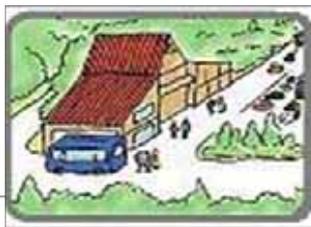


ユニバーサルデザイン化



自然エネルギーの活用

那須の森(仮称)保全整備事業



自然情報提供の拠点



自然観察網の整備

登山道整備



木道整備や
植生復元



洗掘箇所
の復元

景観歩道整備



散策路や展望地点の整備

国民保養温泉地整備



標識等の整備



魅力ある温泉地づくり

エントランス整備



国立公園入口に
標識整備
(多言語化)

自然再生事業



失われた自然を再生

SATOYAMAイニシアティブ推進事業費

92百万円(126百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 里地里山は、特有の生物生息環境としてだけでなく、食料や木材等自然資源の供給、文化の伝承等の観点からも重要な地域である。しかしながら、過疎化・高齢化などにより自然への人為の働きかけが減少し、里地里山の生物多様性は、質と量の両面からの劣化が懸念されている。一方で、里地里山での自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立しており、世界の自然共生社会のモデルとなりうるものである。このことから、未来に引き継ぎたい里地里山の調査、自然資源の管理・利活用等の検討、「持続可能な自然資源管理のモデル構築のための調査・検討とそのモデルの発信(SATOYAMAイニシアティブ)」を内容とする「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を、平成20年度から実施しているところである。
- (2) このうち、未来に引き継ぎたい里地里山については、全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査・分析し、活動の継続・促進のための技術支援を行うとともに、その成果を他の地域に波及させていく。
- (3) SATOYAMAイニシアティブについては、平成20年5月に開催されたG8環境大臣会合でその国際的な推進が合意されるとともに、生物多様性条約COP9では、環境大臣がその促進を国際社会に表明したところであり、この取組を早急かつ強力に推進していく必要がある。
- (4) 上記の理由から、国内外の事例をもとに、二次的自然資源管理の国際モデルについての本格的な検討・発信を実施し、世界全体にわたる自然共生社会の構築に貢献していく。

2. 事業計画

- (1) 未来に引き継ぎたい里地里山の調査・支援(平成20~24年度)
- (2) 里地里山の自然資源の管理・利活用方策の検討と試行
(平成20~24年度)
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討・実施(平成20~24年度)
- (4) 「全国里地里山行動計画」の検討・策定(平成20~24年度)
- (5) 「SATOYAMAイニシアティブ」の検討・提案・発信(平成20~24年度)

3. 施策の効果

- ・ 未来に引き継ぎたい里地里山の調査・分析と、その成果のわかりやすい発信を通じて、保全再生の取組を全国的に推進。
- ・ 里地里山の自然資源の管理・利活用方策や、里地里山の取組への多様な主体の参加のための社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生を促進。
- ・ 自然共生社会づくりを進めていくうえで必要な自然資源管理のモデルを世界へ提案することにより、国際的な生物多様性保全と持続可能な自然資源の利用に貢献(生物多様性条約COP10において提案)。

SATOYAMAイニシアティブ推進事業

SATOYAMAイニシアティブ推進事業(環境省)

国内における取組

未来に引き継ぎたい里地里山の調査

全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査、分析



未来に引き継ぎたい里地里山への支援

里地里山の保全再生に向けた取組の継続・促進のための技術的支援を実施



自然資源の管理・利活用方策の検討

生物多様性の視点から里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討



全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定

日本における事例としてインプット

SATOYAMAイニシアティブ

世界における事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



自然資源管理のモデルの検討・構築

世界の事例等をもとに自然資源管理のモデルを検討・構築



連携して提案

生物多様性条約第10回締約国会議

国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業(国連大学拠出金)

国際SATOYAMAイニシアティブ(仮称)の設立

世界各国や国際機関が参加して、自然資源の持続可能な利用手法の情報交換や、効果的な適用促進方策等の検討を行う国際的な枠組みを設立するための準備会合等を実施



持続可能な自然資源の利用についての情報発信

世界の自然資源の管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営



アジア諸国における実証調査

アジアの数カ国で、各国の特徴を活かした自然資源管理のモデルを示し、適用するための実証調査を実施



地域による自律的な里地里山の保全再生

世界での自然共生社会の構築

(新) 国連大学拠出金

(国際 SATOYAMA イニシアティブ 構想推進事業)

110 百万円 (0 百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立するもの。このような里地里山や世界各地の持続的利用の事例を活かした自然共生社会の構築を「SATOYAMA イニシアティブ (二次的自然資源管理の国際モデルの構築・発信)」として世界に提案していくため、平成20年度から「SATOYAMA イニシアティブ推進事業」を実施しているところ。
- (2) 平成20年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合で採択された「生物多様性のための行動の呼びかけ」では、SATOYAMA イニシアティブを国際的に推進していくことが合意され、生物多様性条約COP9では、環境大臣がSATOYAMA イニシアティブの促進を国際社会に表明している。
- (3) このような動きを受けて、「SATOYAMA イニシアティブ」の取組を世界全体で早急かつ強力に推進するためには、自然資源の持続可能な利用に関する情報の共有と、多くの国々や国際機関の参加のもとに自然資源管理のあり方を検討する国際的な枠組みの構築が必要である。
- (4) このため、自然資源の持続可能な利用に関する知見を有し、また、生物多様性の分野で、世界各国や国際機関、団体等に幅広いネットワークを持つ国連大学にこの取組を行うために必要な経費を拠出し、わが国が取り組む「SATOYAMA イニシアティブ」の国際的な展開を図る。

2. 事業計画

- (1) 国際SATOYAMA イニシアティブ (仮称) の設立 (平成21~24年度)
各国や国際機関の参加のもとに、自然資源の持続可能な利用についての検討を行うための、国際的な枠組みの設立に向けた準備会合の実施等。
- (2) 持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信 (平成21~24年度)
世界の自然資源の持続可能な利用・管理についての情報を一元的に蓄積・発信するポータルサイトの整備・運営。
- (3) アジア諸国における実証調査 (平成21~24年度)
アジアの数カ国で、各国の特徴を活かした自然資源管理のモデルを示し、適用していくための実証調査を実施。

3. 施策の効果

国際的な枠組みの設立を目指した取組を通じて、わが国の自然共生の分野でのリーダーシップを発揮。(COP10での枠組み立ち上げを目指す)
持続可能な自然資源管理に必要な情報の一元的な蓄積・提供によって、世界的に知識が共有され、施策・研究・地域の取組が効率化。

国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）

SATOYAMAイニシアティブ推進事業(環境省)

国内における取組

未来に引き継ぎたい里地里山の調査

全国の優良事例となりうる里地里山の取組を調査、分析



未来に引き継ぎたい里地里山への支援

里地里山の保全再生に向けた取組の継続・促進のための技術的支援を実施



自然資源の管理・利活用方策の検討

生物多様性の視点から里地里山資源の伝統的な利用の促進、及びバイオマス、エコツーリズムなど新たな利活用方策の調査・検討



多様な主体の参加促進

保全再生活動への、都市住民、民間企業等多様な主体の参画の促進策を検討



全国里地里山行動計画の策定

検討をもとに里地里山の保全再生を全国的に展開していくための行動計画を策定

日本における事例としてインプット
事例検討

SATOYAMA イニシアティブ

世界における事例調査

世界の持続可能で循環的な自然資源の利用の事例を調査



自然資源管理のモデルの検討・構築

世界の事例等をもとに自然資源管理のモデルを検討・構築



連携して提案

生物多様性条約第10回締約国会議

国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業(国連大学拠出金)

国際SATOYAMA イニシアティブ(仮称)の設立

世界各国や国際機関が参加して、自然資源の持続可能な利用手法の情報交換や、効果的な適用促進方策等の検討を行う国際的な枠組みを設立するための準備会合等を実施



持続可能な自然資源の利用についての情報発信

世界の自然資源の管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの整備・運営



アジア諸国における実証調査

アジアの数カ国で、各国の特徴を活かした自然資源管理のモデルを示し、適用するための実証調査を実施



地域による自律的な里地里山の保全再生

世界での自然共生社会の構築

(新) アジア保護地域パートナーシップ構築事業

5百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

生物多様性条約COP9(本年6月にボンで開催)において、保護地域に関するデータベースに管理方法や管理費用の不足などの情報を追加すること、各地域で保護地域作業計画について情報共有するためのワークショップを開催すること等の決定等を受け、同COP10(平成22年名古屋開催予定)開催国として、今後の保護地域に関するデータ共有方法の枠組み作りにリーダーシップを発揮することが求められていることから、特に保護地域の管理状況の評価が不十分なアジア地域についてデータ整理の基準を検討した上で、データベースの構築等を行う。

- (1) アジア各国の保護地域について、地域住民によって持続的に管理されている地域や既指定の保護地域の管理状況も含めたデータ収集に関する基準を確立し、それを元に代表的な保護地域に関するデータを収集する。
- (2) WEB上に代表的な保護地域の情報プラットフォームを構築する。
- (3) アジア各国の保護地域の管理状況や保護地域作業計画の実施等に関して情報共有を図るため、地域ワークショップを開催する。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23
保護地域データ収集の基準検討・データ収集			
ウェブ上の情報プラットフォーム構築・更新			
アジア地域ワークショップの開催			

3. 施策の効果

生物多様性条約COP10開催国として、今後の保護地域に関するデータ共有方法の枠組み作りにリーダーシップを発揮し、各地域における生物多様性条約に基づく保護地域作業計画の推進と生物多様性の保全を図る。

アジア保護地域パートナーシップ構築事業

背景(国際)

CBD/COP9

保護地域のデータベースに関する情報を追加
地域住民等により管理されている地域を保護地域の枠組へ追加
CBDの保護地域作業計画実施に関する地域ワークショップの開催
G8環境大臣会合

CBDの保護地域作業計画実施推進 保護地域の重要生態系ネットワーク化

背景(国内)

第3次生物多様性国家戦略

・アジアの保護地域に関して情報交換する枠組みの整備が必要

(H21)

アジアを対象とした保護地域の情報共有に関する新たな枠組の構築

(H22～)

地域住民等で持続的に管理されている地域
や既指定の保護地域の管理状況も含めた
保護地域データ収集のクライテリア確立

新クライテリアに基づくアジア各国の代表的な
保護地域に関するデータ収集

意見交換のための地域ワークショップ開催

WEB上の保護地域情報プラットフォーム構築

2010年CBD/COP10日本開催に向け、世界の保護地域データ管理へのイニシアティブ発揮

アジア各国の保護地域管理情報の共有と適切なパートナーシップ形成による生物多様性保全

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業費

53百万円(60百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 我が国は、これまで「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」の事務局の実施(平成17年7月から19年6月まで)、東アジア海・ミクロネシア地域サンゴ礁保護区データベースの作成等、アジア・オセアニア地域の中心国として、国際的なサンゴ礁の保全を推進。
- (2) 近年、生物多様性条約等の国際会議において海洋保護区のネットワーク化の重要性が指摘されており、関係国が協力して一層の努力をすることが必要。
- (3) このため、ICRIアジア・オセアニア地域会合を開催するとともに、アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースの構築を引き続き実施し、まだ保護されていない重要な箇所を補足しながら、サンゴ礁保護区のネットワーク形成を目指す「アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略」の作成に継続して取り組む。また、これらの成果を活用して、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、2002年)における「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築する」という国際目標の達成に貢献する。

本戦略の作成については、2007年11月に開かれた東アジア首脳会合で表明しているところ。

2. 事業計画

- (1) ICRIアジア・オセアニア地域会合の開催(21年度~)
- (2) アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベース構築(19~22年度)
- (3) アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略作成(20~22年度)

3. 施策の効果

- (1) アジア・オセアニア地域重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成に向けた、国際会議の開催、アジア・オセアニア地域のサンゴ礁保護区のデータベースの構築等により世界のサンゴ礁保全をリードする。
- (2) 上記により、海洋保護区に関する目標の達成に向けた具体的な取組が推進され、また、当該地域のサンゴ礁保全が促進される。
また、これらの成果について生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において発信する。

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業

背景

- サンゴ礁は様々な価値を有する生態系であるが、世界的に劣化
 - 生物多様性保全上の価値、防波的役割、地域経済上の価値(漁業資源、観光資源)
 - 高水温による白化、オニヒトデの大発生等により世界的に劣化
- サンゴ礁保全分野での日本の貢献は国際的に高く評価
 - 日本はサンゴ礁を有する数少ない先進国の一つであり、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の発足当時(平成6年)から積極的に推進。平成17年7月から19年6月まではICRI事務局を務めた。
 - ICRIの中での役割分担として、アジア・太平洋については日本が中心的に牽引(欧州がアフリカ・インド洋、米国がカリブ海地域)
- 海洋保護区ネットワークに関する国際的目標
 - 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)において「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築すること」が実施計画として採択。生物多様性条約(CBD)第8回締約国会議(2006年)において、「世界の海洋及び沿岸域の少なくとも10%が効果的に保全されるべき」との数値目標を含む決議が採択。
 - 平成19年4月ICRI総会(東京)においては、データベース等を活用し、まだ保護されていない重要な箇所を補足しながら、サンゴ礁保護区のネットワークを形成していく旨の決議が採択。
 - 平成19年11月第3回東アジア首脳会議において、福田総理が各国と協力して「重要サンゴ礁ネットワーク戦略」を策定することを表明。
 - G8環境大臣会合における合意「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の中で、サンゴ礁を含む世界的に重要な生態系のネットワーク化を位置付け。

事業内容

(1) アジア・オセアニア地域会合(H21,22)

国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議(H20)でのサンゴ礁保護区ネットワーク構築方針の合意を得て、アジア・オセアニア地域で重点的な議論を実施。

(2) アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベース(H19~22)

- 各国の既存の保護区に関する情報収集
- 衛星写真を活用し、サンゴ礁の状況を把握
- サンゴの幼生の移動等も考慮した重要サンゴ礁の抽出
- 重要であるが、保護区になっていないサンゴ礁や、保護区に指定されているが管理が不十分なサンゴ礁を抽出

(3) アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略作成

(H20~22)

アジア・オセアニア地域会合での議論の他、関係する国際会議等で調整し、戦略を策定。

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

我が国は、南極地域における平和の維持や国際協力等の点で重要な役割を果たしている「南極条約」及び南極地域の環境保護を目的とした「環境の保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）」の締約国であり、環境省は、議定書の国内担保法である「南極地域の環境の保護に関する法律」の所管官庁として、南極条約体制維持の一翼を担っている。

南極条約第7条は、我が国を含む協議国は、南極地域における基地等施設や船舶、航空機等の査察を行う監視員を指名する権利を有するとしている。また、議定書第14条は、南極の環境や生態系の保護を促進するため、単独又は共同して南極条約第7条の規定に従って行われる査察のための措置をとることとされている。

上記規定に基づき、環境省では、平成20年度から外務省や文部科学省との連携のもと、我が国初となる査察実施に向けた検討を行っており、平成21年度事業においては、廃棄物等の専門家から構成される査察団を南極地域に派遣し、同地域に開設されている他協議国基地等の査察を実施するものである。

2. 事業計画

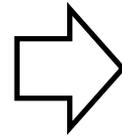
- ①平成20年度の検討結果をもとに、廃棄物等の専門家から構成される査察団を発足させる。なお、査察団の派遣前には、2回程度の会議を開催し、査察の目的や査察実施方策、査察経路等について認識の共有を図る。
- ②査察団を派遣し、同地域に開設されている他協議国基地の査察を実施する。また、その結果を平成22年度事業においてとりまとめた上で英訳を行い、平成23年度にアルゼンチンにおいて開催予定の第34回南極条約協議国会議において報告する。

3. 施策の効果

南極条約協議国の一員としての権利を初めて行使するとともに、南極地域の環境の保護に向けた各国の取り組みを監視し、それらが南極条約や議定書に則り行われているかについて他協議国に報告することにより、南極条約協議国の一員としての役割を果たし、我が国プレゼンスの向上にも資する。

南極条約及び同議定書に基づく査察実施費

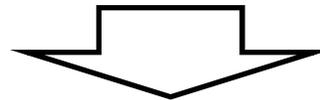
南極条約
(平和利用及び
国際協力の推進)



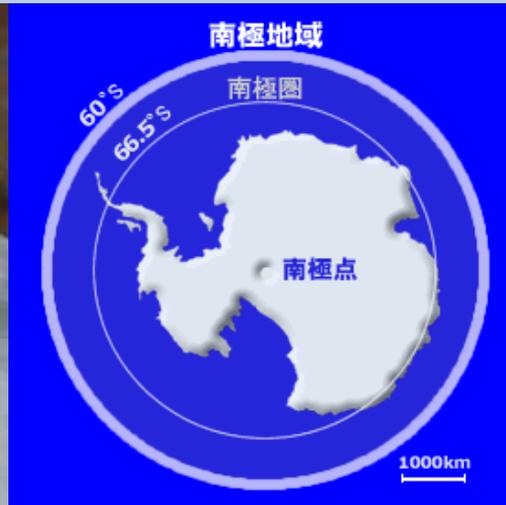
南極条約体制



南極条約議定書
(環境の保護)



南極条約体制に基づき、国際的な南極地域の保護が推進されている



査察の効果:

各南極条約協議国による国際約束の遵守状況を確認し、調査結果を南極条約協議国会議において報告すること等により、南極条約体制の維持に貢献する。我が国南極地域活動(日本南極地域観測隊等)にも活用できる知見を蓄積する。

第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費

42百万円(5百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。同じく7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まっている。

また、わが国は、国内外の生物多様性の保全に向けた取組を推進するため、閣議了解に基づき、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催地として立候補していたが、本年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定され、その準備を開始する必要性が生じた。

これらを受け、議長国としてCOP10を成功裏に開催するため以下の事業を実施する。

(1) COP10会議開催計画の作成

COP9開催国のドイツからの会議開催情報の収集や生物多様性条約事務局との調整を行い、具体的な会議開催計画を作成する。

(2) 2010年目標、COP10に対する意識の向上

COP10プレ会合(アジア地域のユース会議)や国際生物多様性年準備セミナーの開催や、生物多様性アワードなどを通じて2010年目標やCOP10に対する意識の向上を図る。

(3) 会議設営準備、COP10会議開催

2. 事業計画(平成21年度～平成22年度)

(1) COP10会議開催計画の作成 (平成21年度～平成22年度)

(2) 2010年目標、COP10に対する意識の向上 (平成21年度～平成22年度)

(3) 会議設営準備、COP10会議開催 (平成22年度)

3. 施策の効果

生物多様性条約第10回締約国会議の具体的な会議開催計画を作成することで、円滑に効果的に会議が運営される。

日本国内やアジア地域においてCOP10への気運が高まるとともに、生物多様性や2010年目標についての理解が深まる。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催準備経費

COP10開催準備

会議開催計画作成

- ・COP9開催国からの情報収集
- ・条約事務局担当者の招へい
- ・条約事務局との調整
- ・会議開催計画の検討・作成

COP10に対する意識の向上

COP10開催周知

- ・ロゴマーク、ポスターの募集、普及
- ・周知パンフ、子供向け小冊子作成、普及など

COP10プレ会合 (アジアユース会議)

アジア地域の若者によるCBDの議題に関連するテーマについて会議を開催

2010年目標、国際生物多様性年に関する普及啓発

国際生物多様性年準備戦略(決議 /33)

委員会の設立運営

多様な主体からなる国際生物多様性年組織委員会を設立・運営

国際生物多様性年準備業務

- 準備セミナーの開催
- 小冊子等翻訳
- 国際生物多様性年web

生物多様性の経済活動への内部化促進

- 生物多様性アワード
(生物多様性に配慮した企業等の活動を表彰)
- 認証制度
(生物多様性に配慮した商品の認証)

COP10の開催準備の着実な進展
生物多様性、2010年目標、COP10に対する
国民全体の意識向上

COP10の成功



自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。同じく7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まっている。

また、本年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定され、わが国としては、COP10議長国として、国際的なイニシアティブを発揮し、これまで以上に世界的な生物多様性保全に向けた貢献が期待されているところ。

これらを受け、ポスト2010年目標 やABS等、COP10の主要議題について積極的に関与し、わが国がリーダーシップを発揮できるよう以下の事業を実施する。

(1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進

「ポスト2010年目標」等主要議題について検討、条約の主要議題等に関する専門家会合の開催

(2) 専門家派遣等事業

日本の専門家の生物多様性条約関連会合への派遣等による国際貢献

(3) 2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討

2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討に関するアジア地域会合の開催

2010年目標：2010年までに生物多様性の損失速度を著しく減少させる

ABS：遺伝資源へのアクセスと利益配分

2. 事業計画(平成21年度～平成22年度)

(1) 生物多様性条約主要議題への対応の推進 (平成21～22年度)

(2) 専門家派遣等事業 (平成21～22年度)

(3) 2010年目標達成評価、ポスト2010年目標検討 (平成21～22年度)

3. 施策の効果

生物多様性条約COP10日本開催に向けて生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

生物多様性分野における、日本人専門家の活動を支援することを通じ、国際的な議論への貢献を図る。

生物多様性国際イニシアティブ推進調査

2008年5月 神戸 G8環境大臣会合
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」

2008年7月 北海道・洞爺湖 G8会合
首脳宣言に「生物多様性の重要性」

2008年5月 ドイツ・ボン
生物多様性条約第9回締約国会議において
COP10の愛知県名古屋市開催決定

2010年10月：
生物多様性条約COP10
愛知県名古屋市開催

- ・2010年目標目標年
- ・国連の国際生物多様性年

対応

想定される<主要議題>

- ポスト2010年目標
(2010年以降の条約実施の枠組み)
- 遺伝子資源へのアクセスと利益配分(ABS)
- 生物多様性と気候変動
- 保護地域、沿岸、海洋、山岳地域
- 民間参画



生物多様性条約主要議題への対応の推進
条約主要議題に関する専門家会合開催
COP10主要議題についての検討など

専門家派遣等事業

日本の生物多様性分野専門家等の条約関連
会合への派遣など

2010年目標達成評価・

ポスト2010年目標検討支援

COP10での議論に向けたアジア地域会合
開催など

<効果>

- ・COP10議長国として生物多様性分野
での国際的なリーダーシップを発揮
- ・COP10における成果、会議の成功

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。同じく7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれるなど、生物多様性に対する国際的な関心が高まっている。

また、わが国は、国内外の生物多様性の保全に向けた取組を推進するため、閣議了解に基づき、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催地として立候補していたが、本年5月にドイツ・ボンで開催されたCOP9において、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定された。

わが国としては、COP10議長国として、条約事務局や各国と調整しながらその準備を進める必要がある。

これらを受け、生物多様性条約事務局の活動を支援するため以下の項目に拠出する。

- (1) 生物多様性条約事務局への長期専門家の派遣
- (2) 地球規模生物多様性概況第3版(GBO3)作成支援
- (3) 国際生物多様性年の準備作業

なお、(2)(3)については、COP9の場で2010年までの2年間に、各10万ドルを拠出することを表明している。

2. 事業計画

- (1) 生物多様性条約事務局への長期専門家の派遣 (平成20～)
- (2) GBO3作成支援 (平成21～22年度)
- (3) 国際生物多様性年の準備作業 (平成21～22年度)

3. 施策の効果

生物多様性条約に関連する最新の情報や動向を把握するとともに、日本から事務局への情報の提供や働きかけを円滑かつ効果的に行う。

生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化を図る。

生物多様性条約拠出金

2008年5月 神戸市
G8環境大臣会合
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」
にG8各国が合意

2008年7月洞爺湖
G8サミット
首脳宣言に「生物多様性の重要性」

2008年5月 ドイツ・ボン
生物多様性条約第9回締約国会議において
COP10の愛知県名古屋市開催が決定

- ・2010年目標目標年
- ・ポスト2010年目標検討
- ・国際生物多様性年

2010年10月：生物多様性条約COP10愛知県名古屋市開催
＜生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化＞

長期専門家の派遣

- ・各国政府や国際機関等との連携強化
- ・条約事務局との緊密な意思疎通



地球規模 生物多様性概況 第3版(GBO3)作成

- ・2010年目標の進捗状況の分析・評価
- ・ポスト2010年目標の議論の基礎となる科学的データ・知見を提供



COP9で、2010年
までに各10万ドルの
拠出を表明

国際生物多様性年 準備作業

- ・生物多様性の普及啓発、社会への主流化を世界レベルで飛躍的に促進
(生物多様性の主流化)



(新) 生物多様性国際対話推進費

40百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、生物多様性が気候変動、3Rと並んで議題となり、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意した。「行動の呼びかけ」においては、民間参画として、生物多様性保全のためにNGOや民間企業等様々な利害関係者の対話の場を強化することが求められている。

また、7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいては、首脳宣言に生物多様性の重要性が盛り込まれ、研究活動と国民、政策立案者の間の交流を向上させることの重要性に留意する、とされている。

本年5月にドイツ・ボンで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)においては、COP10の2010年愛知県名古屋市開催が決定され、わが国はCOP10議長国として、これまで以上に世界的な生物多様性保全に向けた貢献が期待されているところ。

またCOP9では、生物多様性条約の目的達成に民間企業の関与をさらに高めるための「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が開催国であるドイツの主導により開始された。

これらを受け、COP10に向け国内外で多様な主体が生物多様性の保全に参画できるよう以下の事業を実施する。

(1) 国際的な対話会合の開催

ビジネス界、市民社会、研究者、各国政府を含めた対話を促進するため、持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)や生物多様性フォーラム(GBF)等と連携し、各セクターが生物多様性保全にどう貢献できるかを探る対話会合を主催する。

(2) 国際的な対話会合に向けた国内対話の場

国際的な対話会合にインプットを行うため、国内での多様な関係主体による対話会合を開催し、日本国内における対話・交流を促進する。

2. 事業計画(平成21年度～平成22年度)

(1) 国際的な対話会合の開催

(平成21～22年度)

(2) 国際的な対話会合に向けた国内対話の場

(平成21年度)

3. 施策の効果

COP10に向け、多様な主体の生物多様性の保全や持続可能な利用、生物多様性条約等に関する理解が深まり、それぞれの主体の生物多様性保全への貢献の仕方が明らかになる。また主体同士が協力して生物多様性保全のための取組が行われる。

生物多様性国際対話推進費

生物多様性条約

- COP8 (2006): 民間参画に関する決議採択(/17)
民間参画の重要性、期待される役割
- COP9 (2008): ビジネスと生物多様性イニシアティブ
生物多様性の観点を経営方針に組み込み

G8環境大臣会合

「神戸・生物多様性のための呼びかけ」
民間参画の推進が行動項目の1つに位置づけ

G8会合

首脳宣言に「生物多様性の重要性」

生物多様性に関する様々な主体の対話、協力を推進する 国際的な場の必要性

地域対話会合
(全国3カ所)

地域からの
インプット

全国対話会合

日本からの
インプット

国際的な対話会合 (GBFやWBCSDの会合のホスト等)

COP10への
インプット

生物多様性条約COP10開催 (愛知県名古屋市)

- ・生物多様性条約、COP10に関する
情報共有
- ・COP10に向けた各セクターの行動、
貢献について意見交換、共同活動の
立ち上げ



GBF: 生物多様性フォーラム

WBCSD: 持続可能な開発の
ための世界経済人会議

生物多様性に関する様々な主体の国際的対話・交流の強化
生物多様性の社会への主流化を世界規模で推進

「いきものにぎわいプロジェクト」推進費

24百万円(50百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性の重要性について国民の理解を得るとともに、多様な主体の参加、協働による取組を促進する。

(1) 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進

企業、NGO、学識経験者など各界に広く参加を呼びかけて「いきものにぎわい委員会」を設立、生物多様性保全の意義や重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策及び市民一人ひとりの自主的な行動を促す方策を検討・提言するとともに、その推進役を担う。

(2) 生物多様性地域戦略の手引き、企業活動ガイドラインの策定

都道府県や政令市等が、地域の自然的社会的特性に応じて、生物多様性地域戦略を策定するための手引き書を作成する。また、企業の自主的取組を促すため、企業活動に生物多様性の観点を組み込むためのガイドラインを作成する。

2. 事業計画

(1) 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進：平成20～22年度

(2) 地方版戦略の手引き、企業活動ガイドラインの作成：平成20～22年度

3. 施策の効果

- ・生物多様性の重要性を社会に浸透し、様々な主体による地域に根ざした活動を活性化することにより、人と自然が共生する社会の構築を着実に進める。

いきものにぎわいプロジェクト推進費

21世紀環境立国戦略(平成19年6月閣議決定)

【戦略2】 COP10開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組を展開するとともに、(中略)都道府県レベルでの生物多様性保全戦略の策定などによる「いきものにぎわいプロジェクト」を展開し、国と地方公共団体、そして民間との連携による取組を強力に進める。

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)

【基本戦略1】 生物多様性保全の重要性を広く社会に浸透させるため、多くの国民や団体が関心を持ち、それぞれの地域での生物多様性保全のための活動に主体的に参画するようながす「いきものにぎわいプロジェクト」を推進する

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

- 第13条 生物多様性地域戦略の策定等
- 第19条 生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- 第21条 多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- 第24条 国民の理解の増進

施策内容

1. 「いきものにぎわい委員会」の設立と民間参画の推進

- ・企業、NGO、学識経験者など各界に呼び掛け、「いきものにぎわい委員会」を設立
- ・生物多様性の重要性をわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させる方策及び、市民一人ひとりの自主的な行動を促す方策を提言するとともに、その推進役を担う

2. 地方自治体版生物多様性保全戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定

地方自治体版生物多様性保全戦略の手引きの策定

企業活動ガイドライン策定

生物多様性保全推進支援事業費

130百万円(100百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

(1) 目的

「21世紀環境立国戦略」や「第3次生物多様性国家戦略」、「生物多様性基本法」を受けた自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する。

支援事業のメニューは以下のとおり。

野生動植物保護管理対策

外来生物防除対策

重要生物多様性地域保全再生

(2) 実施主体

地域住民、NPO・NGO、組合、事業者、地方公共団体、その他の地域における活動団体等により構成される「地域生物多様性協議会」

(3) 対象経費

地域生物多様性保全委託費（委託事業：国費10/10）

協議会の運営、活動計画の策定、協議会の活動に関する広報等を行うために必要な経費

地域生物多様性保全活動支援費（交付金事業：国費1/2以内）

地域における生物多様性の保全再生に資する活動を行うために必要な経費
事業期間は1カ所あたり2～3年程度を想定

2. 事業計画

平成20年度～平成24年度（5年間） 支援事業の実施

3. 施策の効果

地域における、希少な野生動植物の生息・生育環境の保全及び鳥獣と人とのあつれきの解消を図る。

外来生物による生態系への影響等を軽減・防止する。

全国的な観点から重要な地域における生物多様性の保全等に資する活動を支援することで、国土全体の生物多様性の保全再生を推進する。

生物多様性保全推進支援事業

< 国土レベルの課題 >

野生動植物保護管理対策

希少野生生物の保護

野生鳥獣の保護管理

外来生物防除対策

外来生物による影響

重要生物多様性地域保全再生

地域の自然再生推進

世界自然遺産の保全

湿地等の重要地域

国

地域生物多様性保全委託事業費

(委託費: 国費10 / 10)

協議会の運営、活動計画の策定、協議会の活動に関する広報等を行うために必要な経費

+

地域生物多様性活動活動支援事業

(交付金: 国費1 / 2以内)

地域における生物多様性の保全再生に資する活動を行うために必要な経費

地域生物多様性協議会

地域住民

NPO・NGO

地方公共団体

事業者

組合

その他地域の活動団体

地域における地域による取組

タンチョウ、ツシヤマメコなどによる人とのあつれきの回避



アライグマ、カミツキガメなどによる生態系などへの被害対策



自然再生の推進、世界遺産の管理充実、重要な里地里山や湿地の保全



野生動植物の保護管理

外来生物の防除

重要な生物多様性地域の保全再生

1. 事業の概要

(1) 第三次生物多様性国家戦略では、全国的・広域的な視点から自然再生の必要性が高い地域での取組を進め、生態系ネットワークを形成していくべきことが掲げられており、また、平成20年4月に公表された総務省の「自然再生の推進に関する政策評価書」においては、自然再生協議会設立等の支援の充実・強化、学識経験者等による支援の仕組みづくり、普及啓発を推進することなどの勧告がなされている。

(2) このため、地域における自然再生の取組を推進するため、自然再生協議会の設立・技術的な課題の解決等への支援を強化する。

地域の自然情報や民間団体の活動状況等自然再生に係る基礎的な情報基盤の整備を推進。

地域の有識者へのヒアリング、地方専門家会議の開催等による地域レベルでの専門家のネットワーク形成を実施。

主務大臣の助言や関係省庁間の連絡調整の際に、自然再生専門家会議の開催、意見聴取を実施。

ホームページの運用を通じて、自然再生の普及啓発、情報の収集・提供を実施。

自然再生専門家会議委員や先進的な自然再生協議会構成員等を交えたワークショップ等の開催により、地域の取組についての意見交換・技術指導を実施し、自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援を図る。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地域データ収集整備						
専門家ネットワーク形成						
専門家会議運営						
情報収集・提供システム整備						
自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援						

3. 施策の効果

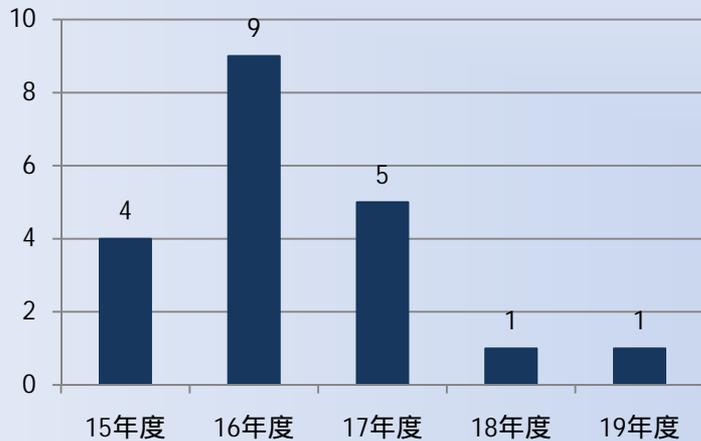
(1) 地域住民等を含めた自然再生に向けての機運醸成を図り、自然再生協議会の設立を促進する。

(2) 設立済みの自然再生協議会における協議会運営や合意形成等の技術的課題の解決を促進する。

第三次生物多様性国家戦略

全国的・広域的な視点からの自然再生の取組による生態系ネットワークの形成

自然再生協議会の年度別設立数の推移



注: やんばる河川・海岸自然再生協議会(H19.1解散)を含む

【課題】

これまでの取組を通じて、以下の課題が発生

専門家・地域住民を含む関係者の認識を深める場の不足
協議会設立・運営・合意形成などの技術的課題等

【総務省政策評価結果】

法定協議会等の事業の立ち上げ支援等により、地域での主体的・継続的取組を推進すべき

法定協議会の運営を効果的・効率的にすべき
(合意形成手法、目標設定方法等の情報提供)

国の各種支援・措置を充実すべき

(省庁連携、自然再生専門家会議の活用、普及啓発の推進)

これまでの取組

< 拡充 > 自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援

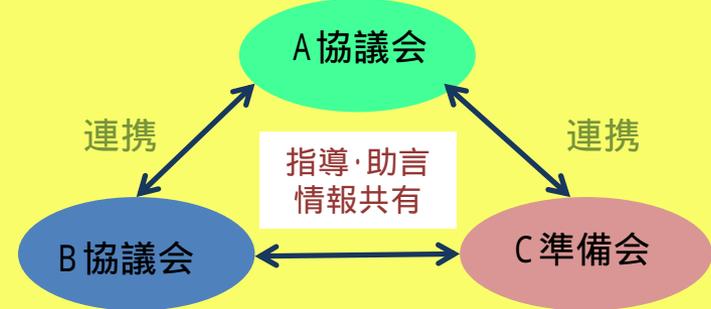
今後の取組

個々の取組だけでは課題解決に限界



自然再生関連地域データ収集整理、地域の専門家ネットワーク形成、地域のNPO等人材育成等の支援

外部意見・協議会間連携による課題解決の促進



協議会設立等のためのワークショップ等開催
自然再生専門家会議による現地指導・助言
全国の自然再生協議会等における情報共有化

(新) 自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費

4百万円(0百万円)

自然環境局総務課

1. 事業の概要

自然環境を保全する上では、生物多様性の基盤となる「土地」を確保することが極めて重要である一方、保全すべき土地が開発や荒廃される例が跡を絶たないことから、生物多様性保全に関する国民意識の高まり、地方分権を伴う行財政改革の進展等を背景にして、土地を適切に確保するための経済的な手法を検討するもの。

とくに、国民環境基金運動の検証を中心にして、土地の確保のための経済的手法等の現状と課題を整理し、今後のあり方を検討する。

2. 事業計画

平成21年度 検討委員会の設置、経緯・課題の検証
現地調査

平成22年度 経済的手法に関する制度的検討
とりまとめ

3. 施策の効果

- ・自然環境を保全すべき土地が、開発や荒廃から保護され適切に確保される。
[各地域の状況に応じて、自治体もしくは民間団体等が適切に取得できる。
そのための経済的なインセンティブが創出される。]
- ・確保された土地は自然体験、保全活動の場として地域や民間団体等に活用される。
[場を求める側との協働により、土地取得の前提ともなる維持管理の担い手が同時に確保される。]

自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査

自然環境保全において「土地」確保は重要

近年良質な自然の消失・荒廃が進行

- ・相続により都市部の屋敷林が集合住宅地に変貌
- ・里地の谷戸が埋め立て造成...etc

【事業】

- ・土地税制等の専門家による検討委員会の設置
- ・現地状況調査、ヒアリングの実施
- ・土地利用・生物多様性に関する概況把握、分析
- ・税制、関係法令の改正による対応の可能性の検討、提案

【目標】

自然環境を保全すべき土地の確保

- ・自治体・民間団体等による適切な土地を取得を可能にする
- ・土地取得のための経済的インセンティブ創出

取得地の適切な利用促進

- ・自然体験、保全活動の場として活用
- ・提供する側とされる側の協働を推進



(新)生物多様性関連技術開発等推進事業費

36百万円(0百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性の保全・再生や持続可能な利用に関する政策課題に直結した技術開発や応用的な調査研究のうち、下記要件に該当する分野について、実施機関（国立試験研究機関、国公立大学、高等専門学校、地方公共団体研究機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、民間企業、公益法人など）を公募・選定の上、技術開発等を実施する。

開発された技術の実用化により、生物多様性保全施策に直接応用可能

既存の知見や技術の応用により、比較的短期間（2～3年）で技術開発が可能

商業ベースに乗るまでの需要が見込みにくい、開発能力を有する民間企業が存在しないなどの理由により、民間主導による製品開発が見込めない

開発による地方公共団体等への寄与が大きい

想定される技術開発等の分野と課題の例

生物多様性の観測・観察のための先端的機器の開発

例：渡り鳥や野生動物の行動追跡技術

野生生物との共存等に必要な技術・機器システムの開発

例：野生動物の効果的・効率的な捕獲技術

2. 事業計画

平成21年度から継続（1箇所あたり実施期間は2～3年程度）

3. 施策の効果

生物多様性に関する知見の集積や効果的な保全及び持続可能な利用に関する施策の推進、関連分野の科学技術の振興などの効果が期待できる。

生物多様性関連技術開発等推進事業

生物多様性基本法

第23条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図る

COP10の開催

ホスト国として、生物多様性保全施策の一層の強化の必要性

背景

新たな問題への対応

地球温暖化、鳥インフルエンザ、鳥獣被害、外来生物など

技術や知見の不足

生物多様性に関する施策の実施に必要な技術や知見が不十分

政策課題に直結した技術開発や応用的調査研究の推進による
生物多様性保全施策の飛躍的な展開！

開発分野の要件

開発技術の実用化により生物多様性保全施策に直接応用可能

既存の知見や技術の応用により、比較的短期間(2~3年)で技術開発が可能

民間ベースでは早期の開発が期待できない

開発による地方公共団体等への寄与が大きい

生物多様性の観測・観察のための先端的機器の開発

例：渡り鳥や野生動物の行動追跡技術

人工衛星、GPS、PHSにソーラー発電などを組み合わせた超軽量・超長期・高精度の行動追跡技術の開発



野生生物との共存等に必要な技術・機器システムの開発

例：野生動物の効果的・効率的な捕獲技術

野生鳥獣や特定外来生物の効果的・効率的な捕獲技術の開発



開発課題の例

(新)世界自然遺産地域の順応的保全管理費

48百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

わが国の世界自然遺産として、平成5年に「屋久島」、「白神山地」が、平成17年に「知床」が登録されている。

平成20年7月の世界遺産委員会において、「知床」の保全管理手法が高く評価される一方、統合的管理計画の作成、気候変動の影響調査と適応戦略策定、日露の隣接地域における情報の共有等、特に重点的に取り組むべき9項目の勧告を受け、平成24年の世界遺産委員会において対応状況の報告が求められている。

平成24年の世界遺産委員会では、わが国の全ての世界遺産の保全状況について定期報告が行われる予定であり、その際「屋久島」や「白神山地」についても保全管理水準の向上と保全管理体制の充実が求められることになる。

このような状況に対応するため以下の事業を実施する。

(1) 順応的保全管理と長期的なモニタリング

「知床」においては、登録に向けて設置された科学委員会を活用しつつ、勧告を受けた課題に速やかに対応するため、具体的対策や手法の検討・実施を一層推進する。

「屋久島」、「白神山地」においても、科学委員会を設置・運営し、長期的モニタリングを検討・実施するとともに、管理計画の見直しを行い、科学的知見を踏まえた順応的保全管理を実現する。

(2) 日露生態系保全協力に関する取組の推進

知床世界自然遺産地域の適切な保全管理のためには、日露の隣接地域の生態系保全が重要であり、洞爺湖サミットの際の日露首脳会談で、今後具体的に進めていくことで一致した「日露生態系保全協力プログラム」に基づき、隣接地域における生態系の情報交換等を実施する。

2. 事業計画

(1) 順応的保全管理と長期的なモニタリング(21年度～)

(2) 日露生態系保全協力に関する取組の推進(21年度～)

3. 施策の効果

世界遺産委員会において高く評価された「知床」での取組を「知床方式」として確立し、2010年(平成22年)に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議や2012年(平成24年)の世界遺産委員会の定期報告でその成果を発信する。

我が国の代表的な重要地域である世界自然遺産地域において、国際的視点に立ったモニタリング体制と保全管理体制を構築する。その体制を通じて気候変動の影響把握を含め、科学的知見に基づく重要地域の保全管理のモデルを示す。

世界自然遺産地域の保全管理体制の強化・充実

順応的保全管理と長期的モニタリング

第32回世界遺産委員会での決議(平成20年7月)

- ・平成20年2月に招聘した世界遺産センター等の調査に基づき、**知床の取組状況について高く評価**
- ・一方で、重点的に取り組むべき、**9項目の勧告**

世界遺産委員会での定期報告

- ・アジア・太平洋地域の既存世界遺産は、**平成22年に報告に係る作業開始**
- ・**平成24年世界遺産委員会で、保全状況に係る決議**

気候変動が世界遺産に与える影響に係る議論

- 平成19年第16回世界遺産条約総会で決議
- ・世界遺産地域は、注目度が高く、気候変動への対策を実施、検証すべき、**重要な象徴的地域**
- ・世界遺産地域は、他の重要地域に大きな影響を与える、**環境保全の実験的地域**

日露生態系保全協力に関する取組の推進

日露首脳会談(平成20年7月洞爺湖サミット)

- ・日露の隣接地域における**生態系保全協力を具体的に進めていくことで一致**

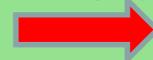
世界自然遺産地域の順応的保全管理費

科学的知見に基づく、管理・検討体制が必須

平成24年世界遺産委員会における、保全状況報告(定期報告)に向けて

〔事業内容〕

- ・知床については、平成20年7月世界遺産委員会から勧告された事項への的確な対応



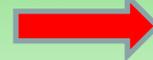
(「知床方式」の確立)

- ・屋久島、白神山地については、科学委員会の設置など知床と同等の管理体制を構築



(順応的管理体制の構築)

- ・気候変動の影響も念頭においた、長期的なモニタリングの実施



(科学的アプローチのモデル)

- ・日露の隣接地域において、生態系に関する情報交換などの協力を実施



(「知床」に隣接する地域の保全)

(新)世界自然遺産登録推進調査費

30百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

わが国の世界自然遺産候補地である「小笠原諸島」と「琉球諸島」については、世界自然遺産としての価値について整理が行われるなど、推薦に向け着実に進展しており、平成19年1月に「小笠原諸島」が推薦の前提である暫定一覧表に記載された。

一方で、世界遺産への登録にあたっては、顕著な普遍的価値の評価や保全管理の状況について、近年、非常に厳しく審査される傾向があり、類似遺産との比較を含めた的確な価値証明と科学的知見に基づく総合的な管理計画の策定、保全管理体制の整備等が不可欠である。

また、「琉球諸島」については、民有地にも、価値の中心となる固有種や希少種が多く生息しており、これらに配慮した資源利用の確立が不可欠である。

このような状況に対応するため以下の事業を実施する。

(1) 小笠原諸島世界自然遺産登録推進調査

科学委員会及び地域連絡会議を運営し、希少種対策や外来種対策等の課題解決に取り組むとともに、推薦書、管理計画、外来種対策アクションプランを作成する。

(2) 琉球諸島世界自然遺産登録推進調査

琉球諸島では、推薦・登録に不可欠となる顕著な普遍的価値の精査を進めるとともに、その価値を損なわないための保全管理体制の整備、世界遺産と共生する社会モデルの具現化を行う。

2. 事業計画

(1) 小笠原諸島世界自然遺産登録推進調査(21年度～)

(2) 琉球諸島世界自然遺産登録推進調査(21年度～)

3. 施策の効果

(1) 「小笠原諸島」と「琉球諸島」について、世界自然遺産への推薦・登録に向けて、地域が有する自然の恵みや価値を改めて整理し、地域の将来像を描く中でどのような形で保全・利用していくのかを地域で議論することにより、自然と共生する地域社会を実現

(2) 両地域を世界遺産に登録することにより、国際的な視点を踏まえた保全管理体制が構築されるとともに、世界遺産を活かして地域振興に寄与する仕組みを構築

世界自然遺産候補地の新規登録に向けた取組

国内候補地の推薦に向けた課題

世界遺産委員会での議論

- 「世界遺産は登録の時代から保全の時代へ」
→新規登録の**審査は厳格化**する傾向
→管理の質が高く、**自然保護地域の手本**となる地域

小笠原諸島・琉球諸島
顕著な普遍的価値の証明と保護担保措置
を十分整えた上で、推薦

今後の課題

- 審査の厳格化への対応
外来種対策の加速的推進
遺産の価値と共生する自然資源利用の確立

小笠原諸島



グリーンアノール

外来種対策等が課題

世界自然遺産登録推進調査費

国際的に説得力の高い「推薦書」等の作成と、将来にわたる価値の保全の担保

〔事業内容〕

- 科学的知見、既存の世界遺産との比較解析に裏付けられた、当該地域の価値を証明できる「推薦書」の作成
→ **(唯一性に関する説得力の強化)**

- 遺産地域の管理方針を定めた「管理計画」、外来種対策などの「アクションプラン」の作成
→ **(将来にわたる保全の担保)**

- 持続可能な自然資源利用のガイドライン作成、地域の理解の醸成
→ **(遺産の価値と共生できる社会づくり)**

琉球諸島



ヤンバルクイナ

絶滅危惧種の生息地保護等が課題

1. 事業の概要

我が国における生物多様性の総合的な評価分析を、社会経済的な側面も含めて実施し、国民に生物多様性の状況や保全の必要性をわかりやすく伝え、効果的な施策の展開につなげる。さらにその評価を国外にも発信することで、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向けて、国際的なイニシアティブを発揮する。また、我が国の生物多様性保全上重要な地域を特定し、優先的に保全すべき地域での取組促進や保護地域の指定促進を図る。

(1) 研究者等による生物多様性の総合評価の実施

研究者等の参加を得て、適切な指標を開発し、我が国の生物多様性の現状と動向を把握するとともに、総合的な評価や予測等を行う。

(2) 生物多様性への危機の地図化

生物多様性の危機の状況を国民にわかりやすく伝えるため、「見える化」につながる一連の地図を作成する。

(3) 生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）の選定

検討会を設置し、科学的なデータや知見に基づき、ホットスポットを選定する。

2. 事業計画

平成21年度：総合評価の実施、危機の地図化、ホットスポットの検討

平成22年度：ホットスポットの選定、総合評価の情報発信等

3. 施策の効果

(1) 総合評価の実施により、国内の生物多様性に関する認識を高めるとともに、COP10に向けた国際的なイニシアティブを発揮する。

(2) ホットスポットの選定や生物多様性の危機の地図化により、優先的に保全を図るべき地域における生物多様性保全の取組を推進する。

生物多様性総合評価推進費

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)

【基本戦略4】 わが国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで生物多様性の総合評価を行い、2010年目標の達成に貢献することを目指します。

【危機の地図化】
生物多様性の危機を具体的に地図化

【ホットスポットの選定】
生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を選定

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

第22条 第2項 国は、生物多様性の状況及びその恵沢の総合評価のため、適切な指標の開発等を講じる

評価項目(例)	指標	評価		危機の地図化	
		現在	将来A 将来B	現在	将来シナリオA 将来シナリオB
人間活動に伴う負の影響					
人間の働きかけの縮小後退					
外来生物等による生態系の攪乱					

ホットスポットの選定

・各種データの重ね合わせ
・専門家による検討会及び生態系ごとのWGの設置 など

生物多様性保全上重要な地域の特定



優先的に保全・回復すべき地域における取組の進展



1. 事業の概要

農薬取締法において、農薬はその登録に際し、人畜が摂取した場合の影響に加え、適切に使用された場合は環境に大きな影響がないことを担保することとなっている。

一方、第169回国会で成立した「生物多様性基本法」では、国は、化学物質による生物多様性への影響を防止するための必要な措置を講ずるとされており、また、調査・研究も国の責務とされている。

このため、農薬に関して、各種生物試験方法の高度化等を図って、生物多様性への影響評価手法の確立を図り、生物多様性の保全等に資する必要がある。

(1) 生物多様性影響調査

農薬使用が農用地とその周辺環境での生物多様性にどのような影響をもたらすかについて、農薬の各種生物グループに対する影響評価手法を調査する。

高等植物及び流水域での生物種等の毒性試験法・評価法等の調査を行う。

(2) 影響評価手法に関する検討

生物多様性影響調査を踏まえ、国内外の農薬による生物多様性への影響に関する総合的な農薬生物多様性影響評価手法の検討を行う。

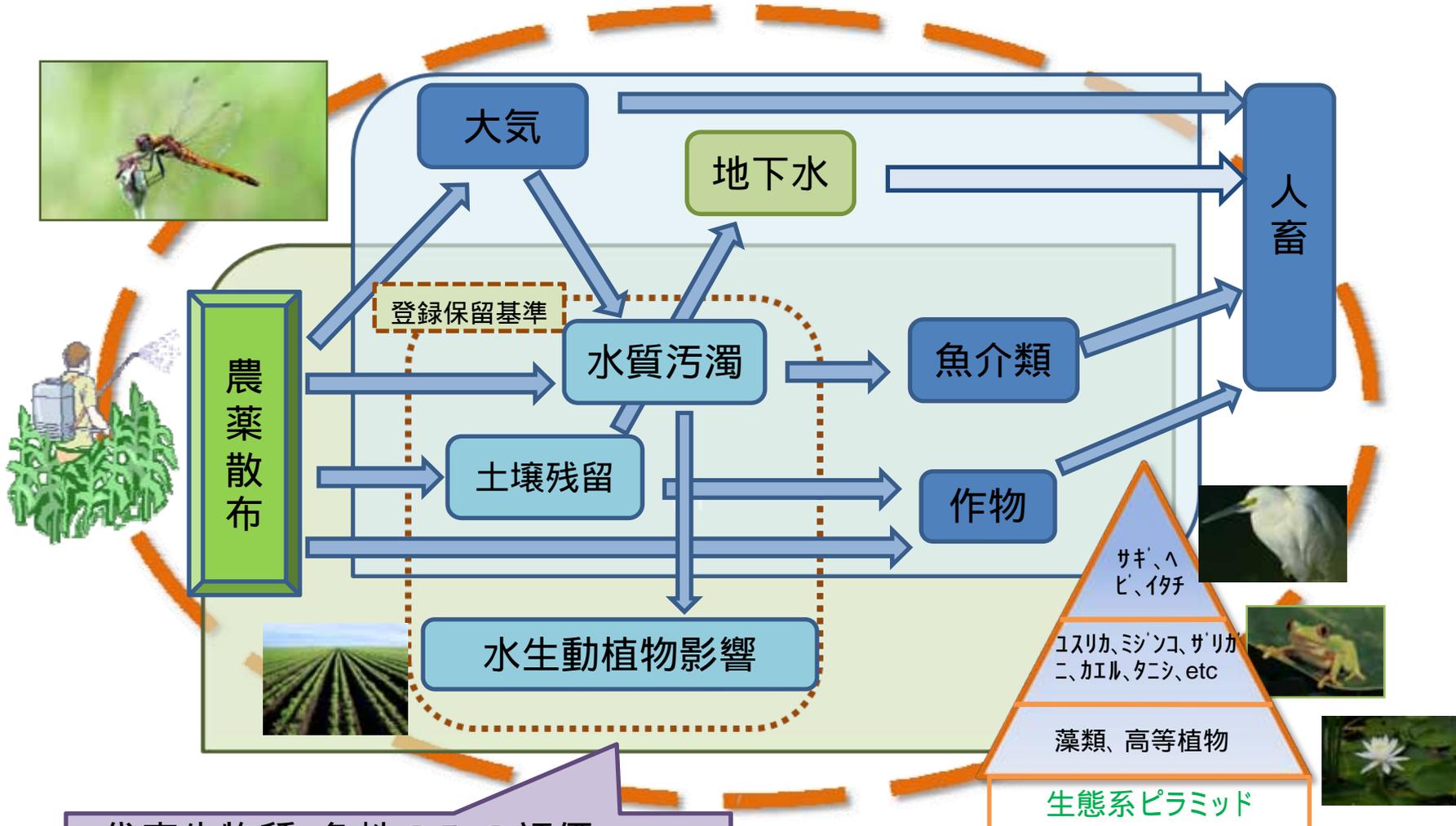
2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25
生物多様性影響調査					→
影響評価手法に関する検討					→

3. 施策の効果

農薬の生物多様性への影響評価手法の開発により農薬の開発から使用にいたる各段階において生物多様性への影響が考慮されることにより、生物多様性の維持・保全に資することとなる。

- 生物多様性と農薬 -



・代表生物種・急性のみの評価
 →多様な生物群、慢性影響を考慮した
 評価が必要

生物多様性の保全
 →生態系に対する農薬の影響・作用を総合
 的に評価する手法の検討

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の概要

環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見や社会的要請を踏まえて技術的な検討を行い、その結果を基に継続的に見直しを行っている。これまでの事業実施段階における生物多様性に関する環境影響評価では、生態系の「構造」に着目し、上位性、典型性、特殊性の観点から事業対象地域の生態系の特性を現す生物種を選び、それらに対する影響を調査することで、事業の影響の程度を把握する手法を用いてきた。また、その考え方を基にしつつ既存資料を用いた技術手法を計画段階での環境影響評価の手法として設定した。

一方、生物多様性の分野では、生態系の「構造」と「機能」を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則であり、平成19年11月に閣議決定された「第三次生物多様性国家戦略」においても指摘された。また、平成20年の通常国会で成立した生物多様性基本法では、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について、生物の多様性に関する環境影響評価の推進が規定されるなど新たな対応が求められている。

このように環境影響評価における生物の多様性保全の観点からの一層の取組が急務となっていることを踏まえ、生物多様性への環境影響評価に関する技術手法の知見をとりまとめる。

2. 事業計画

事業による影響を調査・予測・評価するという環境影響評価制度に生物多様性国家戦略に示された基本的考え方を組み込み、生物多様性・生態系への影響を回避・低減するため、要するコスト・期間・情報等の面からの制約も加味しつつ環境アセスメント技術手法を検討する。

事業概要	H21	H22	H23
・生物多様性に関する環境アセスのあり方の検討			
・調査研究資料の収集・整理		-----	
・調査・予測技術の整理・検討、現地調査による検証	-----		
・生物多様性に関する環境アセス技術手法とりまとめ		-----	

3. 施策の効果

生物多様性・生態系の機能が維持できる範囲内の影響か否かを調査・予測・評価する技術手法等が明らかとなり、より適切な環境影響評価が行われるとともに、事業計画に生物の多様性への適切な配慮が盛り込まれる。

未確立環境影響予測モデル検討調査費(生物多様性分野)の検討の概要

生物多様性基本法の成立(H20年の通常国会、6月施行)

第25条(環境影響評価の推進)

国は、「生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。」

第22条(調査等の推進)

第1項 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
第2項 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成22年度には名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議が開催

生物の多様性保全の観点からの取組をより一層加速

生物多様性への影響の調査・予測・評価の技術手法の確立

現在用いられている手法

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月)

自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則
生態系の構造と機能を維持できる範囲内で

アセスで調査・予測・評価しなければならない影響	技術手法	
	事業実施段階アセス(EIA)	計画段階アセス(SEA)
生物多様性・生態系の構造を維持できる範囲内の影響か否か	上位性、典型性、特殊性の観点から事業対象地域の生物多様性・生態系の特性を現す生物種を選び、それらに対する影響を調査することで、影響の程度を把握する手法	動植物の生息・生育環境の場の面積を評価指標とし、生物の分布等を既存資料を用いて図化したものと計画案を重ね合わせて改変面積を予測することで、影響の程度を把握する手法
生物多様性・生態系の機能を維持できる範囲内の影響か否か	事業実施に伴う影響が、「水浄化機能」「物質循環機能」「土壌保全機能」等生物多様性・生態系が有している機能が維持できる範囲内か否かを把握する手法	
	現地を実際に調査して予測・評価	既存資料を用いた調査・予測・評価

この考え方を基に既存資料を用いた評価手法を設定

新たに確立する手法

環境影響評価法

第51条 「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする」

- 最新の科学的知見に基づいた技術手法の開発及び改良
- 環境保全措置に関わる技術についての開発等

国立公園内生物多様性保全対策費

25百万円（ 14百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年11月に「第3次生物多様性国家戦略」が策定され、また、平成20年5月に「生物多様性基本法」が成立するなど、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

このような背景のもと、国立公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に果たしていくことが期待されていることから、国立公園内に生育・生息する野生生物及びその生育環境の保全など、国立公園における生物多様性の保全管理の強化・充実を図る。

(1) 指定動物保護管理事業費（継続）

国立公園の特別地域において捕獲規制が必要と考えられる動物種の生息環境調査、保護対策の検討を行うほか、既に指定した種についてモニタリングの実施や管理方針の作成等を行う。

(2) 外来種対策検討調査（継続）

国立公園内における外来種による生態系への影響を把握し、特別地域における動植物の放出規制の制度のあり方の検討を行う。

(3) 科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費（新規）

従来の規制的手法により人為的影響を排除するだけでなく、科学的知見の収集や科学委員会の設置等を行い、生態系の変化等に対応した科学的知見に基づく順応的な生態系管理等の実施を推進する。

2. 事業計画

事業内容	H15～17	H18～20	H21	H22～25
(1) 指定動物保護管理事業費				
・ 指定動物選定調査				
・ 現地研修会、識別マニュアル作成				
(2) 外来種対策検討調査				
・ 国立公園外来種対策検討調査				
・ 国立公園特別地域外来種対策検討調査				
(3) 順応的な生態系管理推進費				
・ 基本方針の策定				
・ 科学的知見に基づく順応的管理の実施				

3. 施策の効果

国立公園内における生物多様性保全の推進を通じ、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用環境の維持を図る。

国立公園内生物多様性保全対策費

< 背景 >

平成14年度 自然公園法の見直し
国等の責務に「生物多様性の確保」を追加
特別地域内の指定動物の捕獲規制の追加

平成16年度 外来生物法の成立
附帯決議「自然公園法等により国内由来の外来生物の規制強化」等

平成19年度 第3次生物多様性国家戦略の策定
国立公園等の自然公園は生物多様性保全の屋台骨
国立公園の管理運営に必要な科学的情報の収集、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理の推進

平成20年度 生物多様性基本法の成立
(基本原則) 科学的知見の充実に努めつつ、生物の多様性を保全するために予防的に取り組むとともに、モニタリングを実施し、その結果に基づき、順応的な取組方法により対応する



国立公園内における生物多様性の保全管理の強化・充実

(1) 指定動物保護管理事業費

国立公園特別地域内の動物の保全管理

(2) 国立公園内外来種対策検討調査

国立公園特別地域内の外来種対策の推進

(3) 科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進費

科学的知見の収集及び科学的知見に基づいた順応的な生態系管理の推進

新規

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

6百万円（ 10百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年度に策定された「第3次生物多様性国家戦略」及び「海洋基本計画」において、干潟、藻場、サンゴ礁などの生物多様性保全上重要な海域について国立公園等の保護区の充実を図ることが明記されている。また、生物多様性条約締約国会議において「2012年までに海洋保護区(MPA)ネットワークを構築する」とされるなど、海域の生態系保護は、国際的にも大きな潮流となっており、我が国においても積極的に取り組む必要がある。

これらの背景を踏まえ、海域における保護区ネットワークの核の役割を担っている国立・国定公園の保全管理を強化する。

(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業(継続)

自然や人為の影響を受け刻々と変化している海域の国立公園等の生態系を保全管理するため、公園管理者だけでなく、地域と一体となった関係者との協働による管理体制や管理手法(モニタリング、管理行為等)を構築する。

2. 事業計画

事業内容	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 適正海域管理推進事業 (20年度：統合的管理のあり方検討)					
(2) 生物多様性データベースの策定					
(3) 海域の利用調整のあり方検討					

3. 施策の効果

海域において自然公園管理を強化し、海域のすぐれた自然環境の適正な保全と利用を推進することにより、生態系の連続性、生物間の交流等も考慮した海域の保護区ネットワークを構築して、海域における生物多様性の保全に貢献する。

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

2012年目標の設定

「2012年までに海洋保護区(MPA)の代表的ネットワークの構築」が国際的に要請

第3次生物多様性 国家戦略の策定

「自然海岸や浅海域の保全・再生」
「陸と海の連続性の確保」等

海洋基本法、海洋 基本計画の成立

「海洋の自然景観や海洋環境の保全」「沿岸域の総合的管理」等

生物多様性 基本法の成立

生物多様性の保全及び持続可能な利用の総合的かつ計画的推進

海域の 適正な保全・ 利用の推進

平成20年度

- ・多様性データベース作成
- ・海域の利用調整のあり方検討
- ・海域の統合的管理のあり方検討

平成21～24年度

- ・地域と一体となった適正な海域管理の推進

海域の保護区ネットワークの構築

生態系の連続性、生物間の交流の確保 等

(新) 奄美地域国立公園指定推進調査費

24百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

まとまりのある亜熱帯照葉樹林や多くの固有動植物がみられる奄美地域は、生物多様性の保全上、日本のみならず世界的にも重要な地域であり、第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月)においても、国立公園の指定を視野に入れた取組を進めることとされている。

このため、奄美地域を「生物多様性の豊かさを実感できる」新たなタイプの国立公園として保全と利用のあり方を検討し、早期指定を目指した取組を進める。

現地調査により、希少野生動植物の分布情報の充実を図るとともに、生物多様性を体感する適切な利用ルート等を検討する。

国立公園として保全すべき重要な区域、モニタリングを始めとした指定後の保全管理手法、五感を通じた自然体験や地域文化を通じて生物多様性を感じることができる利用のあり方等を検討する。

上記の検討内容等を踏まえ公園計画案を作成するとともに、公園指定に向けた地域における合意形成・普及啓発を推進する。

指定後にモニタリング等の管理手法や利用プログラムを実施・検証することにより、科学的知見に基づく順応的な保全管理体制の充実を図る。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23~
現地調査の実施			
生物多様性の保全及び利用のあり方の検討			
公園計画案の作成・合意形成の推進			
管理手法及び利用プログラムの実施・検証			

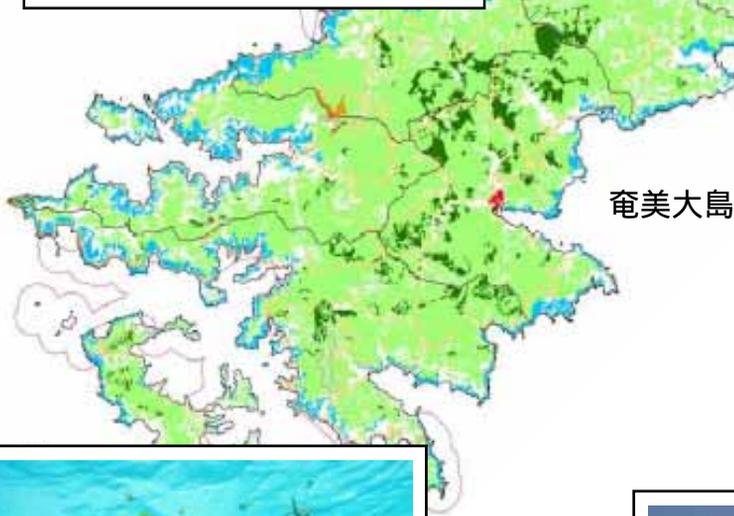
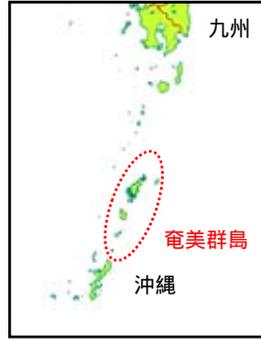
3. 施策の効果

新たな国立公園の指定により、優れた景観を有し、生物多様性保全上重要な奄美地域の保全と適切な利用を図る。また、生物多様性の普及啓発に資する新たな公園利用の方策を確立する。

奄美地域国立公園指定推進調査費



日本最大の亜熱帯照葉樹林



奄美大島



アマミノクロウサギ



オオトラグミ



オットンガエル



アマミセイシカ

地史を反映した多くの固有動植物



北限のサンゴ礁、美しい海岸



自然と関わりの深い文化



凡例

照葉樹林(樹冠大)

照葉樹林(樹冠小)

マングローブ群落

海岸自然林

奄美地域における生物多様性の保全と利用のあり方の調査・検討

- 生物多様性の豊かさを実感できる国立公園
- 自然に育まれた地域文化とともにある国立公園

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成19年11月27日に閣議決定された第三次生物多様性国家戦略において「国立公園などの自然公園は生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担っていくことが必要である」とされ、生物多様性保全を進める上で国立公園等の担う役割は極めて重要なものとなっている中で、国立公園の特別保護地区、第一種特別地域等の核心地域の保護の強化が求められている。

我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制の公園であるため、自然環境保全上重要な特別保護地区、第一種特別地域も含めて多くの民有地が存在しているが、当該区域の自然環境の保全を図るための自然公園法等に基づく工作物の構築や立木の伐採などの各種行為の規制と、土地所有者の権利との調整を要する事例が度々生じている。

このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在する民有地の買上げを促進し、これら地域の保護管理の強化を図る。

2. 事業計画

買上対象地	H17-20	H21	H22	H23	H24
国指定名蔵アハル鳥獣保護区	← 測量等買上げ	→ 買上げ(未済地)			
吉野熊野国立公園「大峰山地区」		← 測量	→ 測量等買上げ		→ 買上終了
次期買上対象地			← 測量等	→ 買上げ	

() 現時点において多数の買上候補地があることから、調整状況の熟度、国が買上げを行う必要性及びプライオリティーを総合的に判断した上、次期買上対象地を選定し、土地の測量等に着手する。

3. 施策の効果

本事業は、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うものであるため、当該地を国の行政財産(環境省所管地)とすることにより、国立公園等の効率的な保護・管理を行うことができる。

特定民有地買上事業

I 制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

II 買上対象地

- (1) 国立公園 特別保護地区、第一種特別地域 ()
- (2) 国指定鳥獣保護区 特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
- (3) 生息地等保護区 管理地区
- () 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

III 買上要件

法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

所有者から買上げの申出があること。

- () 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。
このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うために買上げを行うものである。

IV 国の予算措置

- (1) 土地測量費
- (2) 立木調査費
- (3) 不動産評価鑑定料
- (4) 不動産購入費

V 取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。

(参考) 過去における買上事例

- ・昭和53年度 磐梯朝日国立公園特別保護地区(裏磐梯地区)
- ・平成8～10年度 知床国立公園特別保護地区(ルシヤ・テッパンハツ地区) 等
- () ただし、特定民有地等買上交付地方債元利償還金等補助金(昭和47年度～平成16年度)による国庫負担(10/10)によるもの。

1. 事業の概要

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

【事業の内容】

エコツーリズム啓発事業

シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法をはじめとする普及、啓発。

エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の大臣表彰や推進セミナーの開催等。

エコインストラクター人材育成事業

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成。

国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。

エコツーリズム推進法施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。

2. 事業計画

平成19年度(一部は平成20年度)から3ヶ年で上記各種事業を実施。
(法施行経費を除く)

3. 施策の効果

自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人程度の育成を目指す。

エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

エコツーリズム推進法の適切かつ効果的な運用が図られることにより、各地域において法の理念である自然環境保全や地域振興、環境教育の場としての活用等が達成される。

エコツーリズム関連施策の推進

エコ
ツーリズム
推進法
成立

法律に規定される国の責務

- ▶基本方針の作成・公表
- ▶各地の全体構想の認定
- ▶認定全体構想の広報
- ▶協議会活動状況の公表
- ▶エコツーリズム推進連絡会議
- ▶協議会への技術的助言
- ▶資源保護・人材育成の情報提供
- ▶広報を通じた国民理解の増進
- ▶財政上の措置

施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進マニュアル
- モデル事業(16~18)

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

H21年度施策(案)

- 経済成長戦略大綱
再チャレンジ
- 都市と農山漁村の共生・対流
- 観光立国推進基本法
- 21世紀環境立国戦略
- 海洋基本計画

エコツーリズム 推進法施行経費

本省及び地方事務所
における法施行経費
(継続)

エコツーリズム 啓発事業

エコツーリズム啓発、
イベント開催(継続)
エコツアー総覧(継続)

エコツーリズムの ノウハウ確立事業

全国セミナー開催(継続)
エコツーリズム大賞(継続)
Webサイトの運営(継続)

エコインストラク ター人材育成事業

エコインストラクター
人材育成事業
(継続)

国立公園等におけるエ コツーリズム支援事業

国立公園等におけるエ
コツーリズムの仕組みづくり
(継続)
エコツーリズム推進法
トップランナー地域への支
援(継続)
世界遺産地域等のエコ
ツーリズム推進(継続)

法律関連事業

理念及び法の趣旨の認知率向上

エコツーリズム推進法の円滑な運用

ノウハウの確立と蓄積

取り組む地域の増加

『五感で学ぼう!』子ども自然体験プロジェクト

21百万円(26百万円)

自然環境局総務課

1. 事業の概要

関係省庁と連携し、農山漁村での自然体験や国立公園内での自然保護官の業務体験といった五感で学ぶ原体験を通じて、人としての豊かな成長など次世代を担う子ども達の育成を図るとともに、自然と人との共生や生物多様性保全について子ども達を始め関係者の理解を深める。

【事業の内容】

クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン

関係省庁と連携し、五感で学ぶ原体験としての自然体験を効果的、かつ確実に実施できるようにモデルとなる地域でのメニューの検討等を実施。(農林水産省、文部科学省、総務省連携)

プロジェクト普及啓発事業

平成20年度から実施するモデル地域(山、里、海)でのメニューの検討などの実績を踏まえて、自然体験活動の取組の工夫点、課題やその対応策等の検討を行い、その結果を順次「自然大好きクラブ」Webサイトで発信する。

「体感!!パークレンジャー」プラン

子ども達が、国立公園等の豊かな自然地域で、環境省自然保護官等の指導を受けながら、様々な自然環境保全活動を行い、自然への理解を深める。

2. 事業計画

平成20年度～平成24年度

3. 施策の効果

次世代を担う子ども達が、机上ではない実体験をすることにより、「人と自然の関係」など自然との共生や生物多様性の理解向上に資するとともに、人としての豊かな成長につながる。

『五感で学ぼう！』子ども自然体験プロジェクト

(子ども達が五感で学ぶ自然体験・学習の推進)

目的：国立公園や農山漁村における自然体験など五感で学ぶ原体験を通じて、子ども達の育成とともに、自然との共生や生物多様性保全に資する施策を展開。

21世紀環境立国戦略
都市と農山漁村の共生・
対流副大臣PT
海洋基本計画

●クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン(継続)

関係省庁と連携し、五感で学ぶ原体験としての自然体験を効果的、かつ確実に実施できるようにモデルとなる地域でのメニュー検討等を実施。(農林水産省、文科省、総務省連携)



●プロジェクト普及啓発事業(新規)

平成20年度から実施するモデル地域(山、里、海)での実績を踏まえて、自然体験活動の取組の工夫点、課題やその対応策等の検討を行い、その結果を順次「自然大好きクラブ」Webサイトで発信。

●『体感！！パークレンジャー』プラン(継続)

国立公園等の豊かな自然地域において、自然保護官等の指導のもと、様々な自然環境保全活動を実施。



次世代を担う子ども達が、「人と自然」の関係など自然との共生や生物多様性の理解向上に資するとともに、人としての豊かな成長につなげる。

1. 事業の概要

わが国において野生絶滅したトキ並びに絶滅のおそれが極めて高いツシマヤマネコ及びヤンバルクイナの飼育下個体を本来の生息地に野生復帰させ、野生個体群を回復させることで種の絶滅を回避する。野生復帰にあたっては、事前に十分な野生順化訓練を実施するとともに、地元の理解や協力を得ながら、生息地環境の整備や保全にも努める。また、野生復帰後は、個体の追跡等によるモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップの策を講ずる。

2. 事業計画

トキ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラムの策定	→					
周辺環境整備	→					
野生順化訓練の実施		→				
モニタリング体制の確立		→				
試験的野生復帰及びモニタリング			→			
地域住民のコンセンサス作り	→					

ツシマヤマネコ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)	→					
”(復帰計画)		→				
野生順化訓練実施						→
地域住民のコンセンサス作り		→				

(新規)

ヤンバルクイナ野生順化特別事業	H18	H19	H20	H21	H22	H23
野生復帰プログラム策定(基本計画)				→		
”(復帰計画)						→
飼育技術の検討				→		
モニタリング体制の検討及び確立						→
地域住民のコンセンサス作り				→		

3. 施策の効果

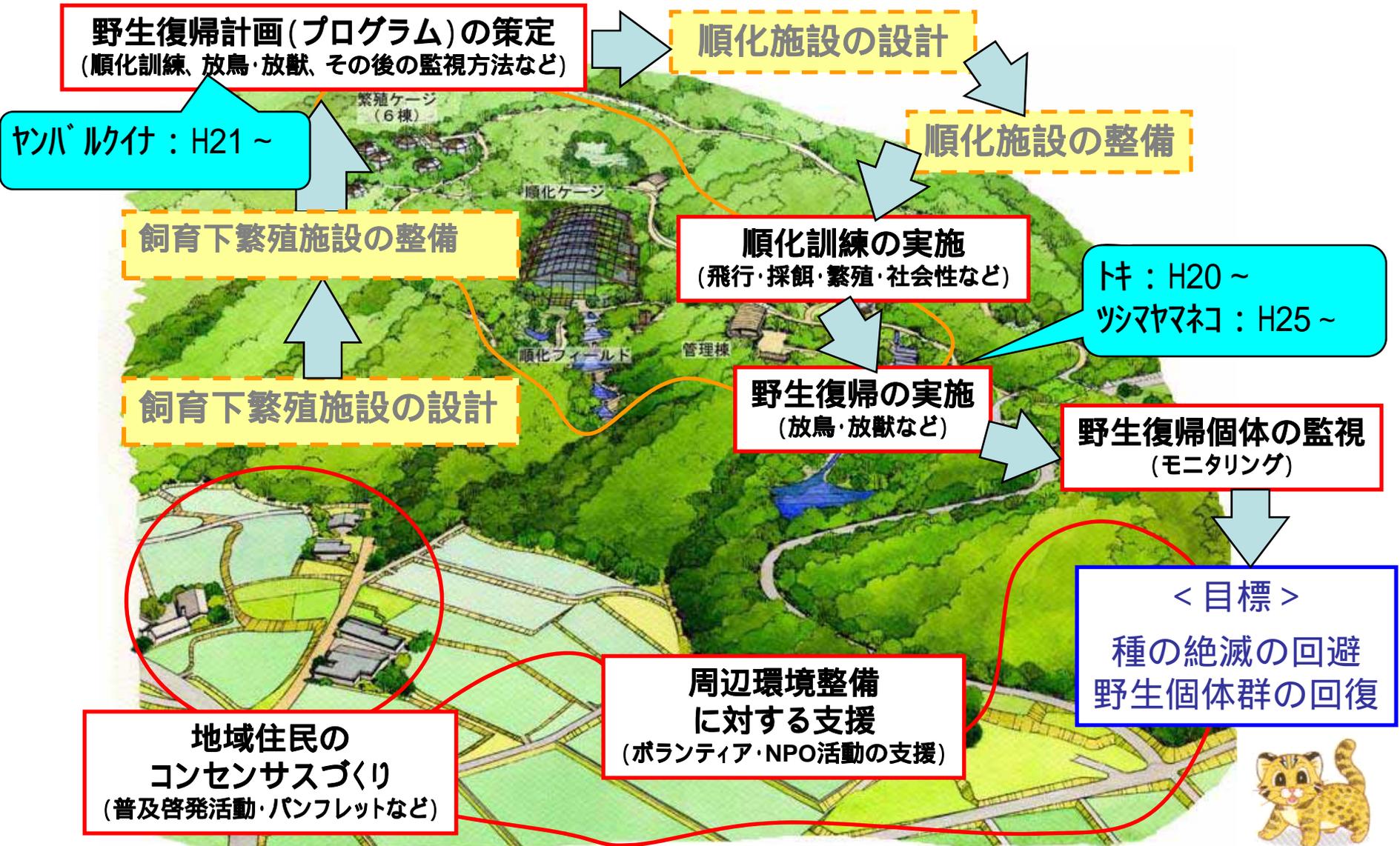
トキ、ツシマヤマネコ及びヤンバルクイナの野生順化訓練と野生復帰及び野生復帰後のモニタリングを実施し、地域住民等地域社会の協力を得ながら総合的に当該種の野生復帰を適切かつ確実に進め、種の絶滅を回避する。

絶滅のおそれのある種の生息域外保全 (飼育下繁殖→野生復帰)に関する取組

ハード

ソフト

希少野生動物野生順化特別事業の流れ



自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

生物多様性条約締約国会議(COP10)開催に向けて、希少固有種の置かれた現状を網羅的かつ緊急的に調査するとともに、直ちに着手すべき保全施策を検討・実施する。具体的には以下のとおり。

絶滅のおそれのある固有種の生息・生育状況の緊急総合点検

我が国固有の絶滅危惧種のうち、島嶼または里地里山を主たる生息・生育地とする種について、生息・生育状況の点検を行うとともに、特に種の生息・生育状況が危機的な種について、緊急的な保全対策事業を実施する。

保護増殖事業の効率的実施に向けた計画の見直しのための総合点検

現在保護増殖事業を実施している種について、その保護増殖事業計画の内容と実行状況等を総合的に点検し、その見直しを行う。

生息・生育状況緊急総合点検のレビュー作成

各調査結果についてはCOP10で報告するものとし、その報告書を作成する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22
生息・生育状況緊急点検	→		
緊急保全対策事業の実施		→	→
保護増殖事業計画総合点検		→	→
報告文書作成	→	→	→

3. 施策の効果

COP10の開催に向けて、我が国固有の種の保全状況が明らかとなり、適切な保全が図られることで、いわゆる「2010年目標」の達成に資する。また、国内希少野生動植物種38種を対象に実施している保護増殖事業の効率的な実施に資する

絶滅のおそれのある固有種の 生息・生育状況の緊急総合点検



島嶼域



第2の危機：人間の働きかけの減少による影響

第1の危機：人間の活動や開発
+
第3の危機：外来種等の影響



里地・里山



第三次生物多様性国家戦略において定義されている生物多様性の3つの危機に強くさらされ、絶滅のおそれのある種が多く存在する

島嶼域と里地・里山を中心に...

COP10の開催に向けて、我が国固有の種の生育・生息状況を総合点検

レビュー(COP10報告書)の作成

生育・生息状況が危機的な種に対し、緊急保全対策事業を実施

2010年目標*の達成に資する

*2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標(COP6で採択)

絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備

216百万円(35百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

ノネコやマングース等の外来種の影響を受けて、生息個体数と生息域を急激に減らしているヤンバルクイナの野生個体群の一部を、飼育下において繁殖させ、増殖した個体を本来の生息地に野生復帰させて野生個体群の回復を図る事業を実施するために、ヤンバルクイナ飼育下繁殖用の施設を整備するもの。

2. 事業計画

平成20年度 設計・整備(1年目)

平成21年度 設計・整備(2年目)

一部施設供用開始・飼育下繁殖の開始

3. 施策の効果

絶滅の危機に瀕するヤンバルクイナについて、緊急的に保護収容された個体や飼育下で繁殖した個体を本来の生息地に野生復帰をさせることで、本種の絶滅を回避する。

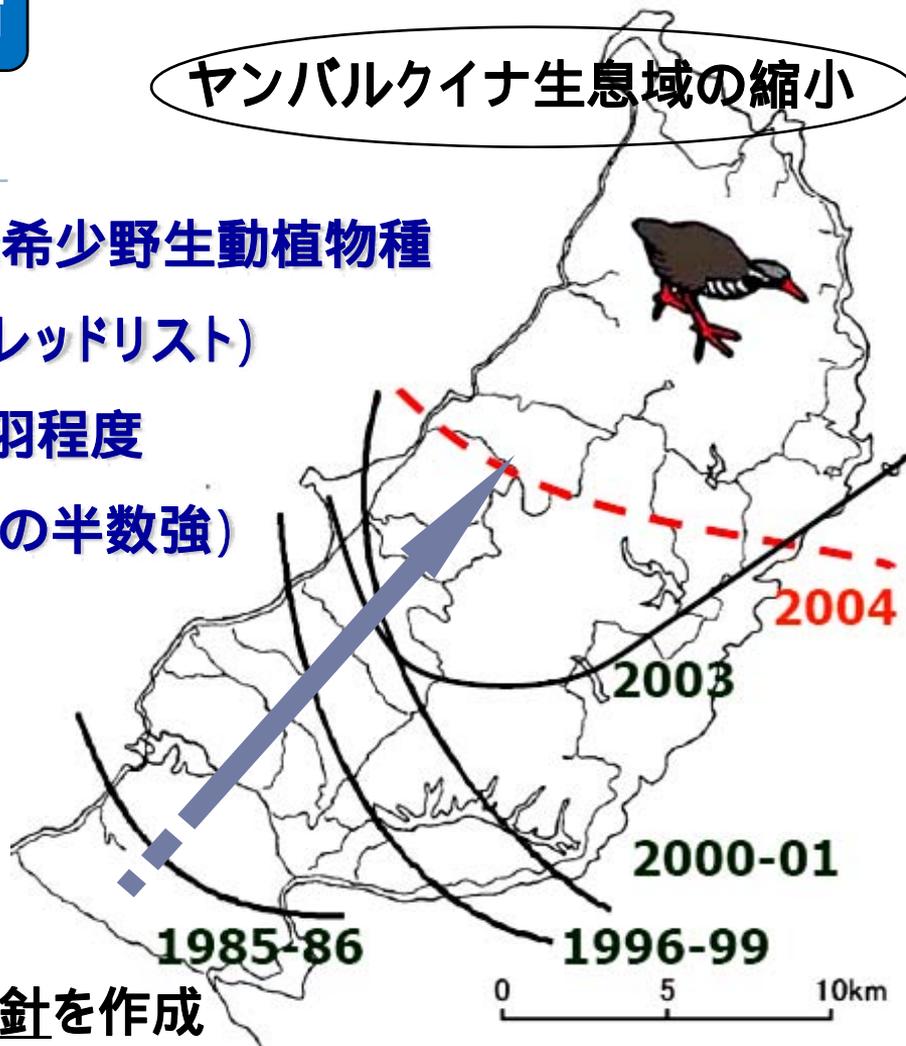
ヤンバルクイナ飼育下繁殖施設整備



ヤンバルクイナ

- ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種
- ・絶滅危惧ⅠA類(環境省レッドリスト)
- ・推定生息個体数 1,000羽程度
(20年前の半数強)

ヤンバルクイナ生息域の縮小



平成16年11月 保護増殖事業計画を策定

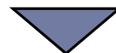
保護増殖事業を開始

生息域内保全の取組を着実に実施



平成19年7月 飼育下繁殖に関する基本方針を作成

生息域外保全の取組への実施を決定



平成20年度～ 飼育下繁殖施設の整備

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置などにより防除を実施する。

ラムサール条約湿地など環境省が管理する保護水面などにおいてオオクチバス等の防除を実施する。

国立公園等保護上重要な地域のうち特に重点的対策を要する地域において、外来生物の防除を実施する。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

地方公共団体等が実施する防除への活用を図るため、被害の著しいアライグマ等について、モデル事業を実施する。

2. 事業計画

(年度)

	20	21	22	23
(1)特定外来生物防除直轄事業	→			
ジャワマングース防除事業	→	→	→	→
オオクチバス等防除事業	→	→	→	→
国立公園等外来生物重点防除事業	→	→	→	→
(2)広域分布外来生物防除モデル事業	→			
アライグマ防除モデル事業	→	→	→	→
外来アリ防除モデル事業	→	→	→	→

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、一部地域で完全排除を目指すとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

特定外来生物防除等推進事業

特定外来生物防除直轄事業

- ・ジャワマングース防除事業(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス等防除事業(ラムサール条約湿地等)
- ・国立公園等外来生物重点防除事業(小笠原地域・西表地域)

広域分布外来生物防除モデル事業

- ・アライグマ防除モデル事業
- ・外来アリ防除モデル事業



自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

カルタヘナ議定書及びカルタヘナ法に基づき、国際的に協調して、遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止していくことが求められており、2010年にはカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP 5)が名古屋で開催されるため、締約国会議で求められている議定書の実効性を高めるための国際的貢献が重要である。

締約国会議においては、遺伝子組換え生物によって生じた悪影響への対応措置とその費用負担に関するルール(「責任と救済」のルール)の確立、途上国における遺伝子組換え生物の適正な管理の推進のための能力構築が課題となっているおり、会議に先立つ「責任と救済」作業会合の開催を支援し、実効性あるルールの確立に貢献するとともに、アジア諸国を対象としたワークショップの実施を支援し、アジア諸国の議定書の実行力を高める。

2. 事業計画

「責任と救済」作業会合の開催支援
アジア諸国の能力構築ワークショップの開催支援

3. 施策の効果

カルタヘナ議定書第5回締約国会議を前に、実効ある「責任と救済」のルールの構築及びアジア諸国での議定書に基づいた遺伝子組換え生物の管理体制の構築が進むことにより、議定書実施体制の強化が図られるとともに、我が国との輸出入に際しての遺伝子組換え生物の混入等による生物多様性への影響の防止を図ることができる。

カルタヘナ議定書対策事業

2008年

カルタヘナ議定書
第4回締約国会議
(ドイツ・ボン)

締約国会議での課題

○ 遺伝子組換え生物 (LMO)による生物多様性への損害についての「責任と救済」に関するルールの確立

○ 途上国における遺伝子組換え生物等の適正な管理の推進のための能力構築

次回第5回締約国会議の開催地が 愛知県名古屋市に決定

2009年

「責任と救済」作業会
合開催支援

「責任と救済」に関する作業
会合の開催支援

実効力のある「責任と救
済」のルール構築に寄与

能力構築ワークショップ
開催支援

議定書に従ったLMO管理体
制構築のためのワーク
ショップの開催 (アジア諸
国の担当者を対象)

2010年

カルタヘナ議定書
第5回締約国会議
(日本・名古屋)

ホスト国として締約
国会議で以下を実現

○ 実効力のある「責
任と救済」のルー
ルの確立

○ アジア諸国の議
定書の実施能力
を高めるととも
に汎用性のある
教育研修モデル
の構築に寄与

1. 事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣の生息域の拡大に伴い、自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。一方で、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。

鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まる一方で、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年2月の中央環境審議会答申や、平成18年の国会での附帯決議においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築及び当該登録事業の活用を図る。

また、新たに、広域に分布・移動する野生鳥獣について適切な鳥獣保護管理を推進するため、広域協議会に属する都道府県に対して、専門的知見を有する技術者を派遣し技術的助言を行うことで、広域的な鳥獣保護管理の取り組みを支援する。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

2. 事業計画

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

平成20～23年度 人材の登録

平成21～23年度 人材の活用等

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

平成18～23年度

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

平成20～22年度 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成

平成21～23年度 狩猟者育成のための研修会の実施

3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業

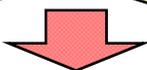


野生鳥獣による被害の発生
鳥獣の地域的絶滅のおそれ

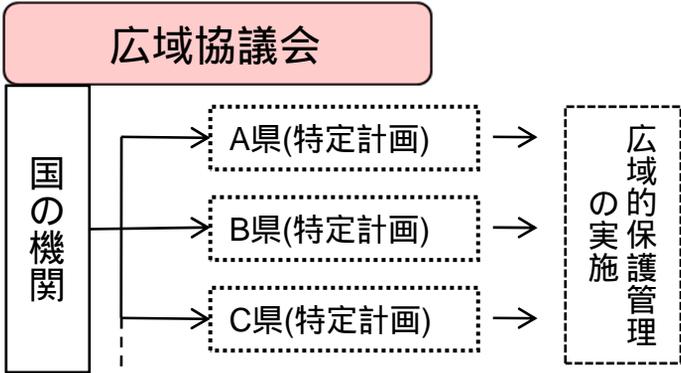


鳥獣保護管理の技術者の
不足（専門家、狩猟者等）

県境をまたいで分布する
野生鳥獣の広域的な管理



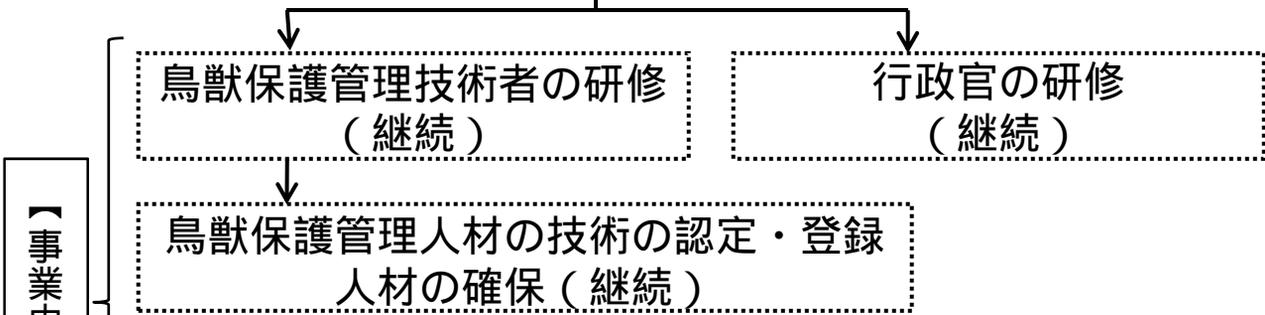
【目標】
高い技術を有する人材の確保・活用
広域的な保護管理の実施



【課題】
地域間で統一的な手法で実施
かつ
地域の実状に見合った計画

単独都道府県では困難
(生息状況や実施体制が地域間で大きく相違)

研修や人材の派遣による都道府県への支援



技術者の派遣
【追加】

【派遣業務内容】
各都道府県で統一的で、かつ
地域の実情にあった調査手法、
情報の収集・整理手法の
助言

1 . 調査の概要

特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施にあたっては地域ごとの計画（以下「実施計画」という。）を作成し、きめ細かな保護管理事業を実施することが重要であり、特定計画の内容や実施計画の効果をあげるためには、生息環境の保全や地域個体群の状況を把握するモニタリングが不可欠であることが平成18年の中央環境審議会答申において指摘されている。

このような状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

特定計画に係る鳥獣の効率的かつ効果的な保護管理が進むようモニタリングの手法や実施状況に関する情報を都道府県に提供するとともに、これまで十分な取組及び知見の蓄積が行われていなかった生息環境整備に関するガイドラインを作成するため、モデル地域の設定及び調査を実施する。

また、錯誤捕獲の防止と捕獲時の鳥獣への影響の軽減を図るために、猟具に関する検討を行う。

(2) 鳥獣利用状況把握調査

鉛及び化学物質による水鳥等の生息状況への影響が指摘されていることから、これら水鳥等の生息状況を把握するとともに、今後の規制地域の指定の拡大等の施策の検討に資するため、鉛や化学物質による影響を調査する。

2 . 事業計画

(1) 特定鳥獣保護管理計画実施状況調査

平成18～25年度

(2) 捕獲猟具の改良に関する検討

平成19～23年度

(3) 鳥獣利用状況把握調査

平成17～25年度

3 . 施策の効果

特定計画に係る鳥獣の効率的なモニタリング手法、生息環境の整備に関する知見、捕獲猟具の改良及び鉛や化学物質による水鳥等への影響に関する情報や知見を都道府県に提供することにより、効率的かつ効果的な鳥獣保護管理が進む。



特定鳥獣等保護管理実態調査



保護管理のための
効果的効率的な
モニタリング手法の開発

保護管理主体の
情報共有手法の検討

モデル地域を設定し
生息環境整備手法
の実証調査

鉛等の影響の実態
把握と検討

捕獲猟具
の
改良検討

特定鳥獣保護管理計画の適切な推進に向けて

・モニタリング手法の開発や
モデル地域での実証に基づく、
きめ細かな保護管理事業の推進

・捕獲時の鳥獣への影響
軽減、個体数調整の効果
的かつ効率的な推進

・鉛、化学物質の影響に
対する鳥獣保護管理手
法の確立

(新) 国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

8 百万円 (0 百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1 . 事業の概要

濤沸湖は、我が国有数の渡り鳥の中継地であり、様々な希少種も飛来する生息地であることから平成 17 年にラムサール条約湿地に登録された。

ラムサール条約登録湿地においては、国際条約に定められた役割として、保全・再生、賢明な利用（ワイズユース）、交流・学習などの取組に努めなければならないが、濤沸湖にはこのような取り組みを進めるための拠点施設がないため活用が進んでいない現状にある。

これらのことから、自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限に活用して、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備するものである。

2 . 事業計画

(1) 測量・設計等 (平成 2 1 年度)

(2) 施設整備 (平成 2 2 年度)

3 . 施策の効果

湖の周辺に環境学習等を行う拠点施設を整備することで、市民が気軽に渡り鳥とふれあえる場、学校の総合学習の場等としての活用を通じ湖の保全が図られる。

また、平成 20 年 4 月には、濤沸湖を含む北海道東部において高病原性鳥インフルエンザがオオハクチョウから検出されており、感染症に関する調査や普及啓発等のための拠点としても重要な機能を発揮することが可能となる。

国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

瀧沸湖は、国際的に重要な渡り鳥の中継地であり、様々な鳥類の生息地



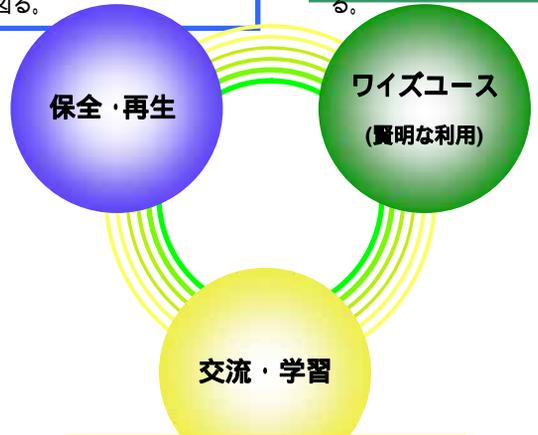
毎年、ガンカモ類が6万羽以上飛来し、オオヒシクイなどの希少種も数多く飛来する。



瀧沸湖：平成17年11月、ラムサール条約湿地に登録

多くの生きものの生息地であり、生活環境を支える重要な生態系である湿地から、人と生きものが互いに恵みを得られるよう、保全・再生を図る。

地域の人々の健康で安全な暮らしや産業とバランスのとれた湿地の保全を推進する。



保全とウィズユースを進めるには、人々の交流、情報の交換、学習・教育、普及啓発活動が不可欠であり、個人や機関が経験を共有し、互いに学び、連携する機会を設けることが重要である。

ラムサール条約登録湿地の役割

H20年4～5月
北海道、東北で、オオハクチョウから鳥インフルエンザウイルスが検出される

今後、継続的な発生が危惧される状況

感染症に関する調査拠点
普及啓発活動の拠点

など

地域に存在しない拠点施設としての役割の発揮

ラムサール条約登録湿地に求められる取組

ウィズユース(賢明な利用)

保護区の保全活動

保護区での交流・学習

自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限活用し、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備。

環境学習、普及啓発等の施設における業務運営は地元市町村等が協議会方式で行う。

拠点施設を設けて、環境省が推進しなければならない業務内容

学校教育に対応した自然環境学習

水鳥のモニタリング、地域との情報交換

湖・水鳥の保護のための普及啓発

保全に関する調査研究

保護区の適切な管理

鳥インフルエンザ等感染症に関する調査、普及啓発

1. 事業の概要

近年、高病原性鳥インフルエンザや西ナイル熱、SARS(重症急性呼吸器症候群)に代表される野生鳥獣由来の感染症が社会的問題となっている。これらは社会経済及びヒトの健康に著しい支障を及ぼすのみならず、わが国の生物多様性の保全上も大きな影響を及ぼす可能性がある。

これらの感染症が野生鳥獣の生息に及ぼす影響等、野生鳥獣と感染症との関係についての知見は限られており、体系的な蓄積がなされていない。

このような中、本年、オオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが東北地方及び北海道において初めて確認され、昨年度まで西日本中心のモニタリング体制を進めてきたが、モニタリング体制を全国規模に強化する必要が生じたところである。

このため、希少種など野生鳥獣の保護、人畜の感染症予防、発生時対策に資するよう、モニタリング体制を全国規模に拡大するなどの以下の事業を実施する。

(1) 野生鳥獣感染症基盤情報整備

感染症に関する海外の調査研究事例等を収集解析し、国内野生鳥獣への影響のリスク調査等を行う。

(2) 野生鳥獣感染症モニタリング

これまで西日本を中心に渡り鳥の飛来地等において実施してきた高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を全国に拡大して実施。

(3) 近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約

高病原性鳥インフルエンザが発生しているアジア地域に専門家を派遣し、各国の詳細な情報を収集し集約する。

2. 事業計画

(1) 野生鳥獣感染症基盤情報整備(平成17年度~21年度)

(2) 野生鳥獣感染症モニタリング(平成20年度から継続)

(3) 近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約(平成21年度から継続)

3. 施策の効果

野生鳥獣に関する感染症のリスク評価を通じて希少な野生鳥獣の適切な保護を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況モニタリングを通じて野生鳥獣及び人畜の感染予防・発生時対策に貢献できる。

野生鳥獣感染症情報整備事業

平成16・18年・20年度に国内で高病原性鳥インフルエンザが発生

ウイルスの伝搬に野鳥関与との指摘で社会問題化!!

ヒト・家畜への被害

野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

西日本を中心に実施してきた高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の把握(モニタリング)を全国規模で拡大・強化!(21年度 拡充)

希少種・重要生息地モニタリング

渡り鳥モニタリング

わが国における感染症発生の監視・早期検出の強化
海外から国内への感染ルートの解明
野生鳥獣保護管理への迅速・的確な対応

近隣諸国における
渡り鳥の感染症に
かかる情報集約
(21年度 新規)

総合的・効果的な高病原性鳥インフルエンザ対策の実施

1. 事業の概要

わが国における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、インフルエンザウイルスの感染経路の解明が急務となっているが、渡り鳥が、発生地域からウイルスを運搬している可能性があると考えられていることから、渡り鳥の詳細な飛来経路情報が求められている。

これまで我が国で発生した鳥インフルエンザのウイルスが中国、韓国のウイルスと系統が同じであると判明したことから、特に中国、韓国を經由する渡り鳥について飛来経路の早急な解明への要請が強まっている。

また、平成20年春に、ハクチョウ類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが初めて確認されたため、ハクチョウ類について詳細な渡り経路を把握することが喫緊の課題となっている。

このため、本事業では、中国、韓国で渡り鳥(カモ類)を、また我が国では越冬しているハクチョウ類及びカモ類を、捕獲し、人工衛星追跡用送信機を装着し、位置情報を収集して、渡り経路の把握を行う。

2. 事業計画

平成17～19年度 衛星追跡による渡り経路の把握

平成20～22年度

衛星追跡による渡り経路の把握(中国・韓国からの飛来経路の重点的解明)

平成21～23年度

衛星追跡による渡り経路の把握(ハクチョウ類飛来経路の重点的解明)

3. 施策の効果

我が国への渡り鳥の飛来経路、特に中国・韓国からの飛来経路やハクチョウ類の飛来経路を明らかにすることにより、高病原性鳥インフルエンザの感染経路の解明及び同感染症への対策の検討に資する。

渡り鳥の飛来経路解明事業



我が国に飛来する渡り鳥の飛来経路の解明への強い要請

我が国で発生した鳥インフルエンザウイルスは、中国・韓国で発生したウイルスの系統と同じことが判明

平成20年春にハクチョウ類から鳥インフルエンザウイルスを確認

人工衛星追跡により、中国・韓国を經由する渡り鳥及びハクチョウ類の飛来経路を重点的に解明



～ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染経路解明に寄与 ～

人工衛星による鳥類の移動追跡の仕組み

飼養動物の安全・健康保持推進事業

10百万円(10百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

飼養動物の特性に応じたペットフードの選定及び与え方の留意点、体調等の異常の見分け方や対処方法、食餌を通じたしつけの方法など、飼養動物の安全・健康保持に関する一般飼養者向けガイドラインを作成する。

また、ガイドラインを活用した講習会等の開催やDVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等により、広く国民に主にペットフードを通じた飼養動物の安全・健康の保持等に関する普及啓発を実施する。

2. 事業計画

	H20年度	H21年度	H22年度
ガイドライン作成			
ガイドラインの普及啓発等			

3. 施策の効果

飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインを作成し、ガイドライン等の普及啓発等を実施することで、飼養動物の健康・安全を確保し、人と動物が共生する社会の実現に寄与する。

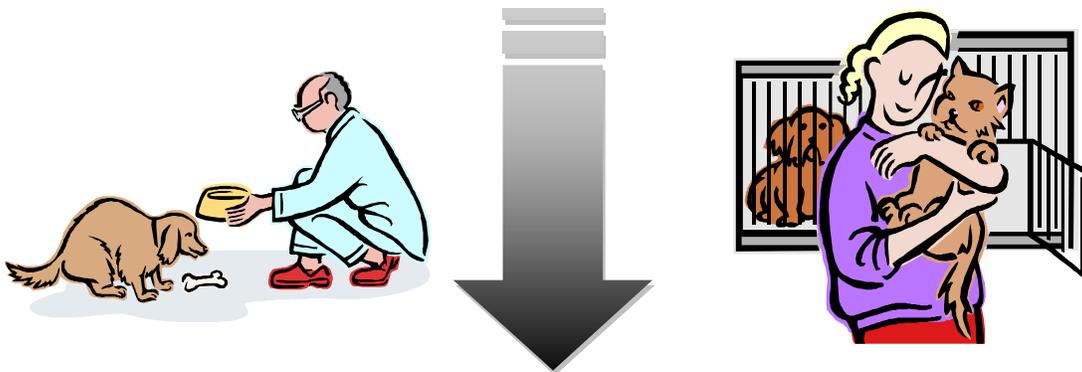
ペットフード安全法の適正な運用と併せて、一般飼養者の普及啓発を行うことにより、飼養動物の健康を保護し、動物愛護の普及に資する。

飼養動物の安全・健康保持推進事業

(背景)

海外で有害化学物質が含まれたペットフードによる犬及びねこの死亡事例が発生したこと等を受け、平成 20 年 6 月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立した。

国会における審議では、法による規制のほか、一般の飼養者に対して適切な飼料やその与え方についての普及啓発等に努め、適正飼養を推進すべきことが指摘された。



飼養動物の安全・健康保持に係る飼養者側からの対策の実施

一般飼養者向けガイドラインの作成 (H20 年度)
(犬及びねこを主とした飼養動物の健康・安全を保持するためのペットフードの選定・あたえ方、ペットの異常の見分け方や対処方法等を示したガイドラインの作成)

ガイドラインの普及啓発等
(ガイドラインを活用した講習会の開催や DVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等)

(新) 愛がん動物用飼料安全対策費

35百万円(0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

平成21年の春から施行予定の「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」の適正な運用のため、立入検査等の実施、関連機関との連携体制整備、情報収集等の安全性確保業務を行う。また、法の対象となるべきペットフードの検討や、飼養者から見たペットフードの課題の把握に資する調査研究等を実施する。

2. 事業計画

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度～
1. 安全性確保業務				
2. 調査研究等				

3. 施策の効果

ペットフード安全法に基づく立入検査等の安全性の確保に関する業務の実施により、有害なペットフードの流通の防止、及び万一の時の迅速な対応を図る。また、調査研究等により、ペットフード安全法を適正に運用する。

愛がん動物用飼料安全対策費

平成20年6月 ペットフード安全法成立



動物愛護の観点から、ペットフードの安全性を確保するため、

- 基準規格を定めて、製造、輸入、販売を規制
- 有害な製品の流通防止のため、適切な立入検査の実施、一般からの迅速な情報収集の体制整備
- 有害物質等の科学的知見の収集
- 飼養者側からのペットフードの課題の把握等の取組が必要。



本省

(安全性確保業務)

- ◆ 獣医師会や愛護団体等の関連団体や関係省庁との連携体制整備、安全対策マニュアル作成、立入検査等実施

(調査研究等)

- ◆ 対象とするペットフードの拡大検討調査
- ◆ 飼養者から見たペットフードの課題調査

地方環境事務所

(安全性確保業務)

- ◆ 立入検査・報告徴収等実施
- ◆ 地方農政局、自治体、関連団体等との連携体制整備
- ◆ ペットフードの安全性に関する情報収集・情報提供

(新) マイクロチップ普及推進モデル事業

10百万円(0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物愛護管理法では、犬ねこ等を含む飼養動物については、所有者の明示措置に係る努力規定が設けられているが、迷子、災害、事故によって、毎年多くの犬やねこ等のペットが保護され飼い主が見つからないままとなっている。

このため犬ねこを中心にした飼養動物全般へのマイクロチップ（個体識別措置）のさらなる普及に向け、全国数ヶ所を対象にマイクロチップ埋込促進のモデル試行事業を実施する。

これらの効果を検証した上で、制度検討や一層の普及啓発を行う。

2. 事業計画

調査等	H21年度	H22年度	H23年度
モデル試行事業			
普及啓発・制度検討			

3. 施策の効果

犬ねこへのマイクロチップの定着により、迷い犬・ねこ減少、飼い主の飼養の意識向上、自治体への引取り依頼減少、殺処分減少といった効果が期待できる。

(平成18～20年度)
動物個体識別措置推進事業(マイクロチップの技術研修、技術マニュアル策定等)

技術はある程度確立したが、普及率は現在約0.5%。全国でのマイクロチップ定着のためには、さらなる普及啓発と制度検討が必要。



マイクロチップ普及推進モデル事業

平成21～22年度

平成23年度

モデル試行事業

(全国数ヶ所)

一定地域でのマイクロチップ促進のため自治体、獣医師会、愛護団体等と連携

- (1) 趣旨説明会
- (2) モデル試行事業

普及啓発

制度検討



マイクロチップの全国各地での定着

(迷い犬・ねこ減少、飼い主の飼養の意識向上、自治体への引取り依頼減少、殺処分減少へ)

(新) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 100百万円(0)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及びねこについては、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を半減させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及びねこについて、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

2. 事業計画

内容等	H21	H22	H23	~ H29	備考
動物収容・譲渡施設の整備補助					動物愛護基本指針の目標期間内で、全国モデル的に補助する。

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)では、犬ねこの殺処分数の半減を目標に掲げており、その達成に寄与する。

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

(背景)

近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。
動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成29年度までに、犬及びねこの殺処分数の半減を目標に掲げている。
平成29年度までに、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。
現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。



動物収容・譲渡施設の新・改築

保管施設の新築・改築・改修

動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等



譲渡のための専用スペースの設置(改修を含む)

譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場



自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」では、締約国がその領域内にある重要な湿地を条約湿地として登録し保全を図ることを求めている。我が国で現在37箇所を条約湿地として登録しているところ。

「第3次生物多様性国家戦略」(平成19年閣議決定)では、「第11回締約国会議(2011年)までに国内の条約湿地を新たに10箇所増やすこと」を目標に掲げており、引き続き登録を推進する方針である。

これまでは、登録要件の1つである保護区指定が既に済んでいる湿地を対象に候補地を選定し登録を進めてきたが、今後は保護区が指定されていない湿地も対象に全国的な見地から価値の高い湿地を検討することが求められている。また、条約湿地の基準に新たな要素が追加されるなど、新たな評価軸が加わったことから、これに対応する候補地を科学的見地から選定することが求められている。

このため、本事業では、新たな評価軸に対応する具体的な選定基準を定め、保護区が指定されていない湿地も対象に含めて国内湿地の情報収集を行い、新たな評価軸に対応する湿地を含めて条約湿地の新規候補地を選定する。

2. 事業計画

平成21～22年度

現地調査等知見収集、検討会実施

3. 施策の効果

国内の重要な湿地をレビューし、ラムサール条約湿地の新規候補地を選定することにより、第3次生物多様性国家戦略目標に掲げている、条約湿地の新規登録の推進に資する。

ラムサール条約湿地の登録促進調査事業

背景

第3次生物多様性国家戦略（目標）

平成23年までに新たに10箇所を条約湿地として登録する

新たな評価軸の登場

国際的な新基準

湿地に依存する動物種

個体数1%基準



水田決議

水田価値の評価



= これまで対象として
こなかった湿地タイプ

+ これまで対象として
こなかった湿地
(保護区未指定の湿地)

本事業

検討会

新たな評価軸に対応する
候補地**選定基準の整理**

ラムサール条約湿地
新規候補地の選定

国内湿地の現状把握調査

全国の湿地を対象

既存知見レビュー
現地調査による情報収集
(候補地、条約湿地)

第11回ラムサール条約締約国会議(平成23年開催予定)において条約湿地登録

リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進事業 18百万円（20百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1．事業の概要

第1次循環基本計画に基づく取組は、指標の順調な推移等に見られるように一定の成果をあげており、関係主体の努力により循環型社会の形成が推進されてきている。

一方、第1次循環基本計画点検時の中環審における指摘や第2次循環基本計画に掲げる課題においても、発生抑制（リデュース）や循環資源の再使用（リユース）の取組をさらに強化する必要性が指摘されている。

これらの社会的要請も踏まえ、循環型社会形成推進基本法（以下、「循環基本法」という。）に定められている、3Rの取組で優先順位が高いリデュース、リユースを重視した取組を一層強化・促進することで、循環型社会形成の加速を図る。

2．事業計画

消費者にリデュースやリユース品の利用に当たっての環境負荷削減効果の情報を提供するため、製造業者や小売業者等関係者と連携しつつ、製品の各段階における環境負荷の試算（Life Cycle Assessment：以下、LCA）を行う。さらに、リデュースの取組や使用可能なリユース品の実態把握、ユーザーの意識調査を実施する。

また、業種や業態別に抱える背景及び普及の障害となっている課題を明らかにし、3Rを促進する国民運動の推進のために必要な施策について検討を行う。

3．施策の効果

リデュース、リユースを重視した3Rの取組に関して環境負荷や実態等を調査し、その情報を消費者に提供することにより、消費者のリデュース、リユースの取組が促進される。さらに、普及を促進するための社会システム面からの検討を行うことで、循環型社会形成の加速がなされる。

循環型社会形成の加速 ～リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム推進事業～

【目的】

第1次循環基本計画に基づく取組は、指標の順調な推移等に見られるように一定の成果をあげており、関係主体の努力により循環型社会の形成が推進されてきている。

一方、第1次循環基本計画点検時の中環審における指摘や第2次循環基本計画に掲げる課題においても、発生抑制や循環資源の再使用の取組をさらに強化する必要性が指摘されている。

これらの社会的要請も踏まえ、循環型社会形成推進基本法(以下、「循環基本法」という。)に定められている、3Rの取組で優先順位が高いリデュース、リユースを重視した取組を一層強化・促進することで、循環型社会形成の加速を図る。

【手法】

リデュース、リユースを重視した3Rの取組を強化・促進するために、以下の施策を行う。

・環境負荷の調査や実態把握

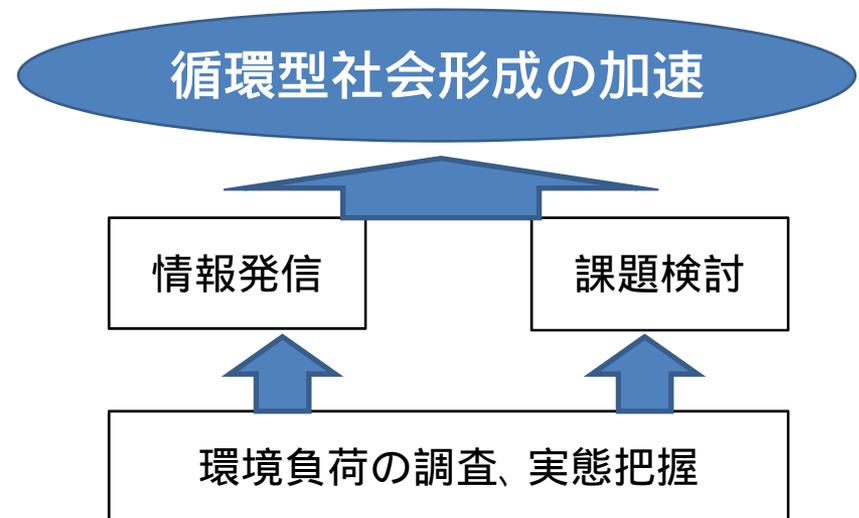
製造業者や小売業者等関係者と連携しつつ、製品の各段階における環境負荷の試算(Life Cycle Assessment: 以下、LCA)、リデュースの取組や使用可能なリユース品の実態把握、ユーザーの意識調査を実施する。

・情報の発信

調査や実態把握を踏まえRe-Style Webによる情報発信等を実施する。

・普及のための課題検討

業種・業態別に抱える背景及び普及の障害となっている課題を明らかにし、3Rを促進する国民運動の推進のために必要な施策について、製造業者や小売業者等関係者と連携しつつ、検討を行う。



廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

本事業は、国・自治体・事業者、国民の各主体が連携・協働して普及啓発効果を最大限に発揮するため、各種関連施策を集中化して、効率的且つ総合的な推進を図り、容器包装廃棄物の 3 R 施策を全国的に推進することを目的とする。加えて、G8 環境大臣会合で合意された「3 R 神戸行動計画」を踏まえ、中国、韓国と連携・協働してレジ袋削減に取り組む。

2. 事業計画

容器包装廃棄物の 3 R 促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体等における容器包装廃棄物の 3 R 推進活動の奨励及び普及の促進
- ・地方自治体との共催事業等を通じた容器包装廃棄物のリデュースの促進
地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業(平成18年度～)
- ・先進的で優れた 3 R 施策の効果実証と全国展開の促進
- ・簡易包装商品や詰替型商品の普及促進方策の検討

容器包装廃棄物排出抑制推進員(3 R 推進マイスター)活動促進事業(平成19年度～)

- ・3 R 推進マイスターを活用した普及啓発事業、マイスターの活動支援事業
レジ袋削減の全国展開(平成21年度～)
- ・日本、中国、韓国の 3 国で連携し、レジ袋削減の取組を展開
- ・各主体と連携と協働し、消費者主体のレジ袋削減の取組の全国的展開の推進

3. 施策の効果

容器包装廃棄物の 3 R の促進、特に容器包装自体の軽量化や簡易包装の普及促進により、一般廃棄物の排出量の減少が期待される。

各種の表彰制度、3 R 推進マイスターによる普及啓発等を通じ、国民の 3 R 意識の高まり、環境教育としてのこどもの意識改革が期待される。中国・韓国等アジア諸国と協働した 3 R の推進、レジ袋削減活動が全国的な国民活動として定着することが期待される。

資源の有効利用

環境負荷の低減

リデュース・リユースが進んでいない

最終処分場がひっ迫

容器包装リサイクル制度

法改正

基本的方向

循環基本法における3R推進の基本原則にのっとった循環型社会構築の推進
社会全体のコストの効率化
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

目標

Reduce

Reuse

Recycle

簡易包装の推進

マイバッグの推進

レジ袋削減の推進

意識の变革

リターナブル容器の推進

普及啓発

ただ乗り防止

等々

ツール

モデル事業

表彰事業

国民運動

自主協定

推進員制度

等々

各主体の連携・共働による容器包装廃棄物の3Rの推進

(新)電気電子機器のリユース推進事業費 5百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

電気電子機器の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関して、製品の適正な継続使用の促進を通じた廃棄物の減量化については、より一層の促進が必要である。

本事業は、省エネ型製品のリユースの推進など、電気電子機器の適正なリユース促進事業を展開するものである。

2. 事業計画

電気電子機器の適正なリユース促進事業

- ・使用可能なリユース品に関する実態調査
- ・家電リユースに関する意識調査
- ・リユース品情報に関するモデル事業
- ・省エネ型製品リユース推進事業

3. 施策の効果

リユース取扱の高度化を通じた廃棄物のリデュース及びリユースが促進される。

循環型社会構築に向けた優良なリユース業者の育成が期待される。

電気電子機器のリユース推進事業

これまでの課題

- 家電リサイクル法に基づくリサイクルは一定程度進展
リデュース・リユースに向けた効果的な施策が十分実施されておらず

施策の概要

➤「繰り返し、使う。」推進運動

- ・小売業者及び製造業者等と連携し、まだ使用可能なリユース品に関する実態を調査
- ・一般消費者及びリユース品ユーザーを対象に、リユースに関する意識を調査
- ・故障情報の整備やリユース品に係る情報提供を通じ、リユース品の透明性を確保するためのモデル事業を実施

電気電子機器廃棄物のリデュース・リユース
の促進

(新) 第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

27百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

本年3月に閣議決定された第2次循環型社会推進基本計画(以下、「循環計画」という。)は、内容を大幅に拡充しており、主要なポイントだけでも、

循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築

数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入

国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

などが挙げられる。

第2次循環計画におけるこれらの重点課題について、計画期間内(概ね5年間)に確実に成果を上げられるよう、計画期間の2年目である平成21年度に徹底的に重点課題に関する調査・検討を行い、平成22年度以降の施策に結びつけていく必要がある。

また、国際的な資源制約の高まりや地球温暖化等の地球環境問題は、廃棄物等からの更なる効率的・効果的な資源回収を実現する高次元の循環型社会への移行を要請している。こうした状況において、より質の高い循環的な利用(資源回収率が高く、再生利用に要するエネルギー投入量や発生活残渣といった環境負荷が少ないもの)を行うため、その潜在的可能性を把握する必要があり、そのための情報収集、分析、専門家による検討を徹底的に行う。これにより、3Rを行う社会的便益を明らかにし広く国民に情報提供することにより、3R施策に対する国民の信頼の確保にもつなげる。

さらに、G8神戸3R行動計画や資源生産性に関するOECD理事会勧告において、資源生産性の向上及び目標設定が位置付けられた。G8やOECDの場で3Rの議論をリードしてきた我が国は、資源生産性を始めとする物質フロー指標に関する調査研究を一層推進し、引き続き大きな貢献を果たしていく。

2. 事業計画

循環型社会形成のための指標及び数値目標に関して総合調査を実施する。

低炭素社会への取組との連携指標(補助指標)、隠れたフロー・関与物質総量(TMR)、産業分野別の資源生産性、一次資源等価換算重量、環境効率と資源生産性、再使用量、個別品目ごとの物質フロー、共通の計算方法による3Rに関する指標(今後の検討課題)等

3 . 施策の効果

- ・循環型社会への取組の進捗状況を定量的・定性的に確実に把握。
- ・循環資源の循環的利用をさらに進めるべき対象の抽出や、既に3R等に取り組んできた主体の正当な評価
- ・国民に対して循環型社会の形成・3Rの推進による効果を示すための科学的、客観的な実証。
- ・我が国の3Rの取組成果を国際的に発信し、世界における循環型社会形成への寄与。

第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

第2次循環基本計画で加わった新たな物質フロー指標

2 目標を設定する補助指標

- (1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性
- (2) 低炭素社会への取組との連携
廃棄物分野の排出削減対策による削減量
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量(計測)

3 推移をモニターする指標

- (1) 化石系資源に関する資源生産性
- (2) バイオマス系資源投入率
- (3) 隠れたフロー・TMR(関与物質総量)
(推計例:金属系資源輸入量の約2.1倍)
- (4) 国際資源循環を踏まえた指標
- (5) 産業分野別の資源生産性

4 今後の検討課題

環境影響負荷の算出に係る各国のインベントリ整備や国際的に共有しうる換算係数の設定など、今後の検討課題として明記

第2次循環基本計画物質フロー指標分析高度化調査

(1) 3Rによる天然資源消費抑制効果・環境負荷低減効果について

わかりやすく示すバックデータを整備。

透明で信頼性の高い資源循環に対する理解・納得を促し、循環型社会の形成・更なる3R国民運動の展開を図る。

(2) 資源生産性と環境効率

循環的利用をさらに進めるべき対象の把握、より高次の3Rの展開等が可能となる。

(3) 隠れたフロー・関与物質総量(TMR)

最新の国際的な知見を集積するとともに、算定手法の精緻化を図る。



国際的な議論への貢献にもつなげる。

(新) 使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	100百万円(0百万円)
---	---------------

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

我が国における小型・高性能な電気電子機器へのレアメタル等の希少資源使用量は多く、その規模は相当なものであるとされている。

一方で、製品中でレアメタルと有害物質が同時に利用されることも多く、レアメタル回収に当たっては有害物質の適正処理の検討も必要である。

本事業では、我が国に眠る使用済電気電子機器に含まれるレアメタル等希少資源のリサイクル及び適正処理の検討に着手する。

2. 事業計画

消費者からの使用済小型電気電子機器回収方策の開発・実証

- ・モデル回収事業
- ・回収効率等の検証
- ・回収物の資源性・有害性評価

レアメタルリサイクル・有害物質処理システムに係る評価・検討

- ・レアメタルリサイクル・有害物質処理技術開発・実証における資源性・有害性評価
- ・レアメタルリサイクル・有害物質処理システム評価検討会議の開催

3. 施策の効果

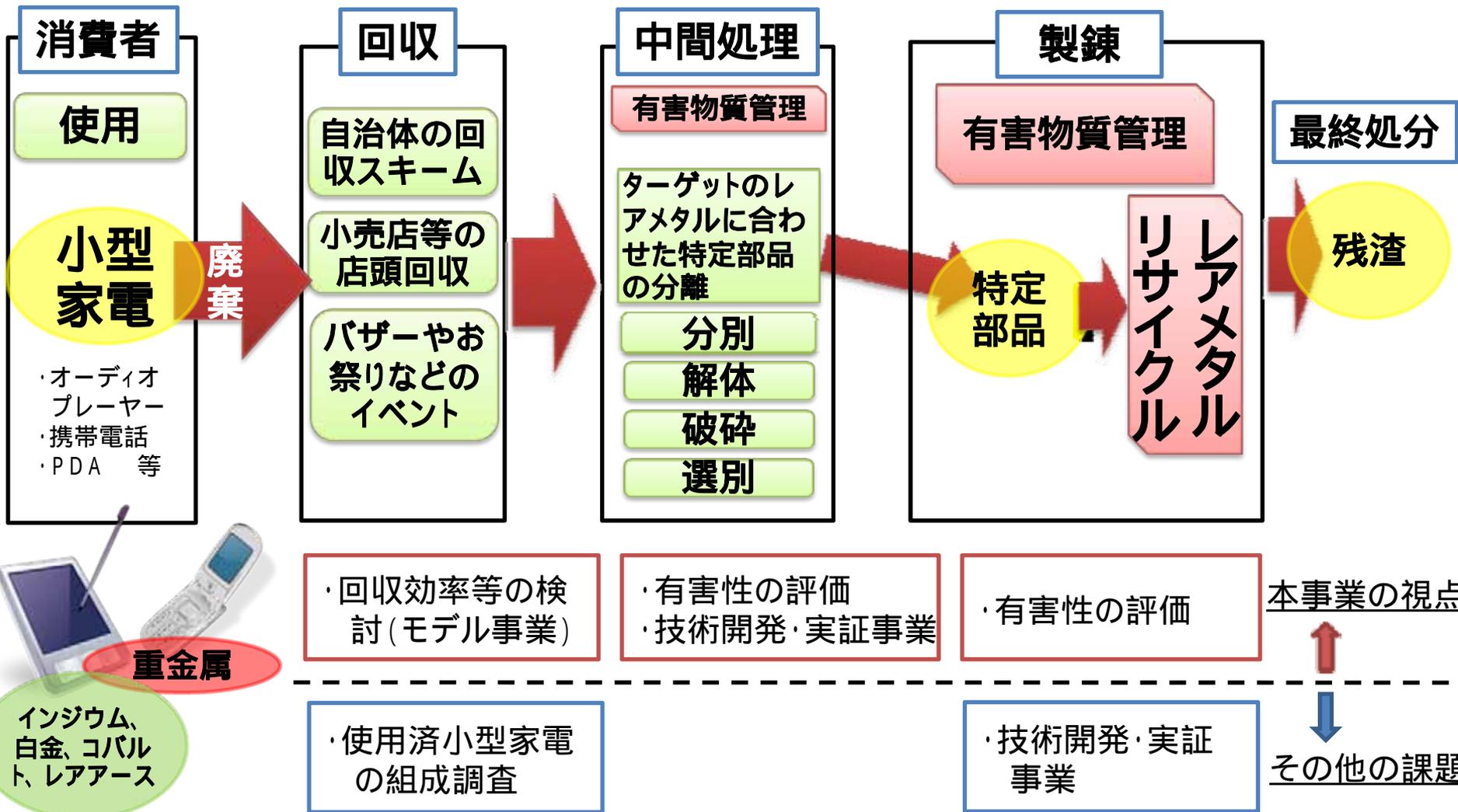
地方公共団体における小型電気電子機器の回収モデル事業を通じた、小型電気電子機器の回収方策が検証される。

小型電気電子機器の回収、中間処理、レアメタルリサイクル、有害物質処理、残渣処理に関する技術開発・実証における資源性・有害性の評価が行われる。

上記回収方策の検討、資源性・有害性の評価を通じた、小型電気電子機器のレアメタルリサイクル・有害物質処理システムの検討及び推進が図られる。

使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業

使用済小型電気電子機器の回収からリサイクル・最終処分までの一貫した評価を行い、使用済小型電気電子機器のレアメタルの及び有害物質に関するリサイクル・適正処理システムのあり方を検討する。



使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進等調査費

16百万円(10百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、平成22年2月に附則に定められた見直しの時期を迎えることとなる。

本事業は、自動車リサイクル制度の見直しに必要となる現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討し、制度改正等の追加的施策を講じるため、自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討を実施するものである。

2．事業計画

自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査（平成21年度～）

- ・ライフサイクル分析等を用いた、自動車リサイクルシステムにおける未利用資源の賦存量の把握及び未利用資源の再資源化手法の検討
- ・使用済自動車からのレアメタル回収の実施可能性の検討

3．施策の効果

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討することにより、必要な制度改正等の追加的な施策を講じることができる。

自動車リサイクル法の見直し検討

使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費 16百万円 (10百万円)

背景

自動車リサイクル法は、現在、施行後3年半が経過し、附則に定められた見直しの時期を迎えたことから、本年7月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。

自動車リサイクル法の課題

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討し、制度改正等の追加的施策を講じる必要がある。

・資源性（レアメタル、貴金属、ベースメタル）・有害性（水銀、難燃材等）に着目した自動車リサイクルの水準高度化への対応

事業内容

- 1 自動車リサイクル法における再資源化の高度化検討調査
自動車リサイクルシステムにおける未利用資源賦存量調査 7,417千円
自動車部品中のレアメタル回収モデル調査 8,344千円

市町村の3R化改革加速化支援事業

19百万円(15百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

- (1) 「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(以下「3つのガイドライン」という。)の充実・強化
- (2) 市町村による一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成を支援するための財務書類作成支援ツール及びマニュアルの改定
- (3) 市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び周知

2. 事業計画

- 平成21年度 財務書類作成支援ツール及びマニュアルの改定
市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び周知
- 平成22年度 3つのガイドラインの充実・強化
市町村による3R優良取組事例の収集・整理及び周知

3. 施策の効果

市町村の一般廃棄物処理事業が循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化対策、経済性、公共サービスなど多角的な観点からみて社会経済的に効率的な事業となること。

市町村の3R化改革加速化支援事業

3つのガイドライン（平成19年6月策定）

一般廃棄物会計基準

- ・コスト分析方法

有料化の手引き

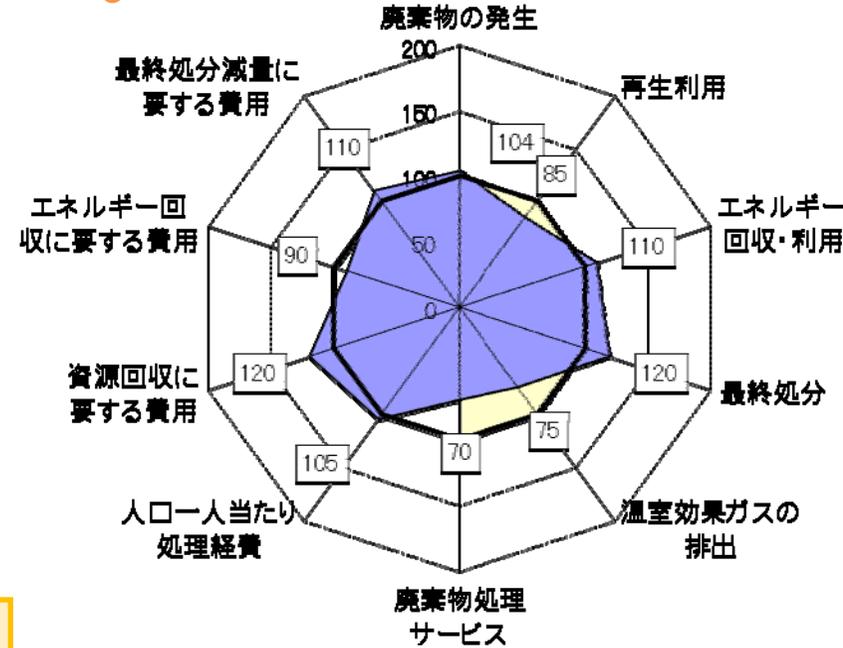
- ・有料化の進め方

処理システムガイドライン

- ・標準的な分別収集区分
- ・再資源化・処理の考え方
- ・処理システムの評価

市町村の3Rの取組

ごみ有料化による減量化
廃棄物発電によるエネルギー回収 等



今後の課題

3つのガイドラインの充実・強化



- ・財務書類作成支援ツール、マニュアルの改定
- ・市町村の活用状況を踏まえたガイドラインの充実・強化

市町村の3R化改革への支援

優良事例の共有による市町村の取組の底上げ



優良取組事例の収集・周知
優良事例の全国的な広がり

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

本事業は、現行の容器包装リサイクルシステムの高度化及び透明化を図るとともに法施行に必要な実態調査等を行うもの。

2. 事業計画

容器包装リサイクルシステム透明化のための制度検討（新規）

- ・容器包装廃棄物再商品化製品の利用の透明性向上検討、容器包装廃棄物再商品化製品・利用製品の活用に向けた実態調査

市町村による分別収集の高度化に係る調査及び分別収集・選別保管に係る市町村コストの実態調査(平成18年度～)

プラスチック製容器包装リサイクル高度化推進調査(平成20年度～)

- ・市場で流通しているプラスチック製容器包装の実態調査、きめの細かい分別収集、再商品化に伴う残さの有効利用に向けた実証調査等

その他、容リ法施行に必要なリデュースの取組や廃ペットボトルの輸出等市町村の独自処理に関する実態調査、環境負荷等分析調査等

3. 施策の効果

消費者が分別排出した容器包装廃棄物がどのようにリサイクルされたか実感できるシステムを構築する。

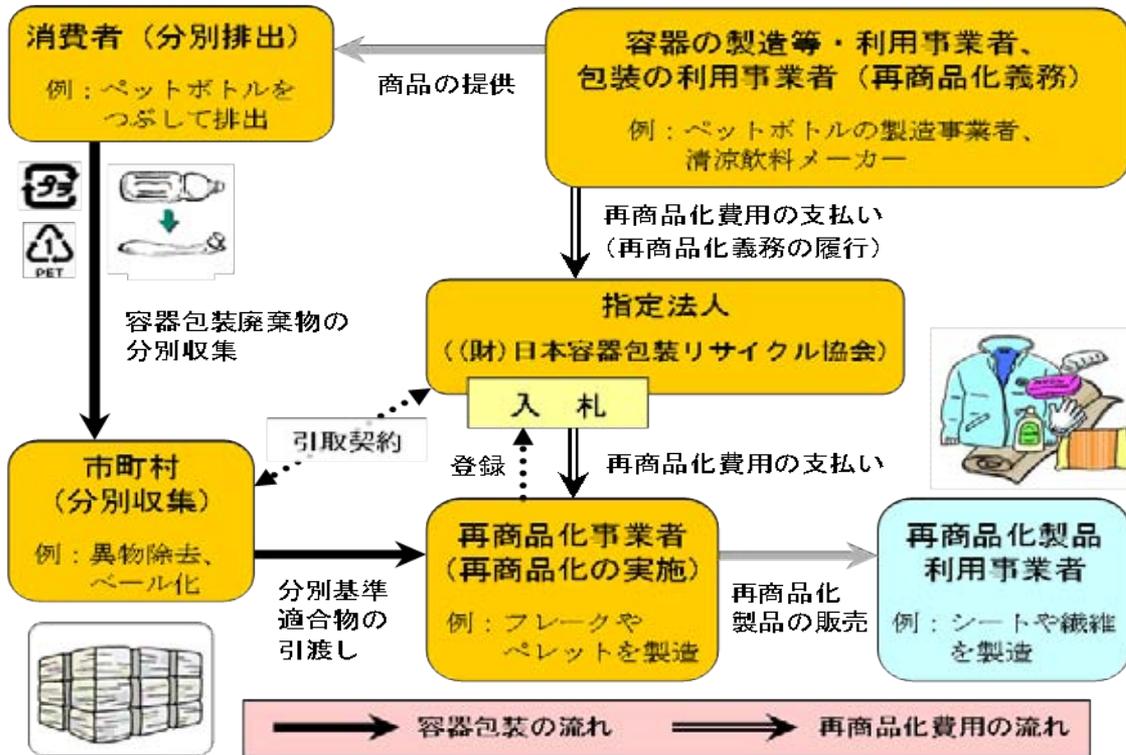
分別収集、再商品化それぞれの段階で質の向上が図られる。

効果的な排出抑制策やリターナブル容器の普及を図ることで、廃容器包装の発生抑制が期待される。

容器包装3R高度化等推進事業費

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制及び質の高い分別収集・再商品化の推進
- ・ 再資源化の流れの透明性の向上等による消費者の信頼性の更なる向上

容器包装リサイクル法の仕組み



分別収集の高度化

プラスチック製容器包装リサイクルの高度化

リサイクルシステムの透明化

使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進

11百万円（ 0百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において平成20年2月にとりまとめられた報告書において、国は、報告書に位置付けられた各種施策の進捗と効果把握のため、排出家電のフローの把握に努めることとされている。

このため、使用済家電の流通について、トレーサビリティの確保等を通じて、使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化を推進する。

2．事業計画

- ・使用済家電の全体的なフローに係る実態調査
- ・使用済家電のトレーサビリティ確保に係る検討
- ・家電リサイクルによる再生資源の利用先の透明化に係る調査

3．施策の効果

使用済家電の適正な流通が確保される。

使用済家電の流通実態・処理実態の 透明化及び適正化推進事業

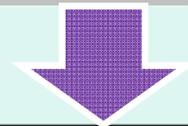
11百万円（0百万円）

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において平成20年2月にとりまとめられた報告書において、国は、報告書に位置付けられた各種施策の進捗と効果把握のため、排出家電のフローの把握に努めることとされている。



【事業計画】

- ・使用済家電の全体的なフローに係る実態調査
- ・使用済家電のトレーサビリティ確保に係る検討
- ・家電リサイクルによる再生資源の利用先の透明化に係る調査



使用済家電の適正な流通の確保

循環型社会形成推進科学研究費補助金（競争的資金）

1,803百万円（1,135百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究並びに次世代型の循環型社会形成推進及び廃棄物適正処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。特に平成21年度は、我が国が戦略的に推進すべき革新的技術であるレアメタル回収技術について、廃棄物分野での早期の技術確立を目指し、「レアメタル回収技術特別枠」を設ける。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項目	研究事業	技術開発事業
事業名	<u>循環型社会形成推進研究</u>	<u>次世代循環型社会形成推進技術基盤整備</u>
対象	<p><u>循環型社会形成、廃棄物の適正処理等の推進が期待できる研究を対象</u></p> <p>【レアメタル回収技術特別枠】 <u>使用済み製品、廃棄物からの、有害廃棄物対策を念頭においたレアメタル回収技術の研究開発</u></p> <p>【一般テーマ研究】 循環型社会構築、廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物の適正処理の研究</p> <p>【重点テーマ研究】 3R推進に係る研究 廃棄物系バイオマス利活用研究 循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究 漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に係る研究 等</p> <p>【若手育成型研究】 若手研究者を対象</p>	<p><u>実用化が見込まれ、既に基礎研究、応用研究を終えた技術開発を対象</u></p> <p>【一般テーマ技術開発】 循環型社会構築技術、廃棄物リサイクル技術、廃棄物の適正処理技術の開発</p> <p>【重点テーマ技術開発】 3R・エネルギー回収推進技術開発 アスベスト廃棄物無害化技術開発 漂着ごみ対策技術開発 廃炉解体技術開発 廃棄物系バイオマス高効率利用技術開発</p>

2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行い、評価の高い課題を選定し補助対象とする。

3 施策の効果

循環型社会の実現に貢献する。

温室効果ガスの削減を実現する。

戦略的革新的技術開発を推進する。

アジア地域等国際的な地域レベルでの3Rシステムの構築に資する。

産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。

アスベスト廃棄物の無害化処理等の技術水準を向上する。

循環型社会形成推進科学研究費補助金による研究・技術基盤整備

循環型社会形成推進研究事業

< 事業の対象 >

「レアメタル回収技術特別枠」

レアメタル回収・適正処理技術の研究開発
レアメタル回収・適正処理システムの設計・評価研究

「重点テーマ研究」

トップダウン方式による3R実践のための複合的プロジェクト
3R・エネルギー回収推進のための研究開発
国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の研究開発
循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究
廃棄物系バイオマス利活用技術・システムの研究開発
漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に関する研究開発

「一般テーマ研究」

廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究
廃棄物適正処理研究
循環型社会構築技術研究

「若手育成型研究」

一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象

対象者：個人（研究機関に属する研究者）
事業期間：3年以内
交付額：年度ごとに1億円以内、対象額の100%以内

次世代循環型社会形成 推進技術基盤整備事業

< 事業の対象 >

「重点テーマ技術開発」

3R・エネルギー回収推進のための技術開発
アスベスト廃棄物の無害化処理技術開発
廃炉解体の低コスト化技術開発
塩分を含む等処理困難な漂着ごみの処理技術開発
廃棄物系バイオマス利活用技術開発

「一般テーマ技術開発」

廃棄物適正処理技術
廃棄物リサイクル技術
循環型社会構築技術

H21予算額：
あわせて1,803百万円

対象者：法人
事業期間：1年
交付額：1億円以内、対象額の50%以内

環境と調和する循環型社会の実現
環境行政の施策支援、技術水準の向上



(新) 安心・安全な最終処分場の計画的確保事業

7百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の最終処分量については、各種リサイクル法の施行等により排出抑制やリサイクルなどが進み、近年減少傾向を示している。しかし、再生利用が困難な産業廃棄物等については、今後においても相当量の排出が見込まれているところである。

一方、安定型産業廃棄物最終処分場については搬入できる品目が安定型産業廃棄物に限定されているにもかかわらず、司法からは法令や維持管理基準を遵守していてもそれら以外の有害物質の混入が不可避であると指摘されるなど、制度のあり方に関する問題点が浮き彫りになってきている。

そこで、今後安心・安全な産業廃棄物最終処分場を計画的に確保することを目的として、現行廃棄物処理法における処分場の区分のあり方を含め必要な施策について幅広い検討を行う。

2. 事業計画

- (1) 安定型産業廃棄物の排出状況、最終処分状況等に係る将来予測その他必要な各種調査の実施
- (2) 最終処分場の区分のあり方に関する検討会の開催 など

3. 施策の効果

安心・安全な最終処分場の計画的確保の推進

I T を活用した循環型地域づくり基盤整備事業費

159百万円(155百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムは、情報管理の合理化、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながる等のメリットがあり一層の普及拡大が必要である。

平成21年度は、平成18年1月19日にIT戦略本部により取りまとめられた「IT新改革戦略」で掲げられた「平成22年度における電子マニフェストの利用割合50%」という目標の達成に向け、引き続き普及促進のための各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図るとともに、システム障害を回避すべく使用増加に対応するシステムの強化等を実施する。

2. 事業計画

- (1) ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会(普及啓発事業)の実施
電子マニフェストのメリット、運用方法について関連事業者には十分周知するため、電子マニフェストの説明会を開催し、関連事業者には周知を図る。

- (2) 電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェストの使用が、今後、順調に増加した場合、現行の電子マニフェストシステムの計画値を上回るアクセス件数、データ処理量となるため、データベース構造等を見直し、使用増加に対応できるシステム強化を図る。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上
排出事業者の処理責任の認識の徹底
排出事業者・処理業者の情報管理の合理化
行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

背景

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議
産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、
電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)における達成目標
平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェストの80%
(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

電子マニフェストの普及に向けて

紙マニフェストに比べた利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

現在の普及状況

マニフェストの年間使用枚数
4千万～5千万件のうち、
電子マニフェストの利用割合
約5%(平成18年度実績)

重点普及目標

大規模排出事業者(建設業、
製造業、電気業、ガス業等)を
中心に普及促進を図る。

普及目標

平成20年度における利用割合最大30%
平成22年度における利用割合50%

普及方策

既存施策

電子化普及促進プランの策定等
電子マニフェストシステムの高速度化・大容量化
普及啓発事業(ビデオ、冊子、大規模排出事業者向け説明会等)

新規施策

普及啓発事業(ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会の実施)
電子マニフェストシステムの機能強化

1 . 事業の概要

低濃度 P C B 汚染物は、電気機器として約 120 万台と推計されているが、分解すべき P C B の量そのものはわずかであることから、その処理に当たっては、安全性の確保を前提としつつ、P C B を使用した高圧トランス等の処理に採用されている化学処理方法に加え、既存の処理技術の適用についても検討を行い、効率的な処理を行うことが必要である。

この処理方策については、現在中央環境審議会で審議がなされているところ、下記のような提言がなされている。

処理の安全性を確認するための無害化処理の実証試験の実施

廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用した処理の推進
短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用及び技術開発の推進
全容を踏まえた計画的な処理の推進

上記のような指摘に基づき、低濃度 P C B 汚染物の処理に向けた各種事業を実施する。

2 . 事業計画

- (1) 処理の安全性を確認するための無害化処理の実証試験の実施
- (2) 廃棄物処理法における無害化処理に係る認定に関する体制整備

3 . 施策の効果

現在、多量に存在すると推計される低濃度 P C B 汚染物について、無害化処理の認定の体制整備の充実により、効率的かつ確実な処理体制が構築される。

(新)低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

64百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

第2次循環基本計画においては、「地方環境事務所をはじめとする地方支分部局を活用して、ブロックレベルにおいて、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働できるようコーディネーターとしての役割を果たし、国と地方を中心に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定する。」と明記しているところ。

このため、地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO・NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業を纏めた地域計画を策定するための調査、検討を行うとともに、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2. 事業計画

地域循環圏関係府省連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成するための調査、検討を行う。

3. 施策の効果

各地域で発生する循環資源及び既存の再資源化・適正処理施設は地域によって様々であるため、循環型社会の形成に当たっては地域の特性を活かした形での循環資源の利用を進め、併せて地域の活性化を図っていくことが重要である。各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな循環型社会を構築することが可能となる。また、循環型社会ビジネスの振興も含めた循環型社会の形成促進につながる。

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

第2次環境基本計画：循環型社会と低炭素社会、自然共生社会とを一体的に構築

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築

地域循環圏関係府省連絡会議

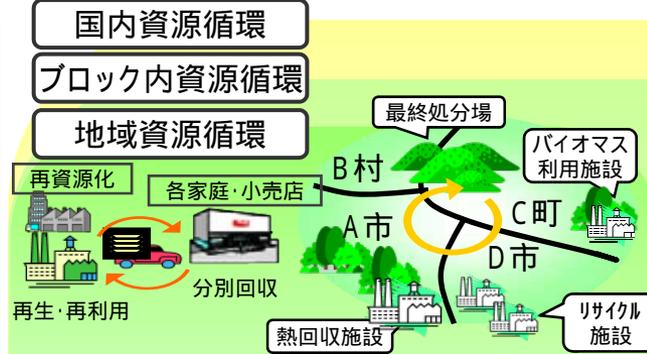
- ・ 情報把握、情報提供
- ・ 複数の都道府県や全国規模の循環の範囲を調査、検討
- ・ 地域循環圏の形成を総合的・計画的に推進

地方環境事務所 協議会

- ・ ブロック圏内の循環の範囲を調査、検討
- ・ 循環型社会ビジネス市場調査

「地域循環圏」の構築

- ・ 循環型推進形成事業実施



コミュニティ資源循環

循環資源:

不要になったものを近所で融通(リユース)、壊れた物を修理(リペア)する、廃食用油のバイオディーゼル燃料としての利用等、生活圏が中心。

循環の範囲:

地理的、社会的、経済的に密接な「コミュニティ」が対象範囲。

循環資源:

店頭回収品等や地域固有のバイオマス資源(間伐材や食品残渣等)など、「地域」内で利用することが経済的に有効で環境負荷も小さいと考えられる循環資源。

循環の範囲:

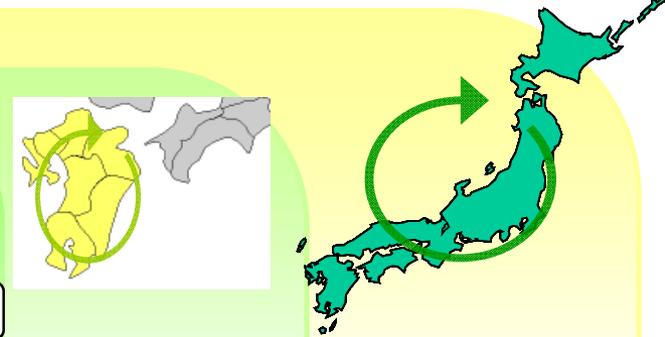
複数のコミュニティ、主体が連携する「地域」が対象範囲。都市部と農村部が連携して循環資源の活用を推進することなどが期待される。

循環資源:

地域内で処理するには先端技術の不存在や量的問題などがあるため、輸送コストや処理特殊性を勘案しつつ、環境産業の集積した地域において処理することが有効な循環資源(金属や土石、処理困難物など)。

循環の範囲:

複数の都道府県ないし日本全国など、循環資源の特性などによって循環の範囲は異なる。循環の範囲が広域であるため、エコタウンの連携、リサイクルポートの活用など環境産業の集積や静脈物流の整備が重要である。



廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共）

73,019百万円（79,649百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
（浄化槽推進室、産業廃棄物課、企画課予算を含む）

1. 事業の概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するよう、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

平成21年度は、廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進を図ることを目指し、温室効果ガスの排出抑制に配慮した廃棄物処理施設の整備を積極的に推進する。焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率ごみ発電施設や、効率的なごみ収集・輸送を実現するための施設の整備推進等の制度拡充を図る。

（1）循環型社会をリードする高効率ごみ発電施設の導入推進（拡充）

焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として交付率1/2の積極的な拡充支援を行っていく。

（2）効率的なごみ収集・輸送を実現するための施設整備の推進

廃棄物分野における更なる温暖化対策の推進のためにも、効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化・集約化を図るために必要な、収集した廃棄物の圧縮・積替え等を効率的に行う施設について、交付金の支援対象とする。

（3）効率的な污泥処理のための設備の増強

污泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、污泥再生処理センターと一体的な浄化槽污泥処理システムを構築する場合に、污泥再生処理センターの前処理設備としての污泥濃縮装置（移動式を含む）を交付金の支援対象とする。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援

既存ストックの有効利用を図るため、廃棄物処理施設の性能を満足しつつ延命化を図ることを目的とした施設の長寿命化計画の策定について支援を行っていく。

2 . 事業計画

交付率： 1 / 3 (循環型社会形成をリードするモデル施設は、 1 / 2)

交付先：市町村 (一部事務組合等を含む。)

3 . 施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分の下、廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。

廃棄物処理・リサイクル施設の 整備推進(公共)

～ 廃棄物分野での更なる温暖化対策の推進～

循環型社会をリードする 高効率ごみ発電施設の導入推進

焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設について、低炭素社会実現の切り札として積極的な拡充支援を行う

効率的なごみ収集・輸送を実現 するための施設の整備

効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化・集約化を推進するため、収集した廃棄物の圧縮・積み替え等を効果的に行う施設の整備を支援

戦略的施設改良に関する 長寿命化計画策定支援

既存ストックの有効利用を図るため、廃棄物処理施設の性能を満足しつつの延命化を目的とした施設の長寿命化計画の策定について支援を行う

効率的な汚泥収集・処理の ための設備増強

汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、汚泥濃縮装置(移動式を含む)の整備を支援

廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業

334百万円(334百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」においては、循環型社会と低炭素社会の双方を実現する観点から、廃棄物系バイオマスの活用を推進することが謳われている。

廃棄物系バイオマスには生ごみ、下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様なものがあるが、それぞれの性状、排出量、地理的分散等の状況は大きく異なっており、それぞれの地域特性に応じた利活用策の全体像を検討していく必要がある。

このため、各種廃棄物系バイオマスの発生抑制、利活用手法について、飼料化、メタン化等数多い選択肢の中からどのような手法やそれらの組み合わせが有効か検討の上、それぞれの有効なパターンについて、分別方法、収集運搬体制も含め、モデル地区において実証を行うとともに、再生、製品の利用に至るまでのシステム全体について、多角的な観点から評価を行い、大都市部、中都市部、農村部等の地域特性に着目しつつ、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利用手法を提示する。

2. 事業計画

平成21年度

- ・モデル地区での実証（有機汚泥等ウェット系）、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

平成22年度

- ・モデル地区での実証（木くず等ドライ系）、実証に基づく課題の抽出・解決策の整理

3. 施策の効果

各種廃棄物系バイオマスの再生利用手法について、多角的な実証・評価を通じ、合理的かつ実現可能なバイオマス利活用パターンを提示し、各地域で利活用手法が導入されることによって、廃棄物系バイオマスの利活用が大幅に促進される。これにより、リサイクル率の向上を図るとともに、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出削減が図られる。

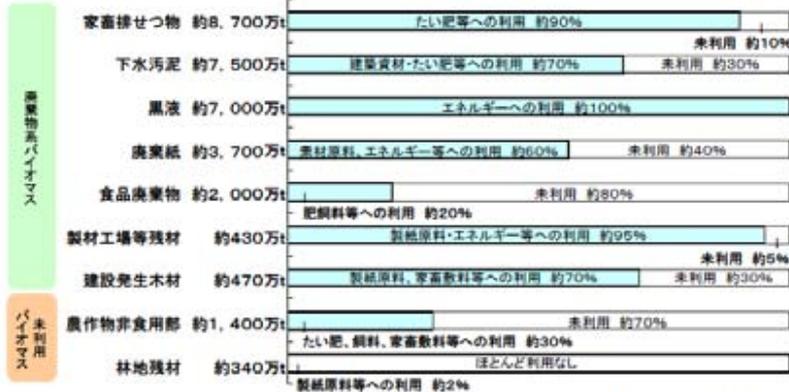
廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業

○廃棄物系バイオマスの現状

- ・廃棄物系バイオマスの賦存量は約3億万トン、うち未利用が約30%
- ・特に、食品廃棄物は未利用率が約80%を占め、大きなポテンシャル(広く浅く分布するため、効率的な分別、運搬方法が課題)
- ・バイオマスの利活用は国内温暖化対策の鍵
 (「環境立国戦略」、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等で推進)

(参考)

我が国のバイオマス賦存量・利用率(2006年)



*なお、各バイオマスのデータは2006年12月時点での最新のものです。

○廃棄物系バイオマスの利活用方策を検討

- ・再生利活用率を高めるための課題を整理
- ・性状、排出量、地理的条件に応じた利活用方策の全体像を検討
- ・モデル地区において実証、多角的評価を実施

<先進的な取組の一例>

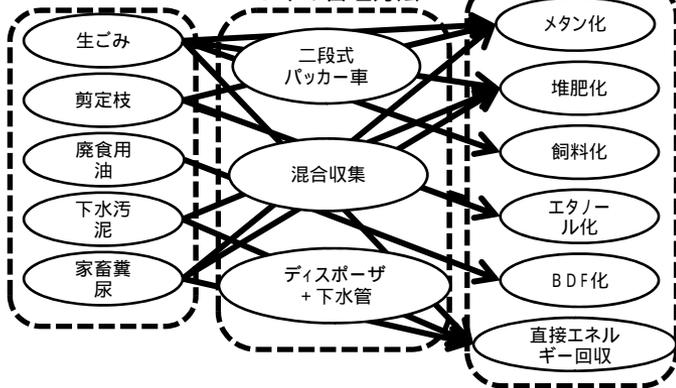
【メタン化】生ごみのメタン発酵による発電と肥料製造

【エタノール化】食品廃棄物(炭水化物)の糖化によるエタノールの製造 等

モデル地区における実証実験

～実現性の高い処理パターンの検討～

1. 分別方法の検討
 - ・分別or混合
 - ・管理方法
2. 運搬方法の検討
 - ・回収頻度
 - ・運搬車両におけるごみの管理方法
3. 利活用方法
 - ・残さ処理を含めた処理方法の組合せ



地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用を大幅に促進

(新)し尿処理システム国際普及推進事業費

21百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

国連「水と衛生に関する諮問委員会」がとりまとめた「橋本行動計画」の実現に向けて、日本のし尿処理に関する歴史的知見、技術、処理システム等の途上国に対する支援が求められている。特に、2008年は「国際衛生年」として、世界各国で水と衛生に関する問題提起がなされ、世界の人々がし尿の衛生的な処理を利用できるよう取組を求められているところである。国連ミレニアム開発目標では、衛生的なトイレを使用できない26億人の人口を半減させるという国際的な定量目標が示されている。

日本においては、古来よりくみ取り便所及び肥溜めによりし尿の腐熟化(堆肥化)を行い、都市と農村の間の衛生的なリサイクルシステムを構築してきた。また、都市の近代化に伴ってこのリサイクルシステムが成立しなくなったことから、し尿処理施設や浄化槽などの日本独自の技術開発を行い、トイレの利便性とし尿の衛生的な処理を両立させてきた。

一方で、水道の普及と経済発展に伴い、トイレの水洗化が進むアジア地域などの各国では、衛生面からみて不十分なし尿処理技術しか有しておらず、汚泥の適切な処分も行われていないために、衛生上の問題が解決できない状況にある。このため、途上国における乳幼児死亡率が低下せず、また日本からの旅行者などが途上国において下痢などの健康被害を受ける原因となっている。

水洗トイレに活用できる衛生的なし尿処理システムである浄化槽や、し尿を衛生的に集中処理できるし尿処理施設などの技術は、海外では例を見ない日本発の優れた技術であるとともに、途上国で普及する場合に必要な低コスト技術についても独自の経験と技術を有していることから、「チーム水・日本」における我が国の貢献として、国際的な衛生問題の解決のために、日本のし尿処理技術の国際普及を図る。

2. 事業計画

し尿処理に関する国際ネットワークの構築

し尿処理現地技術化研究の推進

し尿処理に関する技術移転の推進

3. 施策の効果

平成27(2015)年度までに、衛生施設(トイレ)を継続的に利用できない人々の割合を半減する。(国連ミレニアム開発目標:ターゲット10)

し尿処理システム国際普及推進事業

世界で10億人以上が安全な水を利用できず、26億人の人々が衛生的なトイレを利用できない

- ・人口増加に伴い、し尿の自然処理能力を超過
- ・水道の普及に伴い、不十分な処理を伴う水洗トイレが普及→飲用井戸を汚染

し尿処理に関する国際ネットワークの構築

衛生的なトイレ、し尿処理システムの必要性の認識向上

(事業のねらい)

- ・トイレを使用する習慣づけ
- ・水道の普及による不衛生なSeptic Tankの普及防止
- ・し尿の分散型処理システムに関する認知度向上

(日本の経験)

- ・浄化槽、し尿処理施設など日本発の処理技術を開発
- ・トイレからし尿処理施設まで、一貫して衛生的な処理を行う分散型処理システムを確立している

し尿処理現地技術化研究

現地の気候、文化、社会的状況等に即した技術の開発

- ・し尿を堆肥化して利用することに対する忌避感の克服可能性
- ・日本の過去のトイレシステムの適用可能性
- ・高性能であるが高価な浄化槽・し尿処理施設から、現地の条件に適した性能、技術の開発

- ・江戸～明治時代の肥溜め
- ・し尿分離型トイレの開発
- ・散水ろ床、接触ばっ気などの浄化槽技術
- ・嫌気性処理、膜分離などのし尿処理技術

し尿処理に関する技術移転の推進

継続的に分散型し尿処理システムを維持管理していくための人材育成

- ・トイレのメンテナンス
- ・堆肥化されたし尿の継続的な利用
- ・浄化槽やし尿処理施設のメンテナンス等を継続的に行うことができる人材の育成

- ・農業指導として、し尿の堆肥化を推進
- ・浄化槽設備士、浄化槽管理士などの育成

2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する(国連ミレニアム目標:ターゲット10)

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

99百万円(84百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、アジアの急速な経済発展に伴う資源需要の増大等を背景に、循環資源の国際移動が活発化している。我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理法」により規制されているが、近年、循環資源の輸出入の増加に伴い、水際での立ち入り検査を行う件数が増加している。

他方、アジア各国において、廃棄物等のリサイクル・処理体制が未整備であること等から、我が国から輸出された廃棄物等の処理において、一部の輸出先国での環境汚染を招いているのではないかと指摘がなされている。こうした事態に対処し、アジアにおける適正な資源循環を管理していくため、国内外においてバーゼル条約の施行体制を強化し、不適切な輸出入の防止及び各国におけるリサイクル・処理体制整備支援のための取組を行う。

こうした方針は、本年5月に採択された神戸3R行動計画において合意され、G8北海道洞爺湖サミットにおいて各国首脳により確認されたところである。

2. 事業計画

(1) バーゼル条約対策

引き続き本条約及び関係法令に対応するための業務を行うとともに、新たにバーゼル法に基づく規制対象物について、相手国との見解が分かれ、国際的紛争の要因となることを防ぐため、規制対象廃棄物の判断基準の明確化を行う。さらに、近年、中国等の途上国向けに廃棄物等を輸出しようとする事案の増加を踏まえ、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、法施行体制の強化を図る。

(2) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

我が国が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」におけるワークショップの開催等により、アジア各国のバーゼル

条約当局間における条約の一体的な施行能力の向上を図るとともに、アジアにおける循環資源の適正管理方策の検討等を行う。

(3) コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金

我が国から途上国へ相当数の使用済みコンピュータが輸出されていることを踏まえ、途上国における適正なリユース・リサイクルの推進による環境汚染の未然防止及び資源の有効利用促進を図るため、バーゼル条約事務局に対して拠出を行う。

3. 施策の効果

<アウトプット>

バーゼル条約規制対象物に関する基準
締約国規制状況等データベース（ウェブサイト上に掲載）
事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子
アジア各国の関係法令データベース（ウェブサイト上に掲載）
使用済みコンピュータの環境上適正な処理ガイドライン

<アウトカム>

- ・廃棄物等の不法輸出入の未然防止
- ・条約に対応するための業務の円滑化
- ・輸出入事業者のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
- ・廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
- ・アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・アジア各国におけるリサイクル・処理体制の整備

4. 備考

（内訳）

バーゼル条約対策費	18百万円
アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	43百万円
コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金	37百万円

不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

アジア諸国との協力推進

適正な資源循環の管理に向け、担当官同士のネットワーク等を通じ、アジア各国のバーゼル条約施行能力の向上を図る



ワークショップの開催

<不法輸出入防止に関するアジアネットワーク>

- ・法令情報に関するウェブサイトの運営
- ・規制対象廃棄物の判断基準明確化
- ・循環資源の適正管理方策の検討

<コンピュータ機器廃棄物適正管理事業>

- ・バーゼル条約の実施する使用済みコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクトへの拠出
- ・適正処理ガイドラインの策定
- ・回収パイロットプロジェクトの実施



(中古利用目的と称したテレビ)



(他の貨物に混入して輸出を図った基板)



(中古利用目的と称したエアコン室外機)

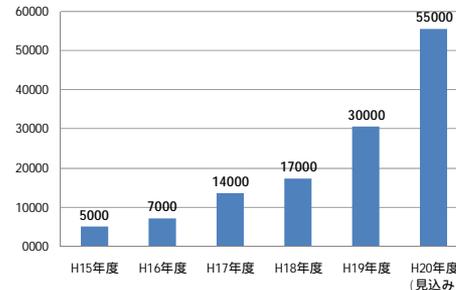
国内監視体制の強化

不適正な輸出入の防止に向け、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、相手国における処理状況の確認等の実施

バーゼル法等説明会



事前相談件数



貨物立入検査



廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室、産業廃棄物課

1. 事業の概要

廃棄物の不法投棄等の対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年6月策定)に基づき、地方公共団体等との連携の下で、総合的な施策を講じてきたところである。今後さらに、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を進めていくため、各施策を行う。

ITを活用して不法投棄等事案の情報収集を行い、国と都道府県等が連携した迅速な対応を行う。

不法投棄等の事案の解明、支障の除去等の対策手法の検討に関する専門家からなる支援チームを組織した上で、必要に応じて都道府県等へ派遣して支障除去等の取組を支援する。

地方環境事務所と連携し、解像度の高い衛星画像を利用した、監視の目が届きにくい場所等を監視するためのモデル事業を行うとともに、地方環境事務所を拠点とした都道府県等との連携による普及啓発活動等を実施して不法投棄等の不適正処分の未然防止と拡大防止を図る。

廃棄物の再生利用の認定に係る基準を策定するため、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物、再生利用の内容、再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の必要な要件等について調査、評価などを行う。

2. 施策の効果

本省、各地方環境事務所及び都道府県等で同じITツールを使用することにより、不法投棄等の事案の早期の情報交換と相互協力が図られ、迅速かつ的確な対応が可能となる。

都道府県等における不法投棄等の不適正処分対策を支援することにより、不法投棄等の行為者・関与者等の究明を徹底し、支障の除去等に対する公的負担を軽減するとともに、都道府県等職員のスキルアップにより不法投棄等の拡大防止が図られる。

衛星画像を使った未然防止システムを都道府県等が広く導入することにより、既存の監視体制で不足している部分を補うことができ、併せて普及啓発活動等を都道府県等と連携して実施することで、不法投棄の早期発見等に繋がり不法投棄等の不適正処分の未然防止と拡大防止が図られる。

産業廃棄物の再生利用認定制度の適正な運用を確保することにより、循環型社会推進形成基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成を図る。

3. 備考

産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5百万円
不法投棄早期対応システム整備費	11百万円
不法投棄事案等対応支援事業	29百万円
衛星画像等を使った不法投棄の未然防止対策	16百万円

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

平成17年4月から処理業者の優良性の判断に係る評価制度を開始しているが、今後さらに処理業者の優良化を進めるため、排出事業者も含めた普及啓発及び研修の実施とともに、優良性評価制度の運用開始から4年が経過することから、制度の見直しの検討等、優良な処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

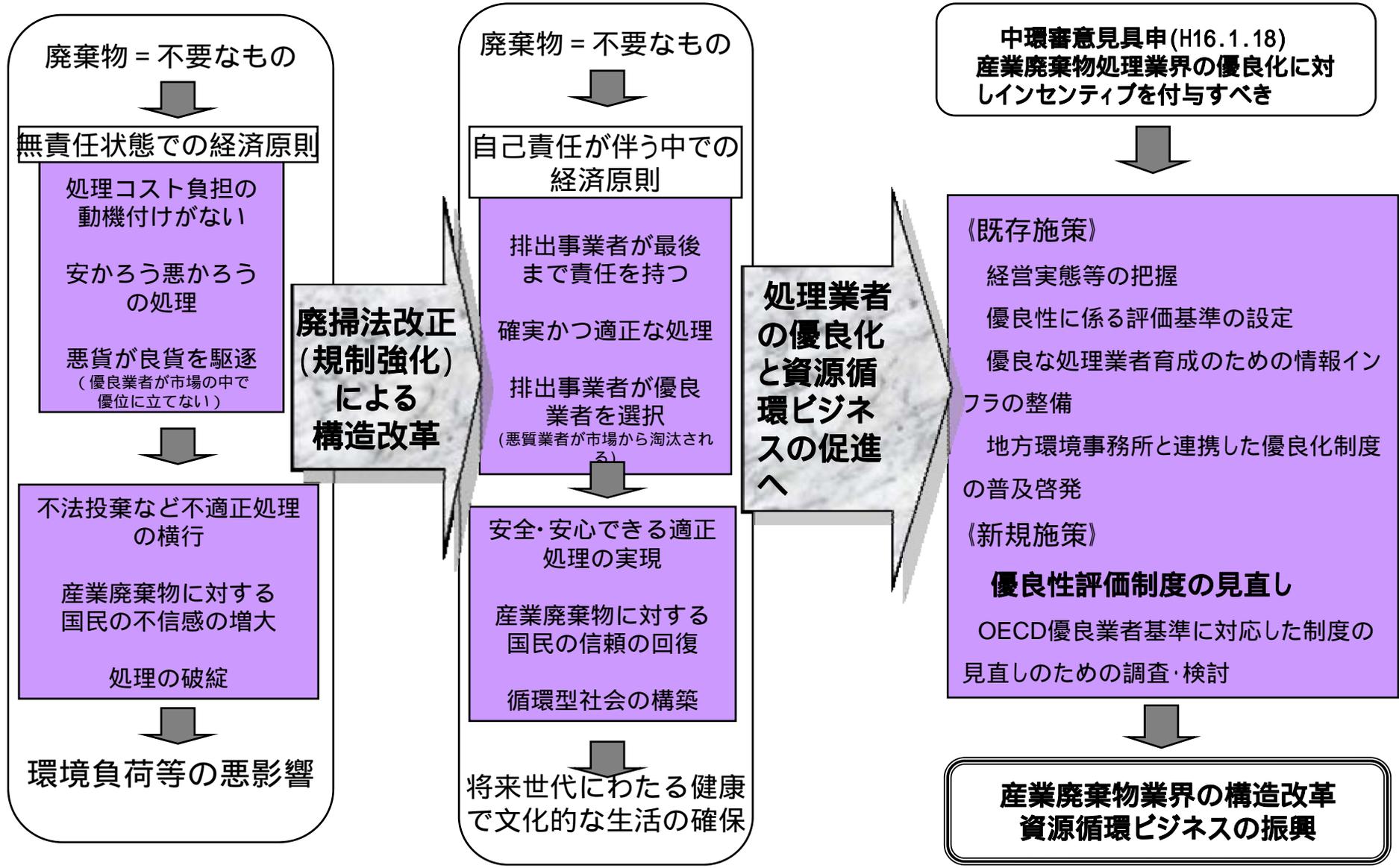
2. 事業計画

- (1) 地方環境事務所と連携した普及啓発及び研修の実施
- (2) OECD優良業者基準に対応した制度の見直しのための調査・検討

3. 施策の効果

悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
産業廃棄物処理ビジネスの振興

産業廃棄物処理業優良化推進事業について



廃棄物 = 不要なもの



無責任状態での経済原則

処理コスト負担の
動機付けがない

安かろう悪かろうの
処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で
優位に立てない)



不法投棄など不適正処理
の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻



環境負荷等の悪影響

廃棄物 = 不要なもの



自己責任が伴う中での
経済原則

排出事業者が最後
まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良
業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰さ
れる)



安全・安心できる適正
処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築



将来世代にわたる健康
で文化的な生活の確保

中環審意見具申(H16.1.18)
産業廃棄物処理業界の優良化に対
しインセンティブを付与すべき



《既存施策》

経営実態等の把握

優良性に係る評価基準の設定

優良な処理業者育成のための情報イン
フラの整備

地方環境事務所と連携した優良化制度
の普及啓発

《新規施策》

優良性評価制度の見直し

OECD優良業者基準に対応した制度の
見直しのための調査・検討



産業廃棄物業界の構造改革
資源循環ビジネスの振興

廃掃法改正
(規制強化)
による
構造改革

処理業者
の優良化
と資源循
環ビジネ
スの促進
へ

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

3,670百万円(3,970百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な拠出を求め、投棄者不明等の場合に支障除去等の事業を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度が創設された。

また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月以前に起きた不法投棄等事案に係る支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行された。

本補助金は、これら不法投棄等の事案による生活環境上の支障除去等の措置事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助するものである。

2. 施策の効果

本補助金により、都道府県等の生活環境保全上の支障等除去事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理への国民の不信感の払拭や不安の解消。

3. 備考

- | | |
|------------------------|----------|
| ・ 廃棄物処理法による基金補助 | 170百万円 |
| ・ 特定産業廃棄物支障除去等特措法による補助 | 3,500百万円 |

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1．事業の概要

平成18年7月、政府に設定された「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム(現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)」において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が取りまとめられ、平成19年6月に犯罪閣僚会議に報告・了承されたことから、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を効果的に推進し、暴力団排除の機運を高めるべく、積極的に本指針を普及させるための活動を行う。

2．事業計画

事例集の作成

警察庁、全産連等と協力し、企業に活用してもらうための暴力団関与事案に関する事例集を作成することとし、そのための暴力団関与事案に関する事例集を作成することとし、そのための作成委員会を設置する。

3 施策の効果

産業廃棄物処理業界に介入する暴力団を徹底的に排除し、その資金源を断つ

健全かつクリーンな産業廃棄物業界の構築

P C B 廃棄物対策推進費補助金 2,000百万円(2,000百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

国の主導のもと日本環境安全事業株式会社を活用し、全国的なP C B廃棄物の処理体制の整備を図っているが、P C B廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ない。

そのため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者が保管するP C B廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、P C B廃棄物処理基本計画及び独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、国、都道府県からの補助金による基金を独立行政法人環境再生保全機構に造成し、中小事業者のP C B廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行い、P C B廃棄物の早期処理を促進する。

2. 事業計画

中小事業者のP C B廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う基金の造成を21年度も引き続き進める。

3. 施策の効果

中小事業者のP C B廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行うことで、P C B廃棄物の早期処理の促進が図られる。

循環型社会形成推進交付金（公共・浄化槽分）

14,344百万円（13,040百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。（助成率：1/3、助成先：市町村等）

この他、内閣府に計上している地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）により浄化槽整備を推進

助成要件の緩和

（1）浄化槽整備区域促進特別モデル事業の実施

全国の先駆的な事例となりうる事業を選定し、モデル事業としてその取組を支援する。

- ・実施期間：平成21年度から3年間
- ・助成率：1/2
- ・事業内容： 浄化槽集中整備事業
高度処理型浄化槽集中整備事業
単独処理浄化槽集中転換事業
防災拠点浄化槽集中整備事業
低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業

（2）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

対象単独処理浄化槽の拡大

- ・撤去費用の助成対象となる単独処理浄化槽の使用年数の制限を20年から30年に拡大
 - ・旧構造基準の単独処理浄化槽については使用年数の制限を撤廃
- 対象地域の拡大
単独処理浄化槽の撤去費用の助成対象地域を水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域等から浄化槽整備区域に拡大

（3）計画策定調査費の拡充

用途に浄化槽整備台帳の整備を追加

污水处理を浄化槽整備のみで行っている市町村に対して、「事業費の3.5%」から「直接必要な額」に拡充

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査

52百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)は、平成15年に改正されたが、その施行5年後の見直し時期を迎える平成21年に改正法案を提出することを念頭に、中央環境審議会等において審議が行われてきた。同審議においては、「持続可能な開発に関する世界サミット」で合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を使用・製造する」との目標(WSSD2020年目標)を踏まえ、2020年までにすべての化学物質の人や環境にもたらず影響を一通り評価し、必要な物質についてはリスク管理措置を導入することを目指した制度の見直しの方針が示されている。

このため、本事業では、上市(市場への投入)後化学物質を対象としたスクリーニング(簡易な手法を用いた優先順位付け)を行い、優先順位の高い物質から効率的に情報収集・リスク評価を行うスキームを開発する。

スクリーニング手法の検討に当たっては、化学物質の有害性情報と製造・輸入数量、用途等のばく露情報が必要となるが、生態毒性については、既に得られている試験データのほか、現在改良を進めている生態毒性QSAR(定量的構造活性相関)モデルを用いた簡易推計手法を活用することとなる。また、推計が困難な物質については、簡易な試験法(例:魚類胚を用いた試験管レベルの試験)の活用についても検討する。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

上市後化学物質のスクリーニング手法を確立することにより、WSSD2020年目標の達成に向けて、効率的にリスク評価・管理措置が必要な物質を特定することができる。

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費 31百万円（33百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1．事業の概要

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）は、平成20年度末までに国内の製造・輸入量の合計が1,000トン以上の既存化学物質を対象に製造・輸入事業者の協力の下に情報収集・発信を進めることとしている。同プログラムで得られた情報については、国が適切に評価を行い、その結果を広く国民に発信することが重要であることから、平成20年6月に行われた中間評価において、スポンサー企業と協力しながら国が本プログラムで情報収集された化学物質の有害性評価を平成24年度中を目処に実施することとされた。このため、本プログラムに基づき事業者から提出された情報について、順次評価を実施し、有害性評価書（和英）の作成を進める。また、事業者から提出されるデータ等の信頼性確認、本プログラムで収集・評価された情報の整理・発信を引き続き実施する。

2．事業計画

平成21年度～平成24年度

3．施策の効果

より充実した対応が求められる既存化学物質の安全性評価を適切に進めること等により、化学物質の安全性情報の発信、改正化審法に基づいた上市後化学物質のリスク管理措置の充実に資する。

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費

31 (33)百万円

平成17年6月、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)開始。

製造・輸入量の合計が1,000トン以上の既存化学物質645物質を対象に情報収集・発信

OECD、米国等で情報収集が行われていない物質等(126物質)

海外で情報収集が行われている物質(532物質)

製造・輸入事業者が安全性情報収集

➢ 平成21年度末までにスポンサー登録。平成23年度までに情報提出。

国が情報を整理

国がわかりやすく情報発信(化審法データベース「J-Check」 - 平成21年公開)

平成21～24年度

事業者から提出された安全性情報に基づき、国が有害性評価を実施

3省の協力の下、4年間で実施

➢ 当省は、毎年約10物質(予定)について、有害性評価書を作成

海外の評価書を活用

リスクに応じた高生産量化学物質の管理

OECD等を通じた国際貢献

英文評価書を作成

1. 事業の概要

農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準の設定にあたっては、個別の農薬毎に、人の健康保護及び生態系保全の観点から総合的なリスク評価を実施する必要がある。

本事業では、農薬のリスク評価にあたって、最新の知見に基づき、かつ効率的にリスク評価が実施できるよう、従来より、各種毒性試験成績等のデータベース化を進めるとともに、農薬の水産動植物への影響に関する文献調査、分析法の開発等を行ってきたところである。

平成18年8月以降、水質汚濁に係る農薬登録保留基準について、規制対象となる農薬の範囲が大幅に拡大され、花卉、樹木、芝等の非食用農作物のみに使用される農薬（以下、「非食用農作物専用農薬」という。）についても新たに基準を設定することとなった。当該基準は各農薬の許容一日摂取量（ADI）に基づき設定されるが、非食用農作物専用農薬については、食品安全委員会による安全性評価（ADIの設定）が行われないことから、本年2月に開催された中央環境審議会土壌農薬部会において、環境省において新たに安全性評価を実施することとされた。

このため、非食用農作物専用農薬の安全性評価を行うにあたって、以下の業務に必要な経費を要求するものである。

- (1) 海外のリスク評価書等から農薬の毒性情報を収集・整理する。
- (2) 農薬の登録申請者から提出された各種試験成績及び(1)で収集した情報を基に、安全性評価文書（案）を作成する。

2. 事業計画（下線部が拡充部分）

業務項目	H20	H21	H22	H23	H24～
1) 毒性試験成績等データベース化					→
2) 水産動植物の毒性文献データの収集					→
3) 登録保留基準告示分析法の開発					→
4) 公共用水域におけるモニタリング分析法の開発					→
5) 非食用農作物専用農薬の安全性評価資料の作成					→

3. 施策の効果

非食用農作物専用農薬について安全性評価を適切に実施し、水質汚濁に係る登録保留基準を設定することにより、農薬による人の健康へのリスクを低減することができる。

非食用農作物専用農薬の安全性評価

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正（平成18年8月施行）

改正前

水田使用農薬のみが規制対象
(稲、れんこん、くわい等)

食用

改正後

すべての農薬が規制対象

食用

非食用

ADIの設定

基準の設定

食用

内閣府
食品安全委員会

中央環境審議会

非食用

~~内閣府
食品安全委員会~~

環境省でADIを設定するため、
検討会を新たに設置。

(新)環境影響高懸念物質評価・管理手法調査

43百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

現行化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)では、難分解性物質のみを法の対象としており、難分解性でない物質(例:ベンゼン)等は規制の対象外となっているが、良分解性であっても環境中に多量に排出される場合は、人又は動植物への影響が懸念されることから、3省合同の審議会における化審法の見直し議論においても、こうした物質について、国は、同法による措置を行うことが適当かどうか検討を行い、リスク評価・管理を進めていくべきとの方針が示されている。

一方、EUでは、本年6月から本格施行されているREACH規則において、発がん性、変異原性、生殖毒性(CMR)物質等は「高懸念物質(SVHC)」とされ、製造の認可・制限や製品への含有規制が実施される。

よって、化審法改正を契機に、これらの環境影響の懸念が高い物質について、EU等の海外の制度との整合性にも留意しつつ、国内外の評価基準・規制対象物質リストの比較検討、候補物質の抽出、良分解性物質を対象にしたばく露・生態影響評価手法の検討、高懸念化学物質含有製品の使用・廃棄段階における排出・残留実態の推計手法の検討を行う。

2. 事業計画

平成21年度～平成22年度

3. 施策の効果

現在化審法の対象外である良分解性物質も含め、環境影響の懸念が高い化学物質の評価・管理手法を確立することにより、化審法の見直しの方向性に沿った化学物質の適切な管理体系の実現に寄与する。

環境影響高懸念物質について(背景)

< 国際的な動向 >

- 欧州REACH規則では、発がん性、変異原性、生殖毒性(CMR)物質等が「高懸念物質(SVHC)」とされ、製造・輸入の認可・制限や製品への含有規制を規定。
 - ✓ 平成20年10月、SVHC候補15物質(うち3物質は良分解性)を決定。
- カナダでも、リスク評価結果に基づき、順次制限措置を導入。
- 米国カリフォルニア州では、発がん物質をリストアップし、製品含有を規制。



- 我が国企業も輸出品への化学物質に使用につき対応が迫られている。

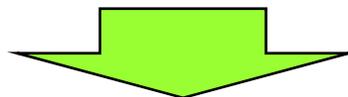
< 国内の動向 >

化審法見直しの審議(中央環境審議会等)において、良分解性物質を含めたリスク評価・管理の必要性が指摘される。



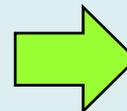
化審法見直し合同委員会報告書案

- 上市後のすべての化学物質を対象として段階的にリスク評価
- リスクが高い物質を第二種特定化学物質に指定し、所要の規制
- 良分解性物質の扱いについては政府においてさらに検討。



環境影響高懸念物質評価・管理手法調査

国内外の評価基準・規制対象物質リストの比較検討、候補物質の抽出
良分解性物質を対象にしたばく露・生態影響評価手法の検討
対象物質含有製品の使用・廃棄段階における排出・残留実態の推計手法の検討



- 国際的に調和のとれた環境影響高懸念物質の評価・管理手法を確立
- 環境影響高懸念物質の取扱い指針の作成、表示制度の運用等

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査

193百万円(146百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、環境中の有害物に対する小児の脆弱性について国内外で大きな関心が払われている。

「小児の環境保健に関する懇談会」における提言(平成18年8月)を受け、環境省では小児環境保健に関する重点プロジェクト研究を実施している。

懇談会における提言を受け、環境省では「出生コホート(追跡)調査」を実施することとなり、平成19年10月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討を進めている。今後、調査手法について詳細に検討し、2年間のフィージビリティスタディ(予備調査)を経て、平成22年度より本格調査を開始する予定である。

2. 事業計画

小児環境保健に関する重点プロジェクト研究の推進

- ・小児の環境有害物に対するばく露評価手法の開発
- ・小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
- ・小児のばく露評価、バイオマーカー開発及び試料バンキングの確立
- ・小児環境保健に関連する福祉施策の研究(人文科学研究)
- ・小児環境保健のリスクコミュニケーションに関する実践的研究

小児を取り巻く環境と健康との関連性における疫学調査の実施
(子どもの健康と環境に関する全国調査)

- ・20年度～21年度 フィージビリティスタディ(予備調査)の実施及び詳細な調査手法の検討

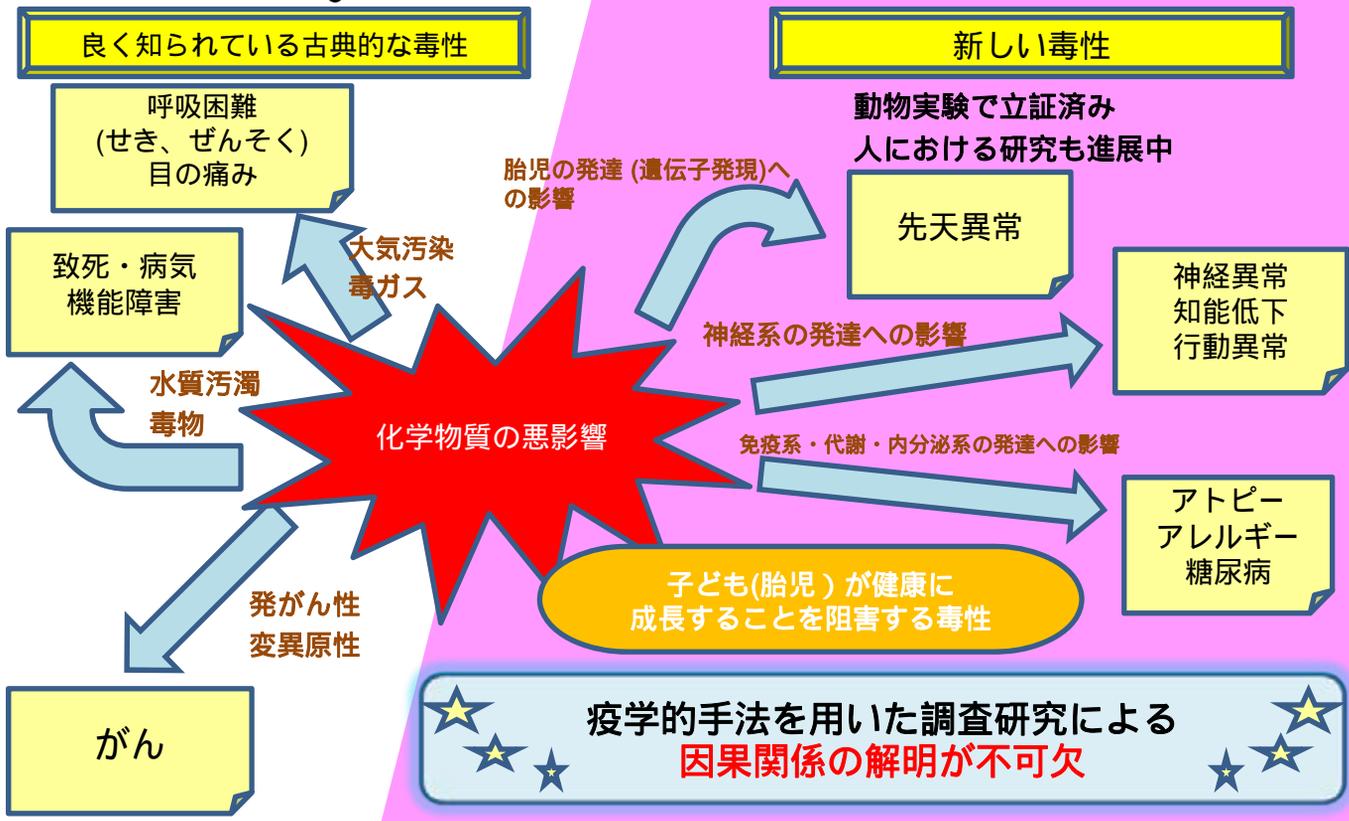
H21年度追加項目：専門家による検討の結果、本格実施前に、小児の心身発達チェックの予備調査、分析機関間の精度管理の実施が必要

- ・22年度～「出生コホート(追跡)調査」本格実施開始

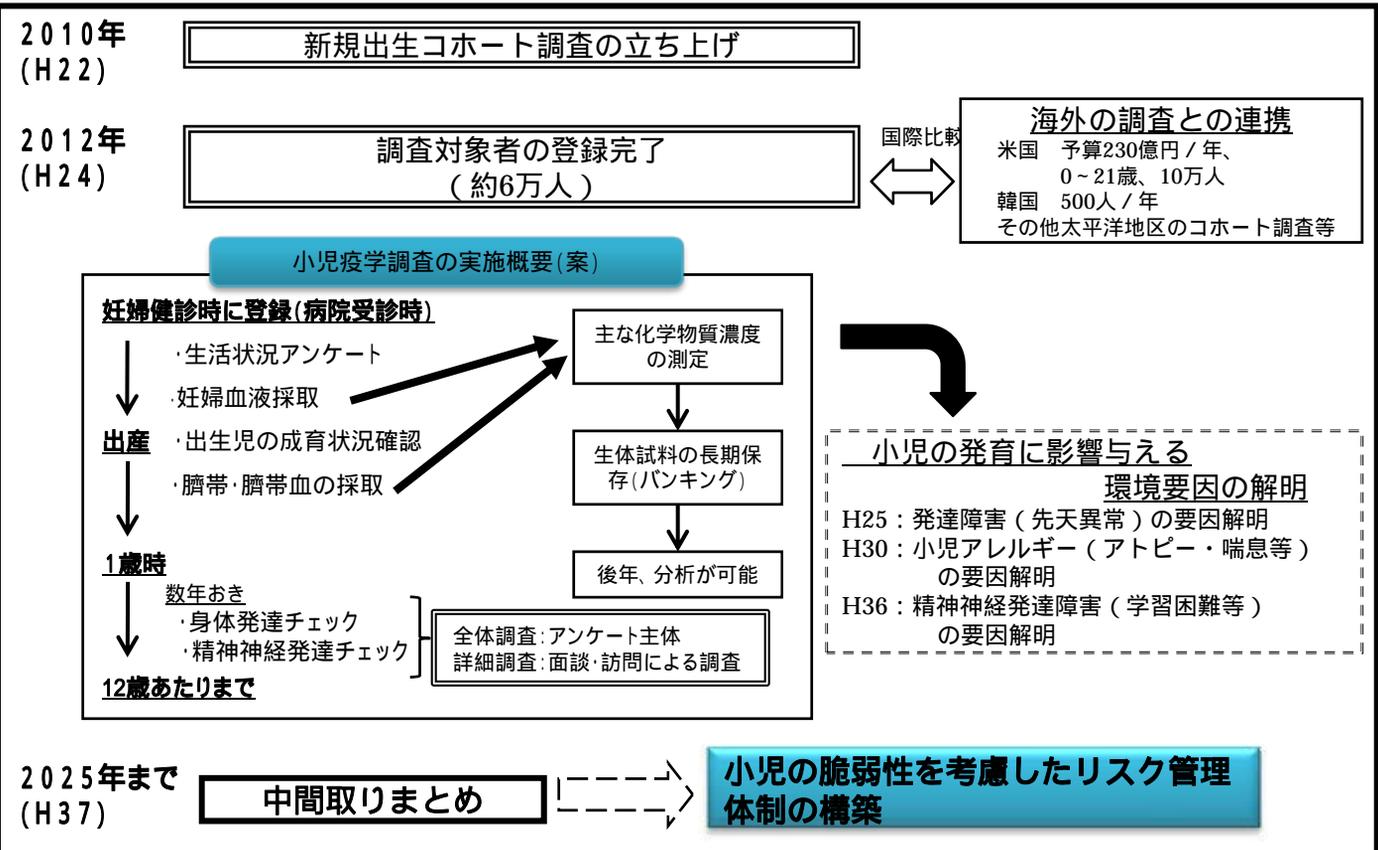
3. 施策の効果

子どもの発育に与える環境要因が明らかとなれば、情報提供を通じて、適切なリスク管理体制の構築(自主的取組、審査基準、環境基準等への反映)へとつながる。

子どもを取り巻く環境



子どもの健康と環境に関する全国調査(環境省)スケジュール



(新)環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査	3百万円(0百万円)
-------------------------------------	------------

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

近年化学物質の複合影響について、がん原性や変異原性のみならず、神経・行動、免疫・アレルギー及び内分泌を主軸とする高次機能への影響にも着目すべきとの指摘がなされている。これら高次機能への影響は、それ単独で生命を脅かすものではなくとも、人々の生命や生活の質と密接に関連し得る症状・疾患を対象としており、比較的低濃度でのばく露でも発症する可能性も否定できない。

特に、フタル酸エステル、ベンゾピレン、ビスフェノールA等の一部の化学物質と、アレルギー性皮膚炎やアトピー性喘息等の単一あるいは複合的なアレルギー症状等との関連性を指摘する声が上がっており、近年アレルギー疾患が増加している背景の一つではないかと懸念されている。

このため、平成21年度から、環境中の微量な化学物質によるアレルギー等の複合影響等について、国内外の文献調査等により、当分野における研究・調査の現状を把握するとともに、その調査結果を踏まえた今後の研究計画について検討を行い、その後の影響評価手法及び知見の確立を目指す。

2. 事業計画

	H21	H22	H23
(1)国内外の文献調査、研究計画の検討		→	
(2)影響評価調査研究			→

3. 施策の効果

- ・環境中微量化学物質によるアレルギー症状等への影響に関する科学的知見の蓄積
- ・影響評価手法の確立
- ・環境排出管理等の今後の政策立案への反映

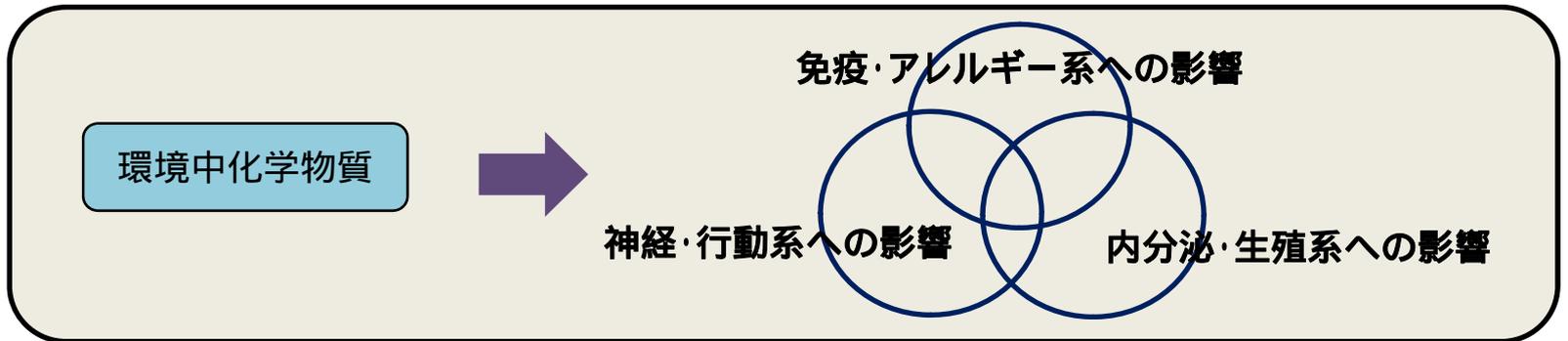
環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査

【背景】

アレルギー疾患(アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、気管支喘息、花粉症など)を有する者は、環境中の化学物質によって、症状が増悪する可能性が指摘されている。



化学物質によるアレルギー等の高次機能に対する複合影響を調査し、今後の環境リスク対策の必要性の有無等を検討する際の、知見の収集と評価を行うことが必要である。



【事業】

化学物質の免疫・アレルギー系への影響に関する情報の収集 (H21年度～)



国内外の文献調査

研究手法に関する検討

化学物質の免疫・アレルギー系への影響に関する基礎的研究 (H22年度～)

国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査

69百万円(105百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

有害金属に係る地球規模の環境汚染については、平成19年2月の国連環境計画(UNEP)管理理事会において、水銀に関する条約化を含めたさらなる対策強化の検討を行うことが決定されるなど、国際的に懸念が高まってきていることから、以下の事業を行う。

高精度の環境監視

国境を超えた影響を把握するため、国内の発生源の影響を受けない地域において高精度の環境監視を実施する。

水銀等有害金属のマテリアルフロー及び排出インベントリ作成事業

我が国における製品や廃棄物、原料などの含有有害金属の測定や排出実態調査を行い、我が国における有害金属のマテリアルフローを把握し、排出インベントリを作成する。

水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業

我が国は、水俣病等公害病を経験した国として、水銀等有害金属の排出削減・物質代替等の分野において優れた技術を有している。これらの先進的取組事例の情報を収集し、BAT(Best Available Technology)ガイドラインとして策定することにより、我が国の技術を世界標準として普及させ、世界的な有害金属の排出削減を促進する。

アジア太平洋地域における将来濃度予測

長距離拡散・移動・蓄積モデルにより、我が国への影響が懸念され、かつ世界的にも大きな排出量割合を占めると考えられるアジア太平洋地域について、環境中濃度の推計・排出削減対策の効果を予測する。

2. 事業計画

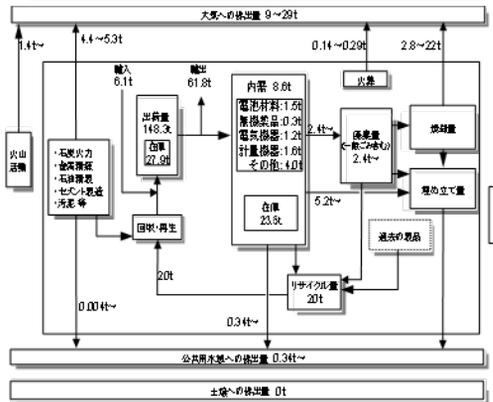
平成21年度～ : 排出実態調査や鉄鋼石等原料含有量調査などによるマテリアルフローの精緻化、BATに関する国内及び海外の情報収集、ガイドライン策定

3. 施策の効果

マテリアルフロー等から策定した有害金属の国際削減戦略に基づく国際的議論の主導、BATガイドライン策定による先進技術の普及により、地球規模の有害金属汚染対策に資するだけでなく、大気経由や製品等に含まれて我が国に流入する有害金属の環境リスクの低減が期待できる。

水銀等有害金属マテリアルフロー及び排出インベントリー調査事業

H18~19 需給統計、既存文献、ヒアリング等によりマテリアルフロー作成



○問題点

- 輸入鉱物等由来のフローの把握
- 輸出先での用途把握
- 廃棄物、金属精錬、セメント等からの排出量の把握
- 製品に含有して輸入・輸出される水銀の把握

マテリアルフロー及び排出インベントリーの作成

水銀に関するマテリアルフローの概念(H18検討会資料より)

H18~ 製品等中有害金属含有量測定

- RoHS指令対象製品における含有量測定

他の電気機器、日用品等における含有量測定

H20~ 排出実態調査及び原料起源有害金属測定

- 廃棄物処理施設等における測定
- 鉄鋼石等原料含有量調査

水銀等有害金属排出・使用抑制のためのBATガイドライン策定事業

国連環境計画における国際的な議論

- 平成15年 世界水銀アセスメント 水銀の使用・排出抑制のための世界的行動が必要
- 平成19年2月 条約化を含めた国際的な対策検討開始
- 平成19年~20年 UNEP水銀作業グループ会合
- 平成21年2月 条約化等の対策につき決定

国際的対策の要素

- 排出抑制・製品、生産工程への使用抑制
- BATを用いた排出・使用抑制
- 重金属のフローの管理
- 生産・輸出入の管理

我が国における対策の現状

- 水銀の排出
 - 良質の燃料の使用、排ガス対策等により、排出量は少ない。
- 製品中の水銀使用
 - 電池における使用はわずか。
 - 医療機器等への使用は代替化。
 - 蛍光灯一本あたりの使用量は低減。
- 生産工程における水銀使用
 - アルカリ工業における使用は1980年代に中止
- 水銀のフロー
 - 廃棄物等から水銀を回収
 - 回収した水銀を輸出

欧米の動き

- 欧州:
 - 製品への水銀等使用抑制指令
 - 水銀使用・輸出制限指令案

- 米国:
 - 環境保護庁水銀ロードマップ

BATガイドライン策定事業

我が国の高度な対策技術

我が国の技術をベースとし、国際的なBATガイドライン案を策定、UNEP等を通じて発信

我が国の技術を世界標準に地球規模での有害金属汚染防止し、我が国への影響を回避

(新) 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査

8百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業内容

(1) 収集・運搬・分別の実態把握から、廃棄物処理施設(ごみ焼却施設、最終処分場等)、リサイクル関連施設等における水銀、鉛、カドミウムの排出状況等調査を行い、現状、課題等を把握、整理する。

(2) 廃棄物処理施設等、それぞれの施設における処理方式、工程等での水銀等重金属の物質フローを明確にすることで、最適な処理方策を検討するとともに、処理モデルの提案を行う。

2. 事業計画

平成21年度

処理施設における重金属実態調査

平成22年度

水銀等排出低減化のための最適処理方策の検討、モデルでの検証

3. 施策の効果

焼却、埋設等の廃棄物処理において、水銀等重金属についての排出量の最適低減化モデルを見い出すことにより、国内における水銀を始めとした重金属の安全対策の強化を図る。

また、国際連合環境計画(UNEP)における水銀に関する廃棄物管理分野での議論にも資するものとなる。

廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査

UNEP水銀パートナーシッププログラム(廃棄物管理分野)への対応

日本のスタンス

- ・水俣病経験国として水銀対策の強化は歓迎
- ・水銀パートナーシップにおける各種検討への積極的なリーダーシップの発揮

UNEP重金属プログラム

2001年	UNEP水銀プログラム	世界規模での水銀汚染に関連する活動
2005年	UNEP重金属プログラム	鉛、カドミウムが対象物質に追加
2007年	水銀パートナーシッププログラム (第24回UNEP管理理事会)	廃棄物処理分野の検討開始



新たな分野に関する水銀パートナーシッププログラムの検討
廃棄物管理(廃棄物焼却、水銀の長期保管等)

Hg

Pb

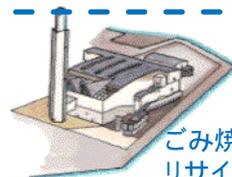
Cd

蛍光灯、乾電池等



収集運搬

分別・収集運搬システムの実態把握
保管状況の実態把握



ごみ焼却施設
リサイクル施設



最終処分場
(長期保管)

廃棄物処理施設

排出量の実態把握(排ガス、放流水、リサイクル製品等)
処理フローにおける物質移動量の把握

実態調査に基づいた廃棄物処理施設における水銀等の物質フローの明確化



水銀等重金属の排出量低減化方策、最適処理・管理システムの検討

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

323百万円(185百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に成立した自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県において自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。さらに、平成19年5月に改正自動車NOx・PM法が成立し平成20年1月から施行されており、局地汚染対策及び流入車対策の着実な実施を図ることが必要である。

このため、自動車交通環境影響総合調査、総量削減対策の進行管理のための調査、局地汚染対策支援事業、局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性を検討する調査を、引き続き実施する。

また、自動車ユーザーや荷主に対して自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度の一層の周知徹底を図るとともに、燃費基準達成の自家用トラック・バス等を導入するに際し、車両補助を実施する。

2. 事業計画

項 目	H20	H21	H22
自動車交通環境影響総合調査(H14～)			→
総量削減対策進行管理検討調査(H14～)			→
局地汚染対策支援事業(H19～)		→	
局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査(H19～)		→	
自動車NOx・PM法適合車使用推進事業(新規)			→
自動車環境配慮推進事業(新規)		←→	

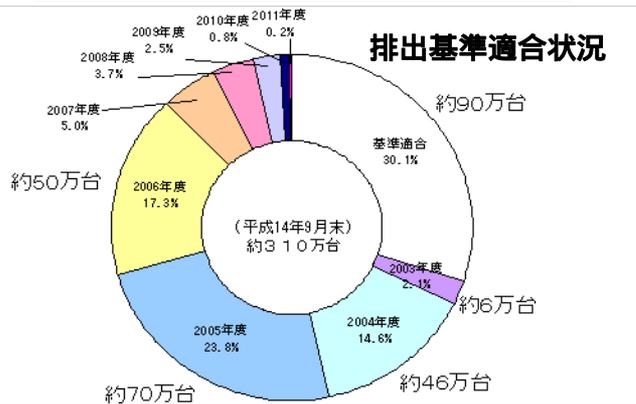
3. 施策の効果

総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費

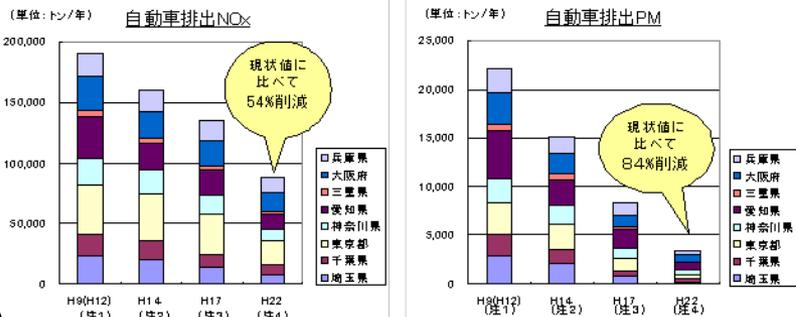
自動車NOx・PM法

国：車種規制(新車への代替)



自治体：総量削減計画

自動車NOx・PM法に基づく削減目標



事業者：自動車使用管理計画

自動車総合調査

- ・交通量の把握
- ・車種代替状況の把握
- ・流入車の状況の把握

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特殊自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

進行管理調査

注1) 各都府県が策定した総量削減計画(低公害車の普及・交通流対策等)に盛り込まれている現状値(東京都:H12,その他の7府県:H9)の累計

注2) 平成14年度推計値

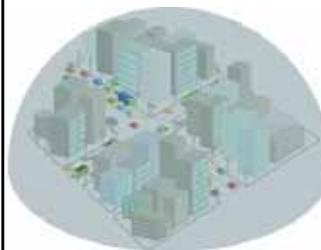
注3) 総量削減計画に定められた中間目標値

注4) 総量削減計画に定められた目標値

関連調査等

局地汚染対策支援事業

- ・交通流対策
- ・交通需要の調整
- ・荷捌き場の整備 等



局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



自動車NOx・PM法適合車使用推進事業

- ・適合車を率先利用するなどの優良事例集の作成 等



自動車環境配慮推進事業



平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成

公害防止管理実施状況調査対策検討のうち、
大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表方法の検討

8百万円（3百万円）

水・大気環境局総務課
大気環境課
水環境課

1．事業の概要

昨今、一部の大企業において、大気汚染防止法等の排出基準超過や測定データの改ざんといった不適正事案の発生が見られる。また、環境問題の多様化、激甚な公害への対応を担ってきた職員の退職等を背景として、事業者及び地方自治体の公害防止業務を取り巻く状況は構造的に変化している。

このような公害規制をめぐる状況を踏まえ、環境省では「効果的な公害防止促進方策検討会」を設置し、平成20年4月に報告（以下、「検討会報告」という。）を取りまとめた。事業者及び地方公共団体においては、検討会報告を踏まえ、不適正事案を防止し、公害防止取組の一層の促進を図っていくことが必要である。

このため、検討会報告を踏まえ、以下を実施する。

公害防止管理体制等の実態調査として、事業者が自主的に積極的にかつ的確な対応を行う仕組みについて、欧米の公害防止制度や自治体における優良事業場認定制度など国内外における事例を収集・整理する。

排出測定データ等の情報の社会的共有を図り、不適正事案を防止と地域における環境保全を促進するため、大気汚染・水質汚濁排出データ公表方法の構築を図る。

- ・大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表ガイドラインの策定
- ・排出測定データ公表HPの作成

2．事業計画

調査項目	H21	H22	H23
公害防止管理体制の実態調査			→
大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表方法の検討			
・大気汚染・水質汚濁排出測定データ公表ガイドラインの策定		→	
・排出測定データ公表HPの作成			→

3．施策の効果

事業者の適切な公害防止取組の促進により、排出基準の超過やデータの改ざん等、不適正事案が減少し、もって公害防止に資する。

「効果的な公害防止取組促進方策検討会」報告の概要

[検討の背景]

一部の大企業における排出基準超過やデータ改ざんなどの不適正事案の発生
環境問題の多様化、公害防止エキスパートの退職等を背景とした、事業者及び地方自治体における公害防止管理業務の構造的変化

[報告の概要]

公害防止の取組強化に向けた基本的な考え方

法令から運用レベルまで、様々な方策を組み合わせた総合的な対応
事業者及び地方自治体における自主的な取組の促進
事業者、自治体による管理から社会的な情報共有によるオープンな管理へ

効果的な公害防止取組の促進に向けた方向と方策

< 事業者における取組の促進 >

- 公害防止管理体制整備の促進
公害防止法令に基づく事業者から自治体への届出の機会に、事業者の公害防止管理体制等の情報を提出することによる体制整備促進の検討 等
- 排出測定データの未記録・改ざんに対する罰則の創設の検討
- 事業者の自主的な法令違反申告や情報開示等の取組を促進する仕組みの検討
- 技術的観点からの取組の促進

< 地方自治体における取組の促進 >

- 立入検査等の効果的な実施促進
 - ・地方自治体における立入検査マニュアルの整備促進、公害防止業務優良事例の共有推進
 - ・公害防止管理者の監督機能の活用と公害防止法例との連携促進 等
- 国及び自治体間の公害防止業務に関する情報、ノウハウの共有促進
 - ・地域ブロック毎の連絡会議の開催 等
 - ・インターネットを活用した情報共有システムの構築等

< 横断的な方策 >

- 排出基準、測定方法、運用等の明確化と浸透促進
通知類の整理・統合、法令集の編集・改訂、解釈の統一、照会・相談窓口の設置 等
- 排出測定データの公表・開示等の促進
排出測定データの報告・公表・開示の仕組みの検討、リスク・コミュニケーションの推進 等
- 事業者や地方自治体の公害防止担当者の教育・研修の機会拡充
- 継続的な公害防止管理の実態把握による制度・運用の改善

微小粒子状物質（PM2.5）対策等調査費

1 2 1 百万円(8 3 百万円)

水・大気環境局大気環境課
自動車環境対策課

1．事業の概要

浮遊粒子状物質(SPM)の中でも粒径の小さい微小粒子状物質（PM2.5）については、欧米において、環境目標値を設定する動きがあり、WHO（世界保健機関）はPM2.5に関するガイドラインを一昨年設定した。さらに、平成19年5月の自動車NOx・PM法の改正の際の附帯決議において、PM2.5の環境基準を早期に設定することや対策のあり方について検討することが示されている。また、東京大気汚染訴訟和解条項においても、PM2.5の健康影響評価やモニタリングの充実について示されており、これらの取組みを進めているところである。

これらの取組みと併せて、汚染実態の的確な把握や対策の検討等が課題となっていることから、広域的なモニタリングや環境濃度将来予測等について調査検討するとともに、秤量測定法や自動測定法に関する測定精度の改良、微小粒子の生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に係る情報源の整理、諸外国における削減施策の動向の把握等に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、PM2.5に関する総合調査の実施、科学的知見の充実を図ることにより、的確な微小粒子状物質対策の立案を図る。

2．事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
PM2.5に関する総合調査			→
科学的知見の充実			→

3．施策の効果

PM2.5のモニタリング方法を確立し、大気汚染状況を把握するとともに、PM2.5の大気汚染濃度の低減に向けた施策の立案に資する。

微小粒子状物質 (PM2.5) 対策等調査費

PM2.5の健康影響が懸念されており、大気環境の一層の改善に向け、総合的な調査研究の更なる加速が必要。

海外では...

欧米において、PM2.5の環境目標値を設定する動きあり

NOx・PM法改正の附帯決議では...

早期に環境基準の設定を行うこと
対策の在り方についても検討を行うこと

これまでの環境省の取組は...

PM2.5の健康影響評価についての知見の集積

PM2.5健康影響評価検討会による報告書とりまとめ

大気環境モニタリングの試験的实施

健康影響評価検討会報告では...

不確実性を少なくするための知見の集積
測定法に関する測定精度の改良
微小粒子の生成機構、排出源の把握等の情報の整理が今後の課題

これらの課題を受け...

本予算では

施策
PM2.5等の曝露影響調査研究

施策①
PM2.5の大気環境モニタリングの試行等

施策②
シミュレーションモデルの構築等

施策
自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査

PM2.5の大気汚染対策強化に資する！！

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

近年、我が国の光化学オキシダントの濃度レベルは上昇傾向にあり、光化学オキシダント注意報の発令地域も広域化している状況にある。

これらの要因を解明するため、平成19年度に「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」において検討を行い、中間報告が取りまとめられたところ。

その中で示された今後の課題を踏まえ、寄与割合や地域毎の詳細な要因分析、シミュレーションモデルの改良、モニタリング体制の拡充等を行うもの。

また、越境汚染等の要因分析に必要となる国際的なデータ比較に対応するため、光化学オキシダント測定に関する精度管理体制を確立する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23
既存の知見、文献等による光化学オキシダント濃度等の調査	→			
光化学オキシダント濃度の変動要因の調査及び予測モデルの確立		→	→	
新たな光化学オキシダント対策の検討			↔	
光化学オキシダント測定に関する精度管理体制の構築		←	→	→

3. 施策の効果

光化学オキシダントの濃度上昇、注意報の広域化等の原因究明を図るとともに、より信頼性の高い光化学オキシダント等の常時監視体制を構築・維持することにより、効果的・効率的な光化学オキシダント対策の実施に資する。

光化学オキシダント動向等調査費

光化学オキシダント

- ・濃度レベルの上昇
- ・注意報発令地域の広域化
- ・極めて低い環境基準達成率



光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会
中間報告(平成19年12月)

< 今後の課題 >

調査研究・モニタリングの推進

- 寄与割合の定量的な評価
- 地域毎の詳細な要因分析
- シミュレーションモデルの改良
- 適正な大気常時監視システムの維持

光化学オキシダント濃
度の変動要因の調査及
び予測モデルの確立



光化学オキシダント測定
の精度管理体制
の整備



光化学オキシダントの濃度上昇等の原因究明
信頼性の高い常時監視体制の構築・維持

効果的・効率的な光化学
オキシダント対策の実施

(新)地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価
 検討費 10百万円(0百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

廃棄物や副産物を利用したペレット燃料やバイオ燃料等の新しい種類の原燃料については、地球温暖化対策に資する等の観点から一般家庭での普及が急激に進んでいるところ。

しかしながら、これら燃料を使用する製造メーカーでは、大気環境への影響について把握されておらず、原料に含まれる有害物質や燃焼に伴い発生する大気汚染物質による国民の健康への影響が懸念される。

このため、国民の安心・安全を確保しつつ、地球温暖化対策を推進する観点から、これらの燃料の使用に伴う大気汚染物質排出の実態を把握して評価を行うことにより、今後の対策や技術開発のあり方を検討する。

2. 事業計画

調査項目	H 2 1	H 2 2
・ 調査計画の策定	→	
・ 燃原料及び使用形態等に関する調査	→	
・ 検討会の開催		→
・ 詳細情報の収集		→
・ 排ガス調査等の実施		→
・ 評価及び公表		→

3. 施策の効果

新しい種類の原燃料の使用による大気汚染への影響を把握することにより、未知数の大気汚染に対する国民の不安を解消するとともに、大気汚染防止にも配慮した地球温暖化対策の導入を促進することができる。

地球温暖化対策と大気汚染防止に資する コベネフィット技術等の評価検討費

新しい種類の原燃料

ペレット燃料

バイオ燃料 等



原燃料及び使用形態等の調査



大気汚染への影響を把握・評価

- ・排出ガスの調査
- ・既存燃料との比較 等



- ・未知数の大気汚染に対する国民の不安を解消
- ・大気汚染防止に配慮した地球温暖化対策の導入を促進

水・大気環境局自動車環境対策課

1．事業の概要

船舶からの大気汚染物質等の排出削減については、国際的な規制に我が国の状況が適切に反映されるよう技術的な検討を行うと共に、国内対策としても船舶の排出ガス対策を適切に講じるべく、排出ガス削減対策とその効果等について各種調査などを行う。

新幹線、航空機など交通機関による騒音・振動については、環境基準等の達成に向け、騒音対策を適切かつ効果的に推進するため、統一的な騒音測定等モニタリングに関するマニュアルの策定などを行う。

道路交通振動については、昭和51年の振動規制法制定以来25年以上経過しているうえ、制定当時と比べ建築構造も変化している。道路交通振動が要請限度値を超えることは稀であり、振動の評価が現状に即していないことが考えられる。よって、道路交通振動が及ぼす影響の適切な予測・評価方法の検討を行い、道路交通振動のあり方の検討を行う。

自動車騒音については、平成12年に騒音規制法が改正されたことに伴い騒音常時監視は、地方公共団体の法定受託事務とされた。それに伴い技術水準を全国的に確保すべく「環境基準の評価マニュアル」を作成の上、配布したところであるが、その後の技術の発展等を踏まえマニュアルの改訂に向けた調査検討を行う。また、騒音常時監視システムの改良や地方公共団体からの常時監視結果報告のとりまとめなどを行う。

2．事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
船舶排出大気汚染物質規制検討調査			→
交通騒音振動低減対策推進調査			→
道路交通振動対策調査		→	
自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂			→

3 . 施策の効果

- ・ 船舶からの大気汚染物質等の排出削減及び、国際的な規制に我が国の状況を適切に反映する。
- ・ 新幹線沿線の騒音・振動及び飛行場周辺の騒音環境の改善。
- ・ 道路交通振動における地盤・路面状況、建物の構造等自動車交通にあたる影響を調査し、今後の道路振動対策のあり方を検討する。
- ・ マニュアルの改訂により自動車騒音常時監視事務を効率的・合理的に実施する。

交通公害防止等調査費

船舶からの大気汚染物質等の排出削減



大気汚染物の現状を把握し、対策について調査・検討を行っている。

新幹線、航空機など交通機関による騒音・振動



実態調査

環境基準の達成に向けて実態の調査及び諸対策の検討等を行っている。



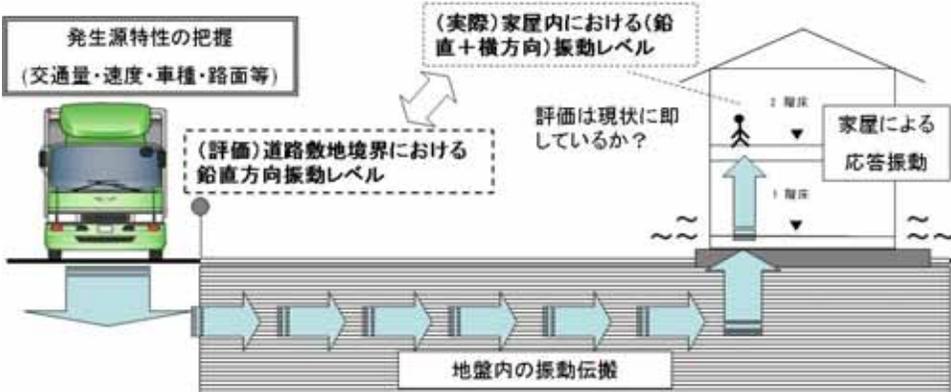
土地利用対策の検討



騒音軽減対策

道路交通振動

自動車騒音



道路交通振動が及ぼす影響の適切な予測・評価方法の検討を行い、道路交通振動のあり方を検討を行っている。



騒音常時監視システムの改良や地方公共団体からの常時監視結果報告のとりまとめなどを行っている。

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（公道を走行しない特殊自動車の排出ガス規制）が平成18年4月から施行されている。

法の施行に伴い、特定特殊自動車の型式届出等の審査を経産省、国交省、環境省で行っており、業務の効率化、処理期間の短縮化のため情報管理システムを構築し、平成20年度から運用を開始している。

また、使用燃料の実態調査（排出ガスへの影響等） や普及啓発（パンフレット、キャンペーン等）を継続して行うとともに、現場立入検査の改善のための調査等を行う。

なお、平成20年1月に答申されたディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化に係る中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第九次答申を受け、次期規制に向けた技術基準等の改正に必要な調査・検討を行う。

【国会附帯決議】オフロード特殊自動車については、現在メーカー指定の燃料以外の燃料が広く使用され、排出ガスの性状の悪化をもたらしていると言われていたことから、これらの燃料の使用状況に関する実態調査を早期に行うとともに、適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策を実施すること。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
オフロード法情報管理システムの維持管理			→
普及啓発・現場調査等			→
次期規制等に向けた調査・検討			→

3. 施策の効果

オフロード法情報管理システムの運用で、申請処理の効率化、迅速化
 使用者への普及啓発等により排出ガス規制の確実な施行を推進

ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化により大気環境基準の達成を確実なものへと推進

オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年4月施行）

これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う。

特殊自動車についてのこれまでの排出ガス規制



公道を走行するもの（オンロード車）
……道路運送車両法により規制
公道を走行しないもの（オフロード車）
……これまで未規制

オフロード車にもオンロード車と同等の規制を導入

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制の枠組み

エンジンメーカーの申請

エンジンの型式指定

道路運送車両法との相互利用

車両メーカーの届出

型式指定エンジン搭載車両の届出

車両（新車）に基準適合表示を付す

使用者

基準適合車両の使用

次の買換時に、基準適合表示付き車両を選択
この部分は平成18年10月施行。
これ以前に製作されたものは規制対象外。

その他

国による抑制指針の公表、報告徴収、立入検査、基準適合命令 等

軽油を燃料とするオフロード特殊自動車の排出ガス規制の強化

将来的な環境基準の達成を確実なものとするために規制強化が必要

・H23年(2011年)～25年(2013年)に、**PMの規制強化を実施(現行から約9割削減)**。
・定格出力が56kW以上の特殊自動車に対して、H26年(2014年)～27年(2015年)に、**NOxの規制強化を実施(現行から約9割削減)**。

大幅な排出ガスの低減には、排気後処理装置の採用が前提となり、その評価のため、新たな試験方法が必要

次期規制に向け技術基準等の改正に必要な調査・検討を実施

1. 事業の概要

自動車から発生する排出ガス、騒音を低減することを目的として、自動車単体規制の強化など必要な対策を実施してきている。

今後、これまでの規制の強化による排出実態の変化を踏まえつつ、走行実態・排出実態をより反映させた排出ガス試験法について検討する必要がある。また、最近においては、PM_{2.5}など微小排出粒子の排出実態の把握やこれに応じた対策が求められてきている。さらに、化学物質の健康影響に関する知見の蓄積を踏まえて従来の物質以外の有害物質の排出実態の把握も必要となってきたほか、地球温暖化対策の柱の一つであるバイオ燃料の使用拡大による有害物質の排出増加の可能性もあり、これら現行において規制されていない有害物質の排出実態を把握する必要がある。

また、騒音については、環境基準達成率は未だ十分ではなく、苦情も減少していない状況である。このため、平成20年12月の中央環境審議会中間答申に基づき、走行時の騒音試験方法・規制値の見直しやタイヤ単体騒音規制等について検討するため、走行実態、現行の騒音試験法では評価できない騒音やタイヤ単体からの騒音の実態を把握する必要がある。

上記の実態調査結果を踏まえ、必要に応じ、現行規制の強化や見直し、新たな対策の検討を行い、自動車から発生する排出ガス、騒音の更なる低減を図る。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24以降
ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査				→
自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査				→
自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査				→
バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査				→
タイヤ単体騒音実態調査			→	
重量車の排出ガスモードの国際基準調和に関する調査			→	
騒音試験条件外における自動車騒音実態調査			→	

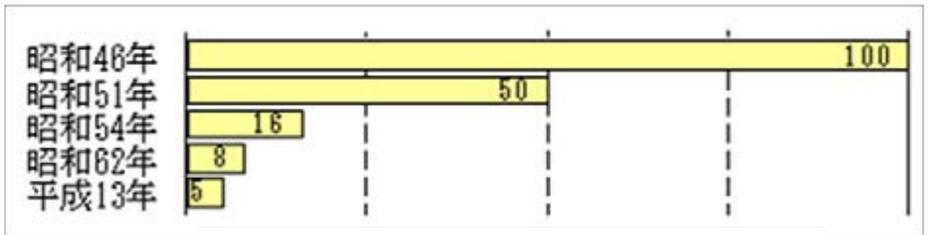
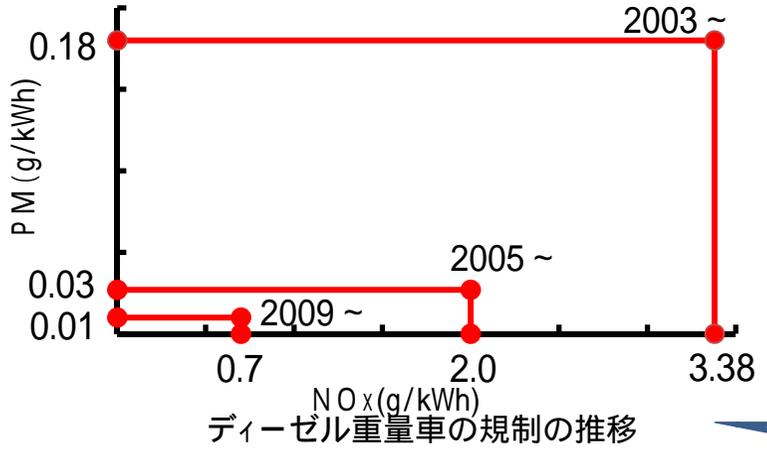
3. 施策の効果

自動車から発生する排出ガス、騒音の更なる低減が図られる。

自動車公害実態調査・対策検討費

自動車から発生する排出ガス、騒音を低減することを目的として、自動車単体規制の強化など必要な対策を検討するための経費。

これまで、実態調査、技術開発動向調査、試験等を実施し、排出ガス、騒音規制の強化等の対策を実施。



これから、現行規制の強化の他、様々な課題について検討を行う必要がある。

【排出ガス規制】

- 現行規制の強化・見直し、その効果等を検討するための調査
- ・ディーゼル自動車等排出ガス低減施策検討調査
- ・重量車の排出ガスモードの国際基準調和に関する調査

未規制物質の排出実態の調査

- ・自動車からの有害大気汚染物質排出実態調査
- ・自動車から排出される粒子状物質の排出特性実態調査
- ・バイオ燃料使用時の未規制物質の排出実態調査

【騒音規制】

- 現行規制の強化・見直し、新たな規制を検討するための調査
- ・タイヤ単体騒音実態調査
- ・騒音試験条件外における自動車騒音実態調査

更なる排出ガス・騒音の低減

1. 事業の概要

生活環境の保全に関する環境基準については、設定から35年以上を経過し、水環境の状況が変化する中、環境基準達成状況だけでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいとの指摘がある。このため、現在、水質環境基準生活環境項目検討調査において、そのあり方について検討を行っているところであり、新たに管理すべき水質項目として透明度、底層DO等を新たに設定する方向で検討している。

しかし、生活環境の保全に係る環境基準は、同様の利水用途、水質で区切られた個々の水域に対して類型を指定することで初めて具体的な環境基準値が定まるため、新たに項目による水質管理を進めるため、速やかに全ての水域で類型指定を行う必要がある。

このため、国のあてはめ水域（228水域）について、新規追加項目に係る利水状況、水質状況の実態及び将来水質予測等の各種情報を収集・整理することにより、各水域における類型指定を進める。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規基準項目に係る水域類型指定検討調査							

3. 施策の効果

国のあてはめ水域（228水域）について、新規追加項目に係る利水状況、水質状況の実態及び将来水質予測等の各種情報を収集・整理することにより、陸域環境基準の類型指定を行い、概ね7年程度で各流域での水環境保全施策の推進を図る。

新たな水質管理手法に係る類型指定調査

(背景): 既存の水質環境基準(生活環境項目)の体系は設定から35年以上経過。

- ・その間に、公共用水域の保全・利用状況や国内外の諸制度に変化
- ・水質分析に関する技術的な進展、水質と生態系との関連に関する科学的な理解の進展
→ 水質環境基準を取り巻く社会・自然状況は大きく様変わり

・湖沼環境保全制度のあり方(H17年)
・第6次水質総量制度のあり方について
(中環審答申)

・BOD・COD等の環境基準達成状況だけでは水環境の保全が国民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくい。

生活環境項目の見直し検討
(H19~21年度)

- ・生活環境項目に関する水利用上等の課題抽出
- ・新しい環境基準項目の整理・検討
- ・今後の環境項目の見直しに係る方向性の整理

底層DO、透明度等について新たな項目としての設定を検討

各水域で類型指定することで具体的な環境基準値の決定

各水域(228水域)における新規追加項目に係る利水用途等の情報収集・整理

- ・利水状況調査
- ・水質状況調査
- ・将来水質予測 等

各水域における類型指定の実施により、各流域での水環境保全施策の推進を図る

(新)WET手法を活用した排水規制手法検討調査

37百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

実際の工場等の排水には低濃度ではあっても多様な未規制の化学物質が含まれ、それらの物質は科学技術の発展に伴い増加している。この影響については依然として未知な部分が多く、現状の一律排水規制のみでは、新たな水質問題に対して迅速に対応することが難しい。安全・安心な水環境を確保し、排水に起因する水質汚濁による人や水生生物への悪影響を未然かつ効率的に防止するためには、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法が必要である。

このため、工場等からの排水中の化学物質による影響を総合的に把握し、対策を講じ、排水による環境影響の低減を図るWET(Whole Effluent Toxicity)手法を活用した新たな規制手法について調査・検討を行う。

2. 事業計画

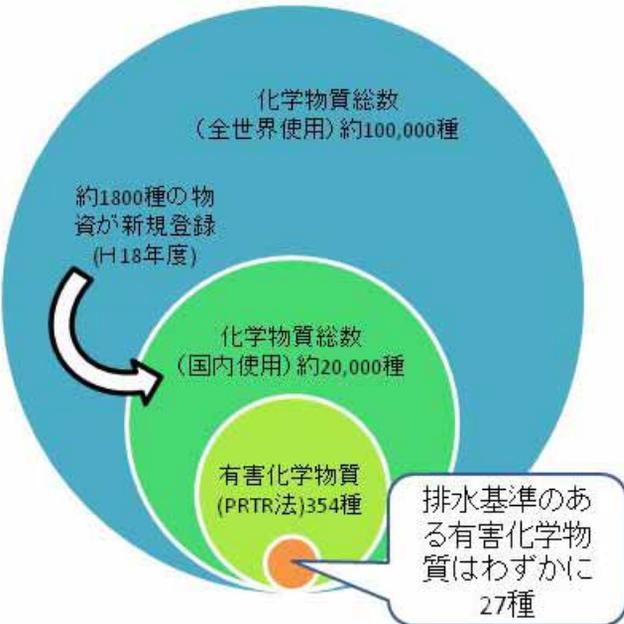
調査項目	H21	H22	H23	H24
・WET手法を導入している海外事例調査	-----	-----		
・WET手法の国内適用上の問題点等についての検討調査		-----	-----	
・バイオテクノロジー等を用いた環境水及び排水の環境影響評価手法の検討	-----	-----	-----	
・WET手法を用いた水質管理のモデル的試行			-----	-----
・WET手法による水質管理手法ガイドライン作成			-----	-----
・WET手法を用いた排水規制のあり方の検討			-----	-----

3. 施策の効果

環境中の水質や工場等からの排水中の化学物質による影響を総合的に評価することにより、これまで個別の物質について人への健康影響等を評価した上で排水基準を設定し管理していくという手法だけでは難しかった、新たな水質問題への迅速かつ効率的な対応が可能になると共に、未然防止のための対策を講ずることができる。

WET手法を活用した排水規制手法検討調査

(WET = Whole Effluent Toxicity)



< 背景 >

事業所からの排水には、基準項目に設定されている物質の他にも多様な化学物質が含まれ、それらの影響は未知な部分が多い

水質汚濁による人や水生生物への悪影響を未然かつ迅速に防止する手法が必要

海外においても排水全体の毒性をとらえて規制するWET手法が導入されている

→排水中に含まれる多様な化学物質の総合的な影響を評価し、適切に管理する必要がある

諸外国の制度調査、国内適用上の問題点について検討調査

WET手法を用いた水質管理手法のモデル的試行とガイドライン作成



カドミウム
0.1mg/L

BOD
160mg/L

鉛
0.5mg/L

化学物質の複合影響・未規制物質による水質問題への迅速な対応が難しい

従来の一律排水規制

多様な化学物質を総合的に評価

毒性の有無を総合的に評価するため、

一律排水規制を効果的に補完することが可能
WET手法による排水規制

WET手法を用いた新たな排水規制のあり方の検討

3 Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査

20百万円(20百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

工場等からの排水については、水質汚濁防止法により規制が行われているが、一部業種については排水処理に技術的な問題を抱えていることにより十分な対策を行うことが難しく、現在も21業種について暫定排水基準が適用されている。

このような業種に対し、水環境保全の観点から一律排水基準の達成が求められており、そのための技術的なフォローアップが必要である。特に、排水処理に係る経済的な負担を軽減するために、3 Rの概念を組み込んだ排水処理方法の検討が求められている。

本調査では、これらの課題解決に向けた各業界の取り組みを支援するため、産官学一体となった意見交換や技術開発を実施するための検討会を設置する。また、特に技術開発が困難な温泉排水処理技術については、技術開発を促進するための排水調査及び現地実証試験を実施する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2
既存排水処理技術の調査及び課題抽出	
事業所における排水実態等調査	
3 Rの概念を組み込んだ排水処理技術に係る技術的検討	
排水処理技術現地実証試験	

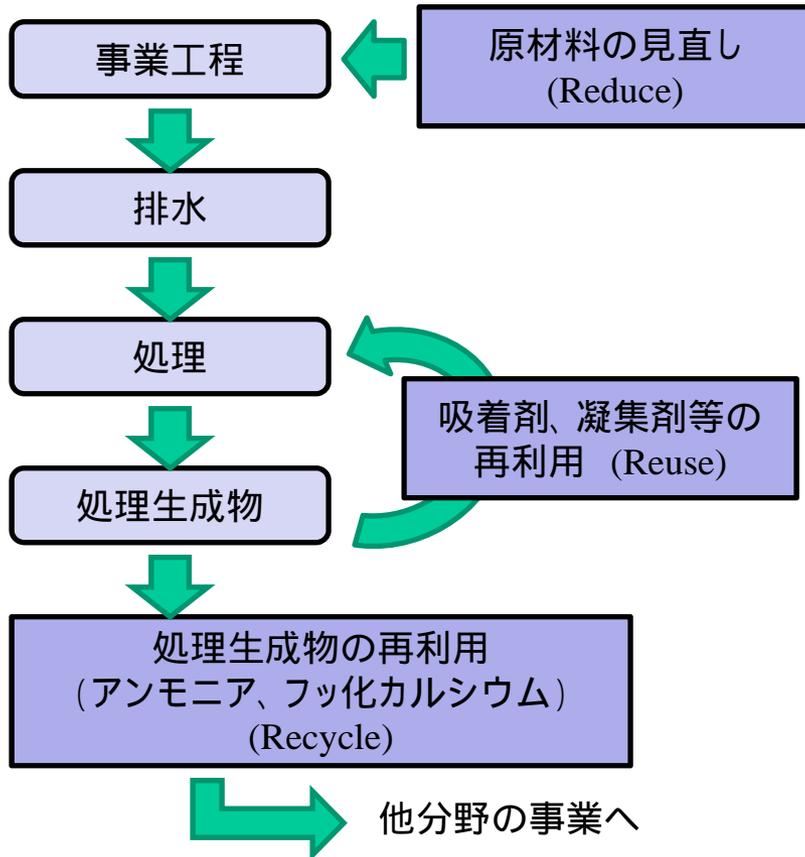
3. 施策の効果

排水処理が困難な業種に対し、技術的な観点から処理技術開発や適切な運用方法についての助言を行うことにより、業界の取り組みが促進される。これにより、暫定排水基準の撤廃や強化も促進されることが見込まれる。

3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査

排水処理に技術的な問題を抱えていることにより、一律排水基準を達成できない業種が存在
 既存排水処理技術の調査及び課題抽出
 事業場における排水実態等調査
 3Rの概念を組み込んだ排水処理技術に係る技術的検討
 排水処理技術現地実証試験
 →技術的な側面から処理技術開発や適切な運用方法について助言を行い、
 業界の取り組みを促進させ、暫定排水基準の撤廃・強化を目指す。

3Rの概念を組み込んだ排水処理技術の概念図



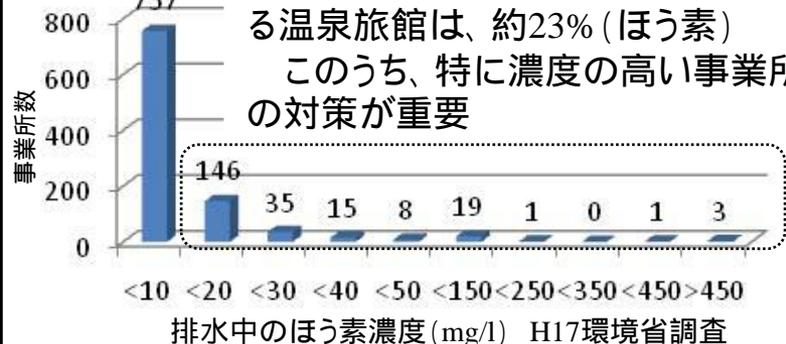
温泉施設特有の課題

排水中の成分が多様
 既存技術による排水処理の阻害要因になることも多い

温泉旅館は規制されているが同じ温泉を使う日帰り温泉施設等は規制対象外
 業界に不公平間がある



一律基準を超える濃度排水を行っている温泉旅館は、約23% (ほう素)
 このうち、特に濃度の高い事業所への対策が重要



排水実態調査と現地実証試験が必要

(新)水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費

21百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

近年の急激な人口増加に伴い、水需給が逼迫している他、水質の悪化、水系生態系の変化など、様々な水問題が世界各地で顕在化してきている。これら国際的な広がりを持つ水問題に対応するためには、海外の環境状況との比較が可能な体制を整備することが必要であり、このような状況を踏まえ、体制整備の一つである水質監視手法の統一化を図るため、環境基本法及び水質汚濁防止法に基づいて定められている公共用水域及び工場排水に係る公定分析法について、国際的な標準となっているISO規格との整合化に向けた調査、検討を行う。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
1. 環境基準項目及び排水基準項目に係る公定分析法と国際規格（ISO）の情報整理、技術比較調査		→	
2. 公定分析法改正に係る調査・検討			→

3. 施策の効果

国際規格として採用されている先進的・効率的な分析法と整合させることにより、日本の分析精度の国際的な信頼性をより一層高めるとともに、国際的な水質分析技術等の統一化を図る。

これらにより、水環境分野における国際協調が図られ、国際的かつ多面的な課題を有する水問題の解決における日本の国際協力・貢献の推進に資する。

水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費

背景

- 国際的な広がりを持つ水環境問題に対応するため、海外の水環境状況との比較が可能な体制を整備することが必要。
- 体制整備にあたっては、水質監視手法の統一化が必要であり、国際的な標準であるISO規格との整合化を図っていくことが重要。

公共用水域及び排水に係る測定体制

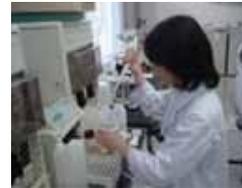
- ◆ 公共用水域(国、地方公共団体による測定)
- ◆ 工場排水(事業者の自主測定、地方公共団体による測定)



環境基本法及び水質汚濁防止法に基づく測定方法(公定分析法)により分析を実施

調査検討内容

- ・ISOとの技術比較
- ・分析法の確認試験を実施



国際標準との整合化

公定分析法の改定

国際標準化機構(ISO)による水質分析法

整合化

ISO規格

経済産業省では

- ✓日本の優れた技術の国際標準化(ISO化)
- ✓その他の国内規格(JIS)の整合化を実施

➤ 日本の分析精度の国際的な信頼性をより一層高めるとともに、国際的な水質分析技術等の統一化を図る。

➤ 水環境分野における国際協調が図られ、国際的かつ多面的な課題を有する水問題の解決における日本の国際協力・貢献の推進に資する。

1. 事業の概要

自治体を対象に実施している地下水汚染事例アンケート調査等では、ガソリンスタンド（貯油事業場）からの漏洩等が原因と思われる、油類による地下水汚染が多数報告されているものの、油類による地下水汚染の実態については、正確には把握されていない。

また、貯油施設については、水質汚濁防止法の事故時の措置の対象であるものの、地下浸透規制及び浄化措置命令の対象外であること等から、これまで十分な対策が講じられてこなかった。

このような現状に鑑み本調査では、

(1) 油類による地下水汚染の実態把握

自治体及び、ガソリンスタンド業者にアンケート及びヒアリングを実施し、地下水汚染のリスクに応じ、現地調査対象を絞り、施設調査及び分析を実施する。また、漏えいの経緯、汚染物質の挙動を把握する。

(2) 油汚染の未然防止策の検討

地下水汚染の早期発見に資する技術、設備などの簡易なモニタリング手法を検討する。未然防止対策についても併せて検討する。

(3) 油汚染を含む調査対策指針の策定

事業者による調査対策を推進するため、油類による地下水汚染にかかる調査対策手法をとりまとめる。とりまとめにあたっては、平成10年度に策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」（土壌部分は平成15年にすでに廃止）について、新たな知見にもとづき整理し、最新の調査対策手法と浄化技術を盛り込むとともに、併せて、新たに油汚染の調査対策手法を示すことにより、総合的な地下水調査対策指針及びその運用基準を策定することとする。

2 . 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
油類による地下水汚染の実態把握	←		→
油汚染の未然防止策の検討		←	→
油汚染を含む調査対策指針の策定	←		→

3 . 施策の効果

油類による地下水汚染の実態を把握し、早期発見、未然防止の手法を示すことで、効果的なモニタリングが推進され、また、新たな指針の策定により、自治体・事業者による地下水汚染の効果的な調査・対策が推進されることから、人の健康被害の防止や地下水質環境の保全が図られる。

油汚染等地下水汚染対策調査

背景

油類による地下水汚染の報告多数

しかし

（水質汚濁防止法による規制は不十分…）
実態把握、調査、対策が進んでいない

【設置届出（第5条）】

貯油施設（タンク）届出対象外

【事故時の措置（第14条の2）】

汚染拡散防止が目的、浄化は対象外

【浄化措置命令（第14条の3）】

発動要件を満たさない

課題

油類による地下水の汚染実態及び地下水汚染の挙動の把握

自主的なモニタリングの推進（調査が進まず汚染発見が遅れる傾向）

浄化等の対策の推進（自主的取組に委ねられており対策が進んでいない）

油類による地下水汚染対策の検討

油類による地下水汚染の全国的な実態把握調査

油類による地下水汚染の調査対策指針策定

油類汚染の未然防止策の検討

効果

油類による地下水汚染の未然防止と早期発見による汚染拡散防止が図られる

(新)地下水質管理的確化調査 30百万円 (30百万円)

水・大気環境局
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要（背景及び目的）

地下水の水質保全対策は、地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成を目的に推進されている。地下水環境基準は、人の健康を保護する観点から平成9年に設定され、用途等を問わずすべての地下水に適用されている。

現在、環境基準の設定から10年が経過したが、依然として硝酸性窒素等については環境基準は達成されておらず、また、地下水質の環境基準についても様々な課題が浮かび上がっている。

他方、地方公共団体においては、財政状況の逼迫や、団塊世代の大量退職等の中で、地下水保全業務を効率化しながらも健康被害の防止等をより確実に行う必要性が高まっている。

本調査は、かかる現状をふまえ、地下水質の環境基準の在り方や地下水質管理方法について調査検討を行い、地下水質保全対策効率的な実施を推進するものである。

(1) 地下水の水質汚濁の生態系・生活環境への影響調査

地下水にかかる環境基準の設定においては、まずは健康への影響について検討を行うこととされ、生態系の影響についての懸念を示しながらも「生態系全体への影響も視野に入れた基準の在り方を今後検討すべきである。」（平成9年3月中央環境審議会答申）と先延ばししたという経緯がある。にもかかわらず、地下水汚濁の生態系への影響については、これまで具体的な調査及び検討はほとんど行われてこなかった。

このため、例えば地下水が油や融雪剤等の環境基準が設定されていない物質によって汚染されたとしても、どのような影響が生ずるのか、どのような基準により対策の必要性を判断するかについての知見の蓄積が無いという現状がある。

本調査では、実際の汚染事例調査及びシミュレーションによる解析等により、地下水汚濁の生態系への影響を調査し、また、地方公共団体の対応等について事例を収集する。これらをふまえ、生態系・生活環境の維持のための望ましい環境基準の在り方及び、規制等の具体的対策について検討する。

(2) 自然的原因による地下水汚染の管理方法検討調査

自然的原因による地下水汚染については、浄化対策が困難であることを踏まえ、環境基準の具体的な達成期間は設けないこととされているものの、人の健康被害を防止する観点からは、汚染原因の如何に関わらず、適切に水質が保全される必要がある。

現在、自然的原因による地下水汚染は、汚染原因が判明している地下水汚染事例の約4分の1（重金属等の汚染の約9割）を占めているが、地下水汚染が自然的原因と判断し対策を講ずるための具体的な基準や汚染地下水の管理方法についての統一的な指針が存在せず、各地方公共団体が独自に対策を講じているのが現状である。

本調査では、自然的原因による地下水汚染の調査・判断・管理方法の検討を行う。

(3) 状況に応じた地下水質管理の方法検討

人の健康の保護にかかる環境基準はすべての地下水に一律に適用されることとされている。しかし、地下水の用途や周囲の環境等は井戸や地域によって異なり、汚染状況やその対策の必要性も地域によって異なっている。このため、現実に限られた予算やキャパシティーの中で健康被害の防止等の安全管理を確実にかつ効率的に実施するためには、地下水の状況に応じた管理方法が必要となる。

本調査においては、地下水飲用地域（あるいは、汚染拡大の防止が第一の目的となるような、地下水非飲用地域）等、重点的・優先的に対策の必要な地域において効率的・効果的に対策を講ずるための方策や地下水の状況に応じた管理方法のあり方等について検討を行う。

(4) 地下水にかかる環境基準の在り方等についての検討

地下水にかかる環境基準設定後10年を経過していることから、この間の科学的知見の集積、土壌・公共用水等にかかる規制の見直し状況、地下水における物質の検出状況、日本における有害物質の使用状況等をふまえ、地下水にかかる環境基準の在り方について見直しを行う。

また、硝酸性窒素等の環境基準を達成していない物質について環境基準を達成するための総合的な対策や汚染対策指針等の見直しについても検討を行う。

2. 事業計画

調査項目	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
(1)地下水の水質汚濁の生態系・生活環境への影響調査					
(2)自然的原因による地下水汚染の管理方法検討調査					
(3)状況に応じた地下水質管理の方法検討					
(4)地下水にかかる環境基準の在り方等についての検討					

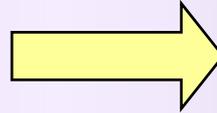
3. 施策の効果

より効果的な地下水質保全行政が確立され、人の健康被害の防止や地下水質環境の保全が図られる。

硝酸性窒素対策等地下水質管理の確化調査

背景

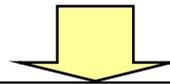
自治体の財政状況の逼迫
団塊世代の大量退職



効率的・効果的な
地下水質管理が必要

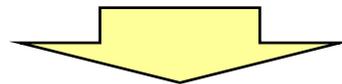
課題

依然高い環境基準超過率
(硝酸性窒素 基準超過率 4.1%)



硝酸性窒素の効率的な 総合対策の検討

地域ごとの硝酸性窒素等対策推進計画策定の支援



目標

地下水質の効率的・効果的な管理の推進

(新)次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境
指標の調査体制構築に向けた検討調査 16百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

人口や産業が集中し、汚濁負荷が滞留しやすい閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量規制が実施されているが、大規模事業場からの汚濁負荷はこれまでの規制により一定の削減が達成されており、その他の対策の重要性が相対的に高まっている。そこで、生活排水対策や面源系負荷の削減といった諸施策を最適に実施するための検討を行い、次期水質総量規制における各汚濁負荷源別の削減目標量に反映することにより、効果的な海域環境の改善に資するものである。

また、次期水質総量規制の効果を的確に把握するため、新たな水環境指標としての底層の溶存酸素と透明度に対応した調査体制を構築するものである。

2. 事業計画

調査項目	H21 d	H22 d	H23 d
次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化	—	—	→
新たな水環境指標に対応した調査体制構築	—	—	→

3. 施策の効果

生活排水対策や面源系負荷の削減といった諸施策を最適に実施するための検討を反映した各汚濁負荷源別の削減目標量に基づく次期水質総量規制を実施することにより、効果的な海域環境の改善が図られるとともに、新たな水環境指標に対応した調査体制を構築することにより、次期水質総量規制の効果を的確に把握することができる。

次期水質総量規制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査

水質総量規制

- 主要な閉鎖性海域を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減するため、昭和54年から実施
- 対象項目はCOD、窒素及びりん
- 水質の改善等一定の効果はあったものの、貧酸素水塊などの問題が依然として発生
- 現在は平成21年度を目標年度とした第6次水質総量規制を実施中

第6次水質総量規制の実施に向けた検討において、今後の課題として

効果的な対策の検討が必要

- 特に、これまで一定の削減が図られてきた大規模事業場以外の汚濁負荷源(生活系、小規模・未規制事業場、面源系)に対する対策を実施していくことが重要との指摘

産業界からも指摘

目標とすべき水質の検討が必要

- 海域環境の変化や新たな科学的知見を踏まえ、目標とすべき水質とその評価についての検討が必要

新たな水環境指標として、
底層の溶存酸素、透明度を検討中

生活排水対策や面源系負荷の削減といった諸施策を最適に実施するための検討

次期水質総量規制における各汚濁負荷源別の削減目標量に反映

次期水質総量規制の実施による効果的な海域環境の改善

新たな水環境指標に対応した海域調査体制の構築

次期水質総量規制の効果の的確な把握

< 閉鎖性海域の水環境改善の推進 >

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

本事業は、平成19年6月に閣議決定された21世紀環境立国戦略において、今後1、2年で重点的に着手すべき環境政策として位置付けられた豊饒の「里海」の創生を図るため、地域における里海の創生に向けた動きを支援することを目的とする。

このため、地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動に取り組んでいる海域をモデル海域に選定し、現地調査等の支援を行うとともに、今後の新たな里海創生活動において事前に留意すべき事項、実施すべき取組及び期待される成果効果等を収集整理し、里海づくりマニュアルとして取りまとめ、国内外に発信するものである。

平成21年度からは、里海づくりマニュアルを全国の海域の実情に応じて運用できるものとするため、モデル海域において類型毎の標準的な里海創生計画案の作成、里海創生データネットワークの検討を行うとともに、先進的な活動事例を里海30選（仮）として選定するものである。

2. 事業計画

	H20 d	H21 d	H22 d
モデル海域の選定基準策定・選定			
モデル海域の現地調査			
類型毎の標準的な里海創生計画案の作成			
里海30選（仮）の選定			
里海創生データネットワークの検討			
里海づくりマニュアルの作成			
シンポジウムの開催、広報等の実施			
海外への情報発信			

3. 施策の効果

国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資する。また、市民参加型の普及啓発活動を通じた地域活性化や、アジア圏の沿岸環境保全にも貢献する。更にモニタリングサイト1000などの調査とデータの共有化を図り、海域のデータの充実を図る。

里海創生支援事業(平成20~22年度)

漁業衰退による物質循環の低下 生物生息環境の悪化による生態系の劣化 国民の無関心

- ・21世紀環境立国戦略(豊饒の「里海」の創生を位置付け)
- ・第三次生物多様性国家戦略、海洋基本計画(「里海」概念の具体化、重要性の明記)

陸域と沿岸域の一体性について国民の理解を深めるとともに、人間と海との共生を推進し、人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進する。

モデル海域の支援

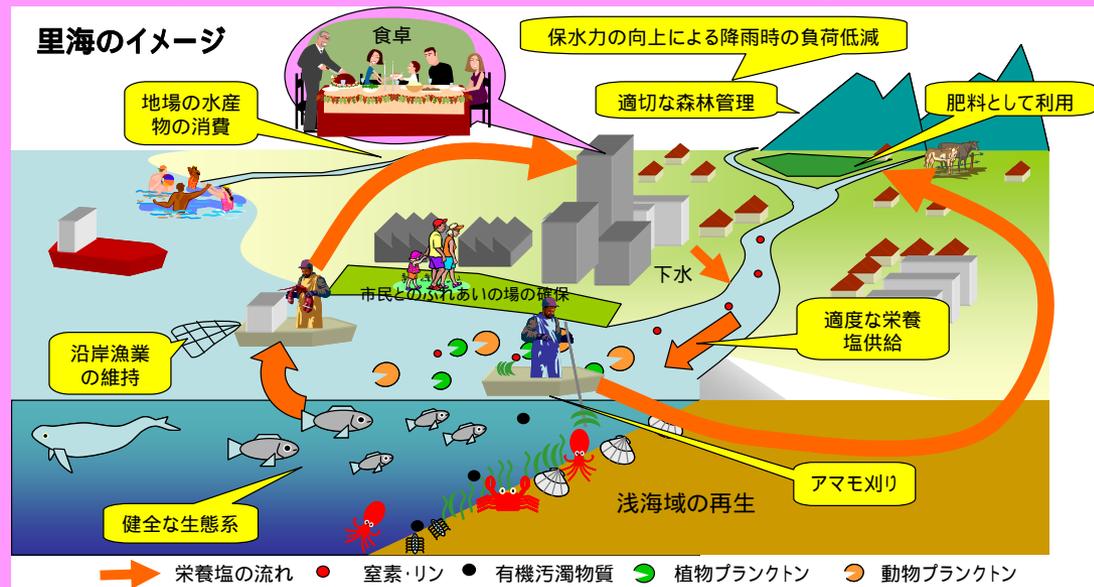
- ・地方公共団体が参画する海域環境の保全や海との共生に資する活動に取り組む海域から選定
- ・現地調査等の支援を実施
- ・類型毎の標準的な里海創生計画案を作成

里海30選(仮)の選定

- ・今後の新たな里海創生において参考とすべき先進的な海域を選定

里海づくりマニュアルの策定

- ・事業成果を取りまとめて作成



シンポジウムの開催、広報等の実施

海外への情報発信

地域の実情を踏まえた里海づくりの推進

(新)モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証

34百万円(0百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

モデル地域における未利用水有効活用検証

モデル地域において、地下湧水等の未利用水を活用し、都市におけるヒートアイランド対策の推進を図るためのフィージビリティスタディを行う。

具体的には、皇居外苑濠等のモデル地域において地下湧水等を活用した場合のヒートアイランド改善効果を把握するとともに、地盤沈下等への環境影響を検証する。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
モデル地域における未利用水・未利用エネルギー有効活用検証					

3. 施策の効果

都市において未だ活用されていない水の有効資源を活用することにより石油資源の消費を削減できれば、人工排熱の低減等によりクールシティの実現に役立つとともに、CO₂の排出抑制により地球温暖化防止にも役立つ。

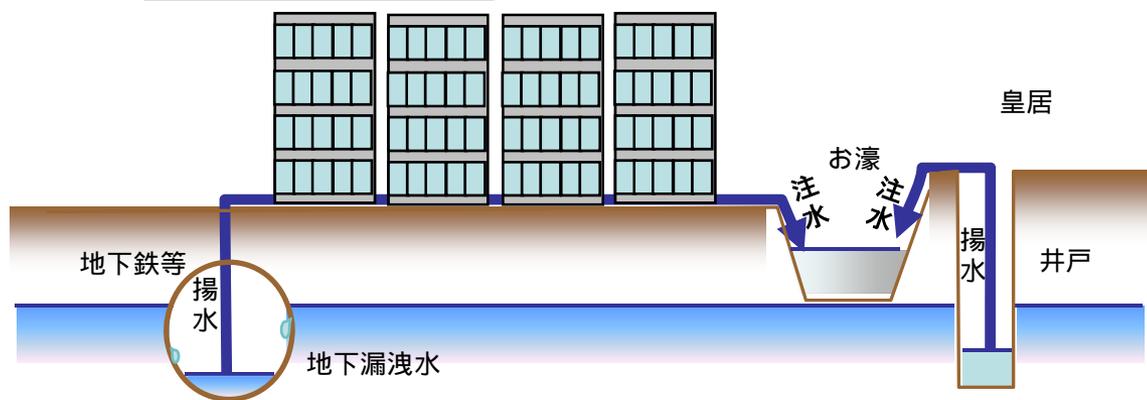
モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証

背景・目的

未利用水を活用することにより、ヒートアイランド現象の要因を削減するとともに、省CO₂化や都市環境の改善を図る。

- ・環境基本計画（平成18年4月）（閣議決定）
都市内河川や地下湧水、下水の高度処理水等の利用推進
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月）（閣議決定）
風の通り道や景観にも配慮した、水と緑あふれるまちづくりを推進

(例) 未利用水活用例



未利用水の有効活用を検討（皇居外苑濠を活用したクールシティ'効果の向上など）

効果

未利用水活用によるクールシティの創出

スケジュール

平成21年度～平成22年度
未利用水の有効活用調査

熱中症予防情報の提供及びモニタリング

17百万円(10百万円)

水・大気環境局 大気生活環境室

1．事業の概要

熱中症による健康被害を防止するため、高温環境の指標であるWBGT（Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度））の予測値を用い、インターネットを通じた熱中症予防情報の提供を行う。

また、観測装置を用いてWBGTのモニタリングを行い、予測値の補正を行いながら予防情報の精度向上を図ることに加え、ヒートアイランド現象による熱ストレスが顕著な地域において、WBGTのモニタリングポイントを増強し、よりきめ細かな熱中症予防情報の提供を行う。

2．事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23
熱中症予防情報の提供及びモニタリング					

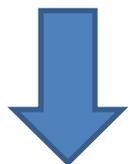
3．施策の効果

ヒートアイランド現象が顕著に見られる地域においてWBGTのモニタリングポイントを増強することに加え、インターネット等を通じて熱中症予防情報を提供することにより、熱中症による国民の健康被害を未然に防止することができる。

熱中症予防情報の提供・モニタリング

全国6箇所でWBGTを実測

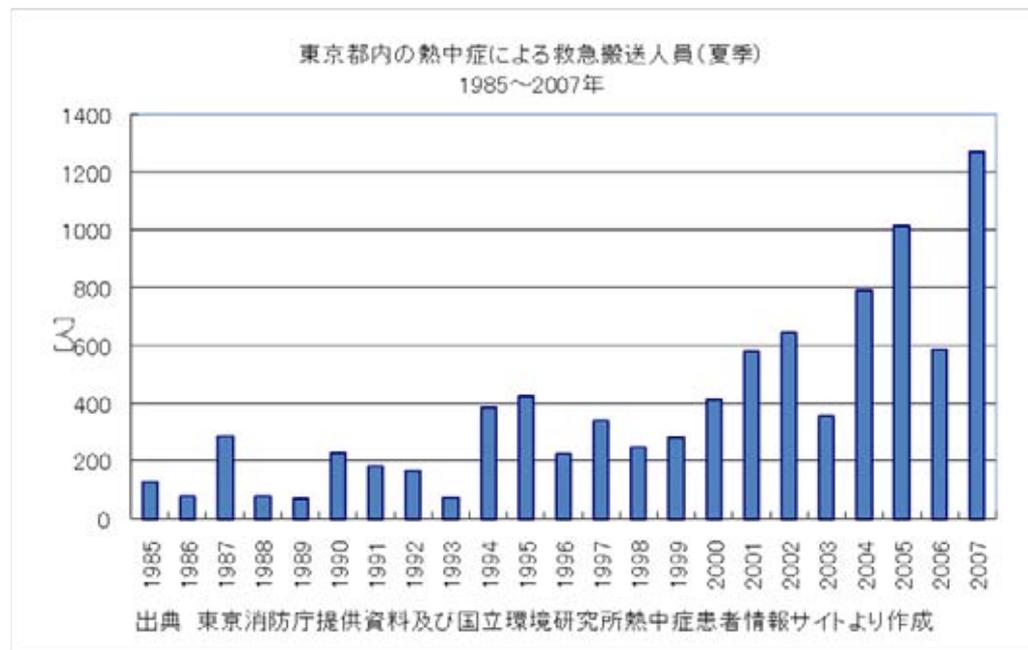
インターネットを通じ、WBGTの実測値及び予報値（都道府県毎）を提供



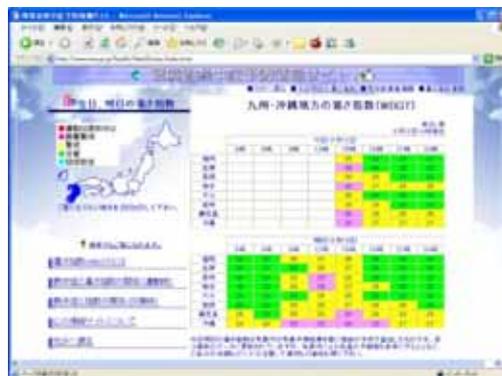
新たに...

WBGTの実測地点をヒートアイランド現象が顕著に見られる大都市地域を中心に増強

WBGTの実測値等のよりきめ細かな情報提供の実施



熱中症患者数の推移



(1) 熱中症予防情報サイト



(2) WBGT計の設置状況

(新) やすらぎの水環境再生事業費

3百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課
地下水・地盤環境室

1．事業の概要

都市域の水辺空間は、季節のうつろいを感じる観光地としてのシンボルであるとともに、地域の憩いの場、散策の場として利用され、景観や水辺の快適性を構成する重要な役割を担っているが、近年、湧水の枯渇、排水の流入など水質悪化が課題となってきた。

これら都市域の水辺空間について、水環境の再生や水環境保全の事例を踏まえ、地域のシンボルとなっている池やお濠等を対象として、現状分析及び課題抽出し、地下水や中水などの導入による水環境再生の実証調査を行う。

また、それらの結果を基に水環境再生のためのガイドラインの作成を行う。

2．事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
・ お濠水辺の再生実態把握調査 ・ 環境用水導入の課題抽出検討 ・ お濠におけるシミュレーションによる実証調査 ・ 都市域水辺再生ガイドライン作成			

3．施策の効果

多くの人々が訪れる、地域のシンボル及び憩いの場である都市域の池やお濠等の水環境の再生を図る。

また、人々が集まり注目度の高い水辺の水質改善を推進することにより水質保全に関する国民意識の高揚を図る。

やすらぎの水環境再生事業費

都市のシンボルであり、憩いとして重要である都市域の水辺空間

水環境悪化



アオコの発生等により、水質・景観の悪化、異臭が発生

お濠水辺の再生実態の把握

環境用水の導入等の検討
水環境再生の実証調査

都市域の水辺再生
ガイドライン作成



地方公共団体等を通じた水質改善の実施



**地域のシンボル及び憩いの場である都市域のお濠等の水環境の再生
注目度の高い水辺の水質改善による水質保全意識の高揚**

(新) 皇居外苑濠環境保全調査

自然環境局総務課
水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

皇居外苑濠は、観光地としての我が国のシンボルであるとともに、季節のうつろいを感じることができる重要な憩いの場、散策の場として利用され、景観や水辺の快適性を構成する重要な役割を担っているが、近年、アオコの発生等、水質悪化が課題となってきた。

これまで、濠水浄化施設の運転、お濠の底泥の浚渫、アオコの回収等を実施してきたが、水質の改善が十分ではなく更なる改善が求められている。

このため、やすらぎの水環境再生事業として、お濠の水環境の現状分析及び課題抽出を行い、地下水や中水の導入等による水環境再生についてシミュレーションを用いた実証調査を行う。併せて、自然公園等事業の一環として、堆積汚泥量及び底質調査等を行う。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22
(やすらぎの水環境再生事業)		
・お濠水辺再生実態把握調査	→	
・環境用水導入の課題抽出検討	→	
・お濠におけるシミュレーションによる実証調査		→
(自然公園等事業(公共))		
・皇居外苑濠環境保全調査		→

3. 施策の効果

実態把握調査等の結果を踏まえ、皇居外苑濠の水環境改善を図るための本格的事業を実施する。

皇居外苑濠環境保全調査

皇居外苑濠の水辺空間

- ・我が国のシンボル
- ・重要な憩いの場

< 現状 >

- ・水源を雨水に依存
- ・汚濁原因物質の流入 等



水環境悪化



千鳥ヶ淵 (H20.7.1撮影)

関係部局と連携した実態把握調査等の実施

環境省

やすらぎの水環境再生事業 (水・大気環境局)

環境用水の導入等の検討、シミュレーションモデルの作成・解析

自然公園等事業費 (公共) (皇居外苑濠環境保全調査) (自然環境局)

堆積汚泥量及び底質等調査等

- ・国交省、東京都とも連携



皇居外苑濠水環境改善のための本格的事業の実施

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業の被害などの深刻化が指摘されている。漂流・漂着ゴミについて、より効果的な発生源対策や回収・処理を進めるためには、漂着の状況と地域の特性を踏まえた取組が必要である。このため、一定範囲の海岸のモデル地域において、地域全体の漂着ゴミの状況や地域特性について情報を収集し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を検討する。また、漂流・漂着ゴミの全国的な実態把握を行うため、漂着ゴミモニタリングの国内外での取組事例を整理するとともに、フィールド調査を実施し、我が国において適切な漂着ゴミのモニタリングガイドラインを策定する。

2. 事業計画

（1）漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

19～20年度のモデル地域（7県11海岸）での調査結果を踏まえ、21～22年度では、新たなモデル地域等で各調査（概況調査、クリーンアップ調査、フォローアップ調査等）及び検討会を運営し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

（2）漂着ゴミ状況把握手法開発調査

地方公共団体やNGO等と連携し、漂着ゴミのモニタリングを試行し、モニタリング実施に当たっての課題等を整理する。また、検討会を設置し、地域の関係者との連携による漂着ゴミのモニタリング手法について検討し、ガイドラインを策定する。

3. 施策の効果

地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの効率的かつ効果的な状況把握、回収・処理方法を確立し、国際的な連携と相まって、漂流・漂着ゴミの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査の概要

モデル調査の内容

三種類の調査

概況調査

モデル地域を含む一連の海岸線について、概況(漂着ゴミの状況、ゴミ発生源の有無、ゴミ処理施設の有無等)や地域の取組状況等を調査する。

クリーンアップ調査

モデル地域において、共通の手法を用いて漂着ゴミを回収、分類、集計する。
モデル地域の調査区域の清掃を行い、地域特性に応じた効率的・効果的な回収・処理方法を検討する。

フォローアップ調査

クリーンアップ調査による清掃後、モニタリングにより定期的に漂着状況を把握する。
漂着状況の時間的・空間的分析等を実施する。

【総括検討会】

調査全体の企画、進捗状況の管理、全体の調査結果のとりまとめ等を行う。

【地域検討会】

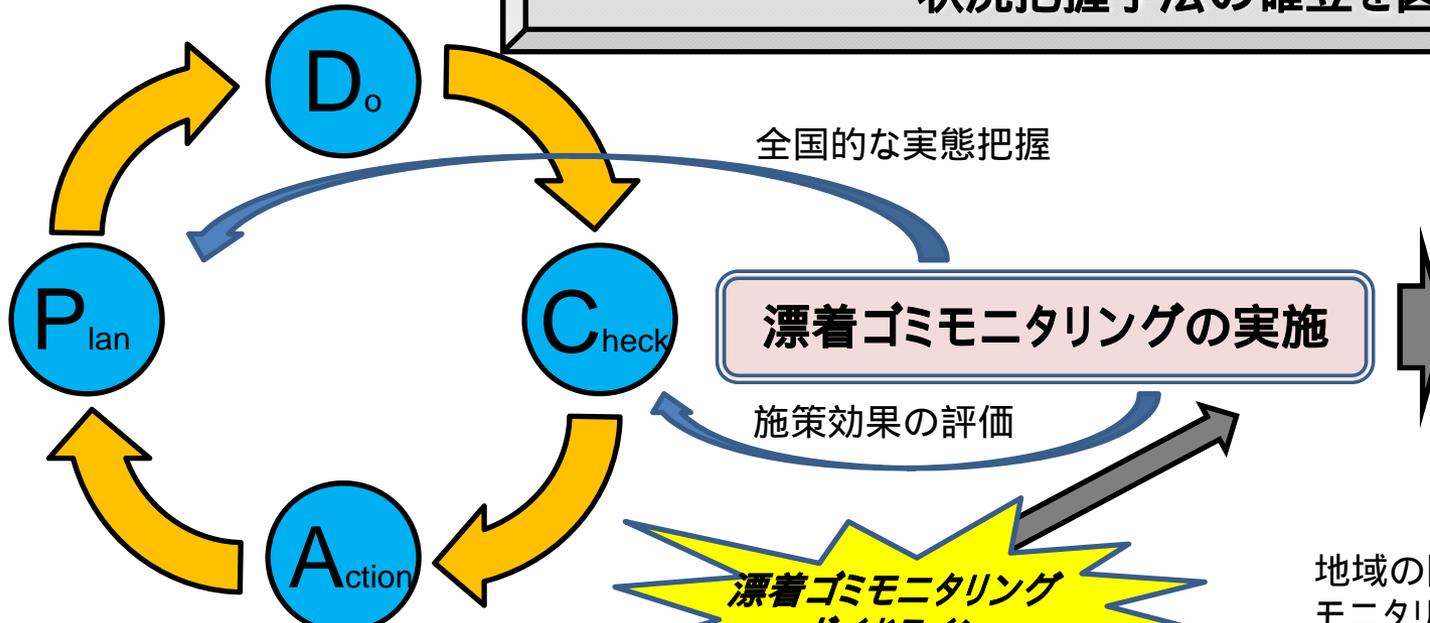
モデル地域毎に地域の関係者により構成し、地域の実情に応じた調査の企画、効果的な対策のあり方の検討等を行う。

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の確立を図る

漂着ゴミ状況把握手法開発調査

漂着ゴミ対策のPDCA
サイクルを補完

地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な
状況把握手法の確立を図る



漂着ゴミ対策の実施に関する内容については、
「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」により
技術的に支援

(1) 漂着ゴミモニタリングガイド ラインの策定

- ・学識経験者、地方公共団体、
NGO等による検討会
- ・国内NGO等、関係国、国際
機関の取組調査

(2) 漂着ゴミモニタリングの フィールド調査

- ・漂着ゴミモニタリングの試行
- ・効率的・効果的な状況把握手
法の検討

地域の関係者等による漂着ゴミの
モニタリング



海洋基本計画推進経費

93百万円（112百万円）

地球環境局環境保全対策課

1．事業の概要

平成19年7月に施行された海洋基本法に基づき、海洋に関する基本姿勢が明確化されるとともに、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための体制が確立され、平成20年3月に海洋基本計画が閣議決定された。本計画では、

(1) 特に沖合の海洋汚染物質の発生源の解明・分析のための情報の整理等及び陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握、評価、予測等の着実な実施

(2) 油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画に基づく、沿岸海域に係る防除活動等を効果的に行うための整備の促進

(3) 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の国際的枠組みの下での関係国との海洋環境保全の促進

など、海洋環境保全のため必要な措置を講じていくことが示されており、本計画のうち、上記に係る事業を総合的に実施する。

2．事業計画

(1) 海洋環境モニタリング推進

我が国周辺における海洋環境把握のための代表的な海域及び廃棄物海洋投入処分海域において海洋環境モニタリングを実施するとともに、モニタリングの高度化等に関する検討を行う。

(2) 油等汚染対策国内対応事業

油流出事故対応の沿岸環境脆弱図の更新を行うとともに、有害液体物質流出事故対応の沿岸環境脆弱図の作成及びマニュアルの策定等を行う。

(3) 北西太平洋地域海行動計画推進

NOWPAPの下、日本海・黄海における海洋環境保全の取組を推進する。

3．施策の効果

本事業を総合的に実施し、海洋環境保全の推進を図ることにより海洋基本計画の推進に資する。

海洋基本計画推進経費

海洋基本法施行(平成19年7月)



海洋基本計画の策定

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 海洋環境の保全等

沖合の海洋汚染物質の発生源の情報の整理、とりまとめ、及び陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握、評価、予測等の着実な実施

油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画に基づき、沿岸海域に係る防除活動等を効果的に行うための整備の促進

北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の国際的枠組みの下での海洋環境保全の促進

(1)海洋環境モニタリング推進費

(2)油等汚染対策国内対応事業費

(3)北西太平洋地域海行動計画推進費

国際連合地域開発センター拠出金

30百万円(30百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

アジア地域ではモータリゼーションの進展により環境負荷が著しく増大し、環境的に持続可能な交通(E S T)の実現が喫緊の課題である。そこでアジア地域一体でE S T推進を図る地域協力の枠組みを、平成17年に我が国と国連地域開発センター主導で構築している。事業は、「政府ハイレベル政策対話の継続実施」、「国別戦略プラン策定」等の4本柱で構成されている。これまでに、E S T推進をサポートする国内外専門家チーム結成、アジア地域のE S Tコンセプト策定等の基礎的段階を終えている。なお、平成19年度には、市長レベルによる政策対話を通じた取組強化を図ったほか、新たに南アジア8カ国の参加を得て、地域全体をカバーする取組みに発展した。また、国別戦略策定も進展しており、平成20年3月に開催された第3回フォーラムの場で、第1フェーズ国の中間報告が行われた他、第2フェーズ国としてフィリピン、インドネシアで新たに取組むことが確認されている。今後は、E S T実現に向けた実践・拡充段階として、具体的な事業の実現に向けて取り組んでいく。

日本は、自らの公害克服の経験と智慧等を活かしつつ、共にクリーンアジアを構築すべく、この活動を継続的に支援していく。

2. 事業計画

継続的な政策対話(アジアE S T地域フォーラム)

各国の経験、知見の共有、戦略プラン、アジアイニシアティブの進捗状況、新たな課題等について議論する定期的な政策対話を実施する。

アジアEST戦略の推進

平成19年4月にアジア市長E S T会議を、アジア開発銀行年次総会のプレイベントとして開催したが、E S Tの実現に向け、国連、A D B やJ I C A等の援助機関や民間機関とも引き続き連携していく。

アジアイニシアティブ策定支援

各国の現状や課題を客観的に把握し、取るべき施策の選択を容易にする各種指標等のプラットフォームを構築する。

国別戦略プラン策定支援

各国の状況に応じた各種施策を取纏める。カンボジア、ラオス、ベトナムの計画が今年度完成予定であり、平成21年度は第2フェーズ対象国（インドネシア等）での戦略策定をスタートさせる。

3. 施策の効果

- ・アジア地域全体におけるE S Tの実現に向けた方向付け
- ・アジア地域を中心とした環境国際協力の展開を通じ、わが国のプレゼンスが向上

アジアEST推進事業の全体概要

背景

アジア地域における急速な
経済発展・都市化

モータリゼーションの進展に
起因する環境負荷の深刻化

アジア諸国に広く共通の課題

但し、日本、シンガポール等の
一部先進国では、既に多くの
知見、ノウハウ等をもつ

アジアEST推進に向けた枠組みづくり

アジアEST地域フォーラム

アジア地域の22カ国が参加
(日本、アセアン10カ国、南アジア8カ国、
中国、韓国、モンゴル)

政府間
政策対話

アジア
EST戦略

アジア
イニシアチブ

国別戦略

国連地域開発センターの主導

日本の支援

- ・アジア地域の環境政策に対する影響力確保
- ・交通公害対策先進国としての知見提供などの国際協力
- ・日本発の環境技術・製品等の紹介

水・大気環境局水環境課
地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

中国では、近年、下水道等の汚水処理施設や工場排水処理施設の未整備による水質汚濁や工場などの破損に伴う水質事故、水需要の増大による水不足等の水環境問題が深刻化しており、特に飲用水源等の水質保全が喫緊の課題となっている。このため、水環境分野における国際貢献の視点から、平成18年度より日中共同で中国の水質汚濁の原因分析等に係る調査、水環境に係る課題の要因分析及び対処方策の検討を開始したところである。

このような状況の中、平成19年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明においても、河川・湖沼・海洋・地下水に係る水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれ、水質汚濁物質の総量削減に係わる具体的な協力として、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業の実施に関する覚書」を締結し、モデル事業に着手した。平成21年度以降も引き続き、モデル事業による現地に適応可能な優れた水管理技術等の普及促進方策等を検討することにより、中国における河川、湖沼、地下水等の水環境保全を図る。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
・水環境管理体系、水環境保全モデル事業 実施計画策定	→			
・モデル地区における水環境保全整備事業			→	
・水環境保全整備事業結果の解析及び波及効果の把握				→

3. 施策の効果

本事業により、中国における水環境保全の推進に加え、日中の環境協力強化が図られる。また、日本発の環境技術等が中国で普及されることにより、我が国における環境技術開発が促される。

日中水環境パートナーシップ

平成19年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受けて、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術に係る適用可能モデル事業を行い、現地に合った水環境管理体系を構築する日中水環境パートナーシップを推進する。

中国における水環境問題の現状・課題

下水道等の汚水処理施設や工場排水処理施設の未整備による水質汚濁、工場などの突発事故に伴う水質汚染、水需要の増大による河川流量不足等、水環境問題が深刻化



「国民経済と社会発展第十一次五か年計画」(2006年3月策定)
【目標】化学的酸素要求量(COD)等
主要汚染物質の10%総量削減

日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明(平成19年4月)

「一、飲用水源地保護を強化し、河川・湖沼・海洋・地下水の汚染を防止し、**特に渤海、黄海区域及び長江流域などの重要水域における水質汚濁防止について協力を実施する**」

日本の水環境政策協力

- 平成18年度
 - 『水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業』開始(日中共同調査)
 - ・中国北部の流域における水質汚染状況を中心とした環境状況調査
 - ・水環境に係る課題分析
- 平成19年度
 - ・長江流域等における水環境管理上の課題調査・分析及び18年度調査結果も含めた政策提言
 - ・分散型汚水処理施設の評価及び導入の検討
 - ・水環境管理に関するフォーラム、政策対話の実施

工場等の点源からの排水対策の他、飲用水源地周辺地域等の面源汚染対策等も含めた、総合的な流域の水環境管理による抜本的な水質改善が重要

日本の経験や技術を活かした今後の協力の方向性

工場排水対策

- ・規制の適切な運用
- ・総量規制の導入
- ・工場の管理体制の構築等の検討に係る協力

【政策対話による協力】

生活排水対策

- ・中国において下水道整備が適さない地域等における生活排水対策の促進策等の検討に係る協力

【政策対話及び実証調査による協力】

中国における河川、湖沼、地下水等の水環境保全の推進

日中水環境パートナーシップ

中国では、水質汚濁問題が喫緊の課題。

平成19年4月の日中環境保護共同声明においては、第一項目に水質汚濁防止について協力を実施することが謳われている。

これを受け、平成20年5月に農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書を締結。

【事業概要】

農村地域等に適した分散型生活排水処理技術の導入実証モデル事業やモデル事業等で検討した生活排水処理技術の普及促進方策の検討等を行う。

特に、モデル事業については、20年度から開始した重慶市、江蘇省のモデル地域に加え、新たに2カ所程度のモデル地域を選定し、実証を行う。



- ・処理施設の建設(集落単位)
- ・評価と効果分析、管理指針等の研究

(地域に適応した分散型排水処理施設例)



礫間接触酸化法



回転円板処理法



散水ろ床処理法



階段式水路処理法



1. 事業の概要

安全な水や衛生にアクセスできない人口を半減させることがミレニアム開発目標(MDGs)の一つとなっており、さらに本年開催されたG8サミット及び環境大臣会合において、気候変動等のストレスが淡水資源に及ぼす影響への早急な対応や、水に関する知見と技術の共有の推進等に積極的に取り組むことが議論された。また、第4回アフリカ開発会議(TICAD)においては、我が国のアフリカ環境支援強化が打ち出されたところである。特に、アフリカ地域では水と衛生にアクセスできない人口が多く、また、そこでは湖沼が食料の供給源等として人々の生存を支える等重要な存在であるが、同時に、湖沼環境は地球規模で進行する水資源の枯渇や生物生態系の悪化がもっとも顕著に表れる脆弱な環境である。

このため、我が国の知見を生かしながらアフリカ地域の水環境改善とMDGsの達成に向け、以下を実施する。

アフリカ地域における人々の生存に直結する淡水資源である湖沼にかかるストレスの状況や今後の予測を取りまとめ、緊急な対策が必要なモデル湖沼を選び、その流域を含む水環境管理計画を策定する。

安全な水へのアクセスが十分でない村落地域からモデル地区を選び、簡易水質調査や水に関する衛生啓発などに関しワークショップ等を通じた普及を行う。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
・アフリカにおける湖沼にかかるストレス等の問題の現状分析および将来予測 ・モデル湖沼の水環境管理計画策定 ・水質や衛生に関する普及計画策定、現地でのワークショップ等普及の展開			

3. 施策の効果

我が国のアフリカにおける水環境支援の推進とそれを通じたアフリカの生活環境の維持向上、ひいてはMDGsの達成に資する。

アフリカにおける水環境改善

背景

- ・安全な水や衛生にアクセスできない人口を半減させることがMDGsの一つであり、特にアフリカにおいては喫緊の課題
- ・アフリカの湖沼においては、ガバナンスの問題や環境変化に対する脆弱性により種々の問題が顕在化
- ・TICAD における我が国の対アフリカ支援のコミットメント

具体的な問題

安全でない水源



住民による手堀浅井戸



公共用水栓の周りに家畜

湖沼環境の悪化



塩分が露出しているナクル湖
(ケニア)



ビクトリア湖(ケニア、
ウガンダ、タンザニア)
に導入された外来種
ナイルパーチ

実施内容

- ・エチオピア、タンザニア、セネガル等でモデル地区を選び、簡易水質調査や水に関する衛生に関しワークショップ等を通じ普及啓発
- ・湖沼にかかるストレスの分析と流域を含めた統合的な湖沼管理の推進



- ・安全な水へのアクセスの改善
- ・湖沼環境の改善
- ・我が国の対アフリカ環境支援への貢献

水・大気環境局土壤環境課

1．事業の概要

土壤汚染対策が広く行われるようになってきていることを反映して、汚染土壌が大量に全国各地へ移動している。また、汚染土壌は処理費用がかかり、見た目では区別がつかず問題が顕在化しにくいいため、廃棄物の不法投棄と似たような状況を招来するとの懸念がある。このため、実態把握に努めているところであり、汚染土壌の不適切な処理が実際に生じている事例も判明している。

これらの実態を踏まえ、中央環境審議会においては平成20年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方」を取りまとめたところであり、この中で土壤汚染地から搬出される汚染土壌を搬出汚染土管理票により管理する仕組みや汚染土壌の処分方法等についての守るべき基準を法において規定すべきとされた。

このため、本調査では、これらの施策の実現にむけた検討を行うとともに、汚染土壌が大量に搬出されるという性質を踏まえ、汚染土壌管理を円滑かつ確実に実施するために電子システムの活用を含めた汚染土壌管理票制度についての検討を行うこととする。

2．事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
汚染土壌物流管理システムの検討	←→		
汚染土壌物流管理システムの運用状況の確認及び改善		←→	
汚染土壌処分施設の技術基準の検討	←→		

3．施策の効果

汚染土壌の処理について、円滑かつ確実な処理を推進できるとともに、利便性向上と利用者の負担軽減を図ることが可能となる。

(拡充) 搬出汚染土物流管理対策検討調査

搬出汚染土
の発生
約300万トン/年
[平成17年度推計]



- ・大量の汚染土が全国各地へ移動
- ・見た目では普通の建設残土と見分けがつかない
- ・処理費用が高額

- ・浄化施設
- ・処分場
- ・セメント工場



不適正な処理が発生

- ・運搬や処分などのルールの設定
- ・効率的な搬出汚染土壌管理システムの構築

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

近年、人の健康影響への懸念などから土壌汚染に関する情報への関心が高まっており、当該情報の公表・引き継ぎの必要性が高くなっている。平成20年12月に答申された「今後の土壌汚染対策の在り方について」においても、「土壌汚染に関する情報について、埋没させることなく、関係者が容易に入手し、適切に活用することができ、適切に承継される仕組みが必要である。また、対策が行われて解除がなされたという情報や調査の結果土壌汚染が発見されなかったという情報も含め、地方公共団体において、土壌汚染の状況を把握し、汚染原因の解明、汚染状況の履歴調査等に有効に活用すべきである。」との提言がなされている。

このことから、土壌汚染に関する汚染状況などの人の健康被害につながる基本的な情報について、地方自治体が収集、整理、保存及び適切に提供するためのガイドラインを策定・改善するとともに、地方自治体が情報提供するための汎用的なシステムを検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
地方自治体が土壌汚染に関する情報を収集、整理、保存及び適切に提供するためのガイドラインの策定及び改善	←	→	
地方自治体が情報提供するための汎用的なシステムの検討	←		→

3. 施策の効果

土壌汚染が判明した土地の周辺住民などに汚染状況に関する正確な情報を提供することによって、無用な不安感を与えることを防ぐとともに、その土地に立ち入ることや地下水の飲用による人の暴露の確実な防止に資するものである。

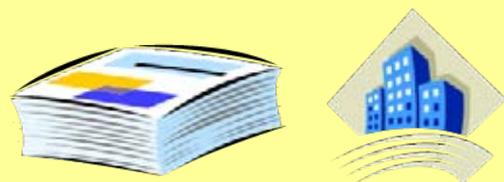
また、地方公共団体において、土壌汚染の状況を把握し、汚染原因の解明、汚染状況の履歴調査等にも有効に活用することができる。

(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査

- ・人の健康被害への懸念などから土壌汚染情報への関心の高まり
- ・土壌汚染情報の引き継ぎの必要性

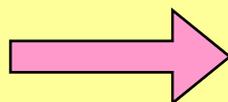
地方自治体が土壌汚染に関する情報を提供する一定のルールの検討
ガイドライン・システム

土壌汚染情報が提供される仕組み



地方公共団体

調査結果、対策内容



情報の提供

土壌汚染調査結果・対策情報の検索・閲覧及び公表



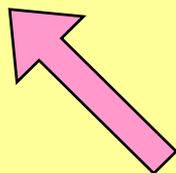
情報閲覧

基本情報



詳細情報

国民(関係者)



土壌汚染調査、対策の実施



土地所有者等
調査会社・対策会社

水俣病総合対策関係経費等

11,471百万円(9,529百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 救済策に関連した措置

水俣病被害者の救済策について、与党プロジェクトチームと連携しながら関係者の合意が得られるよう努力をし、合意が得られた場合にできるだけ早期に、円滑に対応できるよう、手当の給付やチッソ(株)による一時金の支払への支援に必要な予算を計上する。

(2) 地域環境福祉施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・「もやいづくり」を目指す多彩な活動を推進する。

胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業

離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業

慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業

等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・水俣病被害者等医療費等支給事業
- ・水俣病被害者等手当支給等事業
- ・健康管理事業
- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

700百万円(651百万円)

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

このため、平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 - そら (SORA) プロジェクト -」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2. 事業計画

- (1) 平成17年度から開始した学童(小学生)を対象とする5年間の追跡(コホート)調査(愛称:そら(SORA)しらべ隊)を、平成21年度以降も継続して調査する。(平成17年度～平成22年度)
- (2) 平成18年度から開始した幼児を対象とする症例対照研究を、平成21年度以降も継続して調査する。(平成18年度～平成22年度)
- (3) 平成19年度から開始した成人を対象とする疫学調査を、平成21年度以降も継続して調査する。(平成19年度～平成22年度)

3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことができる。

局地的な大気汚染の健康影響に関する疫学調査

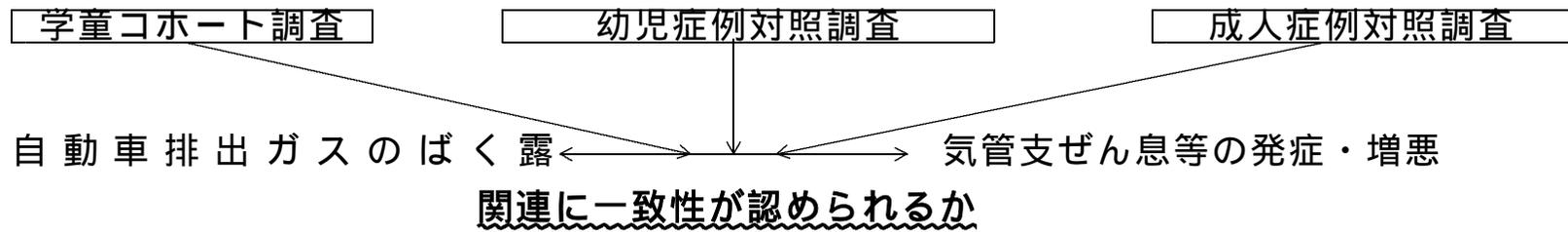
全体計画

1. 疫学調査による因果関係の有無の判断には、複数の疫学調査で関連の一致性があることを観察することが重要。

* 疫学調査による因果関係の有無を判定する際の視点として、「一致性」は「時間的關係（ばく露の時間的先行）」、「量反応關係（ばく露量の増加に伴って相対危険が増加）」などとともに重要な視点である。

* 調査対象者・調査対象地域・調査日時が異なっても、調査デザインが異なっても、同一の関連が観察されれば、この関連は因果関係である可能性が高い。

2. 本疫学調査では、対象やデザインが異なる調査として、学童コホート調査、幼児症例対照調査、成人症例対照調査を実施し、結果の一致性が認められることを確認する。



	調査名	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
1	学童コホート調査						解析
2	幼児症例対照調査						解析
3	成人症例対照調査						解析

被認定者に関する医学的所見等の解析調査

45百万円（22百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度においては、被害者の迅速な救済が求められているが、中皮腫等については医学的知見が十分確立されておらず、専門家でも判定が困難な事例も少なくない。また、法施行後5年以内の制度の見直しにおいては、医学的判定の考え方についても最新の知見を踏まえ再検討を行う必要がある。このため、文献調査や、救済法被認定者の病理所見などの医学的情報や石綿ばく露に関する情報の収集・整理・解析を行うとともに、平成21年度からは、医療関係者に対する本事業の成果還元を拡充し、併せて、未申請死亡者等の実態把握を行い、より迅速かつ適切な救済を目指す。

医学的所見解析調査

調査結果の医療関係者等に対する還元事業

未申請死亡者等の受療実態に関する調査

石綿のばく露状況に関する調査

2. 事業計画

区 分	19	20	21	22	23
被認定者に関する医学的所見等の解析調査					→
医学的所見解析調査					→
調査結果の医療関係者等に対する還元事業					→
未申請死亡者等の受療実態に関する調査					→
石綿のばく露状況に関する調査					→

3. 施策の効果

医学的判定の対象となった指定疾病の事例について、その画像所見や病理所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、医学的判定における資料とすることやその結果を医療関係者に広く周知することで、より適切で迅速な判定に資することが期待できる。また、被認定者の職業歴や居住歴の傾向を把握することにより、未申請の被害者への周知や健康管理対策の検討に資する。

被認定者に関する医学的所見等の解析調査

迅速な被害者救済のために必要な環境整備

医学的判定困難事例の解析
医療機関における診断技術の向上と均てん化
申請が遅れる事例への対策(未申請死亡など)
ハイリスク集団の把握

被認定者等の情報



文献
情報



医学的
情報



受療状況



職業歴
居住歴

情報収集
整理
解析

他疾患との鑑別に
有用な画像所見や
病理所見の把握

申請が遅れる理由
等の把握

ハイリスクな職業歴
や居住歴の把握

成果の還元

法施行後5年以内の 救済法見直し検討への反映

- ・法律の施行状況の検討
- ・医学的判定の考え方についての再検討

判定プロセスへの還元

- ・医学的判定の技術向上
- ・判定要件の明確化

医療関係者への還元

- ・医師を対象とする研修会の支援
- ・視聴覚教材の作成と配布
- ・診断支援システムの構築

将来的申請者への還元

- ・速やかな救済申請のための環境整備
- ・救済制度の広報を優先的に進めるべき対象の把握

自治体への還元

- ・保健対策を優先的に進めるべき
集団の周知

判定の
迅速化

存命中
の救済

早期発見
の促進

一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

94百万円(73百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路による石綿ばく露の可能性のあった代表的な地域において、住民を対象に、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、経過観察が必要な者に対しては、定期的に検査(年1回)を行い、適切なフォローアップを行い、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクについて解析を行う。

また、石綿関連疾患の所見が見つかった者に対しての重点的な受診勧奨や保健指導の方法について検討する。

2. 事業計画

現在、6地域で実施中。21年度より新たに以下を実施する。

調査対象地域を追加する。

石綿関連疾患の所見が見つかった者への受診勧奨やフォローアップの検討及び地域における保健指導の在り方のマニュアル作成と講習会の実施。

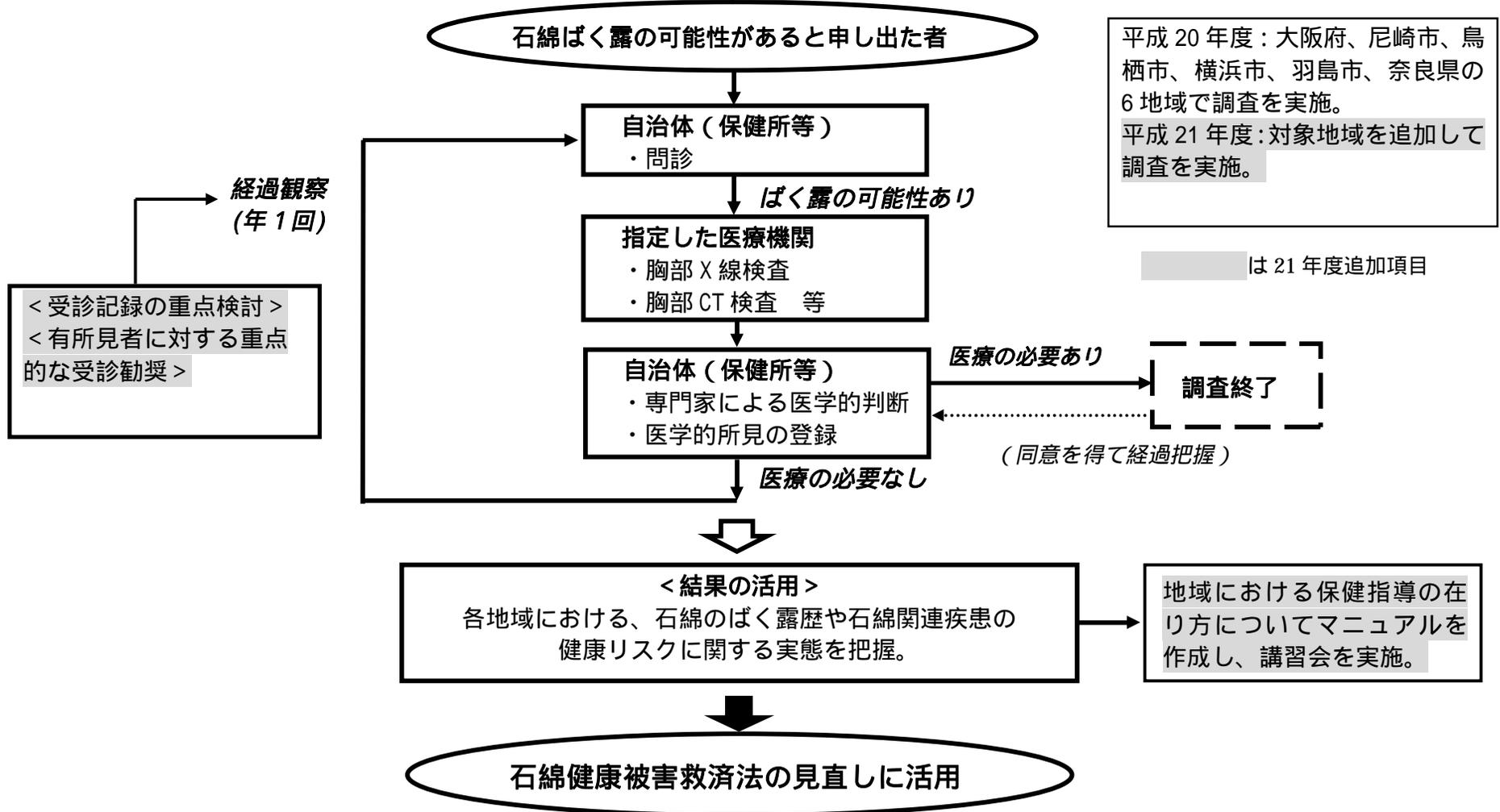
区 分	18	19	20	21	22	23(*)
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査					→	→
(3地域：大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市) H18～					→	→
(6地域：奈良県、羽島市、横浜市鶴見区) H19～					→	→
(上 記) H21～					→	→

*：平成23年3月までに行われる法制度の見直しに対応して予算の見直しを実施

3. 施策の効果

一般環境経路で石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握し、その成果を、今後の石綿関連施策、救済法の見直し、他の地域における保健指導等に活用する。

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査



(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業
15百万円(0百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度では、石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚といった非腫瘍性石綿関連疾患(以下、「石綿肺等」という。)については、法の附帯決議や中環審答申において、その取扱いを検討することとされている。また、平成20年6月に成立した改正救済法の検討過程においても、早急な指定疾病の見直しの必要性について議論がなされ、その検討に必要な知見を緊急に収集する必要がある。

指定疾病の見直しに当たり、これまで職業性ばく露によつての発症しか知られていない石綿肺等について、当該疾病と診断された者の事例を収集し、過去の石綿ばく露状況及びそれに関する客観的資料、画像所見、病理所見、自覚症状及び他覚症状の程度、臨床経過や予後等の医学的情報及びそれらの相関について解析を行う。

また、客観的な石綿ばく露評価に不可欠である石綿小体等計測技術の普及のための実務者講習会等を実施する。

2. 事業計画

区 分	21	22	23～ (*)
指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業		→	-----→

* 平成22年度末までに行われる制度見直しを踏まえ、予算の見直しを実施。

3. 施策の効果

石綿肺等の医学的情報を収集・整理・解析し、中皮腫や肺がんと比較した際の重症度や石綿ばく露レベルの客観的評価方法など、指定疾病の見直しにあたっての課題の整理を行うことにより、実態に即した本制度の見直しに資する。

指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業

(背景) 法の附帯決議、中環審答申(平成18年3月)
「必要に応じて指定疾病を追加」

改正救済法(平成20年6月成立)の検討過程
与党PT「石綿肺に関し、被害の実態や医学的知見に関する調査について早急に結論を得るよう努めるとともに、救済の在り方について検討を進めること」

石綿
関連
疾患

・中皮腫 } 救済法の
・肺がん } 指定疾病

・石綿肺
・良性石綿胸水
・びまん性胸膜肥厚

石綿肺について
検討すべき課題

石綿肺の臨床像に関する
実態把握
他の原因による肺線維症
との鑑別方法
中皮腫等と同等といえる
重症度の評価方法

石綿ばく露歴の客観的
かつ非侵襲的な証明方法

事例調査

石綿肺等と診断された事例を
全国規模で収集

各事例の医学的情報を収集・解析

- * ばく露歴、画像所見、病理所見、
自覚・他覚症状、臨床経過等
- * 生存者へのヒアリング
- * 剖検例の石綿小体等計測



石綿小体等計測技術に関する普及啓発

各種検体を用いた
計測技術の講習会開催



指定疾病追加の検討

(追加される場合)
認定基準等の検討

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

110百万円(112百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者(対象者)に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事業内容	20年度	21年度	22年度～
医療費等の給付			→
健康管理調査等の実施			→
調査研究の実施			→

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討等により変更となる可能性がある。

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

<実施状況>

申請受付開始日
平成15年6月30日

対象者数等
(平成20年6月30日現在)

医療手帳対象者 154名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 30名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

事業見直し等
・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、当初3年間実
施とされていた健康管理調査の
継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、平成20年7月
以降も事業を3年間継続すること
を決定

<給付内容>

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

なし
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

あり
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

H20.6.30～
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

241百万円(234百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を実施しているところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から10mg/L(ヒ素換算値：環境基準の1,000倍)以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、初年度において揚水による効果的な対策手法について検証をした上で、汚染地下水を継続的に揚水し、その処理を実施する。

平成20年度～23年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

3. 施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残存している有機ヒ素化合物の90%以上を除去することができる。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。

